

飛騨舟津町では毎年正月十五日の朝、小児がカツ木を削掛にして、それに寶珠又は金銀の形を置き、去年嫁聲を取つた家に行き嫁聲を祝ふ(飛騨道乗合府)。阿波辻町邊では削り掛のことを『おりばし』と稱へ、栗か榎の木で作り、正月十五日間神棚へ供へ、十五日の早朝之を以て、粥を入れた鉢を掻き交ぜ、『暮にはどうぞ早くお出でなされませ』と三度唱へ、それから年徳神の棚より大黒柱、隅柱等を打ち、終りに戸口を開き年徳神を送り歸す(人類學雜誌六〇號)。

【參考文獻】

馬道に削花 (伴 信友) 比古婆衣卷一九各地の削掛 (挿圖多數) 人類學雜誌一五號ケナガジン 「毛長神」 東京市足立區新里(舍人町の小字か)に毛長明神があつた。昔は髪ノ毛を箱に納めて神體としたが、何時頃の別當か、不淨の毛を神體とするは非禮とて、出水の時毛長沼に流したと云ふ。此毛長明神の鳥居と相對した舍人町には、男根社があつたが今は無い(四神地名録)。七難の揃毛參照。上野多野郡上野村大字新羽の新羽神社の神寶に、橋姫の毛髮(長さ七尺)がある。今も祭禮の時には其毛箱

を捧げ神輿と共に渡御する(同郡誌)。

【參考文獻】

上野の長毛 (爲永 貞高) 閑窓瑣談卷一備後西條町字入江の熊野宮の末社に、跡厨殿と云ふがある。祭神は不明だが神體は木像で、男神長鬚が膝に及び女神は垂髪が腰を過ぎてゐる(藝藩通志卷一一九)ケハウ 「家抱」 日向の日田領を中心として、其地方に行はれた農奴であつて、他地方の名子、庭子など、同じものである(農業經濟研究四ノ三)。ケバウス 「毛坊主」 古い優婆塞の系統に屬する者で、雉髮の清僧に對し有髮の俗僧なるより斯く稱した。鉦打、被慈利、願人など皆此徒である。京都東寺の下僧其下に候人と云ふ者がある。之は妻帯で微賤の者だが、散錢の大師堂へよるのを替々取る故に勝手はよい。法華宗の中山派と云ふは古は妻帯である。今の頂妙寺、堺長谷寺、本法寺等は此派であるから古は妻帯であつた。中山派は古く山伏で妻帯でありながら日蓮の弟子になつた。此派は別して祈禱をする幣をきつて壇を飾るのも山伏だからである(以上。遠碧軒記上ノ二)。

近江長濱に大通寺と云ふ本願寺派の寺がある。開山は後鳥羽院の御末で播磨御房の弟子である。此末寺は八百寺もある。其内に毛坊主と稱して頭をザンギリのやうにして衣を着て妻帯し、一村の旦那寺の事を取り行ふ。毛坊主村と云ふ一村がある(譚海卷四)。

慶長頃より毛坊主が流行し、一向宗門の有徳の者の中には、上方風を見習ひ男女共に有髮のまま、或は切髪となつて本山より僧名を受けて毛坊主と唱へ、半法衣を着て宗旨の相續を名とし中々勢力を保ち、政道の害となる事が多かつた爲か、元祿年中天下一般に此風儀を停止された(越後風俗志第三輯)。

【參考文獻】

毛坊主考 (柳田 國男) 郷土研究卷二連載ケヒヨソラドリ 「戲鬮踊」 紀伊日高郡南浦八幡宮の祭禮に戲鬮踊がある。太鼓細腰鼓鉦にて老人鬮團扇其他種々のものを持ち、作り花等を頭にさして奇妙な舞踊をする(紀伊續風土記卷六四)。

ケモノクヤウ 「獸供養」 豊後久住町の猪鹿狼寺は、昔瀧頼朝が富士の裾野で大巻狩を催した時、家臣をして九州の阿蘇神宮に狩の故實を尋ねさせ、其稽古が久住

山麓の高原で行はれた。其時の夥しき獵物の供養のためこゝに一寺を建立したものである(豊後傳説集)。

ケンクワダイコ 「喧嘩太鼓」 岡山市出石町の祭禮の喧嘩太鼓は有名だが、昔は此町には木仲仕が多く居た關係上、氣が荒く仁王町や常磐町の若衆達が口惜がつて隣の田町、中山下邊の若侍に應援を頼んで敵對したが、到底出石の敵ぢやなかつたと云ふ(岡山秘帖)。

ケンクワボトケ 「喧嘩佛」 播州曾根驛に近く六騎塚あり俗に喧嘩佛とも云ふ。磯にても打てば忽ち其友達同士、何事もなきに喧嘩すると云ふ(沼津誌集成)。

ケンクワマツリ 「喧嘩祭」 美濃武儀郡倉知村の喧嘩祭は、毎年四月廿日午後三時に上下兩社の行列が祭場に出合つて、先づ神木の榎を兩社の大幣が三回廻り勝敗を決し、次に兩社の神馬が廣場を走り勝敗を決し、最初に八本の押木を以て裸體の男が神輿の押合をして日没に終る。此祭の起原は、上社の女神と下社の男神が仲睦しく、榎の木の附近で戯れてゐたが争ひになり、年々日を定めて勝負をきめた故事といふ(民俗藝術二ノ四)。

丹波多紀郡味間村の二村神社に、喧嘩神輿と云ふ祭が

ある。毎年十月九日古佐卿と味間との氏子が之を昇き神輿を倒にして棒の上げくらしをして、勝た地方の五穀が豊穰であると傳ふ(多紀郡風俗調査)。
安藝品郡戸手村牛頭天王社の祭禮は、六月十四五の兩日であるが、神輿行幸の時川原へ昇き出し、輿丁東西に分れて互に摺合ひ打擲し、川原の石を礫として打合ひ、傷つく者が多いと云ふ(福山志料一七)。

ケンゲウ [檢校] 座頭を見よ。

ケンシヲカクシユウゾク [犬齒を缺く習俗] 陸前氣仙郡一帶の洞窩及び貝塚を視察した小金井良精の考證に、東磐井郡長坂村の洞窟から人骨の破片を發見し、上顎骨を調査するに及んで、犬齒を抜いた跡が歴然とあるのを見た。犬齒を抜く事は日本の石器時代民族には共通した習俗であつて、以前關西地方で盛んに發掘された石器時代の人骨にも、犬齒を抜いたのが甚だ多く、殊に第一犬齒を抜き取つてあつたのが著しかつた。河内で發見したのには上顎の門齒に鋸狀のギザギザが細工してあり、其下にあたる下顎の門齒は全部抜き取つて噛み合せる時に、上顎の美しい細工齒を害さぬ様に出來てゐた。京都及び三河からも三、四個づゝ

掘り出したが、皆夫々に齒を細工した跡を見出したのである。然らば何故に大切な齒を無駄にしたのであるか、詳細は不明であるが、一種の迷信か、或は其種族の標であつたか、恐らく今日世間で行はれてゐる。眉毛の剃り落し、齒黒染め、アフリカ蠻人の齒を抜く奇習等と類似したものと思ふ(人類學雜誌其他)。

ケンタユウジン [源太夫神] 大津市に近い上坂本の早尾社は、日吉權現中七社の第五である。日吉山王新記

尾州熱田社内、源太夫神是也とある(近江輿地志略卷一七)。按に、源太夫神は西の宮の白太夫神の類ではあるまいか。

ケンテク [建築] 信州下高井郡では家屋又は重なる建

物を新築する時は、先づ新始めと云ひ親戚知人を招いで祝ひ、後神官を聘し地祭を行ふ。敷石の据付其他萬端整へば、吉日を選び棟上を行ふ。此時親戚知人が助力し終れば宴を開く。屋根葺を終れば「ぐしもち」として餅を搗き、菱形等に切つて寛永錢と共に屋上から撒布し來者争ひ拾ふ。錢は火災の守として尊ばれる。住宅が竣工して移轉の時は「わたまし」と稱し、神官僧侶親戚知人隣人等を招いで宴を張る(同郡誌)。

ケンテクトエンギ

[建築と縁喜] 長崎市の諏訪神社の石段の石に、陰陽の性器が彫り付てある。之に就て建築師の語る所に由ると、神社の建設には請負業者の間に一種の迷信があり、工事が竣成すると大願成就の意味で、必ず男女の性器を刻んで奉納したものであるが、後には世間が此事を嫌ふやうになつたので、隠れて自分の心願を果すため、何處かへ彫り付けるやうになつたのである(長崎雜誌三ノ一)。

加賀能美郡では、新に家屋土藏等を建築する時は、鰯魚を梓に盛つて、四五日中之を柱に結んで置き、後に人知れず、之を河中に流す事がある(同郡誌)。

岩代會津郡から羽前各郡の農村では、家屋の新築又は屋根替の折には、竣工すると其祝儀として大きな木で陽根を造り、主婦がそれを持って家の圍りを廻り、後に屋根棟に縛りつけて置く習俗がある。之は火防せの厭勝だと云ふ(橋浦泰雄談)。

ケンテクトシンカウ

[建築と信仰] 岩代河沼郡筑川村大字湊に春日神社がある。棟行五間の長床があるので同所では五間の家を作らぬ(同郡案内)。

ケンテクトゼイキン

[建築と税金] 信濃では江戸期に

門税と稱する特殊の税目あり、金百兩を出せば新に門を建る事を許し。又役税とて金五十兩出した者は或る役を許し、此他役金とて金百兩出した者には、苗字帯刀を許すなどの事があつた(上伊那郡史)。
豊後速見郡で江戸期には僧侶、醫師、村役人、並に金納して藩の許可を得たる者の外は茅葺の家に住し、雨戸さへ自由に設るを得なかつた。雨傘も之を用ふるは藩士に限り、他は間屋傘で普通農民は皆竹皮笠であつた(山香郷土史)。

【参考文献】

江戸期の農民階級 (中山 太郎) 日本民俗學論考

ゲンブク [元服] 男女の成年式(詳しく云へば男子の烏帽子着、女子の鐵繫附)を元服と云ふが、之は必ずしも我國固有の民俗では無く、一面に於ては支那の影響を、更に一面に於ては武家の影響を受けてゐる。そして元服を済せば、男子なれば童名を改め、前髪を切り、大人用の衣服を着る事を許され、併せて一人前の男として社會的に待遇され、女子なれば肩を剃るのが大昔の作法であつた。烏帽子着、鐵繫、成年式等を参照せよ。

元服と神事 近江蒲生郡梅川村大字石塔の若宮神社は祭神は素尊で、十一月二十日と十二月十三日は、大汁と云ふ神事があり、『でたち』『多ぼしき』と云つて元服した者、嫁を買つた者より、一定の玄米を徴して神社基本金に充てる(同郡誌卷六)。

若狭三方郡南西郷村では、氏神宇波西神社の祭禮に際し、舞踊(マイタウ)に當區で、被冠者中の最も大匳を式場に當て、最高齡の男子を烏帽子親に請じて年齒を以て着席して盛に供張し、古雅な式で數多の妙童をして着冠せしめる。之を元服式とも云ふ(同郡誌)。

元服と登山 津輕地方では、一般に舊八月一日より十五日迄をお山參詣と稱し、男子は岩木山に登り參詣する。殊に初參りの者は七日間齋戒し、心身を潔め幣帛を捧持し、淨衣を纏つて一齊に敬虔の間に登山する。歸途は烏帽子と假面を被り異装をして『良い山かけた』と歡呼しつゝ戻る。郷閭の人々は酒肴を饗して笛太鼓で歡迎する(鳥城志)。

佐渡では『殿は山詣り、出たら羽黒で逢はうもの』と謠ふ。山詣り——島の男は是非一度はお山さん(金北山)へ詣り、女は羽黒山へ詣る風習がある(佐渡の民謡)。

越中の男子は、十三歳位になると必ず立山に登る。歸つて來る時は紙の赤地に白で雄山神社と抜いた旗を立て、氏神に參拜する。斯うすると一人前の男になつたと云ふ。武士の元服に相當するものである(中學世界二二ノ一〇)。

元服と結髪 岩代岩瀬郡では、元服と稱して男子は十五歳又は十六歳の正月に額髪を剃除し、既婚の女子は十九歳の正月に眉毛を剃り、若し其以前に分曉するときは、眉毛を去りて後生兒を見るを例とした(同郡誌)南嶋雜話に、男子八歳以下は帯を内地と同様後に結ぶ。十四五歳迄は何太郎何次郎と内地名を用ゐて、頭の髷もウケ折であるが、元服の後は嶋の名に替へ、衣、帶髪分けも乗る(奄美大嶋史)。

元服と衣服 飛騨益田郡の中級以上の家では、男子が十五歳になれば元服祝とて、親族知己恩師等を招き祝宴を張る。此日初めて肩揚げのない衣服を着て、席の主賓となつて大人の仲間入をする(同郡誌)。

若狭では、男子は十三歳で『袖留』と云ふ事をするが下賤の者はせぬ。女子は十三歳で『かづき初』をする(若狭國風俗答狀)。

一一號。

攝津武庫郡では昔時男子が十六歳になれば元服と云ひ、少年が大人の服を着て冠を加へ大人となる儀式がある。又此折に改名して髻を上げ月代をして結髪し、晴衣を製して産土神へ參詣する。又女子の成人を表す意で、鬢そぎの式もあつたが今は無い(同郡誌)。

元服と食事 陸中膽澤郡下衣川村の荒澤權現社は、同邑及び磐井郡戸河内兩邑の鎮守で、此兩邑の兒童は七歳になるまで鳥を食はぬ。毎年九月二十八日兩邑の七歳になる兒童は、單の白衣を着て男子は月山社に、女子は荒澤社に始めて參詣する。そして別當が加持をし、兒童は白衣を脱いで歸宅し、始めて鳥を食ふ事を許される(封内風土記卷一九)。按に、之と少しく事情を異にしてゐるが、京都の賀茂神社の社家の子息達は元服すると五反田入(給分)をするが、其折に必ず蟹料理を食したのは(雍州府志)、同じく元服によつて禁食を解かれる習俗のやうに思ふ。

元服と入墨 沖繩の女子は皆入墨した。之を男の元服に對して女の元服と云ふ。故に此入墨も男の元服時代より始まつたものであらう、入墨は十一歳十三歳の時にする。男の元服するのと同じである(人類學雜誌一)

元服と讓後 上野惣社町では、昔は男子十七歳になれば、其年の十一月十五日(病弱者は十九歳)に前髪を剪り赤飯を作り親戚知己を招き饗宴をした。此式が終れば公私共一人前の役目を勤めるのを郷例とした。又勞銀の關係上(元服前の勞銀は大人の半額)勞働者は多少定年より早目に行ふを常とした(同町郷土誌)。

近江栗田郡内では、男子は十二三歳より十五歳の間に元服式を行ふ。此祝を終れば村役に一人前として用ゐられる(同郡誌)。

能登鳳至郡南北村では、昔は男子十五歳になれば『殿様の男』になつたと云ひ、一人一年二升づゝの飯米を出し、爾後夫役を課せられるが成人者と同資格になる(同郡誌)。

加賀能美郡では、男子十七八歳になれば元服祝をする。勞働者は之を行はねば大人としての賃銀を得る事が出来なかつた(同郡誌)。

元服と先軛 上野邑樂郡地方では、元服祝として道路で突然元服した男の月代を打つ戯れがあつた。是は俗に白禿病に罹らぬ呪であると云つた(同郡誌)。

名古屋市熱田町では、昔は毎年初午に西浦東浦の若者が、元服して童名を改める。其賀儀に去年元服の若者を招く。客は日中箱提灯を持ち變つた風俗をして、主人方より出る大勢の案内者と共に、僅か四五丁の道程を半日かゝつて歩み、途中我儘を云ひ小石を大岩であるると案内者に取り除けさせたり、水のこぼれたのを深い河だと云つては、橋を渡させたり種々困らせて行き着くのである(名古屋市史風俗篇) 按に、此兩記事は先輩の後輩に對する儀禮として、注意すべきものである。

元服と若者入 駿河安倍郡では昔は男子が十五六歳になれば髮剃親を選び、前髪を剃り大人の服を着し幼名を改め實名を付て一人前の待遇を受ける。又半元服とて一人息子又は身體の虚弱な者は十二三歳で元服する斯くて若衆組に入る(同郡誌)。
丹波北桑田郡神吉村では、男子が十五歳になれば元服し、正月十五日青年會に入る。之を若衆入りと稱した。妻を娶れば若衆を退く例であつた(同郡誌)。
丹後中郡では、昔は男子が十七歳になれば、身分相應の者を親方として近隣の者を饗應する。此際幼名を改

めて成人の名をとる。そして此年に若者入をする。又簡略にするには、若者初寄合のとき、酒一升豆腐一箱を送り披露する(三重村郷土誌)。
【参考文献】
日本若者史 (中山 太郎)
ゲンブジン 「玄武神」 紀州では今も妙見祠などに、驛鈴様のものを木銅等で作り、鎮宅靈符と字を刻み、一方に龜蛇相交る圖を畫きたるものが多い。之は玄武神である(南方來書卷一)。

コ

コウザキ コウザキとは猪の心臓を云ふのである。解剖し了つた時は、紙に猪の血液を塗つて之を旗として、コウザキの尖端を切つて共に山の神に獻ずる。コウザキはコウザキ殿とも云ひ、又山の神をもコウザキ殿と云ふ(後狩祠記)。

コウジヤ (麴屋) 岡山城下草創の當時兒嶋郡の民が紙屋町で麴職を始めたが、草葺の家が多く何時火災かあるかも知れぬと、元祿年間に兒嶋町に移された。其條

件は「望み次第の公職をせよ」と云ふので麴職の連中は「兒島町の麴屋以外、近在一里四方の麴職差止め儀」を願ひ麴職の獨占を許された。當時の同業者は十二軒であつた(岡山秘帖)。

コウシジンジャ 「孔子神社」 讚岐綾歌郡瀧宮村の瀧宮神社の末社に孔聖神社があり、木像の裏に承和五年の文字がある。昔國廳の傍に國學があつて、之が聖堂に備へた木像であると云ふ(古今讀岐名勝圖繪卷七)。
肥前小城郡南多村山口に孔子神社がある。同字の産土神として崇敬してゐる。徳川年間に多久某の勸請したものである(石雲錄)。

コウジヤカブ 「麴屋株」 丹波氷上郡下竹田村に荻野氏があつた。麴屋株と稱し、往古は二里四方の山川糶屋が運上を取つた(丹波志卷一五)。

コウゼンモノヲヌスヒ 「公然物を盗む日」 信州木曾地方では、三月三日は雛祭であるが、此日は雛の麥見又はガンドーチと稱して他人の家に飾られた雛棚の白酒、餅を子供達が公然と盗み食ふのを常としてゐる。(人類學雜誌二七ノ七)。

大阪市では明治初年迄は、節分の夜に俳優は鶴の羽で

拵へた簪を施すが、女子が其簪を挿して歩くのを、若者達が追ひ廻して公然と盗む事を許されてゐた(中山聞書)。
大和高市郡坂合村では、九月十三日の名月に供へた豆を盗んで食ふと子供が出来るとて公然盗む(考古雜筆第七號)。
備中淺口郡でも九月十三夜には、他人の果實を盗んでも咎めぬ(同郡誌)。
筑前鞍手郡若宮村福丸にては、メイギンチヨと稱して、七夕の御供へ物や民家の柿などを公然と盗む(九州民俗學一ノ三)。

コウチノアザトナ 「耕地の字と名」 越前南條郡堺村廣野は山間の遠地であつて、其處では庄屋を明願と云つて先祖の法名を代々呼んで來た。又長(オトナ)百姓を山之越と云ふ。亦田中、的場、畔地などと面々の耕作する所の土地の字を、直に名に呼んでゐる。之は上代の俗習である(越前國名蹟考卷二)。

コウノス 「鴻巣」 武藏鴻巣町の鎮守氷川社は、一名鴻の宮とも云ふ。羅山文集に昔大樹があつて、之を樹神と稱し、民飲食を以て之を祭らざれば人を害した。一日

鴻が来て枝上に集つた。巨蛇が其卵を呑まんと欲したのを啄んで之を殺した。是より神人を害せず、そこで鴻が害を除き益があるからとて鴻巢と稱し、遂に社に名け又地名としたと云ふ(新編武蔵風土記稿卷一四八)。

【参考文獻】

鴻の巢 (柳田 國男) 郷土研究一ノ一〇

コウノトリ (鴻鳥) 鴻の鳥は聲を發せず、鶯を鳴らすと云ふ。嘉永年中上野中堂の屋根に此鳥が巢を造つた寺僧の話に鴻の鳥は蛇を取つて雛に與へる故に此節山内に一疋の蛇も居ない。鶯を以て蛇の頭を咬へ、足で抑へ鶯にて長く二三度もこけば、蛇は直ちに死し雛に與へると(筆の熊手)。

コウノユ (鴻の湯) 但馬城崎町湯嶋の山奥に鴻の湯があつた。古へ足を損じた鴻の鳥が谷へ下りて其足を浸した。土人は怪しく思つてゐたが日を重ねて其足も癒いて去り靈泉を知つた(但馬考)。

コウビ 五月卯の日を云ふ。此日田植をするを憂ひ事あると云つて、三河の奥地では田植を忌む。コウビの算へ方を記憶する歌がある『辰や丑戌や未や卯子の酉、申を寅亥て午と巳』。一月から此順の日が凶日で、其故

に五月は卯の日を避ける(農村語彙)。

コウボウスキ (弘法水) 我國のマルコポロである弘法大師が掘つたと云ふ井水は、全國にて百ヶ所近くもあり如何にするも載せきれぬし、それに話の筋が殆ど同じなので概略にした。

下野足利郡三和村松田にある弘法大師の加持水は、大旱で飲水にも困つた時、弘法大師が杖を立て、加持をしたら清水が湧出したもので、旱霖に關係がなく水は同じやうである(足利日報、昭和五、一、一六)。

三河刈谷町で弘法大師が宿を求めた折皆斷りしに、お霜と云ふ老婆が快く宿を承引した。翌朝井戸水の悪しきを憐んで大師杖を刺した處良水が湧き出た。今にお霜井戸とて存してゐる(大府郷土史)。

阿州阿波郡大俣村犬墓字素水に、弘法水と云ふのがある。弘法が巡錫の途すがら杖で穿つた泉である(同郡誌)。

コウミイシ (子生石) 岩代信夫郡鎌田村新町に石ヶ森大明神があり、社西の田島の中に種々の奇石が土手の如く重つてゐる。其内に男石女石と云ふがあり、女石の穴より大豆程の子石を年々生む。其子石は自然に大

きくなり産の守にする(陸奥國伊達信夫郡神名帳)。

【参考文獻】

羽後平鹿郡阿氣村

雪出羽路

下總香取郡豐里村字濱

香取郡誌

相模三浦郡西浦村字大崩

三浦郡誌

近江野州郡山脇村

輿地志略六八

美作久米郡瀧川村字足谷

校正作陽誌

紀州牟婁郡神山村

續風土記八七

薩摩日置郡日置村

三國名所圖繪

コウラ (子占) 甲斐東八代郡黒駒村御坂嶺の山頂に子持岩がある。行人之に背面して股下から石を投げ、其達不達により未生の男女を占ふ(甲斐國志卷二四)。

コウリヂザウ (子賣地藏) 伊勢阿山郡中瀬村寺田では昔四十二の二つ子を忌み、其子を地藏の前に棄て、往來を行く二番の者を親として育てたので子賣地藏と云つた(伊水温故卷二)。

【参考文獻】

赤子塚の話 (柳田 國男)

爐邊叢書

コウロギ (古六騎) 秋田市の古六騎はコウロギと訓む、傳説に古六騎は秋田家の臣で後に八橋吹上山陰に

潜居し、土とも民ともならず、天徳寺に佐竹家の佛事ある時、又は市内及び附近の村落に吉凶事ある時施米錢を受くる特權を藩から與へた。皆白木綿の長き袋を負つて、戸毎に立つて報謝を受けたとある(秋田男鹿嶋名勝卷上)。按に、古六騎は蟋蟀橋(轉び橋の訛)の袂にゐたので此名を負ふた者である。次項の蟋蟀橋を參照せよ。

コエダシ (肥出し) 下總銚子市外の矢田部村では、正月三日を過ぎると肥出しと云つて、何處の家でも旭の出るか出ぬ内に麥の施肥に取りかゝる。男は水肥を擔いで運ぶと、女は肥を注いだ後へ畝作を切る。午前中に仕事を終り遊ぶのである(ぬかこ二二ノ四)。

コオトシガケ (子落崖) 大和山邊郡東里村小原の東方に崖があつて、シングリマクリと云つてゐる。シングリとは方言で魚籃のこと、マクルとは高い所から物を轉し落すことである。茲は昔小原に貧乏人があつて、子供の養育に困つた末に子供をシングリに入れて、谷底へマクツた所だと云ふ(大和の傳説)。

コガシマツリ (麥粉祭) 伊豆熱海の鎮守來宮神社の例祭は、七月十六日に行はれるが、巡幸の神輿の前に猿

田彦（赤衣を着し赤假面を被る）が立歩み、信徒の寄進した麥粉を拜觀の群衆に投げ散らす。群衆は此粉が懸かれば免疫するとして悦ぶ（民俗學三ノ一二）。

コキアゲ〔扱上〕遠州濱名郡にては稻收納終りの祝を云ふ。此日強飯をふかし、鎌とコバシ（扱箸）とを座敷へ上げて祭る。信州北部でもコキアゲと云つてゐる（農村語彙）。

ゴキイハ〔五鬼岩〕岩代耶麻郡本寺村の五鬼岩の下より清水が湧出する。其岩に五の鬼常に住み、此清水を飲んだ事より五鬼清水と云ふ。僧空海が加持の時、此鬼も失せ去つた（新編會津風土記卷五三）。

ゴキウソクセキ〔御休息石〕播磨加東郡加茂村穂積の住吉明神社の境内に一大石がある。昔より住吉大神の御休息石と稱してゐる（同郡誌）。

ゴキマチ〔五器町〕高崎市寄合町の事を古く五器町と云ふ、五器を作る者が住んで居たからと云ふ（高崎志卷下）。

コク〔鱒〕加賀の淺野川に鱒と云ふ魚があるが、流に立つて女達が鱒の歌を唄ふと多分に取れると云ふ。別けても美しい女を多く好くと云ふから、好色の魚ではあるまいか。某が廻國の際に實際目撃した。此魚は丹波の桂川にも居る（三河雀卷三）。

あるまいか。某が廻國の際に實際目撃した。此魚は丹波の桂川にも居る（三河雀卷三）。

コクタネカフクワンサイ〔穀種交換祭〕磐城東白川郡近津村の國幣中社都々古別神社の霜月祭の當日參詣者は、新穀（粳）を藁の苞に容れて社殿に納め、翌年の種子として奉納中の一苞を借受けて歸り、翌秋に至つて返納する（民俗藝術二ノ一一）。

ゴクモンバシラノネンク〔獄門柱の年貢〕信州飯田町では、昔御仕置者のある時は、獄門柱を年貢として仰せ付けられたとの事である（飯田萬年記）。

ゴクワツゴライム〔五月子を忌む〕大鏡裏書に五月子を生む事を忌むとある。今も世に五月生るゝ子を忌むのは古くからの習俗である（海録卷五）。

ゴクワンマツリ〔御願祭〕加賀江沼郡福田村の菅生石部神社の二月十日例祭に、御願祭の神事がある。數十名の白衣姿の青年が拜殿内で、六尺程の長さの竹を打ち合ひ、亦大蛇に擬した大繩を引合つて勝負を決する。其後に疫病避の竹の破片を皆々奪ひ合ひをする（旅と郷土一ノ二）。

ゴケオビ〔後家帯〕豊前では夫婦の一方が死ぬと、其注ぐ所を開いた。此湖に一個の口があるが、此口の閉は一定でない。湖口の閉る時は民水に窮し、開く時は水は豊である。此閉開は神の仕業である（曳馬拾遺）

配遇者は己の帯を裂て、切はしを棺に納める。又妻は夫を失ふと前帯に結ぶが、之を後家と云ふてゐる（民族と歴史五ノ六）。

コケシ 木地屋の細工に成る木の人形の名。名義不明奥羽一帯でさう云ふ（山村語彙）。按に、コケシ人形には遠刈田派（陸前刈田郡宮村）と彌次郎派（同郡福岡村）との兩派があり、各特色を有してゐる。由来は判然せぬが、始めは何か木地屋



の信仰の對象であつたらしい。

【参考文獻】

東北のこけし（武井 武雄）日本郷土玩具前篇

ゴケンムラ〔五軒村〕備前上道郡高島村は、家五軒以上は住居成り難き掟であつた。其家は殊の外大層にて家の内に合住するもの甚だ多かつたが、表立は唯々五軒であつた（譚海卷六）。

ココウカイヘイデンセツ〔湖口開閉傳説〕遠江濱名郡で、嘉祥三年八月に角避比古の神が水海を望み湖水の

注ぐ所を開いた。此湖に一個の口があるが、此口の閉は一定でない。湖口の閉る時は民水に窮し、開く時は水は豊である。此閉開は神の仕業である（曳馬拾遺）

コサ 東日本は一帯に、樹木の蔭になつて日當りを悪くする所をコサと稱す、申合せを以て之を伐り除く行事をコサギリと云ふ。此コサは大和の左地名の巨勢も同じかと思ふ（農村語彙）。蔭伐り參看。

ゴザイシ〔御座石〕甲斐北巨摩郡清哲村青木組に御座石山がある。御座石と稱し長さ二十歩、廣さ九歩許りで、石上に龍鬚（ゴザ）席を敷いた痕が顯然と存してゐる、鳳凰山権現の鎮座石であると云ふ（甲斐國志卷三〇）。

コサツケイテフ〔子授銀杏〕東都雜司谷鬼子母神の境内に在る。婦人が此樹を抱き其葉又は其皮を肌にて居れば、必ず子供が出來ると云ふ（郷土研究四ノ一）。

コサツケイハ〔子授岩〕土佐室戸岬の近くに子授岩がある。往來の婦女が之に小石を投げ其石の穴に入れば子を授かると云ふ（土佐史談第二〇號）。

【参考文獻】

岩代大沼郡赤澤村雀林

新編會津風土記

伊勢飯南郡宮前村宮前

飯南郡史

コサツケマツ 「子授松」 伊豆上狩野村吉奈の温泉へ、徳川家康の側室お萬の方が入湯して紀州頼宜と水戸頼房の二兒を産んだ。同所湯宮神社の境内にお萬の方が手植の松があるが、此松を夜中に人知れず取ると子供が授かると信仰された。往年の暴風に倒れて今は其切株の破片を煎じて飲むと、子供が授かるとて削り取る者が多い(伊豆傳説集)。

コシカケイシ 「腰掛石」 信濃下伊那郡座光寺村の不捨山如來寺は善光寺の元寺と云ひ、如來の腰掛石と尊像を安置した白とがある。御座石の古歌に「羽衣も撫ではつくさじ代々かけて、誓ひもかたき石の御ましは」とある(伊那名勝誌)。

昔市杵嶋姫命が出雲から安藝國に通過の時、石見邑智郡口羽村宇迫の小川を渡らせられたとの傳説がある。こゝに橋を架けて明神橋と云ひ、尙附近に腰を掛けて休憩された腰掛岩が残つてゐる(嶋根縣口碑傳説集)。伊豫温泉郡久米村高井の田の中に腰掛石がある。昔昔公配流の途次此地に一泊し、此石に腰を掛けたと云ふ(同郡誌)。

コシキテンジン 「飯天神」 安藝豊田郡下北方村栢市に飯天神がある。俗傳に菅公が筑紫に下向の途次此地で飯を炊かせ給ひ、飯を遺して往かれたのでそれを祀つたと云ふ(藝藩通志卷九〇)。

コジキムラ 「乞食村」 紀伊海草郡湊村今福の内に乞食村がある。封初の頃新堀川を掘り普請小屋を此地に建てたが、川普請功畢へずして止み、小屋が其儘なので城下の乞兒共が集つて其中に往む。昔から荒野の中とて誰も咎めず、何時の間にか乞兒の住家となつた故、後に區劃をして遂に一村となつた。初め集つた頃道才と云つて乞兒共が服従する者あつたので、官から命じて乞兒の事を掌らせた。今でも其子孫の者道才と云つて村頭である(紀伊續風土記卷二一)。

コシモトカニ 「腰元蟹」 上野の榛名湖に腰元蟹が居る湖畔長者の一人娘藤波姫が、或時湖水を周遊してゐる中、ふと行方不明になつたので、大勢の腰元が蟹になつて姫を探し歩いてゐると(時事新報昭和六、七、九)。

ゴシヤウクルマ 「後生車」 常陸の久慈郡を歩いた時、路傍に車井戸の車のやうな物が、棒に挟んで立てゝあつた。村人に聞くと後生車とて、有縁無縁とも廻はし

福嶋市黒沼神社の社前に腰掛石がある、之は祭神石姫の躰せられた石と傳へてゐる(福嶋繁昌記)。

コジキシオキ 「乞食仕置」 江戸牛込赤城町の油揚屋の女房が、文政元年五月中に堀の内へ日參の途中を乞食が多勢で不埒した。其後乞食を召捕り彈左衛門に仕置を申付ると、總身を土中に埋めて、首ばかり出し食を絶つたとある。小塚原に十六人あつたと云ふ(半日閑話卷一五)。

コジキガシラ 「乞食頭」 甲斐中巨摩郡國母村高畑の一木柳善九郎は乞食頭であつた。信支朱印で他國と變り乞食の方から穢多をも支配したと云ふ。總じて同國不案内は淨瑠璃太夫や、太平記讀の類ひが甲府へ來る時は、皆善九郎の手下であつた。案内知つてゐる者は先づ宿を極めて來たと云ふ(裏見寒話卷六)。

名古屋市の乞食頭岡崎惣内は、本姓は花井氏で古く鳴海山の城主であつたと云ふ。市内入江町開發の時から、當町筋東部の南北兩側に小頭四人及び手下七人と共に住む。依つて乞食町と云ふ。惣内の手下毎春三月の中江戸万歳と稱して之を演じ、其後大黒舞と變つた(名古屋市史風俗篇)。

てやると功德になると語つた(中山開書)。

コシラレチザウ 「腰折地蔵」 紀州伊都郡南地村松林寺境内に腰折地蔵がある。石佛の腰より兩に割れてゐる。腰痛の患ある者祈願すれば靈驗ありと(紀伊續風土記)。

ゴジンジヨウウ 「御陣女郎」 肥後葦北郡湯浦村は秀吉征西の折、召具した音羽御前と云ふ女將が此處で死んだ爲め葬つた。其女薨化して長さ五尺位の蛇になつた(葦北郡誌)。

【參考文獻】

御陣女郎 (中山 太郎) 賣笑三千年史
コスイデンセツ 「湖水傳説」 飛騨益田郡中原村門原に中山湖がある。昔門原左近とて至孝の者が、母の臨終に琵琶湖の水を飲みたいとの事に、左近は遠く湖水を汲み來つたが、瀬戸村迄來た時母死すと聞いて涕泣し、彼水を路頭に棄てた所それが溜つて湖水となつたと云ふ(飛騨遺乘合府)。

コステノシフゾク 「子棄の習俗」 我國では古く子供が夭折して育たぬか、又は父の歳の四十二の二つ子に相當する子は、一端之を路傍に棄て、兼約ある者又は旅

人に拾つて貰つて育てる習俗と、更に其場合に子供を賣買に擬する習俗と、別に子供の名を旅人(土地により一番に通る者と、二番に通る者との別がある)に命じて貰ふ習俗とがあつた。そして其の場所を子棄石、子賣岩などと稱した。豊臣秀吉が秀頼の幼名を捨君と命じたのも、徳川家光を三番目の通行人である山田正世が扇を買つたのも共に此習禮である。棄子參照。

伊勢飯南郡射和村阿波曾に子賣岩がある。子の生れてから七日の間に其子を懐いて此岩下に行き來待する者を招て名付け親とし、酒肴を贈つて家に歸れば、其子が長生すると云ふ。幼名は男女に限らず岩の字を付ける(勢陽五鈴遺響)。

コスリウター

〔諷り歌〕 駿州富士郡今泉村水ノ上では、舊七月十五日の夜路を隔て、娘多人數出て、隣り村の娘の悪口を歌ふ。之をコスリ歌と稱して互に出て負けず劣らず歌ふのである。之を聞いた人の話では、互に

の岩がある。元弘年中尊良親王が幡多に移されし時、皇妃御匣御所を秦武文をして迎へしめた所、攝津尼ヶ崎にて松浦五郎が妃を奪つた。妃之を悲しむ御衣の片袖を断て海中に投じ給へば、御袖が流れ來て此岩にかゝつた。其袖が化して貝となり今も形袖に似て美しい模様の貝を得る事がある(土州淵岳志卷六)。

コソデツカ

〔小袖塚〕 名古屋市鶴重町の東側に小袖塚がある。傳に横江氏の女が藤原師長に別るゝを悲み入水して死ぬ時、公より頂いた小袖を松の枝に掛けて置いたので此名がある(尾張名所圖繪卷二)。

コソデマツ

〔小袖松〕 石見邑智郡粕淵村に昔赤城と云ふがあり、或時毛利氏の大軍に攻められて城主景山氏は夫人と共に牛ヶ曾根まで逃れたが愛犬が、主人の跡より別れを惜しんで吠えたので、敵の知る所となり遂に殺された。夫人は西ヶ峠淵に投身した。其の附近に夫人の小袖を掛け置いた小袖松と云ふがある(嶋根縣口碑傳説集)。袖掛松の條參照。

コソデマツリ

〔小袖祭〕 石見邑智郡君谷村地頭所八幡宮の祭典を小袖祭、又は君谷の一つ小袖と稱し、非常な賑である。參詣の婦人は美服を新調する習慣があり

醉の好き娘が出て悪口歌を歌ふのである(吉居雜話)。按に、昔の掛け歌の遺風と思ふ。

ゴゼイシ 〔警女石〕 伊豫温泉郡拜誌村上林に警女石がある。昔警女が路に迷ひ遂に此石の邊で餓死した。後怨靈となつて祟りをなしたので村人が祀つた(豫陽古蹟誌)。

ゴゼガシラ 〔警女頭〕 長岡市の警女頭は城主牧野家に縁故あり、性來の盲目とて宰臣山本家へ親知らずの養女に遣はし、元録の末に長じて柳原家へ分家し、名を山本ゴイ女と稱した。享保十年由緒により古志、三嶋刈羽、魚沼、頸城五郡の内、牧野家本領は勿論諸預りの所々の警女頭となつた。斯くて警女の内品行方正なる者を選び、寺社奉行の許可を得て、呼稱をカサマと名づけ、ゴイ女の家事を支配させ、ゴイ女の死後は之が相続しゴイを名乗る事とした。然るに享保十三年三月ゴイ方より、出火し改めて大工町裏の赤川村に邸宅を再建した(温故ノ栗二〇編)。

【參考文獻】

警女根元記 (中山 太郎) 旅と傳説六ノ二
コソデカヒ 〔小袖貝〕 土佐幡多郡月灘村の沖に袖掛り

自然小袖祭と云ふやうになつた(嶋根縣口碑傳説集)。

コダイノハツクワハウ

〔古代の發火法〕 長野市地方では正月に若い者が山に登り、木片に棒を揉み付け火を出して諸家に分つた。之は明治以後にも行はれて居た。同諏訪地方では十二月二十八日に餅搗をするが、其時米を蒸すための焚き火には、木片に棒を揉み付て得た火を火種として用ゐる(人類學雜誌二九〇號)。



【參考文獻】

古代の發火法 (鳥居 龍藏) 人類學雜誌一二六號
ゴダイリキ 〔五大力〕 手紙の封じ目に五大力と書く事が流行した。長唄にも『互の心打解けて、うはべは解けぬ五大力』とある。之は五大力菩薩の大力で封じた状態は、尋常の力では解けぬとの意である(郷土研究一ノ三)。

コダネイシ 〔子種石〕 下野の日光山内瀧尾社三本杉に子種石がある、此石に祈れば子種を授かると云ふ(日

光の傳説)。

コダネチザウ 「子種地蔵」 下總印旛郡久住村の田圃中に石地蔵がある。子無き婦人が抱き付くと授胎するとて此名があり、お禮に袈裟を納めるが、石像はそれで埋まつてゐる(民俗學二一〇)。

コダマ 「木靈」 山の神、樹靈。従つて反響をコダマと云ふのも其靈の所行と認めたのである。八丈嶋では山の神をコダマ様と云ふ(山村語彙)。

コツバラ 「子孕」 對馬豊崎村では正月十三日を、ダラ正月とてダラの幹の皮を剥いで、一尺二三寸の棒を作る。之をコツバラと云ひ、十四日早朝に子供等は之を手に持ち「去年の俵は下づめに、今年の俵は上づめに錢も金も湧く」と歌ひ乍ら倉の戸や木の幹を叩くのである(民俗學二一〇)。按に、尻叩棒の地方化である。

コツミナガシ 筑前大嶋の盆の行事で部落三組に分れ、組毎に粟を大きく積み重ね、其を燃して海に流した。精霊送りの一つの型である。二十年程前から絶えて居る(農村語彙)。

コツモリシヤウニン 「子津守上人」 美作久米郡劍峯の

兒津守谷に捨子があつた。其子は三日で死んだが獸禽が之を守り甘泉を顔面に灌ぎ或は果實を與へて小兒を蘇へらせた。それを某僧が見付て拾ひ歸り鞠育すると、成長するに従ひ偉貌宏才で、得度以來は穀を絶ち木食草衣し子津守上人と號した(校正作陽誌)。

コトオサメトオクリカミ 「事納と送神」 駿州安倍郡では正月八日は事納め、送り神とて鰻人形を鰻馬に乗せたものを、檜の葉と都竹とで造つた輿に納め、之に竹棹を通して二人で擔ひ、村人が之に附添ひ其後に兒童が従ひ「送り神送れや」と囃し立て、次々に河下の部落に送つて河に流すのである(同郡誌)。

コトオヒマツリ 「事追祭」 安藝では春毎に一度酒饌を神に供へ、親戚朋友など集つて宴をする。其後供物を鷹に包み其日用ひた箸を編んで添へ簷下或は樹枝に掛け、又は屋上に投げる。之をコトオヒ祭と云ふ。之は災事を逐除する義で春觀の遺風と見える(藝藩通志四)。

コトコト 阿波新野町邊では、正月十四日の夜コトコトと稱して、變裝して各戸を巡り、餅を買つて食へば夏病にかゝらぬと(同町史)。

コドモコヤ 「子供小屋」 盛岡市地方では、七月過ぎに

子供等が木の上に小屋を作り寝泊りをする。之をカマコヤキと云ふ。一種の子供組合である(金田一京助談)

コドモズキノホトケ 「子供好の佛」 遠州小笠郡大池村東光寺境内に薬師堂がある。本尊は古い木像である。村内の兒女等戯れに其本尊を取出し綱など付けて、日々引いたので泥に穢れ竟に鼻を缺いた。或人が之を取上げて洗ひ淨めた處、薬師の意に違つて大祟りがあつたので、其後は色彩を設ける事もない(掛川誌卷二)按に、此類話も相當にあるが、今は一例にとゞめる。

コドモトシンジ 「子供と神事」 高松市宮脇町の縣社石清水八幡宮の祭禮は八月十五日であるが、當屋に東濱西濱、野方、中ノ村、上ノ村の五ヶ村があり、毎年二ヶ村つゝ順番で勤める。其當の村より童子の七八歳より十餘歳の者を神前に集めて御圖をとらせ、當つた者を神人に粧ひ立て、之を御崎領(オサキラ)と云ふ。我儘な子供も肩車に乗つて、神輿の前行をなせば威儀は加はるので、祭終つて鉦取り來り獸皮を以て穢をなせば、又元の我儘となる(古今讀名勝圖繪卷六)。

【參考文獻】
柱祭と子供 (柳田 國男) 郷土研究三ノ三

コドモノセマモリ 「小供の背守」 甲府市では子供の背守をヒナと云ふ。之を縫ふには小豆三粒を其中に入れる(人類學雜誌第二〇〇號)。

【參考文獻】
小兒と魔除 (南方 熊補) 南方 隨筆
コドモノナツケ 「子供の命名」 名の善悪が其者の生涯を支配すると云ふ考へは、大昔から存してゐた。従つて之に關する習禮は土地毎にある。茲に主なるものだけを擧げる。

東京市では、子供が育たぬと赤と云ふ名をつける。男なれば赤太郎、女ならお赤など(中山開書)。
羽後河邊郡では分娩の時に雷鳴があると、男女とも金に縁ある字で命名する(同郡誌)。
盛岡邊では、四十二の二つ子には、他人と名づける。(金田一京助談)。

信州川中島地方では、胎兒が臍緒を袈裟の如く掛けて産れると、袈裟の名をつけた(社會史研究九ノ四)。中山曰。此事は佐賀地方にもある。
志摩では男女共に桶の字の附く名が多い(社會史研究九ノ六)。

越後では八幡宮を鎮守とする村々では、古く名の下に八ノ字を付けぬ(越後風俗志第一輯)。

若狭では十二月庚申から十一日、庚午の日から十六日の間を「つち」と云ふ。此の内に生れた子には、男女の別なく金に關する字を名とする(若狭國風俗答狀)

加賀石川郡では、庚申の日に生れた子には金屬に縁のある名を付ぬと盗兒となると云ひ。同河北郡では丑の日に生れた子の名には外の字をつける(石川縣之研究 第三宗教篇)。

備前の白石嶋では、女の兒ばかり續くと「しか」と云ふ名をつける(汎岡山六ノ九)。

筑前糟屋郡新宮村の磯崎神社に祈請して出來た子は、磯又は崎の字を名につける(九州民俗學一ノ三)。

【参考文献】

人名考 (栗田 寛) 栗里先生雜著

琉球人名考 (東恩納寛悳) 墟邊叢書本

命名とトーテム (南方 熊楠) 民族と歴史卷五

コドモノナノツケカタ 「子供の命名法」 方法の一々が大きな暗示を有してゐるが、それを解説する邊が無いので、今は資料の列挙だけにとどめる。

陸中栗石地方では生後七日目の孫祝の式場で、招待された客人は銘々産兒に名を付ける風があり、澤山人から名を貰へば、其子は健全だと云つた(旅と傳説誕生葬禮號)。

會津市では、昔は生兒が七日になれば神職に名を乞ひ、氏神に奏上したものだ、今では父又は老人が命名する(會津繁昌記)。

足利市外の農村では生兒七日目に名を附けるが、五行の相性により然るべき名三つを擇み、紙片に書き紙摺となし神前に供へ、其一本を他の子供に抽かせる。

信州飯田町では一と七夜の時赤兒に名を付けるが多く親か祖父が行ふ。又二三の名前を選び紙に書き、それを子供に拾はせる事もある(旅と傳説誕生葬禮號)。

隠岐では道祖神から生兒の名を貰ふ。斯うした兒は發育良好だと云ふ(民俗と歴史三ノ六)。

美作英田郡では生兒三日目に命名式を行ふが、先づ酒饌を供へ神を祭り、生兒にも食膳を据え頭付の魚を添へ、圓形の石を踏に置く。此石を「名付け石」と云ひ

或は此石に名を書て神に納める者もある(同郡誌)。

備中淺口郡では生兒七日目に命名して神前に報告す

る。命名は多く母方の祖父がする(同郡誌)。

高松市地方では八日が名付で、三寶に色々の名を紙片に書き、七箇しよさんのお掛軸の紐をたらし、三寶の中を廻してゐると、紙片が一つ紐に附て上り来る。それを名とする(旅と傳説誕生葬禮號)。

肥後宇土郡では生兒三日目に神立祝と稱して小豆飯を炊き命名する。命名は七日迄にする事があるも、其折は生後直後に命名せぬと、其間に地震があると生兒の頭が割れると云ふ(同郡誌)。

同葦北郡白木村では生兒に三日後命名するが、好きな名を(家族)紙に書き、盆に入れて佛前に供へて祈り、珠數を以て紙片の丸を撫で廻はし其房に附いたものをする(同郡誌)。

沖繩の那覇では三日目が命名式で、名付親(女)が産兒を抱き、頭にハカマ(女の狼股)を被り、仲前の火神の前に坐り桑の弓で其前に立てたミーゾーキー(目籠)を三度射てから、先祖の靈に其名を告げる(旅と傳説誕生葬禮號)。

コトリツカ 「子取塚」 武州荏原郡道塚村に子取塚がある。土地の人は雨の夜丑滿の頃になると、赤子の啼聲が聞えると云ふが、此説は信じがたい。察するに昔人

買と云つて、童子を盗んで他方へ連れて行つた曲者などを、打殺して葬つた塚である故に、此名を負ふたものである(四神地名録)。按に、育兒の俗信に由來する

子賣岩、子棄場などの原義が忘られての附會である。

コナカケチザウ 「粉掛地蔵」 江州伊香郡伊香具村大音に粉掛地蔵がある。婦女の牛の荒れた時は、米麥の粉を此地に振掛けると治ると云ふ(郷土研究四ノ三)。

コナキイシ 「子泣石」 信濃下伊那郡上郷村天王原にある子泣石は、昔悲しい赤兒の聲で泣いたと云ふ。今日では夜泣子を此石に願かけると治ると云ふ(傳説の下伊那)。

コナキモノ、ゾクシン 「子無き者の俗信」 紀伊では子の無い者は、他人の子を養ふと自分に子が出來ると云ふ俗信がある。そして其養つた子を大切にしなければ自分の生んだ子に災が生ずると云ふ(南方來書一〇)。

コナヤノムスメ 「粉屋娘」 上總山武郡千代田村大里の粉屋は、飯櫃山の城主山室常陸の臣小嶋日向守であつた。山室が滅亡の後白升村に土着し、粉屋小右衛門と改め製粉を賣り繁昌した。女美しく俚諺に「白升粉屋の娘は成程よい子だ、聲となりたや粉箱荷つひて粉を

賣るとも」と云ふがある。其子孫今に榮えてゐる（上
總町村誌卷七）。按に、古く關東に流行した萬作踊の
元唄と思ふ。

【参考文献】

萬作踊の話（西角井正慶） 民俗藝術卷二連載
コノシロ（際） 際を子の代として小兒成長を祈願し、
又際を身代りに葬式をする者がある（人類學雜誌二八
八號）。

コノシロデッセツ（際傳説） 駿河大宮町の北山淺間社
は、社殿を建ると風の爲に吹き倒される。俚傳に昔風
ノ神が淺間神社の妹を妻にと申込んだ處、妹は之を嫌
つて死んだと風ノ神を偽つて、葦と際を焼いて其匂を
屍體の焼きし如く思はせたので、風ノ神大いに怒り大
風を起して社殿を倒し、其後は建てさせぬ。此神官は
今に際を食はないと云ふ。又富士郡の俗説に赫奕姫の
事として、都の使者を僞るに際千正芝千歌を焼く、之
より大宮町の人へ際を食はせない。今ではそれも神
官のみである（吉原雜誌）。按に、下野の室八嶋の傳説
の一派生と思ふ。足利市外の農村でも、昔は富士講の
信者は際を食はなかつた。

コノシロライム（際を忌む） 上州の長尾家で際を忌む
のは、昔御靈を祀る時、九つの井を掘つたが、内八井
は水であるのに中央の井は潮が満ち來て際が浮ぶ。之
は辨才天勸請の秘奥であるとして之によりて際を忌み食
はぬ（上毛傳説雜記卷九）。

コノモトマツリ（木本祭） 大隅屋久嶋では大木を伐る
時は、先づ其木の下に斧を立て、伐て不可ならば此斧
を倒させ給へと願をかけ、翌朝に斧が其儘なら之を伐
る。伐後に花（柴など）三つ立て、拜す（郷土研究三
ノ一〇）。

コバウシ（小法師） 小法師と云ふものはエタである。
禁裏内證の庭を掃除したり又は不淨をとつたりする役
である。後陽成院の時大老の小法師があつて、孫を幾
人持つてゐるかと問へば八十人と答へた。之から八十
と云ひ今は惣名になつた（遠碧軒記上ノ三）。

ゴハウセキ（護法石） 美作久米郡岩間山本山寺に護法
石がある。山徒護法の祈を修めて呪法成らず、偶々一
客が此處を過ぎ、行法熟者木石を呪へば靈驗あり、況
んや四大和合に於ておやと云つた。そして傍の大石衆
僧怒つて指さして、請ふ之を呪へと云つたが、客僧は

敢て辭せず、石に向つて叱々と云つた所、此石忽ち跳
躍し、念珠を以て之を打てば石奮飛して空にあり、
超行數里にして全間山に墜ちた。是に於て衆徒の中に
暴僧があつて、其奇術を嫉んで之を壓殺した。既にし
て其靈祟りなしたので之を祭つたが此石である（校正
作陽誌）。

ゴハウツケ（護法附） 美作久米郡吉岡村定宗の岩間山
本山寺で、今に護法附の行事がある。作陽誌に之を記
して『護法社本殿の後に在り、毎年七月七日護法の祈
を行ふ。其法は性素撰なる者を撰び、齋戒潔淨せし
む。俗に之を護法實と云ふ。七日に至り東堂の庭に居
らしめ、滿山の衆徒盤環持呪すれば、此人忽ち狂躍を
示し、或は咆吼忿嗔して狀獸族の如く、力大磐を扛ぐ
若し穢濁の人あれば則ち捉へて、數十歩の外に抛擲す
るなり。呪既に畢れば則ち護法水四桶を供へ、桶毎に
水一斗五升を盛る。其人盡く呑み了つて後俄然と地に
仆れ、即ち本に復して敢て勞困する莫し、又自ら之を
知らざるのみ』とある。

京都の鞍馬寺では毎年六月二十日夜に、護法附の修法
を行ふ。之は有名な竹切の行事と關係ある雌蛇が、護

法神である爲である。昔は人味を供へたが今は其事な
く、夜八時に堂内を消燈し生贄にする僧一名を座ら
せ、衆僧も闇中にある神呪を大聲に唱へ、彼の僧を一
時許り祈り殺す。之で護法神が人味を受納せしめて式
を終り、後に僧を祈り活す（郷土趣味一五號）。

【参考文献】

護法童子（柳田 國男） 郷土研究三ノ一一
美作の護法祭（嶋村 知章） 民俗藝術二ノ七
ゴパウライム（牛蒡を忌む） 上總長生郡長柄村六地藏
區の關姓長澤姓の者は、何故か牛蒡を忌んで植ゑぬ
（南總の俚俗）。

コハラミイシ（子孕石） 三河西加茂郡の阿寺谷に子孕
石がある。此石を愛すれば婦は必ず妊むとて遠近より
來り探る者が多い（三河風俗）。

コヒウラ（懸占） 羽後仙北郡南楯岡村の觀世音の森の
中に、木連理めいた樹がある。之を胎内潜りと云ひ、
又は縁の木とも云ふて、若い男等が懸想してゐる人を
吾ものにせんと祈りて、此樹に身を縮めて辛らうじて
潜るのである（月出羽路）。

コヒガクホ（懸ヶ窪） 武蔵府中町は、往古鎌倉より奥

州への街道であつた。北方に懸ヶ釜と云ふ所あり、當時遊女が多かつたが、其中に畠山重忠と深く馴染だが重忠の出征中に土人に欺かれて自刃した。重忠歸來して此事を不便に思ひ追善のために彌陀の佛像を建てた。遊女自殺の地に傾城の松がある(四神地名録)。

コヒトカメラクハヌ 「鯉を食はぬ」 武蔵栗橋町の牛頭天王は、慶長年中に利根川洪水の時、鯉と龜とが數多神輿を圍んで此處に漂着したので此處に祀つた。祭日の六月には氏子は此二魚を食はぬ(新編武蔵風土記稿卷一九)。

コヒノスマヌクニ 「鯉の棲ぬ國」 房州には絶えて鯉魚がないと云ふ。鯉魚は諸魚の冠たるものであるから、一州が十郡を出ない地には産しないと。併し之は虚説である。陸奥の地には鯉がなく又甲斐にも無い。按ずるのに奥北房甲ともに金の産地である。諸魚中鯉魚だけは金の液を嫌ふものと思ふ(房總志料續篇卷一三)。

コヒノボリヲタテヌムラ 「鯉職を立てぬ村」 尾張愛知郡幡山村字小瀬戸では、毎年五月の節句に鯉職を立てぬ。昔長久手の合戦で落武者が来た折、職年で叩き殺した。其落武者の祟りと云ふ(日本少年一八ノ七)。

【参考文献】

御幣合の神事 (中山 太郎) 日本民俗志

ゴヘイトケヅリカケ 「御幣と削り掛」 坪井正五郎は、

アイヌの用ゆるイナオと内地の削り掛との同根説、及び御幣と削り掛の一元説を主張されてゐる(人類學雜誌一三號)。之に對し中山共古は削り掛は粥杖より出て御幣は他より出たものと説いてゐる(人類學雜誌一七號)。

ゴヘイモチ 「御幣餅」 山で働く人達が何かの折に作つて食ふ焼餅。串に刺すのを特色とす。此香氣を天狗が好くと山神祭に供へる故、野州ではバンダイ餅。津輕や秋田はタンボヤキと云ふ。ゴヘイ餅は御幣餅であらうが、五兵衛と云ふ人が考へ出した様に思ふ者も多い。想山著聞奇集に此餅の事が詳しく見える(山村語彙)。

コホロギバシ 「蟋蟀橋」 甲斐南都留郡道志村大椿に十王堂があり、前には大椿川が流れコウロギ橋がある。其橋の中心に六つの道があつて、それは地獄極樂の六

コヒメウジン 「鯉明神」 東丹波大井村地方の口碑に、横着者であつた木股命は、兄弟に嫌はられ仕方なしに、松尾神社の神使である龜に乗つて桂川を溯られたが、保津の急流は龜では上り切れないので鯉に乗り換へて大井村に上陸し、此處に鎮座せるのが現在の大井神社で俗に鯉明神と云ふ。大井村では鯉を神使として崇め村民は食はず龜も大切にしている(口丹波口碑集)。

コヒラクハヌ 「鯉を食はぬ」 下野下都賀郡絹村高橋の高橋神社の氏子は、今に鯉魚を食はざるは勿論、他村の者本社を崇むる者は鯉の奉額をする。昔は氏子が旅行先で鯉魚煮焼の合火を知らずに食し、神の怒りに觸れた事もあつた(明治神社志料卷上)。

ゴフクイシ 「五福石」 姫路侯邸に五福石がある。之は昔大老を勤めた忠清の時一異人が持來て授けた石である。其家に慶事がある毎に一小石を産むと云ふ(一話一言卷一七)。

ゴヘイアハセノシンジ 「御幣合の神事」 近江多賀神社は四月廿二日の都惠神社参向式に、御幣合の神事がある。故實は不明であるが、傳説によれば諸册二尊の陰陽和合の爲に、之を行ふと云ふ(官國幣社特殊神事調査)。

【参考文献】

香爐 木橋 (秋 田 市) 黒紙鎖語一篇

こほろぎ橋 (大和柳本村) 大和名所圖繪四

こほろぎ橋 (東京飯田町) 江戸名所圖繪一

こほろぎ橋 (加賀山中温泉) 山中名勝案内

コマイリバシ 「駒入橋」 長野市の駒込橋の兩端の石に、駒の踏落したる穴がある。小兒の皮膚病には此穴より手を入れ、泥を取り塗れば癒ると(長野繁昌記)。

コマガタクスノキ 「駒形楠」 遠江濱名郡龍地村の八幡社に駒形楠がある。元龜三年味方原の戦の日に、白衣を着た翁が白馬に乗つて、楠の梢より空に上つたのを家康のみが見た。戦が終つて使を立て其木を見るに馬の蹄の跡が明らかであつた(曳馬拾遺)。

コマガタケ 「駒ヶ嶽」 越後糸魚川町の南方五里の山奥に駒ヶ嶽がある。山の洞に駒の形がある。俚傳に、昔

源義經此處に馬を乗り棄て則ち主となり、其形が寫りしと。今に其形明かに見ゆると云ふ(越後名寄卷二)。按に、駒ヶ嶽は各地にあり其名の起りは概ね之に類してゐるが、猶性器崇拜に交渉を有するやうに考へる。コマガタノジニン (駒形神人) 京都の祇園社、石清水八幡宮などに、駒形神人の神人として駒の頭を造りて胸にかけ、又は駒の首尾を作りて腰間に着け、馬に乗つた姿して祭禮に出た(神道名目類聚抄卷三)。按に、



後世のホニホロの先をなせしものか。コマガタノジニン (胡麻神) 羽後飽海郡北俣村に小椋賣神社がある。靈代の女體にして手に胡麻賣を持ち、一種異様の風俗である(莊内案内記)。

コマチ (小町) 新井白蛾の説に、禁中の小町に居た宮女は悉く小町であるから、其数は幾十人あつても差支ない筈である。それを一人の小野小町のやうに考へる

のは、此者が有名であつたからであると(牛馬間)。今此説の批評を措き資料だけを擧げる。

小町塚 小町塚は國々に澤山ある。美濃と尾張の間に二三ヶ所ある。藤原實方が陸奥へ下向の時の小町は小野正澄の娘の小町である。文屋康秀が三河椽と成つて下りし時、入水したのは高雄國分が娘の小町である。業平に關した女子は小野良美が娘の小町であつて高野大師の戀ふる女は常陸國義景の娘の小町である。斯くの如く一人でない爲、時代其外の事によつて異なるのである。中でも良實の娘の小町は美人で、和歌に瑛能なので獨り有名なり、それを後に一人の如くに傳へてゐる(卯花園漫録卷三)。

陸前主造郡東大崎村新田に小町塚がある。按ずるに同國登米郡狼川原村にも小町塚があるが、共に不審なものである(封内風土記卷一一)。常陸鹿嶋郡鹿嶋神領大様の勅使塚の邊に小町塚がある。所傳は詳かでない(新編常陸國誌卷八)。尾張海東郡甚目寺村新居屋に小町塚がある。小町は東へ下るとして此處で死んだのを葬つた(尾張志)。小町墓 常陸新治郡山莊村小野に、小町塚と云ふ小祠

がある。地は元寺蹟なりと云ふ。小町遊歴中此地にて重き婦人病にかゝり髪を切り、櫛笄を樹下に納めて死んだ。屍骸は小野郷に葬り、肖像を神體として衣裳をも保存してある(郷土研究一ノ八)。

伊豆山方郡下小野村に小野塚がある。俗に小野小町の墓と稱する(増訂豆州志稿卷一一)。備前都窪郡清音村黒田より輕部に越える山上に小町の墓があつたのを、詣人の便宜が悪いとて後に山麓に移した(備中志卷四)。

小町堂 紀伊名草郡山口村中筋日延の小野寺の境内に小町堂がある。昔小町が熊野詣の時、暫く滞留した地と傳ふ(紀伊續風土記卷一〇)。

小町塔 東京淺草傳法院の内に小町の塔がある。又水戸市の徳川家上屋敷にも小町の塔がある(一話一言卷四二)。

小町薬師 伊豫温泉郡小野村北梅本に小野山正觀寺がある。小町病氣で此薬師に祈請し「春雨の降ると見えしが齊れにけり、其みのかさをそこにぬぎおく」と詠じて病癒ゆと(同郡誌)。

小町産湯 肥後鹿本郡山東村小野に、小町産湯の泉水

がある。同又村に小町の父良實の墓がある(肥後國志卷一〇)。

小町松 陸前柴田郡槻木村人間野に、小町の植えた手掛松がある。其松が往來を妨げるので、七八十年前に伐つたと云ふ(封内風土記卷六)。

小町佛 美濃加茂郡蜂屋村の小野寺は小町老後の栖所で、觀音堂の本尊は小町の護身佛である。又小町が縫つた竹布の袈裟がある(新撰美濃志卷三三)。

小町の化粧井 上野北甘樂郡小野村後貫に、小町の化粧井がある。元來此邊は井水少し白濁してゐるのに、此井水のみ清くて、旱天にも涸れない(同郡史)。姿見ノ井参照。

伯耆西伯郡幡郷村大字小町に、小町の墓がある。又村の西南に小町の化粧の井戸と云がある(伯耆志卷三)。

【参考文献】

小野	小町	秋元	酒汀
小野	小町	黒岩	周六
三河實飯郡小坂井村(休み塚)		三河	雀卷二
近江滋賀郡小野村(手具足塚)		同與地志	略三一
備前國都窪郡清音村輕部(小町墓)		備陽國志	卷四

コマチヲドリ〔小町踊〕 京都の小町踊は、小町女郎坊間の少女の踊で、七月六日の夜から踊る。正保の頃からあつて踊子七人朱の日傘をさし、太鼓鉦を打つて踊り後には花傘を冠る事となつた。七夕を慰める意と云ふ(還魂紙料)。

コマツナギエノキ〔駒繫覆〕 越後中蒲原郡鳥屋野村にある御馬洗ひの池、御馬繫ぎの覆は、順徳帝佐渡に遷り給ひ、窃に鳥屋野の里に行在の頃、御乗馬を洗つた池、御馬を繫いだ覆と云ふ(傳説の越後と佐渡)。

ゴマノハヒ〔護摩ノ灰〕 奈良市の法華寺から、土細工の犬が安産、疱瘡除、小兒夜泣止め等のお守として授けられる。之は奈良朝に悪疫流行した時、此處で天下安穩を祈つて一千日の供養を行はれた。其時の護摩の灰を以て光明皇后が躬から犬を作り諸人に授けられたに始ると云ふ(大和の傳説)。

コママヒ〔駒舞〕 陸中鹿角郡宮川村の五之宮權現の祭事に駒舞がある。駒の頭を木で拵へ、竹輪に付て白布を張り、其等を身に着て舞臺へ上り太鼓笛で舞ふ(鹿角郡案内)。

ゴマライムムラ〔胡麻を忌む村〕 信濃北安曇郡社村宮

本では神明様が胡麻のために眼をつかれたので、其後胡麻を作ること禁じられた、今も胡麻は決して作らない(同郡郷土誌稿第一輯)。按に、胡麻を作らぬ村全國に頗る多い。何か理由のある事と思ふが判然せぬ。

コムソウ〔虚無僧〕 唐人普化を祖とするので普化宗と云ひ、鎌倉期より始まり暮露と稱し、馬聖(ウマヒヂリ)ともシラ梵字とも云ふた。尺八を吹く事は朗庵に起り、常に蓆を負ひ歩いたので鷹僧と呼ばれた。江戸期に入り關西は京都の妙安寺、關東は江戸の一月寺が支配した。全國にて七派九十六ヶ寺あり、尺八の曲は二十一曲あつた。無頼の者多く賤民として扱はれ、明治四年に普化宗は廢された(嬉遊笑覽其他)。

【参考文献】

虚無僧御定書 (松浦 靜山) 甲子夜話七六
虚 無 僧 (村瀬 栲亭) 藝苑日涉卷一
コムソウノオキテ〔虚無僧掟〕 慶長十九年正月布告の虚無僧の掟書に。一、虚無僧の義は勇士浪人一時の隠家たり、不入守護之宗門、依て天下の家臣諸士の席定む可きの條其意を得べき事。一、虚無僧取立の儀諸士の外一向坊主百姓町人下賤のもの取立可らざる事。一

虚無僧は常に木太刀懐劍等心掛所持致す可き事とある(一話一言卷二二六)。

コマアラヒデンセツ〔米洗傳説〕 攝津豊能郡東能勢村餘野に幣木ノ井がある。傳に同郷の氏神が客神を迎へた時は、此井で米を洗はせ饗應するのである。其日は毎歳一定せぬが、水は必ず濁つて白くなると(攝津群談卷八)。

コマウラ〔米占〕 陸奥東津輕郡大野村邊では、十二月二十九日の夜、人の寝る頃に年男は大臼を伏せ中に小盆へ白米を三ヶ所に盛つて餅を載せて置き、翌朝取出し兼ねて假定した三種の内、餅米の多く附着したものを本年の仕付稻とした(人類學雜誌五九號)。

コマガフル〔米が降る〕 米澤市は祠家の説によると、元正天皇の養老三年三月に桃の如き米が降つたと。それで米澤の名があると云ふ(米澤地名選)。

コマカミ〔米噛〕 相州足柄下郡米神村は、昔は米噛と書いた。弘法大師が巡錫の途すがら、此地で水を乞ふた時誰も與へなかつたので大師は水を封じた。其爲に火食するを得ず、生米を噛んで飢を忍んだので、此名がある(新編相模風土記卷二〇)。

コマヅカ〔こめ塚〕 武州入間郡双柳村に、こめ塚がある。高さ二丈許りで周圍は二十間許り、塚は正治元年青木氏族で討死した者を埋めた所だと云ふ。こめ塚は籠塚であらうか(新編武蔵風土記一七九)。糠塚参照。

コメニチヲカクライム〔米に字を書くを忌む〕 吾妻ぶりと云ふ書本に巫子の圖がある。米一升を袋に入れて持ち行き、それを賃として頼むと其米を盆にあげ入れ前に置き、梓弓にてアピラウンケン云々と文字を書き扱珠數を押しもみ、梓弓を叩き寄せにかゝる。右の次第として紀州田邊町では米に字を書く事を忌む(南方來書卷一〇)。

コメノミツマツリ〔こめのみつ祭〕 安藝吉田町の惠美須社に鬼射の神事がある。折敷に鬼の字を書いて桃弓竹箭で射る。又郷野村上入江にも此事があるが、之をコメノミツ祭と云ふ。此類の事は他の郡村にもある(藝藩通志卷四)。

コメヒキ〔米引〕 岩代坂下町は、寛永二年蒲生氏の折村南に町割を爲し、毎月六度市日を定め一月十四日を初市と稱し露店を張り遠近入出多い。明治初年まで此日「米引」として町中の壯漢裸體となり、上町下町に分

れ米苞の争奪をなし以て米價の騰落を占つたと云ふ
(同郡案内)。

コメミヤ〔米宮〕 駿河富士郡加島村本市場に米宮山清源寺がある。此寺の隣地に米ノ宮富士淺間神社がある。此神社に關し米に就ての古傳説がある。昔天より米粒三ツ降つて來たが、其大さは一粒が一寸位であつた。一粒は米宮淺間に納め、一粒は同地の天白社に納めた。天白社には之を祀つてゐるが、他の二粒は失つた(吉居雜話)。

コモチイシ〔子持石〕 筑前糟屋郡新宮村の磯崎神社の境内に子持石がある。婦人此石に腰を掛て神に祈れば子を授かると云ふ(筑豊沿海誌)。

コモチスギ〔子持杉〕 紀州高野山にある。老木で根際にある瘤を削り、煎じて飲めば子が出來ると云ふてゐる(山林五七二號)。

コモマクラノシンジ〔薦枕神事〕 宇佐八幡宮が日隅の兩國へ行幸あつた時の故事に依つて、宇佐神幸の折は下毛郡大貞村の三角の池の薦を削り、御枕として神輿に乗せ、八個の社に神幸が了れば、其枕を宇佐の本宮に納め、本宮の枕を下宮に納め、下宮の枕を豊後奈多

八幡宮に納め、奈多宮の枕を伊豆八幡濱の八幡宮に納めて、御靈代とする事が古例である(豊前志卷八)。按に、薦枕の神事は八幡宮の重儀であつて、玉葉の記事に由れば、之が御神體であると云ふてゐる。

コモリカミ〔子守神〕 奈良市に近い橘明神は非常に子供が好きで或時人の子を捕へて食つた。人々は相談をして其神の御子を隠したので神も困り神と人と妥協して今後は、人の子を保護すると約して御子を返した。同社の例祭は十月十四日で、人は皆柘榴を供へる(民族と歴史八ノ三)。

コモリシヤ〔兒守社〕 紀州名賀郡藤白浦の若一權現の末社に、聖神社、楠神社、祇園社の三がッある、楠神社は又兒守社とも云ふ。國人の習俗に、此社で小兒の名を楠藤などの字をつけて神助を祈るが、之は兒守の縁によつたものである(紀伊續風土記卷十九)。

コヤウジ〔小楊枝〕 上總久留里町で小楊枝を作るが、其産額年一萬三千圓に上ると云ふ。或人の統計に日本國內にて一日楊枝に消費する金高は一千圓の割合だと。此町の小學校では生徒に時々楊枝削りの競争をやると云ふ(日本週遊奇談)。

コヤスギ〔子安木〕 土佐吾川郡弘岡上ノ村西窪の虚空藏堂の後に楠の大木がある。此木の根の下に子安地藏の石像が安置してある。此の理由で子の無い者又は安産を願ふ者が此木に祈る、安産した者は契約の親と仰いで、楠又は棹の字を冠らせて命名する(土佐史壇一三號)。安産の厭勝參看。

コヤモノ〔小屋者〕 江州彦根町に近き長曾根に小屋と云ふ者がゐた。エタと常民との中間階級と看做され、死刑人の跡始末、行倒れ者の取扱ひなどし、節分の夜は厄拂として町家を廻り物を乞ふた(郷土研究四ノ六)。

ゴリヤウ〔御靈〕 祇園の御靈、今宮の御靈は疫神であるが、八所の御靈は怨靈を和める爲の社である。春秋に神有レ所レ歸乃不レ爲レ厲の意なるべし(倭訓栞)。按に、御靈崇拜は難て怨靈信仰であつて、我國の信仰に甚大の影響を與へ、人を神に祀る風を促進した。

コロガシヒ〔轉し火〕 紀伊那賀郡田中村に坊主山がある。毎年七月六日夜麥稈を以て焼松を作り、火を付けて山頂より轉がするを轉し火と云ふが何の謂か解らない(紀伊續風土記卷三五)。

コロビバシ〔轉び橋〕 伊勢一志郡天白村小津の小川に

石の橋が架つてゐる。其橋の上で轉ぶと七日間、日暮に線香を立てぬと、必ず其者に凶事があると云ふ。其橋の石裏には乘馬姿のお姫様が彫つてある(日本少年一八の七)。按に、蟋蟀橋系の話だが、橋石に女性が彫つてあるとは、或は橋姫に關係あるかも知れぬ。

ゴワウツエ〔牛王杖〕 信州善光寺の鬼拂は、修正會法事の後、衆僧が金剛杖で戒壇に入れる行事を云ふ。其金剛杖は上古の餘風で、柳杖であらうと云ふ舊事記の説である。又それは桃梅松櫻などを用ゐないで、勝軍木を用ひるとも云ふ。又此杖を七種以後は牛王杖と云ふのは、御印文を挾んでから斯く唱へるのである(芋井三寶記卷中)。

ゴワウホウイン〔牛王寶印〕 武藏南多摩郡七生村高幡の不動堂に、木印で牛王寶印と稱するものがある。昔弘法大師が不動尊彫刻の時に餘材を以て造つた印である。上部に不動の種字下部に卍字が刻んである(武藏風土記稿卷一〇六)。

コワカイシユ〔小若衆入〕 始めて仲間入した年若い衆で、其期間は翌年正月、次の仲間入がある迄、播州では之を何故かヒノデと云つた。伊豆の内浦では宿老に

なる迄、二十四五歳の若者をもコワカモンと云つてゐたが、言葉は近くも心持は全く別である(農村語彙)。
コワシミツ 「強清水」 岩代河沼郡日橋村八田に強清水がある。俚俗に「親は諸白、子は清水」と稱し古來人口に膾炙せらる(同郡案内)。按に、親には酒、子には水と云ふ傳説は、各地に夥しくある。所詮は養老酒泉傳説の一派生ではあるまいか。

【参考文獻】

孝子泉の話 (柳田 國男) 郷土研究卷四連載
コエラダスホトケ 「聲を出す佛」 尾張小牧町三ツ淵の青松山正眼寺に誕生佛がある。應永年中に魚釣る者が下津川より引上げた靈佛で、黄金か鍮石かを見分けんと、鐵槌で打つた所が像が大聲を發したと云ふ。今に胸の間に槌の痕が見える(尾張志)。按に、阿痛(アライタ)の薬師以來、我國に類例の多い話である。

【参考文獻】

大和高市郡飛鳥村 (釋迦 佛) 大和志料卷下
近江滋賀郡石山村 (藥師 佛) 同輿地志略三六
名古屋市久屋町 (同 上) 尾 張 志
コラウマヌマジンヒ 「子を産ぬ咒」 大阪の聖徳太子堂

へ縫針二本納めれば、一生子を産む事のない咒となつた。又他家から納めてある太子堂の針を受歸らば子を儲けること疑ないと云ふ(筆拍子卷四)。

コソイン

「婚姻」 出産、婚姻、葬儀は、人生の三大事であるだけに、其資料は百千も管ならぬ。茲には概略にとゞめ詳細は参考文獻に譲つた。

専使 昔の専使(タウメツカヒ)は、今で云ふ「橋渡し」又は「下媒人」の義であつて、婚姻兩家の間に立つて斡旋する者である。

媒人 我國の上代は自由結婚であつた爲に、必ずしも媒人を要さなかつたが、後には媒人の有無が公婚と私婚との標準となつた。媒人は新嫁に對して初夜權を有してゐた時處があつた。

缺酒 下話が済むと媒人は、酒を携へて嫁方に赴き半分だけを與へ、残り半分を婿方に遣り、互に飲ませる之を土地によりては「袂酒」とも「極め酒」とも、又は「口割り」とも「樽開き」と云つてゐる。此後に結納の取換せとなる。

結納 我國の結納は「言ひ入れ」であつて、之が後に支那の納采を學んで、物品を授受するやうになつたと

ある。之に金圓を用ふるより、結納は賣買婚の殘物と云ふは、必ずしも妥當でない。

我國の婚姻の本質及び形式にも種々なるものがある。共同婚、團體婚の如きものは姑らく別とするも、猶記すべきものが頗る多い。

内婚 或職業なり、或團體なり制限された者同士の婚姻で、近親婚になりがちである。昔大名は大名と、賤民は賤民と通婚したのは皆内婚である。

外婚 各れの職業團體とも制限さるゝ事なく通婚するのを斯く稱した。そして此二つの内外婚は更に地域的と階級的に細別されるのである。

掠奪婚 之には、(一)相手方に豫告せざるもの、(二)當事者間では合意し、父兄に知らせぬもの、(三)婚姻兩家とも合意して、婚費を節約する爲に行ふものとの區別がある。そして伊豆のドラ、甲州の擔ぎ出し、大阪のボウタ、備中のカタゲ、出雲の思ひ立ち、淡路の潮吹き、土佐の嫁かたげ、肥後の嫁盗みなどは皆之である。

交換婚 今は「重縁」と云ふ。嫁に遣つた家から嫁を買ふことで、各地に行はれてゐる。

賣買婚 金品を嫁の代償として支拂つたものである。

我國では古く鹿ノ皮や米穀を代用し、聘財とも云つた**勞働婚** 金品を持たぬ者が、嫁の代償額だけを勞働するのであるが、我國には確證が乏しい。

契約婚 現代の婚姻を斯く稱してゐる。即ち當事者の意志の合致を基調したものである。

招婿婚 俗に「婿取」と云ふ。古く我國の婚姻は之が原則であつて、嫁が婿の家に入るのは例外であつた。

嫁取婚 父權の確立と共に此婚制が行はれるやうになり、今では例外が原則を倒す事となつた。

定期婚 或る期間だけ夫婦として生活する婚姻で、越後の戸ガタメ、伊豆の鬮引などがそれである。

試験婚 或る期間だけ嫁の良否を試みる制度で、阿波のナ、さん、羽後の三年婚などそれである。

遞次婚 姉の死後へ妹の嫁すものであつて、現に各地に行はれてゐる。昔は之にも三形式あつたが、今は一形式しか残つてゐぬ。

逆縁婚 兄の死後に弟が、其姉を弟の妻に直す事で、之も各地に現在行はれてゐる。

待孕婚 妻の懐胎によつて、始めて婚姻が完成するも

ので、古く行はれたが今は混びてしまつた。

一夫多妻制 多妻主義であつた我國に、最も盛んに行はれた婚制で、今も存する妻妾はそれである。

一妻多夫制 近世まで山間の避地に、制度として残つてゐたと云ふが確證は無い。男妾は制度ではない。

以上で婚姻の形式だけは略記したが、是等の婚姻の諸相が、時代と土地により種々複雑せる儀式を生み、更に之に幾多の迷信が加はり、彌が上に複雑なるものとなつた。

結びの盃 古くウキユヒと稱したが(其條參看)、後には三々九度の盃と稱し冷酒を飲むが、此際必ず嫁が先にする。羽後田川郡の村々では、此酒に嫁と婿の血を混和して飲んだ。

高盛り飯 盃の後に嫁の膳にある高盛り飯(鼻突き飯とも云ふ)を、嫁と婿の器に取分けて食ふ。黄泉戸喫の故事だと傳へてゐる。

火と水と石 嫁を送つて来た提灯の火と、嫁を出迎へた提灯の火で、新しい蠟燭に點する事や、又は嫁が婿の家の入口で火を跨ぐ事も行はれてゐる。嫁の持参した水と婿家の水とを合せて嫁が飲み、其器を碎く式が

ある。水祝は各地に行はれ、更に石地藏を擔ぎ込む事や、石を投げ込む事も行はれた。

忌み嫌ひ 年では申寅を、月では古くは五月を、今では四月と十月を、日では申寅を忌み、此外に衣服、用語、食物等にも嫌ふものが多い。

【參考文獻】

- 日本婚禮式 (諸 家) 風俗畫報増刊
- 現代結婚辭典 單 行 本
- 婚姻の儀式 (中川善之助) 法學協會雜誌
- 日本婚姻史 (中山 太郎) 單 行 本
- 常民婚姻資料 (柳田 國男) 人情地理連載
- 婚姻習俗誌 (諸 家) 旅と傳説特輯

ゴンガウ 「金剛」岡山市地方及び美作津山町邊では、河童をゴンゴウと云ふ。性角力を好めば金剛の由なるべしと。案ずるに嬉遊笑覽卷九に妖童に付添ふ男を金剛と云ふことあり、又シマヤの番頭と云ふ事あり、男色の意ではないか(南方來書卷五)。

ゴンガツメシ 「五月飯」羽後男鹿半嶋の村々で、田植の後日に日を定めて、女達が色々の田遊び行事をする。其所作は他の地方の正月田遊びと似て居るが、之には

殊に豊富なる食物の調製がある。毎年の女頭人をトメと云つてゐるのは、由來の古い事を推測せしめる(農村語彙)。

【參考文獻】

五月飯行事記録 (早川 昇) 民俗學四ノ八

ゴンゲンイシ 「權現石」陸奥東津輕郡瀧内村大字孫内にある權現様には、長一尺程の石が五個あり、參籠者が之を抱いて寢て石が汗をすれば祈願の叶ふとて喜ぶ。兒が生れれば新に石を納める(津輕口碑集)。

コンセイサマ 「金精様」陸奥東津輕郡東平内村狩場澤の熊野神を世人は金勢様と稱へ、子無き婦人が祈願すれば、必ず懐妊するとて參詣者が多い。社殿に木石等の異物數十個を安置する(平内誌)。按に、金精は根精の性器崇拜で、今に各地に行はれてゐる。

ゴンダチ 陸前刈田郡白川村では、鎮守の秋祭の日に七歳に達した男兒に、其年の數だけの餅を背負はせ、家族親戚が附添つて黎明に社へ參拜し萬福を祈り、歸宅後一同を集めて祝宴を開くが、之をゴンダチと云ふ(同郡誌)。

コンノフンドシ 「紺積鼻輝」四國では水練の稽古をす

る時に紺の褌を締めるが、此の場合に飄箆の畫を染め出す風がある(日本周圍民族の原始宗教)。海運業者と飄の條參看

コンピラシカウ 「金毘羅信仰」金毘羅は俱毘羅の舊譯で、海王の義である(解説西域記)。按に、海王とは鯨の事である(密教發達史參照)。我國の金毘羅信仰は古く比叡山に此事ありしも(山家要略)未だ民間に普及されず、讃岐の金毘羅は慶長以後の信仰である。恐らく始めは鯨崇拜に起つたものと思ふ。

コンピラシマナガシ 「金毘羅の嶋流」陸奥北津輕郡長橋村福山にある。金毘羅は、眼をあけて下さる神である。此神は島流しにせられた時、蟹の甲に乗り入つ目鱈の網に曳かれて命が助かつた故に、此神を信ずるものは蟹と八ツ目鱈を食へない(津輕口碑集)。

コンピラマツリ 「金毘羅祭」讃岐の金毘羅神社は毎年十月十日が祭禮である。白木綿を神ばかりでなく凡て庖厨の器摺小木、火箸等にも掛ける。緋縮の小袖を着て雪の様に白粉を付けた老婆が先立ち、次に十二三の小童童女を華かに粧はせ、童子は馬、童女は輿で多くの供人を連れて山上する。之を上トウ下トウと云

ふ、十一日夕七時から山上の人全部下山する。其夜は例年大風雨がある。之を山洗ひと云ふ(一話一言二)。
ゴンボダネ 「牛蒡種」 飛騨の大野吉城二郡に散在する一種の憑き物筋であつて、牛蒡種の如く能く人に憑くので斯く稱すと云ふも、其正體は護法實(別項護法附参照)の土着せるを賤視し、差別待遇せしより起つた事なのである。

【参考文獻】

牛蒡種の研究 (中山 太郎) 日本民俗志

サ

サイ (賽) 賽の目は陰陽の數より割出せるもので、俗に懐中する時は悪魔を拂ふと云ふ。此故に賽は天地に型りて、一天地六東五西二北四南三なりと(卯花園漫録卷二)。

サイギヤウカヘシ 「西行返」 鷺嶋東町に西行返しと云ふ路がある。俗傳に西行が此處で狐に逢ひ路を尋ねたが返辭せぬので「空蟬のもぬけの殻にこと問へば、山路をさへに教へざりけり」と詠むと、老嫗打笑ひ「も

ぬけの殻ならば、など得教へ參らすべき」と云つた。西行閉口して歸つたと云ふ(藝藩通志卷一六)。

サイギヤウトカニ 「西行と蟹」 出雲で西行野蕪を垂れると、恰度蟹の甲羅の上であつたので蟹は動き出した。そこで「西行も如何な修行もしたれど、蕪の歩くはこれが見はじめ」とやると、蟹が腹を立て、「うか／＼と道のかたへに晝寢して、駄賃取らずの重荷蕪負ひ」それで西行負けになつた(郷土研究四ノ六)。

サイギヤウモドリ 「西行戻」 肥後葦北郡白石村西行が来て、能川で綿を洗ふ女に詞をかけ、其綿をウルカと云ひしに女「白石の瀬に栖む鮎の腹にこそ、ウルカと云へるワタはありけり」と云ひければ西行感じ入り立戻つた(肥後國志卷九)。

サイギヤウモドリイシ 「西行戻石」 下野日光の松原町へ西行法師が来て石に腰掛け休んで居る所と一人童子通り掛る。西行何處に行くかと尋ねると、童子は「冬崩ぎて夏かれ草を刈りに行く」と(麥を刈りに行く事)を云ふ西行其意を解せず恥ぢて此處より戻つた故に西行戻の石と云ふ(日光の傳説)。
越後西蒲原郡國上村で昔西行が石に腰して休んでゐる

と、蕨採りの子供が連立つて通つたので「ワラビで手を焼くな」と云ふと子供が一人が「貴方も椀笠で頭を焼かぬやうに」と遣り返したので、西行は一本參つて此處から戻つた(傳説の越後と佐渡)。

【参考文獻】

西行 橋 (柳田 國男) 郷土研究四ノ七

サイギヤウワラヒマツ 「西行笑松」 紀州高野山化粧坂の路傍に西行の笑松とて一株の雄松がある。同山は總じて雌松なのに是のみ雄松であると西行が笑ふと、大師空海が空中に影現し「面白や松をも笛にえりぬれば深きねむりを吹さますなり」と答歌した(紀伊續風土記卷五七)。

サイケサナブリ 今に各地に於て、田植初をサイケと云ひ、田植終をサナブリと云ふてゐる。語義に關し二三の説あるも正解を得ぬ。

サイノカハラ 「賽河原」 京都市外に佐比と稱する墓所があつた、之を訛つて賽河原と云ふやうになつたのである(雍州府志其他)。

サイノカミ 「塞神」 齋、幸、財、歳などと書くが、塞(サイギル)を古義と信ず。塞は岐神(クナド神)又はフ

ナド神とも云ふ)の信仰であつて、疫癘邪靈等の入り来るを排斥する爲に祀つたのが、其神體が男根に擬して作られたので性器崇拜の中心となり、猿田彦神や青面金剛まで附會され、種々なる俗信を生んで現代に至つたのである。資料は多きに過ぎ取捨に苦む。

羽前東田川郡藤嶋村では、正月十四日未明に六七歳から十五六歳の子供が集つて、十王様(縁結びの神)を小屋に飾り、前に男根を供へ祭る。其時に子供は「さいの神のかんじん、男はよい嫁とる様に、女はよい聲とる様に」と唄ひ嘯す(土佐林寛報告)。

甲斐東八代郡新井原のドンドン焼は、大木を一本立て其頂點から數條の長い繩を引て、此一年間の初婚者の家の窓を通して其家の自在鉤に結ぶ。當夜其家では徹宵して來客を待ち花嫁自らが接待する。待偶悪いか平素憎まれた家では、外から繩を引て自在鉤を揺ぶり鍋をひつくり返す(民俗藝術二の二)。

丹後中郡の左義長は、竹の焼残りで灸箸に作り用ふれば、百病を除き灸熱發せずと。又其灰を軒下に納置く時は蛇家内へ入らぬと云ふ。更に神前の松飾等を焼き其くさを少し残して持歸り十五日小豆粥燃料にする

(丹後中郡風俗問状)。

長門厚狭郡では童子家毎の注通をはづし、濱邊或は田上に持出し之を焼く。此時童子等『ドンドヤサギチャウ。祝ノカギヤアケサマデ。アツキメシヤア。スヘツタ』と、大音に囃立る(長門國風土記九)。

薩州では小正月夜に注通飾を焼き、童子木の枝にて陰莖を作り、鍋墨を塗り或は紅を付て新婦ある家を探ね、新婦の尻をつつきハラメ〜と云ふ。田舎にては米を碾て榎の木の枝に付て門に挟む。又柳にて削掛を作る(中陵漫録卷一)。

信州松本地方では、正月用の注通飾等にて柱松様に造り、之を鳥小屋と名づけ子供達は其處で遊び暮した後に之を焼く其時に『三九郎三九郎、鱒××××真ッ赤いな』云々と卑猥の歌を謡ひ囃す(風俗叢報増刊)。

【参考文献】

諸國新年の行事 (諸家)

風俗叢報増刊

サイノカニヌスミ (寒神盜) 伯耆の農村では十二月に他村の寒ノ神を盗む。盗んだ村は未婚者は良縁を得るし、翌年は豊稔で大漁だと云ふ。盗まれた村は此反對なので夜番したり神體を隠したりする(民族と歴史四)

ノ二) 按に、此事は信州にも行はれてゐると郷土研究四ノ三に載せてある。

サイハユリ (犀は百合) 信州の犀川は駒嶽から流れ出る。里人黒百合は方言で左韋であり、犀に相通じるので犀川と云ふ(伊那志略卷一六附録)。

サイヒ (祭費) 大津市の松本馬場の兩町は、昔日吉社祭禮の三日以前に、子供を出して通行の旅商人から冥伽金を取り祭費に當てた(近江輿地志略卷三一)。播州赤磐郡笹岡村山手では山林に發生した松茸は、何人の所有であつても部落の物として入札に付し、其金を神社の祭費に充當する(同郡誌)。

サイレイトコドモ (祭禮と子供) 長門厚狭郡市小野村鎮守大歳社の祭禮には、神子と稱して男子十歳以下で二親揃つた者を二人撰み神の枝二本へ注通を張つたものを調へ更に神供を清い薬で編んだ器に入れ件の神に結びつけ神子が之を持つて社へ参り、氏子中が此料理を食する式がある(長門國風土記卷三〇)。

豊前京都郡今井村祇園社の祭禮の神子は、必ず十二三歳以下であるが、神子と定つた子供は祭日まで糞尿せず其家でも神に仕へる如くにする。祭禮が終れば常態

に復する。神子となれば長命し、其村は豊年だと祝ふ。(人類學雜誌一九ノ一二)。按に、此種の資料も各地に多い。

サイレイトサウギ (祭禮と葬儀) 紀伊岩出町大字宮の八幡宮は、由緒ある神社であつたが、今は年中四度の大祭等皆廢絶して、八月十三日の祭禮のみ残ると云ふ。神事の時は七月晦日の夜、忌徳掃(イミサシ)あり、之より祭日まで四至の内殺生を禁じ、貴志莊中にて死するものあれば、他莊へ移し葬むるを例とする(紀伊國風土記卷三五)。

サイレイトセイヤイ (祭禮と制裁) 舞鶴町東吉原の水無月神社は、毎年七月十四日に夜祭が行はれ詣者が群をなすが、其折吉原の入口から社頭まで掲げられる大行燈には、村内にあつた其年内の出来事を諷刺した漫畫や狂歌が描かれるので昔からの呼び物である(舞鶴)千葉笑ひ参照。

土佐安藝郡丸根村の八幡宮、祭日に神輿が村内を巡幸するや、氏子は四辻で神輿を止め假面芝居をする。其演題は皆村内の新事實で、村長の高慢商店農民の不品行を諷して反省させるものである(土佐古跡巡遊録)。

サイレイノトツケンシヤ (祭禮の特権者)

磐城石城郡

渡邊村中釜戸の諏訪神社は、大昔に下川村の漁師古口某が、神體を網で拾ひ祭つたものである。それ故今も祭禮の時は祭席に古口を請する爲め七度半の使を立て祭列は古口家に休むのを常とする(同郡誌)。

能登鳳至郡鶴川村宇鶴川の村社菅原神社の秋季祭を、八講又は餅いとり祭と云ひ、直徑四尺以上の大鏡餅二重を神前に供へ同地の傳兵衛及び鍛冶屋を正賓とし、饗應する。此時正賓は口々に大鏡餅及び膳部の餅の大小品質等に就き非難攻撃をなし、之に對して當番は種々辯解を試み遂に神主の仲裁にて事済む。傳兵衛は神體を拾ひし者の鍛冶屋は村吏の子孫と云ふ(同郡誌)猶ねたり祭を参照せよ。

サウギ (葬儀) 各地に亘り資料は殆ど限りなくあるが、茲には古俗を考ふべきものだけを列挙した。

鳥喰 陸奥津輕邊では、埋棺後に二人して一つの團子を箸で投げ『のゑ鳥、ほえのゑ鳥、のゑからのゑからのほゑ』と唱へる。鳥が喰はぬと近く又葬式を出すとして嫌ふ(津輕口碑集)。

紙蕪 陸中上閉伊郡土淵村では、萱で門を造り棺を出

す。引導の際黒紙で拵へた燕を四方に立てる（同村郷土志）。因に、此事は磐城常陸にも存し、遠く離れて沖繩にも存してゐる。

籠 水戸市では棺を送出すと、室内に目籠を轉がし後に掃除する（水戸）。因に、此事足利市外の農村にもある。關東一般の民俗と見える。

轉忌 上總夷隅郡では、葬禮の時に轉倒すると暴死すると忌む（同郡誌）。此事は全國に行はれてゐる。袖モギの信仰は之に關する點が多い。

弓引 上野惣社町では靈柩が墓場に至ると、先づ弓取が鬼門に向ひて矢を放ち、やがて僧侶の讀經縁者の焼香など一定の式がある（同郡土誌）。因に葬式に弓を引くこと各地にある。原議は遠く深く簡單に説明されぬ

縁綱 陸中江刺郡では葬儀に際し、近親の婦女は白きカツギを被り、縁ノ綱に通つて歩む（同郡誌）。他地方の善ノ綱である。古書にも見えてゐる。

空木杖 信州北佐久郡では、棺内に死人の愛品と共に空木杖を入れる（同郡誌）。岩代大沼郡でも此習俗がある（同郡誌）、何故に空木杖に限るか、其理由は判然せぬ。

濱オリ 駿河志太郡では葬後忌明けの日に墓参し、其舊途に海岸に往き潮水で身を清め、假の位牌を立て香花を捧げ、新しい草履の緒を切り海へ流す、之を濱オリと云ふ（同郡誌）。葬儀の折の履物を棄るは古俗である

神人別 志摩では死後七々に山伏を招き、座敷に土で山型を造り松杉の枝を挿し、呪詛勤行終れば家族其枝を抜取り、六道所生の驗とし其後は年忌を営まぬ（譚海卷二）。奥州のミサキ放し、沖繩の神人別れと同俗である。

忌の標 富山では死人があると、家の前へ竹片を十文字に結びて吊るす（人類學雜誌二二五號）。沖繩其他にも此事がある。忌挿の條參照。

死の知 家に死人が出來ると庭を叩き、又は空白を搗て、隣家に知らせる土地は方々にある。

歩徒跳 能登鳳至郡黒嶋村の葬儀は、死者の卑族親は徒跳、兄弟は草履、其他は下駄を穿て送る（同郡誌）。
泣き女 葬儀の泣き女は、今も微弱ながら加賀、能登伊豆大嶋、沖繩などに行はれてゐる。五合泣き一升泣きとて、米の多少により泣き方に相違がある。
地買ひ 播州美嚨郡では、死人の穴掘をする前に、親

族の者が竹を以て棺の寸法をとり、錢一文を添へて墓地に行き、穴を掘るべき位置を定める之を地買と云ふ（同郡誌）。

淨め鹽 伊豫新居郡地方では、葬禮では寺より歸つた時は入口に設けある箕の内の鹽（中山曰。下野では空白の上）をとり清めてから家へ入る（同郡誌）。

友引陰 今世、人が死んで七日中に丑寅ノ日があると小さい人形七ツを棺に入れ墓所に埋めると、友を引かぬとて厭勝とする（理齊隨筆卷六）。

【參考文獻】

各地葬儀の習俗（諸家） 旅と傳説特輯號
サウギノコゾク 「葬儀の古俗」 土佐長岡郡豐永郷では

死人があると、近親の者死人の枕を蹴外し、墓を定むる折に此枕を地に据え『地神様より七尺四面買取申す』とて錢四文を四方へ投げる。屍骸を納棺の時『普請をするぞよ、相普請では無いぞよ』と近親者が死人に云ふ。斯くせぬと其年家作葺替など出來ぬと。棺は戸尻より出し棺の後の靈供（握り飯）持や水持は身近い女の役である。又弓持とて竹の弓矢を携へて附添へ行く者がある。墓地に至ると弓持が棺を覆し衣服を弓の先

で取のけ穴へ納め、其上へ大石、杖笠及び彼の枕を置き會葬者水を手向ける。そして埋葬の終らぬうちに弓持だけ立歸り、大音に『宿借り申さう』と云ふと、留守の者家より『三日跡に人質を取られて、宿貸す事は出來申さぬ』と答ふ。弓持『然らば丑寅鬼門の方へ世直り中直りの弓を引かう』と云ひつゝ、矢を番ひ、家の棟を射越し弓を踏折り投げ越すのである。墓所より歸へりし者は、豫て設けあるコマセと云ふものを跨ぎ、箕の先より米を取り食ひ、門口の柱を廻つて内に入る（土佐群書類本豐永郷葬事略記）。

サウコラタテヌムラ 「倉庫を建てぬ村」 因州高草郡荒神谷村の若宮は武田高信の妻女を祭る。俗傳に天正四年武田氏山名豐國の爲に攻亡され妻女逃げて此村の倉庫に潜む。村人後難を恐れ遂に之を殺す。妻女死に臨み此恨み永く汝等の子孫に祟り、貧窮ならしめ、若し倉庫を建てる者あらば焼殺すべしと。故に今に倉庫を建てぬ（因幡誌）。

サウゼンジン 「蒼前神」 陸奥下田村木の下の蒼前様は鶉を祀つたものと云ふ。鶉は馬の放牧期中は常に原野に棲んでゐて朝夕草叢の中で鳴く。其鋭い聲を聞く

と馬は勇み立ち自然に勇壯な姿態を造ると。其爲に馬飼ふ人々が鷄を尊び祭つたのが蒼前様だといふ(上北郡傳説集)。按に、産馬國である奥州に多い馬守護神であるが、神名及び由来とも判然せぬ。

【参考文献】

蒼前様の報告 (板橋 源) 民俗學二ノ五
ザウニライム (雜煮を忌む) 伊豆の中瀬村の氏神子ノ神は元日の雜煮が咽喉につかへて死んだとて、氏子は今も正月三ケ日は餅を食へぬ。此禁を犯せば火の祟りがあると(伊豆傳説集)。

サウバウラナヒノシメ (相場占の注通) 京都松尾社の鳥居に飾る注通繩は十二條の繩を垂れる。毎年正月之を改むる時には其長短を等しくするが、或は延て長く或は縮みて短くなる。米商連は其十二條の繩を十二ヶ月に配し、向て左より順次に數へ、其繩の延びたる月を以て、米價騰貴の表とし短くなれる月を以て低落を表するものとしてゐる(人類學雜誌二九の一二號)。

サウバラウラナフカハ (相場を占ふ川) 越後三嶋郡井ノ鼻村の寄木神社に近く、海に注ぐ相場川と云ふがある。落口二ツに分れ南方注ぐ時は米價騰く、北すれば

安いと明神の誓ひとて今に穀商之を信仰する(温故ノ栗六篇)。

サカキマヒ (神舞) 紀州新宮町の新宮十二所權現。九月十六日の祭事神渡しの式がある。是を神舞と云ふ(紀伊續風土記卷八二)。

サカサイテフ (逆銀杏) 美作勝田郡高圓村の菩提寺で法然上人得道した。法然吾が佛法繁茂せば此木も繁茂すべしとて、銀杏の木を切り逆に植えたが今に在る(東作誌)。

サカサエノキ (逆覆) 東京市向嶋區隅田町の若宮八幡社前に、源頼朝が鞭を挿したと傳ふ逆覆の古木がある(雨やどり)。

サカサクラ (逆櫻) 越後北蒲原郡菅谷村の不動堂の後の山王社境内の逆さ櫻は、護念上人の杖を地中に挿したのが、其儘根が生えたのであると(傳説の越後と佐渡)。

サカサスキ (逆杉) 筑後浮羽郡畠田村へ、昔景行帝が御休憩の際挿せし逆杉の成長したるものがある(同郡案内)。逆杉は各地に多くある。

サカサダケ (逆竹) 甲州中巨摩郡宮本村高町に、日蓮

上人が巡錫の折逆竹を挿して、法力を示したものが茂つてゐる(山林五七二號)。此類も各地に多い。

サカサツバキ (逆椿) 肥後宇土郡下椿原村俚俗に往古安部晴明此地に來り椿の枝を大地に挿したのが、茂りたる故に此地名生じ今に其椿有と傳ふ(肥後國志卷七)。
サカサマツ (逆松) 筑前早良郡下山門村に生松原。傳に神后征韓の折に戦ひ利あらば此松の枝生きたてよとて逆に地に挿す。それ故に之を逆松と云ふ(筑前舊誌略卷下)。

サカタレノミヤ (酒垂宮) 能登宇出津町の酒垂宮は祭神松尾大明神で、御神體が昔酒樽に乗りて此磯に寄つたと云ふ(能州名跡志卷四)。

サカツクシ (坂盡) 紀州能野には辭職山思案坂等の峻坂がある。前者は巡査の往來上下に苦み辭職を申出て、後者は思案せし坂なりと云ふ。明治以前よりの名には犬戻り、猿戻り、馬轉がしなどある。西牟婁より東牟婁に出づる一日の行程に「四十八坂永井坂、まだもあります馬轉ひ」と云ふ。東豫と土佐との間に堅固丁、飛驒には吃契峠、畢縮坂がある(日本週遊奇談)。
サカドノカミ (酒度神) 紀州伊都郡三谷村の丹生酒殿

明神は大和の丹生川上から神を持して此地に降臨したが其時初めて神酒を獻じた。故に酒殿神とも稱する(紀伊續風土記卷四七)。

サカヌフチ (咲ぬ藤) 土佐幡多郡一條御所の一條康政が泰元親に攻められ伊豫へ落る時愛せし藤を撫て、「植置きし池の藤浪心あらば、今歳許りは咲くな匂ふな」と詠む。之より此藤咲かず匂はずと云ふ(土州淵岳誌卷五)。

サカネ (冠嶺) 磐城相馬郡八澤村の鶏足神社は、往古は冠嶺神社と稱した。冠嶺は肉冠で元根の意である(相馬郷土史卷一)。

サカノモノ (坂の者) 越前足羽郡東安居村に斬罪場の跡がある。繩付を獄より引出し來る者を坂の者と稱した(同郡誌)。按に、坂の者は賤民である。

【参考文献】

符坂 寄人 (喜田 貞吉) 民族と歴史八ノ二
サカヒツカ (境塚) 昔陸中の和賀江刺の郡境を年久しく争つたが、或時白狐が幣をくはへて通つたので其道筋を境と定め、境標には二股の木を植ゑ、或は炭を埋めた。之即ち今の炭塚である。(けふのせばぬの)。

陸前桃生郡二俣村のお百と云ふ女が、或夜狼に喰はれて死んだ所が、三輪田と東福田で屍體引取の地境論が起り決せず、遂にお百の死んだ所を境として、沿岳から上品山に至る間一直線に『三十三の塚』を築き後證としたので百行塚と云ふ(同郡誌)。

伊勢度會郡前山は高岳である。寛文七年に紀州田丸領と神領との境を定め、其時頂上に境塚を築き後世の標とした(勢陽五鈴遺響)。

能登粉川北郡高松村の濱邊に七ツ塚あり、又加能兩州の境塚がある(能州名跡志卷一)。

【参考文献】

境塚の風習 (柳田 國男) 郷土研究一ノ三

サカヒノキメカタ (境の定め方) 下野芳賀郡の茂木氏と千本氏と領地の境争が出来た時、兩家談合の上、明朝寅の刻を期し兩方の城から人を出し、出合つた所を境とする事にした。茂木家では夜中に人を出し置いた爲め双方出合つた所は千本氏の山口城より、七八丁目の駒の瓜と云ふ地であつた。千本氏は止むを得ず境近くでは不安なので山口城を教ヶ岡千本城山に移した(芳賀郡土俗研究會報貳ノ壹)。

サギオシヘユ (鶯教湯) 伊豫道後町の湯の起原は、鶯の傷けるものが浴せるより知ると云ふ(温泉郡誌)。

【参考文献】

加賀江沼郡山中村

美作勝田郡湯郷村

出雲能登郡飯梨村

豊後北海郡北津留村

サギガミ (鶯神) 出雲杵築大神の攝社に鶯神社がある。或説に大己貴命が助けし白兔大明神を訛りしとも云ふ。疱瘡除の神である(出雲懷橋談)。

サキチヤウ (左義長) 三毬打とも書くが古義は忘れ

て正解を得ぬ。民間ではドント焼、オンベ焼、サイの

神焼など云ひ、奥州では

カマクラ信州では三九郎

焼と云ふ。歳神祭に用ゐ

た門松注連飾を小正月の

夜に焼く行事であつたのが後にサイの神に習合された

ものである。更に想像すれば左義長は鳥追の一行事で

左義長は鶯鳥ではないかと考ふべき節がある。鶯が作

物の害鳥である例は少くない。



サキマヒ

〔鶯舞〕 石州津和野町の彌榮神社は、京都の

八坂神社の分霊であるだけに、祭事は祇園祭と似寄つた點が多い。併し年経るうち京都に絶えた鶯舞が此社に残つてゐる。それは七月二十日より二十七日迄の祭に鶯に假装した男二人が『橋の上に下りた鳥は何鳥、かあわさぎいのく、やあかわさぎの、さぎが橋を渡した、時雨に濡れ鳥く』と謡ひつゝ舞ふ(サンデー毎日、大正一二、八、五)。

サキヤウガハシ

〔左京ケ橋〕 肥後の阿蘇神社の奥宮へ

詣るには、硫黄の匂ひを嗅ぎから左京ケ橋を渡るやうに道がついてゐるが、心邪慳の女が此橋を渡らうとするると髪が自然に解けると云ふ。古歌に『名に高き左京ケ橋へ来て見れば、誠言はふ(硫黄)の心地こそする』とある(阿蘇郡誌)。按に、左京ケ橋は裁許橋の轉訛で古く神判の行はれた所である。

サクジ

〔左宮司〕 シャクジを見よ。

サクダメシノキ

〔作試木〕 村と因縁の深い或大木の姿

を見て、曆の代りとした土地は多い。秋田の片山では八阪神社境内の老ひたる多母木を、村民は發芽の季に田植に着手し、又其落葉後二十日に雪が來るとしてゐる

た。尙婦人が護符に此木の皮を持つた(農村語彙)。

【参考文献】

農 業 曆 (中山 太郎)

サクモツノキンキ (作物の禁忌)

各地に亘り夥しき迄

に多く存してゐる。猶茲に漏れたる分は各條で補ふ事

とする。

磐城郡植田町の松本好富宅では里芋を作らぬ。必要の

際は隣家に頼み作てもらふ(松本から子談)。

東京市小石川區諏訪町細田角右衛門方では瓜、冬瓜、

茄子、南瓜、芋の類は一切植ゆる事が出来ぬ。無實の

罪で殺された妾の祟りと云ふ(遊歴雜記參編上)。

武蔵兒玉郡蛭川村では芋を作る事を禁ず。押して作る

と必ず災を蒙る(武蔵風土記稿卷二四〇)。

相模の愛甲郡棚澤村考市嶋では、此村で戦死した三嶋

某の爲に、今でも蕎麥を作らぬ(東京日々新聞、大正

一三、一一、一三)。

三河南設樂郡作手村高里では高黍を作らぬ。氏神様が

嫌ふ爲である(今泉忠義談)。

伊勢の飯南郡粥見村大字有馬野では西瓜を栽培せぬ。

作ると神罰を蒙ると云ふ(土俗談語)。

大和添上郡東市村字古市では空豆を作らぬ、之は不動様が眼を空豆で潰したからである(水木直箭談)。

サケモツヲヌスムヒ 「作物を盗む日」 甲府地方では、維新前には七月七日の夜は、公然と作物を盗む日とし、他人の畑に入つて大根、午房、茄子、枝豆等を勝手に盗む事を互に許した。八月十五日夜も人の畑物を盗んでも咎めぬ(人類學雜誌二〇六號)。

サクラゴマ 「櫻駒」 伊賀名賀郡古山村東谷に櫻駒と云ふ地がある。昔天武帝御殿山に行幸の際、駒を繋ぎし所なるも今は田圃となる(同郡郷土資料)。按に、小暗隈の轉訛である。

サクラノセイ 「櫻の精」 今物語に、小式部内侍大二條殿(教通)に愛せられし頃、公久しく來らず、一夕公の事を思つて居ると、車の音もなく入つて來られ終夜語らふ。曉方の夢に糸の付いた針を直衣の袖に刺した。後で調べると前の櫻の木に其針が刺さつてゐた。之は櫻の精が教通公に化て來たのである(郷土研究一ノ一〇)。

サケイミマツリ 「酒忌祭」 南伊豆下河津村田中の來宮神社の祭禮には、祭日を中心として其前後八日間、氏

子は酒を慎み鳥肉を禁ずる。之を犯せば神罰で災難を受ける(稷豆相三國傳説)。

サケウラ 「酒占」 石見鹿足郡柿木村木部谷では、樞の古木の根元で地主様祭をする。此祭に供進した洗米は傍の石室内の瓶に投じ、神水を満たし石蓋をなし密閉して置き、翌年祭典が終ると區民立會の上之を檢分し瓶中の酒量の多寡により農作の豊凶を下する(鳥根縣口碑傳説集)。

サケガミ 「鮭神」 能登飯田町字寺社の辛鮭ノ宮は、昔は三ヶ村の惣社であるが、辛鮭を祀つたので此名がある。同鳳至郡七浦村皆月の氏神も、同じく鮭が神體である(以上、能州名跡志)。筑前大隈町の産土神は鮭明神と云ふ。之は鮭魚を神に崇めたものと云ふ(筑前續風土記卷一二)。中山曰。鮭に關する資料は多方面に涉り集めてあるが、掲載が意に任せぬので割愛した。

【參考文獻】

- 氣多 神考 (中山 太郎) 日本民俗學神事篇
- 鮭神に就て (同 上) 郷土研究四ノ八
- 鮭神と惠比須 (山口 松園) 同 上
- サケキラヒノカミ 「酒嫌神」 武藏大里郡妻沼村の産土

神は酒を嫌ふとして、氏子村十二ヶ村では酒を造らぬ(北武藏名跡誌)。

サケクヤウ 「鮭供養」 羽後仙北郡花館村では、鮭の捕れた数が千本に達すると千本祭を行ふ。現在は豊漁を悦ぶ祝賀であるけれども昔は鮭供養である。又鮭や鱒は捕ると直ぐ殺すが、之を打殺す時には「あびす」と云ふ掛辭をする。同地方の「あびす社」は鮭の獲れる川の岸に多くある(郷土研究四の八)。

サケシントイ 「鮭神體」 能登鹿嶋郡下村の能登比咩神社の祭禮は、毎年十月廿一日であるが、此村の一樂と云ふ百姓が二十日の宵宮の夜に本社を開き、御神體を背負ひ後しざりに歩む。今は略して辛鮭を逆様にして歩む(能州名跡志卷五)。

サケツカ 「酒塚」 能登輪嶋町彌勤寺境内に酒塚がある。昔此塚から酒が湧き毎年元朝に酒糟を苞にして川へ流し、止れば吉流れ、ば凶とした(能州名跡志卷二)。

サケノカミマヘリ 「鮭の神詣」 羽後雄勝郡杉の宮村の杉宮。社前の大戸川に鮭の逆のぼりあり、其魚の中に注連掛魚と云ふ大鱈ある。八月十五日の神事の前に必ず此魚を取る、鮭の首の周りに白條がある。それを杉

の眞魚板に載せて進める(雪出羽路)。

サケノニ 「鮭鱈」 能登三田村は鶴川の上にある。一の瀧二の瀧ありて昔此瀧に大蛇栖み人を害せしを大名持命が退治した。其靈を童大明神と云ふ。毎年十二月廿八日祭禮には此瀧坪の廻板石の上に鮭二尾自ら上りて死ぬ。之を食へば癩病になるとて人恐れて食はぬ、昔の人身御供の代りの生贄と云ふ(能州名跡志卷五)。

サケミロク 「酒彌勒」 信州埴科郡關屋村彌勒堂は大上戸と見える、諸々の願望がある時、酒を捧げて拜めば諸願満足する(つちくれ鑑)。

ザコホ 「雜魚寢」 出羽國最上領の山寺へ、毎年七夕の夜麓から男女が登山し、人家に宿り枕席を共にする。新舊と識る識らぬの分ちない、之を雜魚寢と云ふ(譚海卷一)。

信州諏訪郡豊平村山寺區の八幡神社へ、昔は毎月十四日に青年男女が、御子守と稱して近郷から蟬集し、良縁を祈り雜魚寢した(信州六の八)。

第に遊犯する、恰も大原の雑魚寝の如くである（伊豆七嶋風土細覽）。

能登珠洲郡三崎村寺家の三崎權現社、毎年八月十五日の祭禮の夜は、雑魚寝として近郷は勿論數十里から男女が集り、通夜をして賑しい（能登名跡志坤卷）。

越後南蒲原郡大面村の鹿嶋神社。昔は祭日の夜に近郷の若い男女が集り雑魚寝の儀があり、享保年中迄は常陸帶の神事があつた（越後風俗志八輯）。

大和十津川では、昔は村中の妻子奴僕が自他を撰ばず或は旅人等に至る迄男女雑魚寝をした。此爲に色欲で身命を失ふ者はない（本朝奇跡考卷上）。

神戸市兵庫區駒ヶ林に雑魚寝堂（枕寺とも云ふ）がある。昔は此村の末縁の男女が、年越の夜此堂に集り、其夜契つた者が夫婦となるのである。今も毎年年越の夜に女ばかり籠る（攝陽落穂集卷三）。

播州穴瀬村飾磨道辻社は、祭禮に雛形を造り供物を調へ拜所の戸をさし、男女雑魚寝した（播磨鑑）。

沖繩では雑魚寝の事を「やがま」と云ふ。平安座地方にあると聞いた（山内盛彬談）。

【参考文獻】

で、明確に云ふ事が出来ぬけれども、之は單なる耳語ではなく、何か信仰の意味が、含まれてゐたやうに思はれる。

福嶋城内西門の南に耳語橋と云ふ板橋がある。俚傳に夜の三更に及ぶと橋上に人があつて、何か耳語する聲がし、出て見れば人影はない故に耳語橋と名付けた。古歌に「道奥の袖の津をわたらばや、耳語の橋忍びく〜に」とある（信達一統志卷一）。

山州石清水八幡宮護國寺の上に耳語橋がある。傳に昔八幡住吉の二神影向の所と云ふ（山州名跡誌卷一三）。

紀州熊野新宮の音無川に架せる橋を、俗に耳語橋と云ふが確證がない（西國名所圖繪卷三）。

備後鞆津の耳語橋は原村に架つてゐる。傳に鞆源左衛門と云ふ賣人、往來の人を導すに此處に於て耳語き賣つたので名付くと。茶山按ずるに「知る知らず聲高くして渡る哉、さゝやきの橋おさまれる世は」の歌は遊行上人の咏であるといふ。此歌は源左衛門の故事を用ひたと見える（福山志料卷二五）。

【参考文獻】

岩代安積郡永盛村笹川

同郡誌抄

大原の雑魚寝（江文社の條）山城名跡志一夜の枕物狂（井原西鶴）一代男卷二

サ、ガミ（笹神）常陸眞壁郡大寶村では、二月八日に竹の枝三本を取り、上を束ねて裾開きに庭に立て、笹神となし、別に長竿の尖に笹を被せて立てる（日本人増刊、自然と人生）。按に、他地方のお事納めと同じである。

サ、ゲマツリ（角豆祭）京都の吉田の西天王須賀神社の祭である。此祭は他門の客朋友を饗せず、一族相集ること角豆の蔓葉の如き故といふ（日本歳事史）。

サ、ダンゴアマダ（笹團子阿彌陀）武藏豊嶋郡中村町西光寺の本尊阿彌陀如來。病者は白團子を笹の枝に挿し祈誓するので、笹の團子の如來と云ふ（武藏風土記稿卷一一）。

サ、ナシヤマ（笹無山）佐々木盛綱は平家を討たんと備前の漁夫をよび、淺瀬を案内させ、笹を立て目標としたが、他言を恐れて漁夫を殺し功名した。殺された漁夫の母は盛綱を恨み裏山の笹を一本残さず引き抜いた。爾來一本の笹も生えぬ（汎岡山郷土傳説特輯號）。

サ、ヤキバシ（細語橋）さゝやきの語原が忘れられたの

常陸鹿嶋町山崎

鹿嶋瑞驗記

奈良市東大寺前

大和名所圖繪

備後芦品郡府川村

福山志料二〇

サ、ラ（影）水戸市向井町にさゝらが居る。甲斐妙法寺舊記にも天下さゝらを擽るとある。先年久慈郡天下野村より天下野さゝらと云ふ者が出て錢を乞ふ。金砂田樂の種類で夷の部屬である（江戸の角兵衛獅子の如し）。里人の爲に賤しめられて往々村を去つて其類を斷つた。天下野さゝらも夷の類であらう（新編常陸國誌卷一一）。

駿府の操芝居の者の居所を古く俗稱影村と云ふ。古の説經師の流である。江州三井寺蟬丸明神社人の配下で座元を玉川廣太夫と云ふ。初は有渡郡石田村に住んでゐたが、今は馬淵村川邊村の地に居て、府中の奉行所囚獄の役を勤める（駿河新風土記）。按に、影は賤民であつて此以外にも各地に居た。

【参考文獻】

茶筌及びサ、ラ（柳田國男）郷土研究二ノ八
サ、ラサンバチ（影三八）晋其角の句に「弱竹のさゝら三八宿とこそ」とある。疱瘡流行の時さゝら三八と

門に記し貼れば瘡輕いと云ふ俗傳を詠んだものである。此さゝら三八と云ふ名紀州出邊町では俠客の名と心得居る。謡曲東岸居士さゝら八揆などに出たものか。何か瘡瘡を瘡くにさゝら舞を二十四回催したやうな事があつたのを、後に人名の如く心得たのではないかと思ふ(南方來書卷一)。

サシキデンセツ (挿木傳説) 之には、(一)單純なるもの、(二)香(ウケヒ)とせるもの、(三)祈願とせるもの、(四)占ひとせるもの、(五)種類等の無生なものなどの別があるも、要は第二の誓約が主たる目的で行はれたのである。杖立傳説参照。

挿木 筑前香椎神社前の綾杉は、神后が征韓歸朝後に此處に兵器を埋め、其上に杉の枝を挿したのが茂生したのである(同國續風土記卷一八)。
尾州春日井郡吉根村松洞山龍泉寺に、昔弘法大師が熱田の神を折つて来て、堂の南に植えた木の枝葉が茂つて今に残つてゐる(尾張志)。

誓木 信州の藤嶋明神は藤ノ枝で洩矢を征伏した。明神は誓を發して藤の枝を挿すと枝葉が榮え萬代に残された(諏訪大明神繪詞卷下)。

楊枝を地に挿したのが、一夜のうちに根を生榮えたと(二十四鞏圖繪)。

近州伊香郡古保利村片山へ、昔越前の氣比神が此地を過ぎた時、晝饌に添へた楊子を地に挿して去つた。それが今に繁つてゐる(近江名木誌)。

占木 武州埼玉郡慈恩寺村慈恩寺の開山慈恩大師が、日光山に登り李の實を持ち、佛法弘通の地に生じよと投げたのが同所に落ちて芽を生じた。大師は此地に来て寺を立てた(武蔵風土記稿卷二〇二)。

種木 越後彌彦神社境内に椎の神木がある。香語山命が紀州から海路を米水の浦に着き、船用の種を土に挿したのが芽を生じたものと云ふ(越後鐵道案内)。

【参考文獻】

- 岩代耶麻郡赤津村 (挿木) 會津温故抄四
- 伊勢飯南郡西黒崎村 (同上) 飯南郡史
- 出雲仁多郡横田村 (同上) 雲陽誌卷上
- 安房瀧田村大字犬掛 (晉木) 房總雜記
- 大和宇陀郡西殿村 (同上) 同郡史料
- 紀州牟婁郡野中村 (同上) 同續風土記七七
- 伊勢鈴鹿郡石薬師村 (鞭木) 勢陽五鈴遺響

常陸湊町の八幡社に老松がある。俚傳に源義家が東征の時松の枝を倒し植えて誓て曰く、我にして賊に捷たば此松をして繁茂せしめよと。其松が之だと云ふ(三濱志)。

挿木 福岡市外の生松原は神后征韓の折、松の枝を折り逆挿し勝利を祈つた所が、其枝が生きて榮えたので此名がある(早良郡志)。

美濃加茂郡上古井村飛彈川の岸に世立崖がある。昔土岐氏の女が男兒を生まうとて小山の觀音に祈り、松杉櫻の木を折つて此崖に挿して遙拜し男兒を生んだ。今も其挿した諸木が繁茂してゐる(新撰美濃志卷二三)。

鞭木 宇治の許波多神社へ天武帝が行幸の折、馬が進まぬので祠官が柳の鞭を進めた。帝は此柳を地に挿し本願を成就せんには此柳萌芽せよと。そして其柳は成長した(宇治郡誌)。

近江野州郡速野村水保の觀音寺に藤の古木がある。源頼朝が東下の時此觀音に開運を祈り、鞭の藤枝を地に挿したのが生長したのである(近江名木誌)。

楊枝 越前吉田郡上森田村の畑中に拓植の舊跡がある。親鸞上人が承元年中に越後へ遷る時此所で拓植の

備中兒嶋郡粒江村 (同上) 備陽國志一六
美作勝田郡河原村 (同上) 東作誌

ザシキワラシ (座敷童) 陸中遠野町を中心として、夜中に座敷へ現はれる童形の化物をかく稱してゐる。之に就て種々なる怪説があるも、所詮は産兒制限の爲に壓殺された物語の怪談化と思ふ。

【参考文獻】

- ザシキワラシの話 (佐々木喜善) 郷土趣味卷五
- サシサバ (刺鯖) 京都では七月十五日前に、家々蓮葉を以て糯米の飯を包み、鯖を其上に載せ親戚の間に贈り合つて祝ふ。此鯖は一の首を他の首の中に刺すので刺鯖といふ(日本歳事史)。按に、之は孟蘭盆の生御魂(イキミタマ)であるが、鯖を用ゐるのは散飯を鯖と歪め解した爲である。

俗説に諸册二尊七月望日海濱を過給ふとき鯖二蒼天合せしを見給ひて男女の夫合初りしより子孫繁昌のため今日刺鯖を食ふと云ふ(關秘録卷八)。伊賀名賀郡では七月上旬鯖握へと稱し、里方(新婦)より鹽鯖に白餅米を添へて聲方に送る(同郡郷土資料)。美作英田郡では、七月十五日神前に刺鯖を供へ、夕方精靈と一緒

流す(同郡誌)。

サシタケデンセツ〔挿竹傳説〕 薩摩揖宿郡福本村の清泉寺に嶋津久章の位牌がある。谷口杏庵祈請して三十年間日参し、廟前の竹を切り取り家に歸り庭下に挿し我道成就せば此竹根を生ぜよと。其竹遂に根生して繁茂した(三國名勝圖繪卷一九)。

攝津有馬郡須磨田の山中に漢竹がある。昔神后が征韓の時鮎を釣給ひ、其竿を此處に挿したのが枝葉繁榮したと云ふ(攝陽群談卷一七)。

安藝佐伯郡宮内の明石社の社人が、幣串を立て、置く、其竹自ら根を持つたとて今に存してゐる(藝藩通志卷五四)。

サシヤデンセツ〔挿矢傳説〕 陸前遠田郡筥嶽村筥宮權現堂は矢竹を祀る。田村將軍東征の折に鎬矢を地に挿し、奥州再亂せざれば枝葉を生ぜよと祈つた處が、七日七夜で枝を生じた(同郡誌)。

サセンノシチギヤク〔左遷の七逆〕 職原私記に、納言以上大臣の左遷の時に、七種の逆事がある。一は其人の居た疊を逆に敷く。二は飯を逆に据える。三は折箸を据える。其四は咒狀を書く硯水に、其人の影を寫し

を主なるものとして、相當有福に生活し得るやう設備してあつた。殊に檢校となれば官金(盲人に賣る私稱官位の意で、警官は四階七十三級に區別されてゐた)の配當も多く、豪奢の生活を送つたものである。そして是等の總てを盡す事は不可能なので、特に此問題に留意せらるゝ方は、參考文獻に由らねたい。盲僧參照。

【參考文獻】

- 日本盲人史 (中山 太郎) 單行本
- 當道要集 (小池 檢校) 史籍集覽本
- 當道新式目 (杉山 檢校) 同上
- 江戸當道大記録 (帝國圖書館) 寫本
- 警幼書 (柳田國男藏) 寫本
- 平家音楽略史 (館山漸之進) 單行本
- ザトウクワンオン**〔座頭觀音〕 羽前東田川郡四ツ興屋村に座頭觀音と云ふ小堂がある。阿山の見市、狩川の綾市、外に度々都の三盲人が誅せられた菩提の爲に建てたもので、盲人共が集て通夜する事がある(莊内三郡雜記下)。按に、盲人三名が刑死するとは、我國の盲人史に於ける大事件と考へる。猶詳しく知りたいものである。度々都(ト、イチ)は俚語の都々逸と關係な

て提子の口からつぐ。五は膝の餅を杉の俎と杉のマナ箸で切る。六は獨盃を用ゐる。七は車を倒に乗せる(三餘叢談卷三)。

サソソウヒ〔左尊右卑〕 國語で左は直を意味し、右は曲を意味する。故に我國の風俗として右を卑しみ左を尊ぶのは怪しむに足らぬ。此思想は日本人の祖先が太陽を崇拜した宗教的觀念に基因する(史學雜誌明治三八年一二月號)。

サゲテンジン〔蹉陀天神〕 河内北河内郡蹉陀村の蹉陀天満宮は、公筑紫に赴く際、刈屋姫別れを惜みて此山に上り、蹉陀(アシズリ)して大に悲しみ遂に山の名となり後に菅公を祭ると云ふ(明治神社誌料卷上)。

按に、蹉陀は猿田と同じく先に出る、即ち突出の義である。

ザトウ〔座頭〕 座頭制度の全廢は盲人の生活保護を奪つてしまつた。室町初期から江戸終期まで前後六百年間に組織された當道(盲人の團體)は、代々幕府の保護を受けて、(一)平家琵琶を表藝とし、(二)高利貸(俗に座頭金と云ふ)を營み然も先取特權を有し、(三)士農工商の吉凶其他に就き、一定の冥伽金を收めた事

きか。恐らく此節の創始者たる扇歌も常陸生れ故、ホサマとの交渉が迫れるやうに思ふ。

ザトウシオキ〔座頭仕置〕 阿波の座頭類都が、勾頭にならんと官金集めに浮世女を召連れ人々を誑した科により、座頭の作法により津田川にて簀卷に仰付けられた(阿波國徵古雜抄卷九)。

ザトウシハイ〔座頭支配〕 久我殿が盲人を管領し給ふことは、白川院より盲人管領すべき由論旨あり、其後室町將軍家の末に將軍家の御子に盲人居りし頃、將軍家推舉にて又盲人管領の論旨を更に給ひ、二通共久我殿にあつたが中絶して盲人管領の沙汰はなかつたのを、牧野佐渡守所司代の頃吉良上野介など申し合せて沙汰せしより、再び盲人を管領したとの事である(橘窓目語卷一)。

ザトウシハイノカミ〔座頭支配の神〕 紀伊名草郡日方浦の産土神社は、別に神主は無く同村の座頭二十六人で支配する。傳に此神は地主神なりとも云ふ(紀伊續風土記卷一九)。

ザトウツカ〔座頭塚〕 伊勢鈴鹿郡平野村の道傍に座頭塚と金掛松がある。元和四年五月に陸奥國より京都へ

上る座頭四人参宮を志し、此地に來り盜賊の爲めに官金を奪はれ殺害された塚と云ふ(勢陽五鈴遺響)。

ザトウノハイタウ〔座頭の配當〕 越後では座頭が九十組に分れ、組毎に座元がある。祝金は婚禮の樽の結び。出産に産衣の吹出。髪置には元詰の端。役成には蕨の雫。家作は軒の塵。田地加増には畦の草。船の新造には水棹の垢。葬禮は茶毘の埃。法會には花の水と名け身分に應じ(長岡領にては、安永度より高十石以上の百姓は一回錢百文、五十石以上貳百文、百石以上三百文、庄屋七百文、割元一貫文の定めなり)有司之を取立て座元へ渡す。位數に依て配分す之を配當分と稱し、明治まで連續した(越後風俗志第七輯)。按に、此種の配當は、時代と場所と身分とにより相違があり頗る複雑してゐるが、茲に一例だけを擧げた。

ザトウノミヤ〔座頭宮〕 越後岩船郡關谷村折ヶ峠に座頭宮がある。昔一人の座頭が峠で琵琶を弾いた所が、龍女が現はれて、妙音を聞き穴を出て來たが人間に接しては生存が出來ぬから、山谷を崩し村を埋めて山を出るが村人に語るなど禁じたのを、座頭は村人に告げたので、遂に毒氣に當つて死んだ。座頭宮は此者を祀

つたといふ(傳説の越後と佐渡)。按に、耳切り團一同系の話である。

ザトウハエタシタ〔座頭はエタ下〕 阿波で猪子某が遊興の節に座頭を蹴放したとて騒動が起つたが、元祿年中に御改あり座頭はエタの末下に仰付けられた(阿波徴古雜抄卷九)。

サナイブリ〔早苗振〕 常陸眞壁郡大寶村では五月に早苗振がある。田植終に男女共田で泥まぶれになつて角力などがある。平生怨みを負ふた者は、油断すれば悲しい目にあふ。男であつても徒黨を組んだ女連に擱まり、逆まに泥中に頭を漬けられる事がある(日本人増刊自然と人生)。田植の泥打参照。

サナブリジン〔早苗降神〕 紀州伊都郡入郷村の早苗降明神は一村の氏神である。禰の大樹を神の在す處として祠は無い。神名は早苗守で稻穀の守神である(紀伊續風土記卷四四)。

サナボリトニンプ〔さなぼりと妊婦〕 肥後天草嶋では田植の終つた日をサナボリと云ひ、荒神様と田ノ神様とを祭るが、田ノ神に供へた赤飯は手傳人一同で食ふが其時必ず妊婦を見付て來て一番先に食せる。かくす

れば實入りがよいと云ふ(民俗學二ノ八)。

サヌキノツボネ〔讃岐局〕 若狭西津郷松崎の釣姫(ツルベ)神社は、二條院の侍女讃岐局が勅勸を蒙つて此地に來て卒したので、海人が社を建立したと云ふ(若狭郡縣志卷四)。

サネモリツカ〔實盛塚〕 紀州名賀郡稱宜村に實盛塚がある。碑面に梵字を彫んである。土地の人虫送の時、此塚を火振の初とする。土地の風俗として虫送には、總て『實盛殿のお訪ひ』といふ事を唱へるので、此塚を實盛塚と云ふのである。思ふに實盛は早苗降の轉語ではあるまいか。されば此塚は其神を祭つたもので、早苗降塚といふべきを訛つて實盛塚となつたのである(紀伊續風土記卷一一)。虫送の條参照。

サネモリデンセツ〔實盛傳説〕 東京湯嶋妻戀坂下に實盛塚がある。昔此邊は實盛屋敷と云ひ、實盛の首を埋めた所である。湯嶋天神男坂下の池を、一に實盛首洗池と云ふ。今は男坂の中段聖天別當の庭にある。(埋木志卷五)。

越前坂井郡田端村は元長井村と云ひ、實盛屋敷の跡が今も在る。其處に實盛庭前の石があつたが轉々して晴

江の誠照寺に現存する(越前國名蹟考卷一〇)。

備後品治郡向永谷村に實盛塚がある。實盛の家來が幼兒と共に遺骨を守護して茲に來て葬つたと云ふ(福山志料卷一六)。

伊豫周桑郡石延村字實盛に實盛塚がある。其由來を知らぬが同郡には實盛の後裔と稱する長井氏がある(伊豫温故録)。

肥後合志郡古城村に城趾がある。俚傳に齋藤實盛の嫡子同實家が、越前から來て住んだ所と云ふ(肥後國志一四卷)。按に、各地とも虫追の實盛に附會されたものが多いと思ふ。

ザハウ〔座方〕 播州加東郡瀧野村大字光明寺は山間の僻村で、中古『坐方』と稱する僧侶兼農業者の手によりて開拓された。座方は寺に奉仕しつゝ、農業を營みしが今は衰滅した(同郡誌)。按に、毛坊主である。

【參考文獻】

さんばい考 (中山 太郎) 日本民俗學神事篇
サバクヒ (鯖食) 金澤市では、所在を失ひたる子を採
すには「鯖食た何某」と呼ぶと云ふ(石川縣の研究第
三宗教篇)。



サバダイシ (鯖大師) 大和東大寺建立の初め鯖喜翁あ
り、聖武帝彼を召て大
命の講師とし給ふに、
杖にて荷へし八十の鯖
變じて八十華嚴となり
其杖中に立ち忽ち枝

葉を生じ白楓木となつた(大和名所圖繪卷一)。
阿波海部郡より土佐安藝郡へ往く八坂の行基庵に、鯖
大師が安置してある。俚傳に僧行基に鹽鯖を乞はれた
馬方が惜みて與へぬので、馬が腹病みをしたと云ふて
ゐる(雲錦隨筆卷五)。

磐城相馬郡柴崎村圓福寺内に、阿州八坂八濱の鯖大師
を勧請せる大師堂がある(相馬傳説集)。按に、鯖は散
飯の意であつて、鯖大師は散飯神の歪傳である。

サホサシガミ (棹差神) 紀州日高郡柏村の沙腰神社
は、下志賀村の王子權現を、舟で勧請の時の棹を祭る

から、棹差明神だとも云ふ(紀伊續風土記卷六四)。
サメスウハイ (鮫崇拜) 伊勢磯部大明神は、今も船夫
漁師に重く崇められる。鮫を使者として厚く信じる者
は、海に溺れんとする時鮫が来て、負て陸に達すると
云ふ。參詣の徒が神木の樟の皮を申受け所持し、鮫が
船を襲ふ時之を投げると忽ち去ると。神使の鮫は長さ
四五間、頭細長く體に班紋があり「エビス」と名ける
種に限る。毎年祭日に此鮫が五七頭社の近海に遊ぎ來
る。前年中人を害した鮫があれば、陸に追上げ數時間
苦しめて罰する(人類學雜誌第一九一號)。

サメヲクハヌ (鮫禁食) 陸奥下北郡脇野澤村邊の漁師
は、鮫はお船魂様の使者と稱して決して食はぬ(むつ
第二輯)。

サラツルシ (皿吊し) 耳を病む者が皿又は碗の底に穴
を明け、神佛へ報賽する俗信は各地にある。上總長生
郡二宮本郷村眞名に、碗又は貝に緒を貫きて道陸神に
獻ると物貰ひが直ると云ふ(南總の俚俗)。武州大宮町
の塞神社は、一に不聞神と云ふ。里人が耳病を祈願す
るに、碗の底に糸を貫き願報とする(秩父志)。

サラヤシキ (皿屋敷) 此の傳説の梗概を記すには、餘

りに有名なので省略するが、異説は各地にある。參考
文獻で詳知せられたい。

【參考文獻】

- 紅皿塚と皿屋敷 (中山 太郎) 日本民俗學論考
- 播州説と出雲説 (菊岡 沾涼) 諸國里人談
- 江戸麹町九丁目説 (山崎 美成) 提醒 紀談
- 江戸麹町番町説 (曉 晴翁) 雲錦隨筆
- 土佐幡多郡津大村大字奥屋敷内 同 郡誌

サル (猿) 猿は狐ほどではないが、又相當に民俗と交
渉を有してゐる。今は主なるものを列載する。

猿神 近州上坂本日吉社。山王の猿を使者とするは深
秘の習である。猿より外に神體はない。故に示申の二
字を合書して神と云ふのである。毎年正月六日の日吉
法樂が猿樂の濫觴である近江輿地志略卷一八

紀州西牟婁郡淡村磯間の猿神社、今は日吉社と改め
た。以前は附近の農村から參詣者が多く、俗に『さる
まざる』と云ふて、農家では猿を蕃殖の獸として尊ん
だ(郷土研究三ノ五)。

猿神使 陸前氣仙郡上有住村の山王權現の山中には猿
が多く居る。土地の傳に神の使令であると云ふ。毎年

六月十五日之を祭るが、猿の群集が人と共に神を拜す
る。中に大猿があり刀を佩で來り、登山人の中に不淨
なる者があると刀を振つて之を追ふと(封内風土記卷
二一)。

飛騨吉城郡岩井戸村の白山宮へ毎年越中魚津村の山王
から一二度づゝ猿が使者に來ると云ふ。此猿を見ると
水難がある(飛騨遺乘合府)。

美作吉田郡東田邊村に猿淵がある、俗説に猿は一宮の
使で湯原山王に使用する時こゝで齋浴するので此名があ
ると(校正作陽誌)。

厩に猿 足利義氏が美作から猿を買つたが、よく舞ふ
ので將軍の見參に入れ、能登守光村に鼓打せて舞はせ
た。件の猿やがて光村預りて馬屋の前に繋いで置いた
が馬に背中を喰はれた(古今著聞集卷二〇)。按に、猿
を厩に飼ふ事は印度にも支那にもある。之が猿廻しが
厩祈禱する理由である。

猿 常陸の民家に猿曳と云ふ賤民がある。良民は通
婚を嫌つてゐる。水戸市の市神社の申太夫が、元奥州
七郡の猿曳の長であつた(新編常陸國誌卷二二)。
甲斐の猿曳は今國內十四ヶ所に住んでゐる。牢番の者

が支配してゐる(甲斐國志卷一〇一)。
駿河の猿廻しは春は人家に至りて猿を舞せて錢を買ひ、秋は茶筌を拵へて民家に贈り麥に換へる。エタの下にある者と云ふ(譚海一四)。

紀伊名草郡梅原村に猿舞師九戸ある。貴志の甚兵衛猿と云ふ。四方に行き猿を舞はず。國中に猿屋二ヶ所ある(紀伊續風土記卷八)。

播州では古へ猿女として放猿の女房、近隣の武家城主の庭へも参り馬屋祭りをした。天正の頃諸所にあつた猿子田は、此馬屋祭の免田である(府中巡り拾遺)。

鹽橋 甲州の猿橋は猿に學んで架けたので、橋畔に猿祠がある。此橋の朽爛の時は國中の猿飼共集り勸進して造ると云ふ(廻國雜記)。

サルオシヘユ 「猿教湯」 越中負婦郡山田村字湯村の山田温泉の起源は、數百年前に或山樵が、猿の傷めるを治せしより發見したと云ふ(大阪時事新報大正九、一、八)。

サルガハラ 「猿瓦」 東京淺草觀音境内の五層の塔の三段目の屋根の一角に有角の猿瓦がある。此瓦は江戸城の鬼門除で古川柳に「鬼の中猿も一匹淺草寺」とある

(都新聞、昭和七、一、六)。
サルサカツキ 「猿盃」 紀州の日高川流域では、舊十二月二十日に山に行くことを忌む。此日山に入つて猿盃を見ると凶事があると云ふ(山村語彙)。

サルヤマチ 「猿屋町」 淺草猿屋町は徳川氏が入國の際越後の猿曳頭猿屋加賀美太夫が、其一族を率ゐて移住し、徳川氏の病馬平癒を修して驗ありしに依り、此地を給せられ、寛永七年市店を開くに及び猿屋町と號した(淺草區誌)。

サルレイワウ 「讚留靈王」 景行朝の二十三年に、西海

に舟を呑む大魚が現はれた。形は鰻魚のやうで大さは鳥屋ほどあつた。其魚は土佐南海に棲んでゐて、阿波鳴門と讃岐稚門との間を往來し、舟楫を覆へして人間を食した。帝小碓尊の王子讚留靈王に命じ之を誅殺させた(綾姓系圖)。按に、讚留靈王記は異本九種あるが、記事は殆ど大同小異である。正史に見えぬ傳説で鯨退治と思はれる。

サヲトメ 「早乙女」 田植を見よ。

サヲトメアミダ 「早乙女阿彌陀」 駿州有度郡南安東村無量寺(普化宗)の本尊阿彌陀は、婦人に代て田植た

ので斯く云ふ(駿河志料卷二一)。田植地藏參照。

サヲトメコジキ 「早乙女乞食」 上總海上郡内西部農村にては、元日に早乙女と稱して物乞に歩く風習あり。七村七軒貫ひ歩けば田植に病氣せぬと云ふ(同郡誌)。

サンカ 「山窩」 關東では俗に「箕直し」と云ふが、尾三地方から中國ではサンカと呼んでゐる。社會の落伍者が山に入り、孳殖して團體的生活を送り、其數は何萬の多きに達し各地に分布してゐる。性兇暴で鬻行が多いと傳へられてゐる。

【參考文獻】

- イタカとサンカ (柳田 國男) 人類學雜誌卷二八
- サンカ者名義考 (喜田 貞吉) 民族と歴史四ノ三
- 山窩の生活 (鷹野彌三郎) 單行本
- 山窩を訪ねて 東京日々新聞昭和八年八月栃木版連載
- 三河の山窩 (加藤 巖) 民族と歴史卷一
- サンカゴ 「産籠」 古川柳に「産かごの返禮かるい肴なり」とある。産籠は産所籠とも云ひ、分娩の折に産褥で用ふる物である(醫文學八二號)。
- サンジウサンシヨ 「三十三所」 三十三所巡禮の事は管見記にある。又千載集の中にも所見あり。昔より巡禮

はあつた(慈濟錄卷上)。

サンシヨ 「産所」 近江高嶋郡産所村。土俗に高貴の妃一産に三子を生し故此地に祭り三重生神社と云ふと。

按に、諸國に産所村あるは、往古神道盛にして懐胎の女臨月に及べば、此産所村に入りて産後七十五日の汚穢を除き、本村に歸還す故に自ら其處を呼んで産所村と云ふ。又月水のある間の居を宿村と云ふ(近江國輿地志略卷九二)。中山曰。産所は各地にあるも、其理由は之で盡きてゐるので、他は省略した。従つて此地に住む者は賤民であつた。

【參考文獻】

- 山莊太夫 (柳田 國男) 郷土研究三ノ二
- 散所法師考 (喜田 貞吉) 民族と歴史卷四
- サンジヨクニシメ 「産褥に注連」 日向南那珂郡本城村では、出産後七日間産褥の周圍に注連繩を張り、産婦は其内に安臥する。三十三日目に「濱下り」と稱して産兒を伴つて海濱に遊ぶ。宮参りは百日目である(日向地名録第一)。
- サンスケ 「三助」 奥州の津輕では、柚が山稼きに入る時十二人の數を忌み、別にもう一人居るといふ意味で

木の枝で小さな人形を作り、眼口を描いたのを山小屋に置く。之を三助又は山中三助などと呼び、後で山神堂に納める(山村語彙)。

サンゼンニンツカ (三千人塚) 飛騨下原町に三千人塚がある。之濃飛の國界である。昔此土地の一農民が廻國の行者を己が家に止めし人員が、三千に満ちた時に建てた供養塔である(飛州志卷八)。

サンチセイゲン (産兒制限) 阿波新野町では、昔は番太非人は子孫の繁殖まで制限されて、男女二人の外は育てる事が出来なかつた(同町史)。墮胎参照。

壹岐にては古く兒多くある者は、二三人を育て餘は皆殺した。現に其時捨てられたる兒を育て、代々繁榮を來たしたる者がある(人類學雜誌四ノ三四號)。

【参考文献】

嬰兒壓殺考 (徳田 彦安) 犯罪公論卷三連載
サンドクリ (三度栗) 美作苦田郡一宮村蛇ヶ澤の栗は一年に三度實を結ぶ。昔弘法大師が來て子供に栗を貰つた返禮に斯うしたと云ふ(岡山新報大正七年六月)。

【参考文献】

近江伊香郡唐川村

同輿地志略八八

紀州牟婁郡芝村 同續風土記七三
越後北蒲原郡宮ノ下 傳説の越後佐渡
大和宇陀郡御杖村 大和の傳説

サンドバシ (三度橋) 駿州吉原町潤川は古く渡しであつたが、京阪の三度飛脚屋仲間が橋を架けたので三度橋と云ふ(吉居雜話)。

サントメイブツ (三都名物) 三都名物の讀込歌に京都「水菜菜女染物みすや針、御寺豆腐に鰻松茸」。大坂「舟と橋御城草履に酒蕪菜、問屋揚屋に石屋植木屋」。江戸「鮭鱈大名屋敷生鱈、比丘尼紫冬葱大根」とある(一話一言卷二八)。

サンネンザカ (三年坂) 京都東山の坂は轉ぶと三年の内に死ぬと傳へたが、今は産寧坂と改めた(東山案内) 按に、東京芝高輪の三年坂を始め各地に多い。

サンネンバシ (三年橋) 和歌山市新町江西寺の前の橋を三年橋と云ふ。土俗の傳に此橋にて轉ぶと三年の間に頓死すと(紀伊續風土記卷五)。袖モギ神参照。

サンバイ 中國の田植歌に現はれる田ノ神である。三把三拜、三倍とも書くが當字に過ぎぬ。更に歲德神とも云ふが論據が弱い。按に、サバ(散飯)の轉と考へる。

山路の節 (中山 太郎) 日本民俗學論考

シ

シイミトカチク (死忌と家畜) 紀州西牟婁郡では毛かへとて、人死ぬと家畜、家禽を交換する(三栖村郷土誌)
シイレ (鴟居來) 日向宮崎郡に「鴟居來ビユ」を稱する賤民がある。「鴟居來」とは彼等の族が鴟を尊びて氏神となすより起つた名で、ビユは別府の意で一定の居所を有せぬより此名を負ふた(宮崎縣史蹟調査第一)

シガイ (視害) 京都祇園の感神院で小兒の類に寶印を押し、之を授ければ疫鬼も侵さず依て印の子と云ふ。又犬ノ子とも云ふ。魔は正法に害をなす故に、之は犬ノ子なりとて、魔の類と思はせて害をさせぬ心である(遠碧軒記上ノ一)。

【参考文献】

小兒と魔除 (南方 熊楠) 南方 隨筆
シガイトリカタツケ (死骸取片付) 上總埴生郡下吉永村の大塚は、應仁亂より都鄙共に戦死者が多いので領主が獨體一個に六十文を與へ、長柄、地生、武射、市

【参考文献】

さんばい考 (中山 太郎) 日本民俗學神事篇
サンバイ(各項) (柳田 國男) 農村語彙
サンバイ、ケ (三盃池) 長岡市神田町安善寺邊一帯は、昔は沼池で毒蛇が棲んでゐた、其後池は小さくなつたが毒蛇が絶えぬのか、其沼の傍で「サンバイ」と唱へれば、池の面が荒れて水底から泡が湧くので三盃池と名づけた(傳説の越後と佐渡)。姨ヶ池參看。

サンバチガシラ (三八頭) 安藝佐伯郡三高村大字三吉村に三八と云ふエタの頭關助九郎助は、水野家參州より召通られた者である。牢屋拷問の事など掌つた(福山志料卷一二)。

サンボウクワウジン (三寶荒神) 我國の龍ノ神の三寶荒神は、昔三つの石を立て、龍を作つたのが起原である(郷土研究三ノ八)。按に、佛説又は修驗道にて種々なる説を試みるも、此考が最も妥當だと信ずる。

サンロノフエ (山路笛) 舞の本「烏帽子折」に其故事が載せてある。印度に起り支那を経て我國に輸入された説話である。

【参考文献】

サンバイ、ケ―シガイトリカタツケ

原の四郡八ヶ村で一千余個を集め埋めた塚と云ふ(上
總町村誌卷五)。

シカオシヘユ 「鹿教へ場」 信濃小縣郡高梨村に鹿教へ
湯がある。昔手負した鹿が此湯に入つてゐるのを見て
温泉と知つたので此名がある(信府統記卷三)。

【参考文獻】

武藏西多摩郡平井村 (鹿ノ湯) 同風土記稿一〇九
下野那須郡那須村 (温泉社) 明治神社志料卷上
越前大野郡小山村 (上ノ湯) 同 郡誌下編
シカノアシアトイシ 「鹿の足跡石」 岩代安達郡鹽澤村
と澁川村の境に鹿の足跡石があるも所傳なし(同郡誌)
シカノクルヒガマツリ 「鹿の來る日が祭」 出雲嶋根郡
奥谷村の春日神社。昔は祭日が定まつてゐず、仲春の
間に双白鹿が來ると之を以て祭日とする。古歌に『歳
毎に今日の祭りをつく鹿は、月の白ゆふかくる氏人』
とある。春秋鹿が再び來る時は再び祭る。今は鹿が來
ないので三月十五日を祭日とする(雲陽誌卷上)。
シカノミ、ニモツ 「鹿の耳に百舌鳥」 仁徳帝が石津ヶ
原に遊獵された折に、一匹の牝鹿が悲鳴を立て、地上
を轉々としてゐた。帝は臣下に命じ身體を調べさせる

と、突然鹿の耳から一羽の百舌鳥が飛び出した。それ
で此地を百舌鳥の耳原と稱した(傳説ノ壘)。因に、斯
うした事は實際にあるものだ、上州の老獵師から聽
いた事がある。

シカノキ 「鹿の井」 讚州香川郡一宮村で昔大旱があり
村内に水が盡き死さうとする時、屋嶋の方から一匹の
鹿が來て、角で地を穿つと清水が湧いた。今に鹿の井
として残つてゐる(古今讀岐名勝圖繪卷六)。

シカヒメデンセツ 「鹿姫傳説」 薩摩開聞神社の縁起に
太古鹽土翁あり法水を汲み三七日修行するに、鹿來て
其法水を甜め忽ち懷孕し口より妙相の女兒を生む。翁
之を育て二才の折に勅命により上京し、藤原鎌足養ひ
て大宮姫と號し天智帝の妃となる。後に宮女と雪打の
戯れの時、姫に鹿の足跡ありと云ふ説起り、遂に本國
の開聞山に流されると(三國名勝圖繪卷二三)。按に、鹿
が人の子を生む話は他にもある。和泉國府寺の智海上
人の尿を甜めて牝鹿が孕み、女子を生み成人して光明
皇后となつた話や(南海鐵道案内)、三州鳳來寺の利修
仙人の尿を、鹿が甜めて子を生んだ傳説は、殊に有名
である(鳳來寺記)。

【参考文獻】

和泉式部の足袋 (柳田 國男) 旅と傳説四ノ一
シカヨウスキ 「鹿用水」 越前坂井郡山鹿鳴鹿の兩村は
丸岡町より二里余ある。保元年中國守藤原國貞は氏神
の春日神を十郷に祭り、此地六百余丁を社領とした。
處が用水に事欠き米穀取れず、春日社家三人は靈夢に
依て黒龍川を登り、山鹿村にて神鹿に出會ひ其後を追
ふた。鳴鹿村にて三聲鳴き、鹿本庄の春日社に到つた
處から鹿の來た路に江を廻り水を通じて悉く水田とし
た。三人の子孫は代々川北の用水奉行である(越前名
勝誌卷下)。

シカヲコロストツヒハウ 「鹿を殺すと追放」 安藝の嚴
島には鹿が多いが、鹿の角を拾つた者を福とした。
嶋に犬を飼はぬのは鹿を害ふ爲である。亦鹿を殺した
者は其死鹿を負はせて市を牽廻はし他地方へ追放した
(藝藩通志卷一七)。

シキチタユウ 「式地太夫」 羽後月山大忌神社の神樂方
で、元祿年中に領主への上申書に、太鼓役千日太夫獅
子舞役式地太夫とある。昔から櫓を以て履物としない
それは櫓で獅子頭を刻んだ故である(出羽風土記五)。

シキミ 「櫛」 櫛を佛前に用ゐる事は經書中華の書には見
えぬが、我國では行つてゐる。此葉の形が蓮華の葉に
似てゐる爲である(遠碧軒記下ノ二)。

シケイノタスケカタ 「死刑の助け方」 越後では罪人打
首の時に、一ヶ寺の住僧當人の死を痛み、見物人に紛
れ居り太刀取の者刀を下す時、己が袈裟を土壇場へ投
げかけ身體に觸れ、ば助けられて僧とする。彼の僧
は其足にて寺を退去するを古法とした(越後風俗志第
二輯)。

シゲタカマンザイ 「重高萬歳」 因州氣多郡重高村の土
俗に狂言歌舞伎の物真似をし、重高萬歳として人専ら
壯觀としてゐる。近年同郡の濱村から元祖瀬川菊之
丞を出す、屋號を濱村屋と號したのは此謂である(因
幡誌)。

シケチザウ 「時化地蔵」 伊勢的矢野の渡鹿野は七十戸
足らずの漁村だが半以上遊女屋である。客は伊豆下田
通ひの船頭が主で、時化が續けば繁昌する日和が續く
とお茶挽くので地蔵の首に繩掛けて『これでも時化ぬ
か』と大勢の娼妓引張り廻す、船頭の方でも反抗して
日和角力を取ると云ふ(都新聞大正九、九、二二)。

シコウロクニチザクラ 「十六日櫻」 伊豫和氣郡山城村の龍穩寺の北裏山に十六日櫻とて、正月十六日に咲く櫻がある。此日は宮中節會の日とて又の名を節會櫻とも云ふ。舒帝の故事を傳へ古歌が多い(伊豫温故録)。シゴノレイコン 「死後の靈魂」 陸奥津輕では埋葬後四十九日間は死靈は家の棟にあるが、四十九日餅を寺に獻ずれば、始めて棟より離れ去るので、佛前に供へた水を下げる時も此水を屋根にかける(津輕口碑集)。



シ、ガシラノハナゲ 「獅子頭の鼻毛」 豊橋市の産土祭は舊正月十四日、榎玉争ひ赤鬼からかひの式等終れば神輿渡御となる。此神輿は古き獅子頭で些かの彩りなく、家の如き形したる物に入れ、禰宜一人して頭に頂きて行く此獅子の鼻毛は其朝豊橋の所々の入口に氏子出張し、各れの馬を問はず、其所を通り掛りたる三四目の馬の尾を切て用ゐる。其馬に供餅一膳と錢十二文を與ふ。されども其馬は命短しとて皆之を厭ふ(三河吉田領風俗答状)。シ、ノフドウ 「四至の不動」 江戸の地名に目黒、目白

目赤、目青がある。慈眼大師が鎮護の爲め四方に不動像を造立し、不動の目を赤黒青白の四色にしたと云ふ或人云ふ青龍、白虎、玄武、朱雀の四神の心なるべしと(夏山雜談卷一)。シジフクニチノモチ 「四十九日の餅」 備中吉備郡眞金村では、死者の四十九日目の佛祭には、小餅四十九箇と大餅二三個を作り、一升枿を倒にして其上に食鹽を置き、餅を兩人で引き切り小片となし鹽を和して食ふ。之を棺の蓋の釘を抜く(成佛の意)と云ふ(人類學雜誌一四一號)。

シ、マヒ 「獅子舞」 我國の獅子舞はアッシリヤに起り支那を経て我國に輸入すと云ふ(中央史壇東洋美術號)併しながら我國には獅子舞の輸入される以前に、固有の鹿(シ、)踊の存した事を知らねばならぬ。今に角の生えた獅子頭のあるのは、此面影を傳へたものである。篤學の方は参考文獻で詳知せられたい。

【参考文獻】獅子舞號 (諸家) 民俗藝術卷三特輯シ、マヒトサウゾクニン 「獅子舞と相續人」 武州入間郡岩崎村の隨願寺の庭で、十月十三日の夜に賑かな獅

子舞があるが、舞手は一家の相續人に限られて居る(農村教育研究三ノ六)。

シ、ヤトスキジ 「死者と炊事」 能登羽咋郡の農村では死者のある時は一週間は、家族をして一切の炊事に關與させず親族知人で周旋する(石川縣の研究宗教篇)。

シセイジ 「私生兒」 伊豆の八丈島では私生兒を養育するのは女子の任にして男子は顧みない。それ故に成育不完全で天死する者が多く、其成長する者も富家の奴婢となるに過ぎない(伊豆七嶋志卷中)。按に、私生兒と其父との關係、及び扶養の責任等に就ては、其土地限りの習俗が多い。参考文獻に由り知られたい。

【参考文獻】各地の私生兒の取扱方 (司法省藏版) 民事慣例類集シタイカラワラビ 「屍體から蔵」 上州西長岡温泉の俚傳に、昔村の四方寺の住職が天刑病にかゝり排斥され住持は寺に放火し己れも火中に飛込んで死んだが、其燒跡に翌年から蔵が生始めた。併し食ふと天刑病に罹るとして誰も採らぬ(都新聞、大正八、七、七)シタイサガシニトリ 「屍體探しに鶏」 陸中下閉伊郡磯鶏村は、昔流謫された貴族が海に投死せるを、村民が

一雙の鶏を小舟に乗せ搜索せしに、鶏鳴數聲したので其遺骸を見出したので此村名がある(同郡志)。按に、地名傳説は俄に承認しかねるが、但し此事は古くから各地にある。

シタイトアンブ 「屍體と遊ぶ」 沖繩津堅嶋では、青年が死ぬと屍體を蓆様の物で包み墓地に置き、夜分に友人數名酒を携へて行き屍體を木に立かけ酒宴を開き、時折屍體に酒を灑ぎ乍ら飲酒し放歌亂舞などする。斯くて屍體より息氣發散すれば行かぬ。此習俗は三十年前迄行はれた(伊波普猷談)。

シタイニスリバチ 「屍體に摺鉢」 沖繩では七月の盆中に死ぬと地獄で天窓を叩かれるとて、摺鉢七枚(關門七ヶ所)を被せる。但し十六日死すと聖靈のお供として此事がない(伊波普猷談)。按に、内地に(但し一枚)も此事がある。

シタイブンサウ 「屍體分葬」 崇峻紀の鳥取部萬の故事の如く、我國では反逆者又は變死者の屍體は、幾つかに截斷して幾ヶ所にも分葬する習俗があつた。平將門の首塚、胴塚、手塚、脚塚の由來も、之で釋然するのである。

【参考文献】

陸奥南津輕郡浪岡村 (八幡社) 浪岡名所舊跡考
 武州西多摩郡小河内村 (鬼塚) 佛教童話三ノ一
 越後刈羽郡柏崎町 (悪鬼塚) 傳説の越後佐渡
 出羽千河原村 (七所明神) 出羽風土略記三
 能登羽咋郡西土田村 (七本松) 石川縣羽咋郡誌
 丹羽北桑田郡宇津川村 (八幡宮) 北桑田郡誌
 大和吉野郡十津川村 (國王社) 大和の傳説
 日向西臼杵郡高千穂 (十社神) 日向の傳説
 シタイヲダキネ (屍體を抱寢) 山陰の但馬、因幡地方
 では死人が出来るると其一番近い肉身のもの、例へば夫
 なれば妻、妻なれば夫、親なれば子が一晚其屍體を抱
 寢する風習がある (郷土趣味一一號)。

【参考文献】

七難の揃毛 (柳田 國男) 郷土研究四ノ一二
 七難の揃毛 (中山 太郎) 旅と傳説一ノ一一
 ジチユウ (寺中) 福岡市聖福寺の東北の側に歌舞を業
 七福即生に出發し、之を陰毛の咒力に附會して長いほ
 ど効驗ありとした巫女の詐術である。

【参考文献】

とする倡優の住む町がある。之は榮西禪師が歸朝の時
 唐土より従ひ來た者と傳へられ、其後遠孫は念佛を止
 め歌舞を業とし俗人を悦ばして寄食してゐる。又茶筌
 を作つて賣る、京都の鉢叩の様な者である。聖福寺の
 中に住するので之を寺中と云ふてゐる (筑前續風土記
 卷四)。
 シツカゴゼン (靜御前) 小町や和泉式部と同じく、靜
 御前の生地、死所及び關係の地は、全國を通じて幾十
 ケ所の多きに達してゐる。主なるものだけ挙げる。
 【参考文献】
 陸前名取郡秋保村長袋 (靜の墓) 封内風土記卷五
 下總猿嶋郡新郷村中田 (同上) 利根川圖誌卷二
 信濃東筑摩郡松崎村 (靜持佛) 信府統記卷二二
 越後古志郡栃堀村 (靜の墓) 温故ノ栞一〇篇
 丹後竹野郡木津濱村 (靜居所) 丹後宮津府志下
 紀伊那賀郡佃村淨土寺 (靜生地) 同續風土記三四
 淡路津名郡志筑村 (靜の墓) 淡路常磐草卷三
 シツクワノセイサイ (失火の制裁) 相州江の嶋旅館惠
 比須屋茂八が文化四年火元にて大火を出した。嶋の規
 定として火元は三年間家作のならざりしに、同人は出

火前より病氣で替者となりしより、文化六年慈愛を以
 て作事を許された (遊歴雜記初編上)。

越後長岡領では元和以來火元は、町方は其町を追放さ
 れ、村方は類焼者が残らず建築の後ならでは、再建を
 許さぬ定であつた (越後風俗志三輯)。

豊後速見郡川崎村に内藏太夫山がある。但傳に日出八
 幡の神主阿部内藏太夫が失火し多く類焼者を出した。
 其過料に自己所有の荒地に植林し村の共有となる。夫
 故に斯く稱すと (同村史)。

ジツケンノイヘライム (十間の家を忌む) 信州諏訪神
 社の傍にある十間堂は、大祝を始め祭官の列座する所
 である故に、諏訪中で十間の家を作る事を忌む。若し
 十間の家に作られる場合は棟を二つにする (信府統記
 卷五)。

シナコマツリ (シナ子祭) 土佐一ノ宮の高賀茂神社で
 は、毎年七月三日にシナ子祭を行ふ。此祭に松明を持
 つ人で、一年の内に死ぬ者は松明が如何に明るくとも
 忽ち消えると傳へてゐる (土州淵岳志卷二)。

シニオヤノカホ (死親の顔) 大和山邊郡豐原村神野山
 のナベトラ谷は、巨石があり底は水が流れてゐる。此

石の間から正直な者が覗くと、死んだ親の顔が見える
 と云ふ (大和の傳説)。

シニバタケ (死島) 大和柳本町に柳本氏の宅地址があ
 り、其南側の桑園を死島と云ひ、誰か住むと皆死に絶
 えた。今では専行院に寄進した (大和の傳説)。

シニンノヤシキ (死人の屋敷) 陸奥津輕では、「屋敷
 餅」を墓前に方形にたてた四本の串に各一個づゝ貫き
 置き、それを背後に投げた位置に依つて、死者の來世
 の屋敷の廣狭を判断する (津輕口碑集)。

シノイゴ (死の隠語) 昔は他界とは土庶に通じて云
 ふた。又遠行とも云ふた (榊巷談苑附録二)。西國邊で
 は死の事を廣島へ行くと云ふのは、嚴島は神地で穢を
 忌み、屍體を廣島へ移したからである (夏山雜談二)。

シバウチ (柴打) 薩摩鹿兒嶋郡谷山村和田の飯綱明
 神。祭神は天狗。祭日春秋彼岸の中日に社人皆社頭に
 集り、初更より神樂を奏し或は柴打あり (柴打とは病
 人の請に應じ、巫女環坐し病人を中に居らしめて加持
 する) 三更に及んで神柴を奉じ宮廻りする (三國名勝
 圖繪卷一九)。

シバガミ (柴神) 薩摩日置郡長里村柴立に千人首塚あ

り、往古戦死者の首を埋めた所と云ふ。此地怪事あり
後人柴の神と崇め祀つた(三國名勝圖繪卷二〇)。

シバコ (柴子) 備前邑久郡邑久村尾張の百枝八幡宮の
祭禮(舊八月十五日)の中心は、柴子(十歳内外の男
子)にある。神主が本殿から御柴を捧持して柴子に授
け、柴子はそれを當屋に持ち向ふ。それを村の若者數
百人が追ひ叫喚疾走する。柴子は當屋に着くや庭前に
新植した松樹に御柴を緊縛して終る。之を「御柴おろ
し」と云ふ(中國民俗研究一ノ一)。

シバサシ (柴刺) 宇佐神宮では三月の春祭に致祭を行
ふが、其時神四十五本を取り二本を本社に、残りを攝
末社に懸ける。之を柴刺と云ふ(官國幣社特殊神事調
四)。按に、柴刺は柴を折て手向けたのに始まる行事で
あつて、種々なる民俗となつて存してゐるが、今は一
々は省略する。

シバサシノシンジ (柴刺神事) 出雲秋鹿郡宮内村佐陀
神社。毎年四月十月に神領の四方に傍示の幣をさす、
之を柴刺の神事と云ふ(雲陽誌卷上)。

シバタムケ (柴手向) 對嶋の道祖神社は郷村の界に勸
請する。村民此社の前を過ぐる時は柴を折て手向とす

積んで山の如く故に葉殿とも云ふ(津嶋紀事卷二)。

シバテフズ (柴手水) 伊勢二見ヶ浦では禊齋の出来ぬ
時は、無垢鹽草を用ゐて修祓に供する(二見名勝誌)。
按に、柴手水は山伏が山にて水の無き折の行事で、そ
れが一般に及んだのである。

シバトコ (柴床) 人の變死せし跡をシバトコと云ひ、
某シバトコと稱し死者の名を冠して地名とする。路を
行く者柴を折りて之に捧ぐる柴神とも云ふ。柴を捧ぐ
るは亡靈を慰める意である(後狩詞記)。

シバハウサイ (柴報賽) 大和吉野子守社の附近に瘡神
社がある。里人男女共に下の病に効ありとて祈誓し願
成就すれば柴を七荷半奉納する(西國名所圖繪卷九)。
シバマツリ (柴祭) 甲斐八代郡一宮村淺間明神。二月
巳の日を柴祭と稱す(甲斐國志卷五八)。

シバミコシ (柴神輿) 大津市上關寺町の貴船社は、毎
年五月五日が祭禮で、氏子の小兒等が柴御輿として柴に
て作り渡す事がある(近江輿地志略卷七)。

シバミヤ (柴宮) 陸前黒川郡志戸田村の柴明神社。社
記に神名帳の鹿嶋天足別神社とある(封内風土記九)。
シバラレカウシン (縛られ庚申) 豆州賀茂郡稻生澤村字

入澤の庚申塔は、いつも荒縄で縛られてゐるが、之は
紛失物があつた時、左繩に縋つて縛ると忽ち出ると云
ふ(南豆傳説集)。

シバラレチザウ (縛られ地藏) 新潟市外の池ノ端村に
縛られ地藏あり、里人瘡を病む時細繩五尺を以て縛り
願達すれば解くに奇驗ある(北越奇談卷五)。諸國に多
きも他は略した。

シバリマツ (縛り松) 武藏橋本郡向丘村上作延の聖松
昔より村民等祈願する事があれば、繩で幹を縛り其
事成就する時は、繩を解いて報賽した(武藏風土記稿
卷四)。

ジフゴヤ (十五夜) 駿州吉原町では、十五夜が、彼岸
の中へ入ると火災があるとして、九月の十三夜に取越し
月祭をする(吉居雜話)。

ジフサンカバミ (十三鏡) 越後では女子が十三歳にな
ると、父兄が鏡を一面買ふて女子に與へる。女子は白
布で袋を縫ひ、それに父兄又は手習師匠が「笑めば笑
み、怒れば怒る十寸鏡、影ぞ心の姿なりける」との歌
を書き與へる(越後風俗志二輯)。

ジフサンシヨジン (十三所神) 大隅肝屬郡佐多村邊塚

に十三所明神があり、祭神は忍熊王子と云ふ(三國神
社傳記卷中)。

ジフサンジン (十三神) 伊豆の大嶋と新嶋に十三神社
がある。社傳に孝安朝に伊豆東南の海中に嶋々が出現
した際奉齋したと(明治神社志料卷上)。

ジフサンツカ (十三塚) 全國を通じ多きは一國に四五
ヶ所、少きも一二ヶ所づゝある。大塚を中心に左右に
小塚を六づゝ築くもので、佛説の年忌毎に築くと云ふ
説もあるも信ぜられぬ。恐らく北方民族の將來と思ふ。

【参考文献】

十 三 塚 (中山 太郎) 日本民俗學風俗篇
ジフサントマヨケ (十三と魔除) 飛騨益田郡竹原村野
尻の奥立町の家々の門口に、松薪の半面を削て、大根
人參などゝ記した物が立懸けてある。今年も大根の出
來よかしと豊作を祈る新春の一行事である。其横に十
三月と記した薪(ニユウ木)が二本揃へてある。昔此
處へ鬼が來て荒した。村人恐れて此村は一年は十三ヶ
月であるかと難問を出した。鬼は十二月迄は答へたが
夜明迄に残り一ヶ月の答へ出來ず己が栖家に立歸つた
今も十三月と云へば魔除になると信じてゐる(南方來

書卷三。

ジフサンマヘリ (十三参り) 京都では下嵯峨法輪寺の虚空藏菩薩に、十三歳の子供が、福德智慧を授けに行くと云ふ。昔は此日境内で十三種の菓子を買つてゐた。又歸るのに後を向くと智慧を失ふと忌む (日本歳事史)。

舞鶴町愛宕山頂にある虚空藏菩薩へ、毎年舊三月十三日に年齢十三歳になつた地方の子女が、十三参りとして参拜して幸福を祈る (舞鶴)。

岩代河沼郡柳津村の虚空藏へ、四月十三日に十三歳の子供が参詣する。此日参詣すれば開運出世すると云ふ (同郡案内)。

ジフサンライムウタ (十三を忌む歌) 越後北蒲原郡の白挽歌に「揃ふたそろたや厄年揃た、且那四十二で、姉さが三十三、あにやさ二十五で、姉さが十九、あの子供しよは十三に七つ、唐糠(モミ)に萬石みな漏斗(十五)だ」とある (俚語集)。

ジフニケンジン (十二眷神) 美作の一ノ宮中山神社の末社に十二所神社(神名省略)がある。昔霧山に大蛇がゐて屢々神域を犯したので、眷屬の十二神を遣して

撃ち平げた神である (校正作陽誌)。

ジフニシヤ (十二社) 上總君津郡富岡村下郡の十二社神社は、俚傳に弘文帝の女官十二人が自刃したので葬り、其靈を祀ると云ふ。同村の守公神社は、同じく弘文帝の皇妃女官等を守護した侍臣を祭ると。又小櫃村俵田に子守社がある。同じく弘文帝の乳母であると云ふ(上總國誌稿卷上)。按に、同地方に大友皇子に關する傳説が多いが、其由来は今に判然せぬ。

ジフリハチマン (十里八幡) 東京蒲田區六郷町の八幡宮は、源頼義が奥州征伐の砌に鎌倉より十里毎に、八幡宮を建立した祠である(四神地名録)。

シホイミカミ (鹽忌神) 肥後玉名郡千田村聖母八幡宮の社傳に、神后征韓の歸途小用し給ふ所を鹽を荷へる賤者戯る。之により今も鹽を賣る者同社前を過ぐれば必ず祟りを受ける(肥後國志卷一二)。

シホカケタボ (鹽掛たぼ) 攝州有馬郡有野村唐櫃部落では出産があると、俗に「鹽掛たぼ」と稱する涎へ鹽を投込み、其水を汲歸つて家を清め神を祭り、産婦に腰湯をさせる(旅と郷土と一ノ四)。

シホガマ (鹽竈) 紀州伊都郡河根村大橋に鹽竈岩があ

り、岩の凹所より涌出る水鹹味がある。昔此里に鹽の乏しきを憂ひ空海祈り出すと(紀伊續風土記卷一五)。

シホサケトトシコシ (鹽鮭と年越) 下總北相馬郡では鹽鮭は歳越の膳部には必ず上るもので、俗に鹽鮭を食はぬと歳は越せぬと云ふ(相馬郷土史卷一)。

シホミズノキヨメ (鹽水の淨め) 貞觀儀式平野祭の條に「皇太子於二神院東門外二下馬、神祇官中臣、迎供二神麻二瀧二鹽水二訖、就二休息舎二」云々とある(玉かつま卷五)。

シホヤキチザウ (鹽燒地蔵) 紀州海部郡木本村の鹽燒地蔵は、昔老婆を助けて鹽木を刈つたので此名がある(紀伊續風土記卷二三)。

シホキ (鹽井) 岩代南會津郡伊北村鹽澤は海を距る六七十里だが鹽井があり、混々として湧出する水を汲みて鹽を製する。味は軽く色は白く品質は良い。專賣法實施以來仙臺鹽務局の管理となり、日産五斗を製す(南會津郡案内誌)。

【参考文献】

- 岩代耶麻郡大鹽村 新編會津風土記五六
- 甲斐南巨摩郡奈良田 裏見寒話卷六

信濃下伊那郡荒鹽村 千曲之眞砂附録

越後中蒲原郡下條村鹽澤 温故ノ葉第五篇

薩摩日置郡徳重村 三國名勝圖繪卷八

シホラクハヌ (鹽を喰ぬ) 肥後五箇村安永の頃病狼現はれ百數十人を咬む。領主之を聞き醫師を遣はし療治せしむるに、大人小兒とも疵を縫ふに少しも傷まぬ。是鹽を食はぬ故にや、それとも狼毒にや不思議である(北窓瑣談卷二)。

シマチヤウ (竊帳) 出雲安來町の中流以上の家庭では昔婚禮に必ず竊帳を携へて行く風習があり、機織の經驗ある事が花嫁の資格であつた(三田評論三七六號)。

シマンロクセンニチ (四萬六千日) 七月十日を四萬六千日と名付て、觀世音に詣づるは、何れの典記にか出でたか、佛説にも聞いた事がない(金曾木)。功德日を參看せよ。

シメナハニブタ (注連繩に豕) 大隅の徳ノ嶋では正月には毎戸門松(松椎梭の三本)を立て、注連繩を張り(繩には餅昆布橙木炭を結ぶ)床には餅其他の裝飾をなし、裏所にはオウパン竿とて椎で作つた丸太の木を東西に架し、豚の半身と七種の野菜を下げ注連繩を

張る(徳之嶋小史)。

シメヌスミ (注連盜) 信州松代町では正月十四日の夜に、家々の注連繩を窃に盗む風俗があつて、其際盜む盜まざぬとて盛な喧嘩があり、結局盜み取るを名譽とする(人類學雜誌九四號)。

シモノミヤノヒタキ (霜宮の火燒) 肥後阿蘇郡役大原村では、毎年舊七月六日に入町四六鳴物を止め、齋戒沐浴した祀官が神輿を小屋に移し、翌七日から祝子に火を燒かせ、九月八日迄六十日間燒き續け翌九日の曉には紅の焰の立昇る中を、御幣と鈴とを捧げた神樂男が「霜凝りの御前の松は千代の松」云々の神樂歌を唱ひながら、祝子の先に立て熱石の上を渡り、祝子は神の力で渡る。之で式が済むと神輿は宮に歸る(同郡誌) 按に、有名な神事であつて、斯くせぬと阿蘇谷は降霜が早く米穀不熟だと云ふてゐる。

シモマツリ (霜祭) 岩代會津郡の一部では、大寒の後百五日に霜降るを百五の霜と云ひ、尤も諸物を傷くとて三月頃霜祭として生土神に參詣し其日遊興する(新編會津風土記卷三五)。

シヤア 豊後の海邊に住みて魚など商ふ者をシヤアと云

ふ。百姓の交もならず、縁も結ばず、其類許りで暮してゐる。エタではないがエタ同然である。昔此者が安徳帝御入海の場で打捨られた御車を、打寄つて碎き断にしたので、シヤア(車)と云ふと傳ふ(關秘録卷五)。

シヤウカンボウオクリ (傷寒坊送) 阿波阿波郡では、昔傷寒流行の時は張子坊主を造つて、之を傷寒坊と名付け、兩手に槌を持たせ僧に讀經させ、板片で造つた舟に乗せ麥稈の日覆をして川に流した(同郡誌)。

シヤウクワチノシナホシ (正月の仕直し) 早魃洪水蟲害等が連續するか、兵亂相續くか悪疫流行甚だしき際には不時に正月祝ひをすれば凶災免れ得べしと信じ、餅つさ門松立て注連繩張り屠蘇酒酌む事が、中古以來間歇的に各地で行はれた。安永七年に疫癘除として六月朔日を正月元旦とし、天明八年五月、安政五年八月明治四十三年十一月等に同様の事が行はれた。(奇態流(行史)。猶大和添上郡平和村三橋では、正月三日間に死人があるると今に正月の仕直しをする(水木直箭談)。

シヤウソクシ (裝束祠) 山城乙訓郡西岡村淨土寺の境内に裝束祠がある。同村四年中辰日の向日明神の祭には此裝束祠に納むる裝束を稚子に着せる。之神秘の行

碑傳説集)。

シヤウリヒメデンセツ (淨瑠璃姫傳説) 三河額田郡三嶋村明大寺に、昔伏見中納言兼高の愛妾が住み、其子に淨瑠璃姫があつた。姫は源義經に別れ淵に投じて死し、鱸となり淵の主となつたと云ふ。義經から贈つた麝香を埋めた塚が残つてゐる(三河雀卷一)。

シヤクジ (社宮司) 佐宮司とも、石神とも、其他にも種々なる當て字で書かれてゐて、然も殆ど全国的に祀られてゐるが、祭神は不明である。(一)石神説、(二)尺地の矩繩説、(三)曆法説を主なるものとして、此外にもまだ數説あるが大略にする。

【參考文獻】

御 左 口 神 考(中山太郎)日本民俗學神事篇 上總君津郡竹岡村石神社(石神説)上 總 國 志 攝津川邊郡稻野村尺地社(矩繩説)川 邊 郡 誌 伊豆三嶋町社宮司社(曆法説)豆 州 志 稿 遠江榛原郡牛尾村社宮子社(山神説)掛 川 志 稿 豊後惣社町守宮司社(尺度説)豊 府 略 志 シヤクシノソクシン (杓子の俗信) 古くから各地に行はれてゐるが、其説明は簡單に濟まぬので、參考文獻

事である(年中行事大成卷四)。按に、神人が裝束を着たゞけで神懸りの状態に入る話が各地にある。之も其一例である。

シヤウフザケ (菖蒲酒) 天草島で娘が妊娠し、乳母の智慧で男の襟に針を刺し乳母は糸をたどり堤を越え池に來た。底の方から話聲がして、人間は智慧が多いから魔の子は三月の桃の酒と五月の菖蒲酒で下してしまふと聞える。乳母は娘に菖蒲酒を飯ませたら下つてしまつた。端午に菖蒲酒を飲むのは魔を拂ふ爲である(天草島民俗誌)。

シヤウフザハ (勝負澤) 岩代河沼郡川西村宇内の勝負澤は、昔惠日寺の僧徒が高寺を責めんとして合戦した所と云ふ(新編會津風土記卷八九)。按に、勝負(菖蒲)の地名は全國に多いが、其由來に就ては判然せぬ。

シヤウフツノシルシ (成佛の標) 石見邑智郡出羽村岩屋に、一株の栢の木で二本に分れ、一本づゝ隔年に新芽を生ずる奇木がある。之は四百年前此村に居た者の妻女の墓と云ふ。某女臨終の時「死んだら墓に栢の木を植えてくれ、成佛すれば乾度不思議がある」と遺言した。村民は之を若宮と稱し尊崇してゐる(島根縣口

に據られたい。たゞ杓子の形を人魂と聯想した事が、大きな力となつてゐる事だけを云ふにとゞめる。

杓子で招くと死ぬ 京雛形(新群書類従本)に、又介は腰元に杓子を持たせ己を招いてくれ、之で招くと三年の内に死ぬるとあるが、三年はマダルイ五六本で招いたら五日か三日の内に死ぬであらうとある。杓子で招けば三年の内に死ぬと云ふ事は其頃の俗傳である(南方來書卷五)。

杓子で招くを忌む 東京芝愛宕神社では、毎年正月三日に毘沙門天の使として麻上下を着し、頭に正月の飾物を着け、揺小木を指し大杓子を杖とし、別當圓福寺に到り大音にて述べる口上の中に「院家役者を始めとし、地中の面々長屋の所化共勝手役人に到る迄、古參は六盃新參は九盃オノミヤレ、オノミヤラヌに於ては、此持たる杓子で招き申すが返答はなんとて御座る」とある(一話一言卷四二)。

杓子の呪力 信州上州の國境碓氷嶺の茶屋に至ると、此處の茶屋は残らず杓子を賣つてゐる故に、此處を俗に杓子町と云つた。皆々熊野社の御師である(千曲之眞砂卷九)。此杓子は長命の呪物と云ふ。又信州戸隠社

の舊院坊四十戸でも、歳暮に數十萬の札講中に今も杓子一本づゝ配るが、受けた家ではそれを大戸に打付け正月の護符とする(郷土研究四ノ三)。

杓子の厭勝 肥前では百日咳をチヨツキと名付けてゐる。之を癒すには杓子に人の顔を畫き路傍に建て、千人の人に見られると全治するとの厭勝がある(日本週遊奇談)。

江戸吉原の妓樓では、客がないと樓婢が杓子を携へて四辻に往き、四方を招いだ上に前を三遍叩くと客が來るとして行つた。大文字樓の杓子は黒塗で内側は朱塗りであつた(山中共古談)。

【參考文獻】

飯杓子の俗信 (出口 米吉) 人類學雜誌二六五號
杓子と俗信 (柳田 國男) 土俗と傳説一卷連載
シヤクシヲヌスンダカミ 「杓子を盗んだ神」 豊前築城郡角田村の諏訪神社は、曾て出雲の神集に行き、杓子を盗んで來た爲に、爾來出雲へ行く事が出來なくなつた。今に同神の祭に杓子を神幸の眞先に持つて行くのは、此神の悪行を記念する爲だと云ふ(人類學雜誌一九ノ一二)。

シヤクチシンワ

〔借地神話〕 甲斐の山梨郡小屋敷村六所明神出現の時に、地主松尾神に土地一尺を借り、檜の苗を植ゑる事際限がないので松尾神が詰ると六所神の答に先に請ふ所は土中の深さを云ふのみと。今此山の檜は根が深く地中に入らぬ(甲斐國志卷五七)。按に此種の説話は各地に存してゐるが、頗る暗示に富んだものである。

【參考文獻】

陸前宮城郡北七田村 (洞雲寺) 封内風土記三
奈 良 市 (春日社) 大和の傳説
豊後國本宮山 (西寒田社) 豊後傳説集
シヤクチヤウヰヰミ 「錫杖泉」 名古屋市傳馬町龜足山正覺寺淨土宗開山融傳上人が、或る時鳴海山中にて渴を覺え、錫杖で地を穿つに清泉湧き出したとて今に残つてゐる(尾張名所圖繪卷四)。

シヤクナゲジン

〔柘栲花神〕 近江甲賀郡寺庄村の熊野權現は、或夜鍛冶の家に来て宿つた。翌日權現は主に向ひ、吾を尋ねんと思ふならば、柘栲花に飯の付いたのを持て來いと。主は其言に隨ひ登山して權現に會ひ後に一社を興し飯道寺を別當とした(淡海温故錄卷一)

ジヤシ

〔邪視〕 越後南蒲原郡大面莊小栗山は、上杉の勇將井筒女之助信連の居城趾である。信連は無双の美男なりしが、怒る時は毛髮立ち見る者肝を消したと云ふ。戰場にて敵の馬を睨む時は敢て進まざりしと今に傳ふ。慶長年中今津にて戦死した(温故ノ栞一〇編)。

シヤツカニンノセイサイ 「借家人の制裁」 岡山市では借家人家賃不拂にて明渡しを迫られ、引請人死亡して家賃未拂の時は、乞食の群れに入らしめし事と、享保十六年の觸書にある(岡山市史)。

ジャリフキダイシ 「舍利吹大師」 和歌山市内阿覺樹院の本尊弘法大師の像は自刻と傳ふ。顔面より舍利を出せしより舍利吹大師と云ふ(紀伊續風土記卷五)。

シユイン

〔手印〕 手の掌に朱又は墨をつけて券面に捺すを手印と云ふが、我國では嵯峨朝の伊都内親王の願文に見えるのが最古である(法學協會雜誌三七ノ三)。

ジュガ

〔壽賀〕 上州群馬郡地方では、七十七歳の人は誕生日に喜の字の壽賀とて火吹竹を作るが、火事の際

にそれで吹くと火が逆に戻ると信じてゐる（同郡誌）。
シユク 「夙」 良民とエタの中間にある賤民だと云ふて
ゐる。關東に無く九州で聞かず、殆ど近畿を中心とし
て他には中國と四國に少しばかりある。大阪の俚諺に
「エッタ三里にシユク一里」と云ふのは、エタ村は三
里の間に一ヶ所かないが、シユク村は一里の間に一ヶ
所あるとの意である。シユクの名は守戸（陵墓番）の
轉訛だと云ふ説もある。

大和の奈良坂を登つた所に坂ノ上宿町の一村がある。
此宿は汚穢の業はしないが、人情は下卑てゐて不淨を
忌まぬ。之は非人にもなりエタにもなる一種で他の者
は縁組をしない。昔は交際もしなかつたが今は近所で
は交り、金銀借用等もなすとの事である。其宿町に續
いてエタ町があるが、宿はエタと縁組をしない。エタ
は又一段下位のものである。此奈良坂非人と山城の清
水坂の宿非人と争論があつて、寛元二年三月に訴訟の
古状がある（山城大和見聞隨筆卷下）。
近江蒲原郡にある宿村は、宿村産所村とて諸國にある
のと同じである。神國の風にて經水などある女、又は
忌服ある者は皆此村に行つて宿るので、人々は甚だ賤

しんでゐたのである（近江輿地志略卷六二）。
紀伊那賀郡山崎村大字山村字夙は、一村をなしてゐる
が古より弓を作るを業としてゐた。異國より歸化した
者である爲めに普通の民家は之を賤め、後世遂に他の
夙村と同様に至つたのである（紀伊續風土記卷二八）。
攝津の武庫郡大社村大字森具は、從來夙村と稱したが
近年森具と改めた。此村は六十餘戸の部落で他村とは
婚嫁しない（西攝大觀）。

備後蘆品郡常金丸村に宿院がある。六郡志に此處に茶
笥四五軒あつて、其内の長を代々常陸と號してゐる（福
山志料卷二一）。
淡路三原郡宿村は或は夙村に作る。此處より箕、籬、
箸、笠など造つて賣る（淡路常磐草卷五）。

【参考文献】
夙の者と守宮神（柳田 國男） 郷土研究二ノ九
夙名 義考（倉光 清六） 民族と歴史五ノ四
シユクセヤキ（宿世焼） 越後では民間の壯幼輩正月十
五日の夜寒の神祭に、燃残りし木を圍爐裏に焚きて餅
焼をなす之を宿世焼又縁結びとも云ひ、其餅の膨れ様
により品評して興とする（温故ノ栗二〇編）。

シユケン 「修験」 古い山嶽神道に佛説陰陽道を加味し
た信仰であるが、山伏の勢力は民間に根強かつた。明
治初期に、（一）一定の教義の無い事、（二）一定の社寺
を持たぬ事、（三）一定の檀徒を有せぬ事を、主なる理
由として廢止された。

【参考文献】
修験道の起伏（宇野 圓空） 神道講 座

シユコン 「樹婚」 越後では、漆にかぶれると男ならば
聲、女ならば嫁仕度で、媒介人が伴いて漆樹に酒樽を
運び、樹前で酒宴をする。其折酒を漆の木にぶつかけ
る（越後三條南郷談）。

シユセンデンセツ 「酒泉傳説」 養老の醴泉以來、我が
國民には馴染深い話で、其場所も數十ヶ所の多きに達
してゐる。

シユソデンセツ 「咒咀傳説」 河内北河内郡四條村の農
民甚兵衛が、寶永元年大和川改修をなし新田三百餘町
歩を開いたが、之を嫌ひし南河内郡の村民は藥を以て
人形を作り甚兵衛と名け、竹槍を以て此人形を新川の
濁水に突込み甚兵衛水に溺れて死すと罵り自ら慰めた
と云ふ（法學協會雜誌四〇ノ一〇）。

越後にて畑山を荒すを本主怒りて、藥で一の人形を作
り、要所に釘を打て其畑へ建て置き、或は其竊取せし
者の足跡へ釘を打込む事古き習はしである。其竊取せ
し者は果して不測の破傷に罹ると（越後風俗志八輯）。
ジユタイノマヂナヒ 「授胎の厭勝」 宇治山田市光明寺
の境内の神宮落社は、正月八日と十二月十日に祭禮が
ある、此時は外宮から神官が来て餅を撒く。其餅が男
女の××である。子の無い男女が之を拾ひ其場で食
ふと妊娠すると云ふ（讀賣新聞、昭和六、七、八）。
土佐安藝郡吉良川村郷社八幡宮の御田祭の神事中に、
豊年を壽ぎて造つた酒絞りの主婦が安産する儀式があ
る。古來子なき婦人は祭典中舞臺に詰かけ酒絞の安産
したる神の子（高さ約六寸の木像）を奪合ふ、之を奪つ
た者は子供を授かるといふ（土佐史壇三五號）。

シユツサン 「出産」 （一）妊婦の習俗、（二）産褥の設備
（三）分娩の方法、（四）産湯の始末、（五）産衣の扱方、
（六）乳付け式、（七）宮参り、（八）食初め等に分類して
多くの資料を集めて置いたが、茲に列挙する事が意に
任せぬので、其幾つかを各條に分載する事とした。猶
参考文献を併せ見よ。

【参考文獻】

本邦古代分姓考 (中山 太郎) 醫文學八五號通載
 各地の出産習俗 (諸 家) 旅と傳説特輯號
 シユテンドウチ (酒類童子) 越後西蒲原郡和納村に、
 昔酒類童子が産湯を使つたと云ふ川がある。川には杜
 文魚が棲み、若し妊婦が食ひ男兒を生めば大悪盗とな
 り、女兒なれば邪淫で一生を全うせぬと云ふ。童子屋
 敷の近くの川の杜文魚は、今も皆眼が落窪んでゐる。
 之は當時童子が魚を睨み殺す事を試練した爲である
 (傳説の越後と佐渡)。

シユモクツエ (撞木杖) 俗に言ふ撞木杖とは鹿杖(カ
 セツエ)の事で、山のカセキと云ふのものである(夏
 山雜談卷二)。按に、江戸期の盲人は、其警官により此
 杖を許され、揉座頭や土座頭には禁じてゐた。

ジユモクスウハイ (樹木崇拜) 樹木その物を崇拜に始
 まり、後には木魂を崇拜するやうになり、神木思想と
 習合して今に存してゐる。

ジユンコウスルカミ (巡行する神) 磐城石城郡中諸村
 に御塚権現がある。其故は寛永の初頃湯殿権現御廻國
 とて村々を巡り、其到着の日を以て祭る之が其跡であ

てゐる。已むを得ぬ場合は隣村に持ち去らせる(秋田
 縣案内)。

シヨクジトダンタイ (食事と團體) 和泉泉北郡伯太村
 の伯太神社では千度講と稱し、毎年正月三十日氏子が
 集るが座次に次第がある。着座の者村の掟を讀み聞か
 せ後に食事を共にする。之には他村よりの養子が加は
 るを得るが、全戸移住せし者は加はるを得ぬ。又此者
 は祭禮の時同社の壇尻を引くを得ぬ(人類學雜誌二八
 ノ四)。按に、食事を共にすることが團體者としての要
 件である。

ジヨウメトガメノカミ (乘馬咎神) 羽後河邊郡上北手
 村猿山の寶龍神社。領主佐竹侯參觀の際、此社前で落
 馬する事數回に及び、神社を前方の低地に移した(同
 郡誌)。

上野吾妻郡與美屋村の養靈神社。此神威極めて強く對
 岸(吾妻川)馬に乗る者あれば皆墜落す。里人松樹を
 植ゑ神扉を隠し漸く安きを得た(同郡案内)。
 近江伊香郡鹽津村の應昌寺に、三寶荒神と云ふ楮の神
 木がある。織田信長が朝倉義景を討たんとして此門前
 で三度落馬した(近江名木誌)。

る(同郡誌)。上野多野郡日野村下日野の地守神社は、
 昔より春秋二回神官は數名の信徒を従へて、神寶の御
 鉢を奉じて三波川村坂原村、及び本村を巡幸する。憩
 ふ家、泊家には悉く一定の儀式が行はれてゐる(同郡
 誌)。因に、此外に氏子の家々を期限を定めて巡幸する
 神もある。

ジユンシンジン (殉死神) 陸中下閉伊郡の地を閉伊頼基
 (源爲朝の子)は源頼朝より賜り領したが、其人死する
 や重臣七人は殉死し、皆神(神名人省略)に祭られ
 た(同郡誌)。

シヨウケンチザウ (勝軍地藏) 勝軍地藏と云ふは諸儀
 軌等に見えず、一切經にも見えぬ事である。何時頃か
 ら勝軍の二字を添へたか、それに地藏に甲冑を着せる
 は不審に堪えぬ。或は藥師の脇侍十二天の類かと思ふ
 (遠碧軒記上ノ一)。勝軍地藏北京よりの傳來とて眞鍮
 の製像(馬に乗り甲冑を帶ぶ)大英博物館にある。勝
 軍は佛經にある名で、大英註典第十一版に此人の傳が
 ある(南方來書卷一)。

ジヨクエ (觸穢) 羽後金澤町では、神威を恐れて正月
 及び八月の上半は、齋穢及び死骸を埋葬する事を禁じ

伊豫温泉郡粟井村小川の正八幡宮。應永の頃高山の近
 臣社前を過ぎ落馬して左足を傷けた(同郡神社誌)。

肥後葦北郡の久木野城主久木野四郎、寺床村の住吉明
 神の社前を乗打し神罰で四郎は落馬し蹴殺された(同
 郡誌)。

【参考文獻】

乘馬咎め神 (中山 太郎) 精神分析一ノ三

ジヨウメトガメノホトケ (乘馬咎佛) 下總北相馬郡寺
 畑村東漸寺の觀音堂。騎馬にて堂前を過ぎる者は必ず
 落馬した。里人相謀り堂前に銀杏を植ゑ今に目隠しの
 銀杏と云ふ(相馬傳説集)。

武藏多摩郡清戸下宿圓通寺の本尊觀音は行基の作と云
 ふ。堂前を乗打する者あれば必ず落馬する(武藏風土
 記稿卷一二二)。

駿州安部郡千代田村の毘沙門天。乘馬で行く者往々落
 馬負傷した。それ故に北向に遷した(同郡誌)。
 越前大野郡上味見村の聖德寺に聖德太子自作の木像が
 ある。門前を牛馬で乗打すると落るので木像の眼に漆
 をさした(同郡誌下)。

シヨクジンフウゾク (食人風俗) 沖繩西表嶋の千立村

で、明治二十三年に田代安定翁の聞いた實話にて、昔此嶋は諸人の風儀甚だ自儘にして、誰でも人が死ぬと頭でも、手でも脚でも差別なく、皆々寄り集つて割き取り喰ひ散したと云ふ(人類學雜誌五二號)。

シヨシサウソク 「女子相續」 日向の縣社都萬神社の巫女の家は姓は黒木、代々女子相續で當主は結婚しない男の兄弟の女を弟子として養つて相續するのである。明治に巫女が禁止されるまで繼續した(アグノイル報告)。之とは少しく趣を異にするが、紀州加太町の加太神社の神主の家も、往昔より女の血脈で傳はり、代々入婿であつた(海草郡誌)。按に、神職又は巫女の家には、必ずしも珍しい事ではなく、之が却て我國の古俗なのである。

シヨシノキンソク 「女子の禁足」 沖繩では昔源爲朝が大里按司の妹を妻にし、本州に歸らんとしたが海荒れて果す事が出来なかつた。爾來女人は本州に行くは海神が忌むとて出國せぬ風俗となつた(南嶋探險)。

シヨシラキラフミツ 「女子を嫌ふ水」 日向諸縣郡浦牟田村華林寺(密宗)の境内に閻加井がある。性空上人の加持水である。此水に若し女人の影を映せば水が必

ず濁渇するので女を近づけぬ(三國名勝圖繪卷五六)。**シヨソウノシンジ** 「女装の神事」 我國では神に仕へる者は女子に限つたのが古俗である。従つて男子が祠職となつても、古俗に遵ひ特に女装する神事は今に各地に存して枚擧に遑がない。別に取纏めて記さぬが本文中に散在してゐる。

シヨソウノヲドリ 「女装の踊」 美作久米郡瀧川村佛教寺の龍王祠に雨乞ひする時は、バンバ踊を奉納する。男子三十人以上が女装して白の振袖姿となり、菅笠の周りに白赤の紙片を下げたのを冠つて踊る。歌の種類は七段二十八種ある(同郡誌)。

シヨチヨハシヤウフ 「處女は娼婦」 肥前平戸に近い田助浦は漁村であるが、此地の娘は悉く娼妓の鑑札を受けてゐて、貸座敷に赴き客を迎へる。常は宅に居て家事を執つてゐる(週刊朝日、九の二三號)。按に、昔の羽後温海の濱のオバと同じ民俗である。

シヨモジ 「唱門師」 正しくは聲聞師と書き佛徒の一種であつたが、後には俗法師に墮し乞食と擇む所がなかつた。

【参考文献】

唱門師の話 (柳田 國男) 郷土研究四ノ二 唱門師に就て (佐々木月樵) 同上 四ノ三

聲聞師考 (喜田 貞吉) 民族と歴史三ノ六

シヨヤケン 「初夜權」 石巻市を去る一里餘の稻井村の一部に「おはぐろつけ」と云ふ結婚上の習慣がある。娘が嫁入りなり婿取をするとき定つた其前夜に、若衆連の中に平素娘が目星をつけてゐた青年に身を任せるのである。家族が之を公然と黙認する。併し今では殆ど絶えてしまつた(週刊朝日、八ノ二六)。

シラ 「時螺」 紀州の高野山では、昔晝夜の六回に貝を吹いて尅を報じた。辰貝、巳貝、午貝など云ふ。後に時鐘を撞くやうになつた(紀伊續風土記卷五九)。按に往古は全國とも時螺であつた。平安期の物語類にも見えてゐる。

シラガマツ 「白髮松」 羽後雄勝郡中山村の道祖神の神木は赤松であるが、此落葉枯枝を焚くと童子でも白髮が生えて老人に見えるので斯く稱する(雪出羽路)。

シラカミ 「白神」 出雲大原郡下佐世村白神明神の祭神は素尊稻田姫である。俚傳に素尊御髪白く座します故かく稱すと(雲陽誌卷下)。

シラカミジンジャ 「白紙神社」 廣嶋城外に白紙神社がある。傳に此地は元入り海で、礁上の樹に白紙を付けて舟行を警しむ。後に小祠を建て斯く稱すと(藝藩通志卷八)。按に、オシラ神と信じた。

シラキクブチ 「白菊淵」 肥後飽託郡日吉村世安へ昔四位中將光成が左遷された。光成の妻白菊ノ前子女二人を携へて來たが面會が出来ず、遂に子女を抱き白川に投じて死んだ。それで白菊ノ淵と云ひ、其子女の靈を二子大明神として祭つた(肥後國志卷四)。

シラクジジン 「白鬮神」 紀州高野山花坂の白鬮明神。勸學院で講釋の爲に各鬮取をし若し誤るか忘れるかの箇條があれば直ちに下山する。但し白鬮を取れば講釋を免かる。此神に祈れば此幸を得るとして斯く稱す(紀伊續風土記卷四九)。

シラサギデンセツ 「白鷺傳説」 越前敦賀町の西方に一夜松原がある。昔神后の御宇に唐土より賊船多く襲ひ來た時、此海濱に老松が一夜の間に生じて、梢に白鷺が群れ集つたのを敵は夥しい軍兵の旗差物と見て恐れ逃げて去つた(東遊記卷一)。

伊豫西宇和郡宮内村の山中へ、平惟盛が家臣と共に潜

居した。一夜白鷺の群を見て、源氏の白旗と思ひ、主従共に自殺をした。之に依て此靈は悉く白い物を忌んだが平家神社に祭り此祟りは止んだ(伊豫温故録)。

シラサギノセンドウ 「白鷺の先導」 鎌倉圓覺寺の開山佛光禪師來朝の時、若宮八幡宮が白鷺となつて此地に導引した。禪師も白鷺の行く處に随つて寺を建つた之により今に白鷺池がある(鎌倉物語卷一)。

シラサギライム 「白鷺を忌む」 紀州高野山では白鷺が來ると火災があるとして、院々で祈禱謹慎する。又神明鏡には守敬法力に負けて鳥と變じて災をなすとある(紀伊讀風土記卷五八)。

シラタキヒメデンセツ 「白瀧姫傳説」 攝津丹生山田庄原野村の栗花落(ツユ) 理左衛門の宅に梅雨井あり、井水が人梅に湧出す故に此名がある。家記に始祖山田眞勝が横森豊成の女白瀧姫を戀ひて言ひやりしに、姫の歌「雲だにもかゝらぬ峯の白瀧を、さのみな戀ひそ山田男よ」と眞勝の返歌に「水無月の稻葉の末のこがるゝに、山田に落ちよ白瀧の水」と。豊成は眞勝が心に感じ白瀧姫を興へた。白瀧は中將姫の妹である(攝陽群談卷八)。按に、白瀧姫傳説は各地にあり、多くは

此姫が男の在所に住んで機織の業を始めて教へ、機神と祀らるゝ事になつてゐる。又土地によつては綾織姫とも傳へられてゐる。

シラトリライム 「白鷄を忌む」 上野甘樂郡馬山村の岩井一家では、白鷄を飼ふを忌む。菅家に縁あるの故と云ふ(同郡史)。

シラヌヒ 「不知火」 筑紫の海の不知火は例年七月晦日の夜である。火の色は皆赤く明滅高低其數幾千百となく奇觀を極む。此頃は海中の龍神燈明を出す云ふ(西遊記卷一)。按に、不知火は神火か漁火かの論争もあつたが、今では後説に傾いてゐる。

シラハタデンセツ 「白旗傳説」 岩代安達郡針道村に還馬至去と云ふ地名がある。前九年の役安倍貞任源頼義父子を木幡山に攻めし時、全山の樹木皆白旗と見え、恐懼して馬を還せる所と傳ふ(同郡誌)。

シラハノヤ 「白羽矢」 白羽の矢と云ふは鷺の羽である。鷺は夜寝ぬものである。瀧口は天子の御寢所の後の守護の者が、夜を寝ぬやうにと白羽の矢を負ふ(關秘録卷七)。

シラヒゲミス 「白鬚水」 天文五年六月二十八日は開關

以來の大洪水であつた。日本國中の大小の河々或は溪澤は共に満水で、其水先に白髮翁が一人、大なる棟の様な物に安座して流れ去つた。之に依つて白鬚太郎水と諸國一統に稱してゐる(會津温故拾要抄卷四)。

シラヒト 「白人」 六月の大祓に「しら人こくみ」とは今も邊土の者が生みの子の面に布をはいてしろくする事であると。こくみは子を絞殺す事である(贈大小心録中)。

シラヒメ 「白姫」 越前鯖江町の雛嶽の麓を姫川が流れてゐる。傳に河の上流に皇女白姫の靈を祭つたので其名がある(鯖江志)。

シラフ 「屍蠟」 武蔵北足立郡方田村の澤田三平が病死したので、光明寺に埋葬せんと墓地を發掘した處、全身白蠟の如く硬化した老人の屍體が掘出された。それは三平の實父で廿八年前に埋葬したのだが、全身は死亡當時と少しも變らない。之は脂肪過多の屍體を水分の多い土質に葬ると化學的に硬化變質する(東京日々新聞、大正一四、九、四) 因に、此例は各地にあるが一例にとゞめる。化石傳説の起原と信ずる。

シラキクヤウ 「白猪供養」 陸前の一遠田郡籠嶽村成澤の

白猪供養は寛政四年に行はれ石碑を立てた。口碑に此地は曾て白猪を獲つた所であると(同郡誌)。

シリウチ 「尻打」 小正月の夜に子供達が女性の尻を打つ行事は、近年まで殆ど全国的に存してゐた。そして此事が授胎の厭勝として行はれ、更に「なりぎり」の先行である事は言ふ迄もない。茲には代表的のもの三四を擧げる。

信州南佐久郡川上村の嫁叩は小正月の夜、十四歳と十六歳の若者各四人が、新嫁のある家へ押掛け、十四歳



の者が御幣をつけた陽物形の棒で叩き、十六歳の者は監視する。式

が終ると別席で饗應を受ける(民俗藝術三ノ一)。
駿河大宮町では同夜子供等はダイノコと稱して陰莖の形した物長さ(七八寸乃至一尺)を作り、各々之を携へて新婦を迎へた家に入り「嫁御を貸して下さい、下婢を貸して下さい」と入り込んで尻を打ち廻る(人類學雜誌六〇號)。

若狭では小正月の晝から夜まで尻敲きとて、十五六歳の子供打寄り「尻はり」と云ふ物を持って、女の尻を打

つ事老若を問はず誠に犬を打つが如くである(若狭國風俗答狀)。

丹後中郡にては小正月に『ゆるだ』と云ふ木で、長さ五六寸の棒を作り、費盡しなど盡き、新に迎へし嫁の尻を子供達打ち一日を遊ぶ(丹後中郡風俗答狀)。猶同地では今に此事が行はれ、新婦が之で叩かれれば必ず懐妊するとて、茶菓を設けて待構へて叩かれるとある(三重村郷土誌)。

肥前五嶋の村々では、正月七日夜に婦人の尻叩きが行はれる。又は松の葉で女の尻を刺し、又さゝらで叩き或は拍子木二本で尻を叩く事もある(橋浦泰雄談)。

【参考文獻】

祝本ほいたけ棒

(山東 京傳)

骨董集上編下

シリタ、キマツリ (尻叩祭) 越中婦負郡鶴坂神社の尻叩祭は、天下の五奇祭の一として著聞するだけに、種種なる浮説まで伴ふてゐるが、所詮は授胎の厭勝であつて、然も古くは諸方の神社で行はれたものである。

【参考文獻】

京都北岩倉社の尻叩祭

諸國中行事卷三

播州飾磨道辻社尻叩祭

同名所巡覽圖繪四

爲である(駿豆相三國傳説)。

シルコウ (汁講) 甘露寺元長卿記に姉小路三位の汁の記事がある。今も田舎では汁と云ふ事があつて、客は飯をば持ち來り、其家では菜と汁を設けて待遇する、之を汁講と云ふ(橋守部の俗語考)。

シロイヌライム (白犬を忌む) 安藝賀茂郡郷村の白鳥神社は日本武尊を祀る。村内白犬を飼はず、神山に雉子栖ざるは皆神の忌む所なりと(藝藩通志卷八一)。

シロカキチザウ (代播地藏) 遠江積志村下大瀬に田植の季節になつたが、日頃地藏様を信心して居る或る一家が皆病臥して、田に手が附て居ないと、地藏様が夜の間に田の代を掻いて泥塗れになつて居たといふ代播地藏がある(同村民俗誌)。

シロカベライム (白壁を忌む) 徳島市佐古町では、昔狩師が姪蛇を殺したので、其祟りで白壁の蔵を建ると中の物が赤くなるとて之を忌む(阿州奇事雜話)。美濃の苗木城も蟠龍栖みて城を守るとて、昔から白壁を塗らぬ(新撰美濃志卷二四)。常陸眞壁郡椎尾村大字羽鳥では土蔵に白壁を用ゐぬ。筑波の神の忌む所なりと云ふも、筑波町に此風無きは妙である(眞壁郡郷土史)。

シリツキマツリ (尻突祭) 對馬小千尋藻村の六御前神社(祭神葺不合尊の乳母)の祭禮に、巫が鈴を振つて舞ふと、禰宜は杵を以て尻を突き『子息持て子持て』と祝言する。之を尻突祭と云ふ(九州民俗學一ノ四)。

シリツマミマツリ (尻摘祭) 伊豆伊東町玖須美神社の例祭十一月十日の夜に、氏子一同が社殿に居並び神酒を酌む。發聲を禁じられてゐるから、盃を廻すに闇中とて順に尻を摘んで合圖とする。此夜村内は歌舞音曲を禁じ、參詣する者も提灯を用ゐない(駿豆相三國傳説)。

シリフリマツリ (尻振祭) 豊前企救郡井出浦の尻振祭は一月八日に行はれる。座主の屋敷前に雌松雄松の門松を立て、其間に藥造りの大蛇を置く。神主は笏を座主は弓矢を、翌年の座主は白幣を持ち、大蛇の前で三度尻を振る。後に神主は弓的を三回射てから大蛇を三つに切る眞似をし若衆連が鎌で寸斷する(民俗藝術二ノ一)。

シリヨウヨケ (死靈除) 相模津久井郡内郷村では、葬式に金剛杖(他地方の紙華)を持って會葬し、歸路に辻又は路傍に挿す。之は死靈が一所に家に歸るのを除る(同町郷土誌)。

シロダルマ (白達磨) 甲府市では正月二日初買とて人出が多く、養蠶家は白眼の達磨を買ひ蠶が當れば眼ノ玉を入れる。達磨は赤いのが通例だが白色のものもある。之は木棉畑を持つ者が、綿に色のあるを嫌つて白色の達磨を買ふのである(人類學雜誌一九九號)。

シロバカマ (白袴) 尾張知多郡白澤村北原天神は、菅公の子英比磨郡主となりて此神を祭る。今に至る迄英比五郎の百姓を俗に白袴と稱す。是は昔此里の民白袴を着て御子を拜せし名残と云ふ(尾張志)。

シンカン (神竿) 近江愛智郡大國庄豊海大明神は、神后征韓の折に旗大將を勤めし神とて、今に社内に旗竿三本づゝ毎年生ず。然るに此社の神官は代々異相で背の溝が無い(淡海温故録卷二)。

シンコウセイゲン (人口制限) 沖繩與那國嶋の島仲部落にトヴンゴダと稱する廣き二畝ばかりの四角な田地がある。之は殘酷な人口制限の遺跡で、昔此處へ島中

の男を皆集めて争ひ押し揉ませ合ひ、此田の中に完全に入つた男は生存を許されたが、入れなかつた弱者は残らず殺された。又久部良の部落の近くに幅六七尺の深い溪谷をなすクタブラバレと呼ぶ岩の裂け目がある。此處は女の受難場で、島の妊婦は集められ谷の彼岸へ飛び渡らせるが、力の無い者は、數百尺の谷底に惨死する。彼岸へ飛び越へた者のみが生存を許されたのである(週刊朝日一八ノ一四)。

シンコンノシンジ 「神婚の神事」 日向兒湯郡上野宮の内笠狭の三宅神社(陽神) 八月十五日の例祭は都萬神社(女神)から神輿が當社に御幸あるを待つて神事を行ひ、又都萬神社九月十九日の大祭には、當社の神輿が同社に神幸があつて後に神事を行ふ(日向案内記)。
シンサイトトウセイ 「神祭と嶋政」 伊豆三宅嶋の壬生氏は三嶋神の隨神ミブノミタチの末裔なりと傳へて、豊世神祭と嶋政とを掌り今に至つた舊家である(伊豆七嶋志卷上)。

シンジトキユウジツ 「神事と休日」 磐城石川郡の文化八年十一月の布告の一節に「百姓共神事と唱へ月の内に數日休日致し、農業不精に相成り候間、正月の内七

日程、七月の中盆中五節句一日づつ、其他鎮守の祭禮日等定まれる遊日の外に、休日一ヶ月に一日に限り申可事」とある(同郡誌)。

シンジノトツケンシヤ 「神事の特権者」 能登穴水町に昔和泉といふ炭焼があり、或年長信連が敵に攻められたのを助けた。後に和泉は信連に乞ひ美麻奈比古神社の祭禮に一番盃を戴く事になつた。今に其盃は神社に傳へてある(鳳至郡誌)。

シンジマヒタユフ 「神事舞太夫」 全国各地にあるが、江戸淺草三社權現の田村八太夫は、關八州の觸頭として最も聞えてゐた。職程は神樂師であつて傍ら諸神の御影を賣つたりした。後に墮落して太神樂打となつた者もある。賤民では無かつたが常民でも無かつた。

- 【参考文獻】
- 神事舞太夫(中山 太郎)民族四ノ三
 - 相模風土記稿二五
 - 百戲述略第一輯
 - 高崎志卷下
 - 同興地志略九七
 - 勢陽五鈴遺響

シンジヤトイチバ 「神社と市場」 我國の市場は神社の境内に設け、然も神社の祭日を市日としたのが原義である。従つて神社と市場は關係が深い。

磐城石川町の近津神社。例祭は舊十一月一日。此日は近傍の商賈露店を列ね、主として日用品を販ぐ、之を八槻市と稱す(石川郡誌)。

丹後一の宮籠神社の糞牛市は、白河朝の應徳五年から毎歲四月糞祭の日に市場を設けて今に牛市が立つ(籠神社誌)。

播州赤穂町の郷社尾崎八幡宮は、毎年八月十五日が例祭。祭後七日間は市が開かれ、大阪の商人も來て股賑を極める(三田評論三三二二號)。

豊後速見郡の古き市の形式は臨時市にて、それは主に社寺の祭禮に際し行はる。杵築若宮市、日出若宮市、山香八幡市、同上市、長福寺市、下市、若市等有名である(同郡史)。

- 【参考文獻】
- 商習慣と民俗 (中山 太郎) 日本商人史所收
 - 市場 (西村 眞次) 日本古代經濟
 - 羽後能代町 (八幡市) 六郡祭事記

武州秩父町 (大宮市) 秩父志卷一

能登今藏社 (むしろ市) 鳳至郡誌

出雲三刀屋社 (牛馬市) 飯石郡誌

シンジヤトセイシ 「神社と製紙」 越前今立郡岡本村の大瀧神社は、同所の地主神で川上御前と稱す。製紙の術を教へたと傳ふ(同郡誌)。按に、神社で製紙した例は少くない。鳥ノ子紙は常陸の鷲(オホトリ)神社で創製した事は有名である。

シンジヤトミンカ 「神社と民家」 下總海上郡海上村の柴崎の八幡宮は九月十五日が例祭である。此時に御假舎を新葺で葺くが、郡中の民家は此日の終らない間は新葺で屋根を葺かぬ(同郡誌)。

シンジヤトミクジ 「神社と富圖」 大阪の生國魂神社では、文政十一年七月に三年の間正四七十の四ヶ月だけ富興行を許されてゐた(生國魂神社誌)。按に、江戸期の社寺が維持策として富興行した事は、他にも多くの類例が存してゐる。

シンスキノキン 「神水の禁」 信州高遠領の「五人組御法度」の一項に「何事に依らず一味同心仕間敷候、若し神水を呑み一列判形徒黨を企て候はゞ、一同之者

残らず殿科に處せらるべき事」とある（上伊那郡史）。
シンスキノサウゾク 「神水の相續」 出雲意宇郡揖屋村の揖屋神社の神主は大宅氏であるが、代々神水を以て相續する。社邊に神水の井があるが世俗には飲めぬと（雲陽誌卷上）。

シンスキノチカヒ 「神水の誓」 伊豫温泉郡小野村菊谷に與力松がある。建武に土居得能義兵の旗を擧げたる時、官軍與力の土が此處に集合して神水を呑み盟約した所である（續伊豫温故録）。

シンセンノイホウ 「神占の異法」 岩代大沼郡永井野村の熊野神社は、會津藩の神社整理の際湯立で神地を占ひ、今の社地を得た。此湯立の方法は釜に水を入れ神符を納め、餅米を蒸して神に供へるのであるが、帛で目を掩ふた一人の男が釜の傍にゐるが、神降れば件の男自在に飛行して、止る所に社を建てるのである（同郡誌）。

シンセンノケイクワイ 「神占の境界」 肥前佐賀郡大詔間村は嶋地であるが、肥筑の境が不明で鍋島黒田の兩藩で屢々争論を生じ、正保年間に兩藩和議の上、潮水に神幣を流して境界を確定した（同郡誌）。

殺された。其母之を恨み斷食して市房社に詣で、其指を噛み血を以て神體に塗り、呪咀（其盛譽を殺した者）する事三七日、自ら淵に投じて死んだ。後に下手人暴死し次で母の靈を祀つた（球磨郡郷土誌）。

シンタイノギヤクリウ 「神體の逆流」 讚州三豊郡下高瀬村八幡宮の云傳へに、正中二年に法華寺を移した時奇瑞があつたが、村民が日蓮宗を信じて之を信ぜず、そこで神體を高瀬川に投じて誓つて曰く、神ならば上へ流れよと云つた處が逆流したので、諸人が社殿を建て、之を祀つた（古今讃岐名勝圖繪卷一一）。

シンタイヒヨウチャク 「神體漂着」 遠州氣賀町の郷社細江神社は同町の總氏神であるが、明應八年六月の大震災の際、角除比古命の神體が同町伊目の三本松岸に漂着した。伊目區で之を祀つたが数年ならずして又々洪水の爲に、今度は同町の赤池へ漂着したのを祀つたのである（濱松新聞、大正一三、七、二五）。按に、流れ神又は渡し神と稱し此例は各地に多い。

シンタクトイミン 「神託と移民」 安藝倉橋嶋にて享保十五年の春に鹿老渡移住を企て、有志三十六人吉凶を神に問はんと揃つて八幡社に詣で、神官御託の舞を奏

シンソクイシ 「神足石」 上野群馬郡の榛名神社には神足石、腰掛石、影向石、牛馬石の四石がある（上野國志略）。
飛騨吉城郡高原郷下佐谷村に長者屋鋪趾がある。其屋鋪の大岩に長さ一尺二寸許りの足跡二つあり神足石と云ふ（斐太後風土記卷一五）。

大和宇陀郡伊那佐村字比布に、三位稚子石と云ふがあり、宇太水分神三體中、童體神の足跡なりと傳へて今に不淨を近づけぬ（宇陀郡史料）。

宇治山田市五十鈴川の川上に神足石がある。近比此宇治の郷人山中明海の得る所である（參宮圖繪卷上）。

【參考文獻】
神 跡 考 （南方 熊楠） 南方 來 書
シンタイギヤクタイ 「神體虐待」 陸中和賀郡二子村の山岸に菅原神社がある。神體は菅公自刻の木像であると云ふ。社前は山岸堤なれば、祭儀には崖上より神像を轉ばし落して池中に入れ、更に引上げて反覆之を行ひ虐待する（同郡誌）。虐待を悦ぶ神佛も各地に多い。
シンタイニチヲヌル 「神體に血を塗る」 肥後球磨郡水上村の普門寺の住持盛譽阿闍梨は、天正十年讖により

しやがて神の告げ吉となり一決して移住す（同嶋志）。
シンタクトス、ハキ 「新宅と煤拂」 世俗に新宅を作れば三年の間煤を掃はぬ事は古い習である。東鑑嘉禎二年十二月六日の條にも見えてゐる（南畝考言卷下）。

シンタイノシフゾク 「新宅の習俗」 岩代大沼郡では住宅や土蔵を新築すると、新宅内で宴會を催ふす。其時古來の風習として男女の陰相を木で造り飾る火伏せの咒である（同郡誌）。陸中上閉伊郡土淵村の家屋の新改築並に屋根の葺換等が終ると白、杵又は箕、五穀の種物を俵に入れたるもの、裸馬等若干の順序を以て家を三廻りして既に馬を入れる（同村郷土志）。大隅徳之嶋では家屋新築の場合は、ヤギユシの祭をする。家主は牛を殺して、其片股と頭とを庭前に吊して祭る。祭り終ると之を祝女（ノロ）に獻ずる。其残肉は當日集つた人で之を食ひ盡す（徳之嶋小史）。

シンタクモチ 「新宅持」 羽前最上郡豊里村では村寄合に参加することを「村にはいる」といひ、新宅持は三箇年間此村入を免ぜられるが、其後は義務として入らせられる（同村誌）。

ジンチク 「人畜」 肥後阿蘇郡では、明治五年戸籍制度

の發布せらるゝや、人畜と稱せる賤民を馬場八幡社の氏子として編入した(同郡誌)。

シンチノコウチイ 「神地の高低」 阿波の一地方には、神社高所であれば神威強く、低地になれば神威衰ふと云ふ信仰があり、三好郡山城谷村中野名の星神社にもある(同村史)。

ジンニクヲクフ 「人肉を食ふ」 日向延岡町附近南方村の貝塚を調査した結果、人骨大腿骨を發掘したが、其兩端は打割られてゐるのみならず、外面に於て、石斧を以て削られたる痕跡を留めてゐる事から見れば、之は人肉を食用に供した、一大事實を物語つてゐるものである(宮崎縣史蹟調査第三輯、鳥居龍藏報告一節)。

シンブトサンクゲフ 「神符と産業」 安房の清澄寺は天宮命を祀つた靈場である。古來房總の二國の氏寺と稱して、門前の民家百戸許りは皆神符を二國に分配して産業とした(安房國神社志料)。

シンブノカミマキリ 「新婦の神詣」 遠州濱名郡北庄田村堀江の鹿島神社の大祭は、毎年十月七八兩日に行はれるが、此祭には其年内に新しく氏子となつた花嫁が嫁入當時の衣裳で參詣する習慣がある(濱松新聞、昭和二、一〇、五)。

和二、一〇、五)。

ジンホ 「神母」 秋田城西矢橋の山王祭に神母と云ふ巫女が出る(六郡祭事記)。紀州の日前國縣神社にも神母と云ふ巫女がある(同社本紀略)。按に、九州の仁聞菩薩は神母にては無きか、そして聖母とも云はれたのであるまいか。

シンボク 「神木」 始めは樹木崇拜に發し、後には神の憑り代となり、多くは松杉等の常緑樹が擇まれるが、中には檜櫻等の落葉樹もある。

ジンメウチヤウノゲウジ 「神名帳の行事」 三河の狹投神社に毎年正月五日の夜に、社僧の國內神名帳を奉讀する神事がある。若し讀み誤ると其席より追放される掟で、杖笠草鞋等の旅具を調べて行ふ(三河國官社考集説)。

シンメトヨツシロ 「神馬と四つ白」 陸前鹽釜社へ伊達綱村が延寶に奉獻した神馬は四脚白斑の外七所の斑があつたが、何時の頃よりか四脚を併せて七斑あるを神馬とする例となつた(鹽社略史卷下)。

シンメノタブー 「神馬の禁忌」 美作眞庭郡陽原村大字社の縣社形部神社に、馬渡りとして神社の東南四丁の所

にある。神馬此處を東へ越せば再び神馬たる事を得ずと云ふ(美作國神社資料)。

シンモンセキ 「神紋石」 出雲日御崎社に神紋石があり石面に柏葉がある。社傳に神代の昔祭神熊成峰に登り吾は柏葉の止まる所に住んと欲すとて、葉を投げ風に隨つて此地に止つたとある(雲陽誌卷下)。

シンモンノカネ 「神文の鐘」 甲州御嶽神社の鐘は「起請神文の鐘」と稱して、武田氏領國の當時、訟獄決し難き事あれば、此鐘を撞かせ、罰を神慮に任したと云ふ(御嶽案内記)。

シンリヨノサイバン 「神慮の裁判」 甲斐巨摩郡花輪村の八幡宮の社記に、弘治二年より神社と小池四郎左衛門との間に神田争論の事があり、永祿五年三月に神田を以て落着仰付られ、時の神主神田と書いた御圖を取て勝となつたと(甲斐國志卷六一)。

シンロクトケンシャ 「神鹿と建社」 岡山市七日市町に春日神社がある。昔南都の春日社の神鹿が、神額を啣み同地に來て此地に斃れてゐたので、此神額を奉じて社を建てた(岡山市史)。

ス

ズイキマツリ 「芋壺祭」 京都北野神社の芋壺神輿の盪籠は頗る古く、藤原時代からであるやうで、昔は毎年九月九日に社家が各自作つた新穀菜蔬を盛り草花を挿し神社に獻じ之を瑞饋祭と稱した。後に葱花盤形を造り瑞饋の音によつて芋壺を以て屋根を葺き、瑞饋神輿と稱した(日本歳事史)。

スウチノイシヤウ 「數字の異稱」 越後中魚沼郡仙田入山家の老婆の物數ふるを聞くに、一(そろへ)。二(ならべ)。三(あまはり)。四(さら)。五(たね)。六(ちらさづ)。七(いはひ)。八(おさめ)。九(こゝろ)。十(しつめて)と云ふ。天正頃の寫本「越後風俗考」によれば、越後全国に行はれたとある(越後風俗志第三輯)。按に斯うした例を廣く集めて、考證したいものである。

スガタミイケ 「姿見池」 一に鏡ヶ池(又は井)とも稱し、関秀才媛の姿を映して化粧したと云ふ池(又は井及び淵)は各地に夥しき迄存してゐる。そして是には二系統がある。(一)單に姿を映したと云ふのと、(二)

姿を映し影の有無で吉凶を占ふものである。第一は我國の古い水占の呪術を行つた所で、第二は是れが通俗化された民間信仰である。水占参照。

讃岐大内郡丹生村町田に姿明神社(祭神百襲姫命)があり、社側に姿見の池がある。祭神の姿を映した舊跡と傳へてゐる(古今讃岐名勝圖繪卷一)。

紀州高野山御廟橋の傍の井に臨んで、影の映らぬ人は近い内に死ぬと云ふ(郷土研究一ノ六)。

【参考文獻】

羽後南秋田郡南磯村本山門前(姿見井)男鹿名勝誌
陸前本吉郡氣仙沼町化粧坂(化粧井)氣仙沼案内
上野妙義山妙義神社前(姿見井)郷土研究三ノ六
信州北佐久郡横取村(同上)同 郡 誌
山城深草町欣淨寺境内(姿見池)郷土趣味四ノ一二
大和南葛城郡葛城村(姿見井)大和の傳説
備中郡窪郡帯江村羽嶋(小町井)沿 線 集 成
伯耆東伯郡八橋町(鏡ノ井)伯耆民談記一五
阿波勝浦郡勝占村西須賀(姿清水)同 郡 誌
福岡若松市日吉神社(紅影池)飛 簾 起 風
スキタハマツリ (鋤鍬祭) 阿波勝浦郡の農家では、正

月七日に鋤鍬に桑の箸貳本を添へ紙の四手をつけ、其先に白米鯛串柿等を少し許り包んで立てる。鋤鍬を祭るのである(同郡誌)。

スギミナノシンジ

〔螺螄貝の神事〕 對馬の國幣中社海神社では、毎年八月五日放生祭を行ふ。古傳に神后征韓の歸りに新羅兵の靈魂を祭り鎮めるとて、海濱にある螺螄貝(スギミナ)を拾ひ、新羅人の首に擬し、祭事ありて後に放生する(宿國幣社特殊神事調一)。

スクモツカ

〔繪塚〕 出雲飯石郡多根村萱野に由方といふ所があり、往古此地に由方萬の長者といふが居た。同家の靱殻を捨てた所なりとて、小山を爲した所があつて現にスクモ塚と云つてゐる(島根縣口碑傳説集)。按に、スクモ塚は全國各地にあるが、何れも長者傳説を伴ひ、物語の筋は略同一である。之に就きY氏の談に沖繩八重山の方言でスクマとは稻の初穂の義である。内地のスクモ塚は或は之と關係あるやも知れぬと。記して参考に備へる。糠塚参照。

【参考文獻】

下總香取郡八都村神生區 香 取 郡 誌
武藏比企郡上老袋村 武藏風土記稿

美作久米郡倭文村桑下
備中加陽郡下足守村

久米郡誌
備中志卷一
備後苜品郡福田村 福山志料二〇

ス、オトコ 〔煤男〕 越後魚沼郡小千谷組では、十二月煤を拂ひたる符を、煤男と名け門外に立て、雪上に洗米酒飯を供す。煤男は六日町組、鹽澤組その外各所にある(新編會津風土記卷一〇七)。

ス、カゴゼン 〔鈴鹿御前〕 伊勢の鈴鹿御前は、鈴鹿山の立烏帽子と云ふが化生の鬼女である。朝廷坂上利成に命じて討せた。利成先づ情事を以て鬼女を誘ひ、鬼女は陸奥霧ヶ岳の阿露王と云ふ夫あり、それを殺せば應ずべしと。利成機を待ち、角の弓神通の鎗矢を以て阿露王を殺し鬼女と契り、後に鬼女を京都に伴ひ生擒とす。然るに鬼女逃がれて再び鈴鹿山に來る。利成も追ひ後夫婦となり、男子を儲け正林と云ふ。後人其鬼女を祀て鈴鹿御前と云ふ。一説には鈴鹿御前は、壬申の亂に大海人皇子を救ひし翁の女と云ふ(勢陽雜記卷二)。按に、鈴鹿御前は足柄山の山姥と同じく、古代の遊女に過ぎぬのである。

【参考文獻】

ス、オトコース、キマツリ

立烏帽子考 (柳田 國男) 民族三ノ二
ス、キセイライム 〔鈴木姓を忌む〕 伯耆の角盤山大山寺の境内に下山明神があり、作州の住人下山源五郎の靈を祀る。源五郎鈴木某の爲に討たれ祟りあり故に神とす。以後鈴木姓の人は登山叶はず、強て登山すれば必ず災害がある(伯耆民談記卷下)。

ス、キネンブツ 〔薄念佛〕 加賀の時宗の寺院は、八月十四日に薄念佛を營む。午前三時に覺眠し薄並に薄名號を佛前に奉安し念佛しつゝ三叩す。此法會は十四世太空上人篠原で實盛の後世を弔ひし時、茂れる尾花が實盛の墓石を圍繞してゐるに起ると(石川縣の研究 第三宗教篇)。

ス、キバシ 〔薄箸〕 尾州東春日井郡では、正月十五日早朝小豆粥の中に、餅を入れて煮たのを薄の箸で食ふ此日粥を煮る時青竹に豆木を添へて爆竹の儀をする(同郡誌)。

ス、キマツリ 〔薄祭〕 備中の吉備神社で九月九日に大注連の神事を行ふ。男神子が二人は、紙の笠に吉の字三字書いたのを頂き、瓜紋三つ書いた紙の小旗を、薄の穂につけ各腰にさす。女神子は絹笠とて眞綿を張つ

た笠を被る。男神子二人は馬に乗り、下馬から人に負はせて土地を踏まさぬ(福山志料卷一八)。

ス、ハキ (煤掃) 弘前市の舊藩士の家では、十二月二十日に草箒の中へ萩の枝を七本入れ、長き竹へ結び付け、明きの方より拂ひ始む。誰でも若き男女を捕へ世にあげるとて、數十人にて胴揚げをなし一興とす。或は面を包みて往來人をも然す。此日官之を咎めぬ(人類學雜誌五七號)。往昔の煤掃は單なる衛生掃除ではなくして、斯うして歳神を迎へる信仰からであつた。従つて階級と土地とにより種々なる行事があつた。

ス、ハラヒニムゴン (煤拂に無言) 備中吉備津彦神社では十二月廿八日御煤拂とて、宮司以下所員廿六日に忌屋に入り、無言にて潔齋し、看護一名付添ひ賄の世話をする。當日萱の穂に鶴雉の尾をつけ煤を拂ふ(官國幣社特殊神事調四)。

スマミネンブツ (涼み念佛) 近州神崎郡左目村に空也上人所持の叩鉦がある。毎年六月朔日より御涼みとて山上の宮で七日迄勤める。其間必ず東風吹續き雨降り愛智川に出水する。早天の時は祈雨の爲め餘の日にもする(淡海温故録卷二)。

スマムシマツムシ (鈴虫松虫) 薩摩出水郡上出水村無量山淨圓寺は、後鳥羽帝の女官鈴虫松虫の兩婦が此地に來て尼となり、同寺を開基すと傳へ、其傍に兩女の手植の杉がある(出水風土誌)。

スマメノミヤ (雀宮) 下野雀宮は、雀が蕪を食して針を出せしを見て、姦婦の與へし饅頭の針を出せし男の祀りしものと傳ふ(東國旅行談卷一)。按に、雀宮は宇都宮(討つ宮)に對する鎮めの宮など異説が多い。

スマメヲドリ (雀踊) 能登珠洲郡三崎村の雀踊とて、孟蘭盆より菊月の末迄、老若男女打交り濱邊せましと踊る(能州名跡志卷三)。

スマリミツデンセツ (硯水傳説) 英雄名僧等の用ゐた硯石、硯岩、硯水の傳説は、各地に亘り俣指に堪ぬほど存してゐる。傳説は單純なので茲には主なる使用者と地名だけを擧げるとする。

【參考文獻】
陸中西磐井郡猪岡村 (源 義經) 封内封土記
武藏府中町高安寺 (辨 慶) 調布日記
伊豆賀茂郡朝日村 (弘法大師) 南豆傳説集
下野 日光町 (勝道上人) 日光の傳説

上野 妙 義山 (菅原 道眞) 上野 國誌
越後寺泊町大町 (日蓮 上人) 越後名寄五
伊勢度會郡三津村 (伊勢 三郎) 參宮圖繪下
山城石清水八幡宮 (八幡 大神) 八幡愚童訓
播州飾磨郡青山村 (柿本 人麿) 播 磨 鑑
讃州小豆郡淵崎村 (太閤 秀吉) 同名勝圖繪
薩摩日置郡串木野村 (硯 の 水) 三國神社傳記

スツバダカノホトケ (素ッ裸の佛) 土州土佐郡本山治久以志山の絶頂に久以志權現あり、御長九寸許りの銅鑄佛である。靈驗多ければ麓の里民寄合て祠を建て尊崇すると、其後祠は十間許り谷へ投落し元の如く素ッ裸で岩上に立ち給ふ。之より祠石垣は神慮に適はずとて止めた(土州淵岳志卷二)。

スツボンマツリ (鼈祭) 越中射水郡放生津の越湖は、毎春其泥を取り上て附近農村の田の養ひとする。然るに此湖中に丈餘の鼈あり人を取る。明和年中近郷の百姓相談して築嶋をなし神に祭りて毎六月に鼈祭をする(越中舊事記)。

スツボンマツリ (鼈祭) 是に就ては前に少しく載せたが、猶茲に補足する事とした。上州群馬郡の各村では、父が四十一の時生れたる子は、拾ひ人を頼みて棄てる眞似をする(同郡誌)。四日市市北町の靴屋中山文吉は厄年の子は育たぬとの迷信から、生後六ヶ月の男兒を河原町の路次に棄てた。之を拾ふ約束した同町橋川とめ女が約束を忘れ、本當の棄兒と思ひ警察へ届けた者があつた(都新聞、大正一四、四、三〇)。播州美禰郡では、(一)子供の育たぬ家、(二)親の厄年に

生れた子、(三)女子のみ生れる家に男児の生れた場合には、近隣の者に先約し置き生兒を其門前に棄てる真似をする。斯くすれば壯健に育つと云ふ(同郡誌)。日向東臼杵郡東郷村でも父の四十二歳厄年に生れた兒は育たぬとて、若山牧水は我家の土塀の裏門前に棄てられた(若山牧水のおもひでの記)。

スナマキシシカウ (砂撒信仰) 常陸龍ヶ崎附近では、同國文化稻荷の神木の根際の砂を、田畑に振り撒けば虫がつかぬと云ふ(人類學雜誌一〇九號)。

武藏入間郡山口村では御嶽神社(西多摩郡三田村)に參詣し、御砂を頂き歸り田畑に振り掛けると作物に虫がつかぬと云ふ(農村教育研究三ノ六)。

山城男山八幡宮で正月十九日に疫神祭をする。厄年の人疫神堂の庭の砂を寢所の下に置き、厄年が過ぎてから其砂を倍にして納めると難がない(日本歳事史)。

大和葛城山の絶頂に葛城神社がある。大和河内の農民此神を尊崇し、社の下の砂を少し取て歸り、我田に入れば稻よく實り虫害なしと(大和名所圖繪卷五)。

松山市立花町に井手神社がある。社傳に往古橋清友同國の國司の時夫人姪む。社地の砂を取りて産床に敷く

に安産し嘉智子を生み、長じて嵯峨帝の皇后となる。又文政十二年甘露寺大納言の女典侍坊子姪あり社砂神符を獻す皇子を安産した(伊豫温故録)。

天草島今津村では、氏神の祭の時に、神輿の下に敷いた砂を田に撒布し蟲除にする(天草島民俗誌)。土信仰を参照せよ。

【參考文獻】

砂撒き信仰 (中山 太郎) 日本民俗學神事篇
スナマモリ (砂符) 肥前唐津在の濱崎村諏訪神社へ、往古韓人營來が鷹を獻じた。一日二本松に狩し麻小豆胡麻の圃中に下り蛇の爲に害せらる。爾後濱崎の地に神慮で蛇が居ぬ。神社は鷹羽を神紋とし、遠近の者祠前の清砂を請て避蛇の符とする(唐津名所案内)。

スナモチ (砂持) 豊前宮崎八幡宮に參詣する者は、小さき柄杓で海濱の砂を掬ひ神前に供へ、之を我家に持歸り常に祓に用ふ。尤も盛なるは春秋社日祭で、此日は例の柄杓で砂を掬ひて神前に供ふる者幾萬人に達す(神社協會雜誌二六ノ六)。

スナヤママツリ (砂山祭) 岩代伊佐須美神社の砂山祭は、舊五月五日に執行する。社頭に二個の砂山を築き

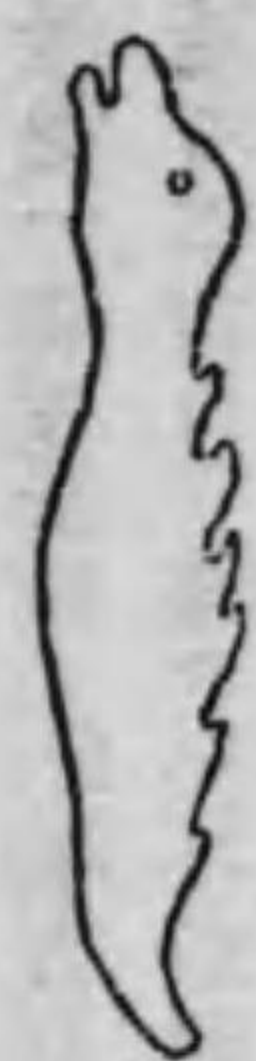
宮司朱の鼻高面を被り諸尊となり、次官黒の同面を被り册尊となり、共に鳥兜を着け長さ二尺の檜の杭を

山に天下、一山に太平と唱へつゝ宮司槌を持ち次官杭を持ちつゝ打込のである(官國幣社特殊神事調三)。

スハジントウシ (諏訪神と牛) 丹波氷上郡本郷村の諏訪神社へ、祭日には山を狩り鹿を獲て社に懸け贄とする。後に鹿が取れぬので三歳の牛を射て供へたが、それより此村の牛三歳となると死ぬ爲に牛を飼はなくなつた。此社から鹿喰箸を出す(丹波志卷一一)。

讚岐三野郡上麻村に諏訪明神がある。村内に首塚があつて、毎年十一月九日鹿の頭を諏訪神に奉つたのを、祭り終つてから此塚に納める。或年鹿を獲なかつたので牛の頭を奉つた處が、神殿が鳴動したので其事を止めた(西讚府志)。

スハジントカマ (諏訪と鎌) 岩代安達郡下村原瀬に



諏訪社がある。社寶として一個の鎌あり、鳥頭の

形で、古來社紋は總て違ひ鎌である(同郡誌)。肥後佐敷町の諏訪神社は鎌を神紋とする。それ故に農民等鎌を尊重し、今に至るも鎌で下駄の緒を切らぬ(葦北

郡誌)。鎌の條參看。

スハジンハジヤタイ (諏訪神は蛇體) 若狭三方郡十村成願寺の諏訪神社は、千四百餘年前に信濃より祭來れりと傳ふ。古來神殿なく白蛇の纏ひたる形の神石を、瑞籬を作り圍みて祭る(同郡誌)。按に、諏訪神の蛇體説は相當に古いもので、甲賀三郎傳説も之に因て起つたのである。

スマフウラナヒ (相撲占) 岩代耶麻郡新宮村の熊野宮は、天喜年中源義家賊軍征討の爲めの勸請と傳ふ。義家同社草創の時、相撲を以て合戦の勝負を占ふ。其例で毎年六月祭に十五番の相撲がある(新編會津風土記卷六七)。

スマフギヤウジ (相撲行事) 京都では九月一日洛西松尾神社に相撲の行事があり、太秦廣隆寺の僧一老二老が來り、酒店の若者等が相撲を取る。又此日氏子が六齋念佛を神前に興行する。之も農作の祈願の心であらう(日本歳事史)。

スミゾメザクラ (墨染櫻) 上總山武郡山田村字坂東谷に墨染櫻あり。俚傳に西行京都墨染寺の櫻の枝を杖として此地に挿し成長すと(上總町村誌卷六)。墨染櫻は

各地にあるが、今は一例にとゞめる。

スミツカリ 野州佐野町邊にて、二月の初午に大豆を茹て酢をかけて稻荷へ供する。之をスミツカリと云ふ(海録卷一二)。按に、此事古く宇治拾遺物語や古事談にも見えてゐる。偶々それが同地に残つたものと思ふ。

スミトシダマ 「炭年玉」 奥州八戸地方では明治四五年迄は、正月に町内の賤しき者共、日々木炭を頭部に結びて鬚とし、墨で口髯を描き、社杯姿で年玉と稱し、木炭を輪切にし二ツ紙に包みたるを携へ家々に廻禮す廻禮を受けた家では錢若干を與へた(風俗畫報二八一)。

スミヌリ 「墨塗」 下總北相馬郡飯豊村馬場野の熊川家は舊家であるが、元朝に舊臣三名が瓶子と三組盃と墨紅白粉の三色を三寶に載せ、三名は一色づゝ御祝儀として主人の額に横に並べて塗り、一献毎に御祝儀と稱へ紅白粉墨の順序で塗る(相馬郷土史卷一)。按に、年中行事として正月十四日夜に往來の婦人の顔に、又祝儀として婚禮の夜に新夫婦の顔に、墨を塗る事は廣く行はれてゐた。

スミヤキチャウジャ 「炭焼長者」 信州下伊那郡智里村園原の里に、炭焼吉次といふ若者があつた。或時京都

の公家の姫が住吉神の夢告により、吉次を訪ね来て夫婦となつた。其後吉次の家に好運が惠まれて、次第に黄金は殖えて行つた。或日吉次は小判を持つて、駒場へ買物に行く途中で一羽の鶴に小判を投げると、鶴は逃げ去つたので歸宅したが、數日後籠から焼た炭を取り出さうとすると、中には炭の代りに山のやうに黄金が輝いてゐた。やがて伏屋長者と呼ばれる身となつた其後長者が都の方に引き越す時、神坂峠の朝日松の根元に秘蔵の金鶏を埋めて置いた。毎年元旦には此樹の下で鶏の啼き聲がする(山の傳説)。按に、炭焼長者(藤太又は當吾)傳説は、殆ど全國に流布されてゐて、其筋も多少の差こそあれ大體同じである。松本信廣の談に、之とやゝ同系の傳説が朝鮮にもあるとの事である。或はさうかも知れぬ。

【參考文獻】

炭焼小五郎 (柳田 國男) 海南小記所收
スリコギ 「摺小木」 紀州日高郡由良村では、摺小木を袖ノ木で拵へると化けるとて忌み、又袖ノ木は屋敷内に植るを嫌ふ(郷土研究一ノ一二)。
スリパチメン 「摺鉢免」 備前御津郡杉谷村の里民の談

に、昔檢地の役人摺鉢を借りて碎きし代りに田地を與ふ。今に作州上山村の内で田地十歩許り備前より耕作す、故に摺鉢免と云ふと(備陽國志卷六)。

スルメガミ 「鰻神」 神代に須勢理姫命が苧桶に乗つて隠岐へ渡航された時、海上で御手を洗はれたが鰻が御手に觸れて神は怒つて引寄せられたと云ふ。之により毎年十月から十二月にかけて由良浦に鰻の寄り來る事古より變りなく、就中十月二十九日は神歸りとも稱へ、須勢理姫命の鎮座ある由良神社で御座入の神事を執行するが、此夜は多少鰻が入つて神歸りの證とする。村民は此夜を初めとし、毎夜争うて此浦に來り鰻を拾ひ捕るので、俗に鰻大明神と稱へてゐる(鳥根縣口碑傳説集)。鳥賊の神參り參君。

スキキヤウテンジン 「水鏡天神」 堺市殿馬場の南戎ノ町に菅原神社あり、神體は水鏡の御影とて、菅公自影を水に寫して描いたものと傳ふ(南海鐵道案内)。水鏡天神の御影は奈良の唐招提寺にもある。忿怒の相で古い御靈崇拜の面影を残してゐる。堺のものと同系のやうに想はれる。

スキシニンヲマツル 「水死人を祭る」 壹岐のエビス信

仰には二系統ある。一は内地と同じ信仰で、一は海の水屍體をエビス神として信仰する。鯨の腹子を得たる時は、人に見せぬやうにして埋葬して、之を「漁エビス」と云ふ。漁人は水屍體を悦び之を埋めて竈に崇拜する(折口信夫談)。

スキジンマツリ 「水神祭」 越後では昔からの習はせで水神祭、一名貝喰鎮(カヒバミシヅメ)を行ふ。河海の沿岸に突出せる大岩の表面に、數個の穴を巧みに穿ち置くのである。案ずるに魚野川筋西岸、信濃川筋の東岸の大石は其舊跡である(越後風俗志三輯)。

スキテングウ 「水天宮」 久留米市下瀬の水天宮(元は尼御前社と云ふ)は、始め江南山梅林寺の山上にあり慶安三年今の地に移す。祭神三座。筑後川の水神で河海を渡る者無難を祈るに必ず應あり、又水虎を伏するに奇驗がある(校訂筑後志卷二)。

スライム 「酢を忌む」 伊勢桑名郡の多度神社を、平忠盛が信仰し、一千度參詣の満願の夜に、一の酢壺を得た。それより眼を患ひ一年の間に眇となつた。之により伊勢では目出度時には酢を贈らぬ(勢陽五鈴遺稿)。

セ

セイクラベデンセツ 「背較べ傳説」 越中の立山と加賀の白山と背較べをしたら、立山の方が丁度草鞋一足だけ低かったので、立山は残念がり、此後は草鞋を持つて登山する者には、利益を與へると云ふたので今に登山者は草鞋を持って登る（郷土研究一ノ九）。按に、各地に多くある傳説である。

【参考文献】

山の背くらべ （柳田 國男） 日本神話傳説集

セイシ 「生祠」 紀伊都郡富貴村の名迫氏は、近郷八ヶ村を開墾した家である。享保の初め連年凶作の爲め農家が離散したのを名迫伊光が復舊せんとして、猪鹿の害を除く爲め鐵砲の名手塚塚源次を聘し、八年間に千百六十の猪鹿を打取る。村民は名迫氏の恩を感じ、享保十年伊光生前に社を建て名迫明神と祀つた（紀伊續風土記卷五一）。

【参考文献】

本邦生祠の研究 （加藤 玄智） 單行本

セイジヨシキ 「成女式」 女子の紐落しや鐵漿付け以外に我國固有の成女式は破素であつた。今は詳細を記せぬので参考文献で知られたい。

【参考文献】

長崎地方の破素痕跡（八重津輝勝）人類學雜誌四二ノ二 男女の性器と施術（中山 太郎）日本婚姻史
セイジンニキセイ 「性神に祈晴」 阿波の牟岐大嶋に明神社があり、此港に滯泊せる船人、此社に陰莖の形を木にて作り日和を祈る（馬詰觀音日記）。

セイセウナゴンハカ 「清少納言墓」 阿波板野郡里浦村城ヶ峯の麓に「あま塚」あり、清少納言の墓と傳ふ。毎秋七月に里民此墓を七匝して舞踏する（阿波卷三）。按に、清少納言の傳説地も諸方にあるが、別段に取立てて云ふ程の記事もないので略す。

セイチアツサツ 「生兒壓殺」 羽前最上郡では昔は長子以外を駄目おぢ、駄目おぼと云ひ、之を育てるも捨てるも勝手次第で、餘分は撚り殺して苞に包み淵川に投捨てた。今におぢ、おぼを苞外（ツトハツレ）と云ふは此意味である（豊里村誌）。

セイテキギヤウジ 「性的行事」 祭禮の夜に限り性の解

放が行はれた事は、近年まで各地に存してゐた。そして之を神の御取持と稱してゐた。詳しくは参考文献に就き知られたい。

【参考文献】

女子共有から處女禮讚へ（中山 太郎）日本民俗志

セイテキジン 「性的神」 性器崇拜の民間信仰であるが茲に詳記する事は差控へる。

【参考文献】

生殖器崇拜の話 （上田 恭輔） 鶏助叢書

性的神の三千年 （齋藤 昌三） 單行本

原始母神論 （出口 米吉） 單行本

セイノンシキ 「成年式」 男子の烏帽子着とか元服とか云ふ以外に、時代に於ても迥に古い、然も我國固有の成年式は、實に割禮と云ふ事であつた。茲に委曲を盡せぬので参考文献に據られたい。

【参考文献】

本邦人陰莖の包被（足立文太郎）人類學雜誌一六一號
石棒と割禮の痕跡（武藤 一郎）考古學雜誌一四ノ六
男女の性器と施術（中山 太郎）日本婚姻史
セイノウ 「細男」 山城大山崎離宮八幡宮の左右の椽側

妻戸に細男と云ふ物がある。裸形の男子冠を着け、妻戸の上より外の方へ両手をさし伸べて合掌す、妻戸の後から看れば體を具へず、細き板二枚合せて兩足を造つてある（明治神社誌料卷上）。

【参考文献】

細男 舞 （中山 太郎）郷土趣味四ノ三

セイホタ 「聖母田」 壹岐に香椎聖母大明神領があるは一見方角違ひの感あるも、武生水と初山村の界に字聖母田のあるは、當時の稱呼が残れるものと思ふ（壹岐郷土史）。

セイモンノハヒ 「誓文の灰」 伊豫國住人河野六郎通宗異賊警固の爲に本國を立ちし時、十年の中に蒙古不二寄來一者異國に渡りて可三合戦一三起請文十枚まで書き、氏神三嶋神社の幣を灰に焼て自ら飲んだ（八幡愚童訓卷下）。

セイモンバラヒ 「誓文拂」 京阪の誓文拂は、商賈年中代價の偽言して不當の利を取つたのを悔い、神罰を受けんことを恐れ罪亡しに特に諸物を安價に賣つて、神に謝するのである（日本歳事史）。

セウトウノハウキ 「消燈の法義」 甲府市の一蓮寺で十

二月二十六日夜に法要を営み、鶏鳴の頃堂中の灯を悉く消し、燵を以て火を點するが、此時一打でホクチに點火せぬ時は、其僧は遠國するので草鞋を腰に傘を持って此法義を勤める(裏見寒話巻八)。

セガレベツトウ〔伴別當〕 羽後平鹿郡八木村寶龍權現の祭禮九月九日に、此村の習はしで伴別當とて、男子七八歳より十四歳迄の者が勤める(雪出羽路)。



セキカントウ〔石敢當〕 鹿兒島城下町々の行當、又は辻衝などには、必ず其高さ三四尺許りの石碑がある。それには石敢當と云ふ文字が彫付てある。京都高辻天満宮の社前にも昔石敢當があつた(西遊記卷一)。沖繩には石敢當が

極めて多い。魔鬼を驅逐厭厭する爲である(人類學雜誌一五四號)。按に、石敢當は古く各地に行はれ、東京本郷區金助町にもあつた。支那からの輸入である。

【参考文獻】

石 敢 當 考 (西村 眞次)

日本研究第一

セキセン

〔關錢〕 昔は各地の神社で、社殿の建立又は

祭禮資のため村に新關を設け、旅人から一定の錢を收めたものである。

セキタフタフシ〔石塔倒〕 天草木渡町の淡島神社。年に一度麥の穂の出る頃に夜祭がある。此夜は參詣の男女に性の解放が行はれる。此祭を一に石塔倒しとも云ふ(郷土風景一ノ六)。

セキタフミガキ〔石塔磨〕 武州岩槻邊より越谷草加邊の寺々で石塔を磨き、文字に朱や金を入れ、一寺にて二三本づゝ手入するが、何者の所爲かを知らず。評に石塔磨は何かの願望でやるならんと(奇態流行史)。

セケンシヤ〔世間者〕 紀州高野山で世間者と云ふは、行人僧に世間雜事を職掌させたので起つた名である。「海人藻芥」に出世兒童に世間者を近づけるなどある(紀伊續風土記卷四四)。

セコ〔世古〕 勢陽五鈴遺響を見ると世古と稱する地名各郡に頗る多い。風呂屋世古、鍛冶屋世古等枚擧するに追がない。此著者は世古を小路、又は横町と同意だと云つて居る。此地名は三州、美濃、尾州等にある。**ゼセハチマン**〔せゝ八幡〕 筑前嘉穂郡宮野村の宮吉八幡社。傳に神后此村を御通行の折皇子むづからせ給ひ

し節、田圃に耕せし者柳の枝に團子貫き皇子に捧げ奉り、故に今此地をせせ(子供のダダを云ふこと)野と云ひ社をせせ八幡と稱す。近年まで祭日に村民集ひ社殿で柳の枝に貫きし團子を買つて樂んだ(飛廉起風)。

セツキヤウシ〔説經師〕 三河福江町山田に、サ、ラ又説教師と云ふ者がある。元來サ、ラは節季候鳥追の類を職とし、又流行歌など唄ひ歩き物を買ひ渡世とする説教師は厄拂ひの類、又何事か市中を談じ歩き、或は三弦を弾て講ひなどして、凡そサ、ラに同じかりしと云ふ。尤も百姓とは交らず、右二種は今に人別も名目もあつて、宗門帳には百姓の帳末に別に出して、番太等の如く全く別種の者である。然れ共近年は百姓同様の職となり、正しき者以外には縁組等もするやうになつた。故に今は名目と人別帳のみ別にて所業は百姓である(三河吉田領風俗問狀)。按に、説教師は近江、駿河、甲斐其他にもあるが、元はサ、ラから出て、中には操人形の芝居元などしてゐた者もある。説經師と古い呪師との關係は判明せぬ。

セツタイ〔攝待〕 日向福島町三月二十一日の弘法大師の緣日に大師の石像のある場所に組内婦女連學つて立

ち出で、蒸し飯又は餅等を携へ行き路傍に待ち受け馳走する。參詣人は喜んで其攝待を受ける(日向郷土誌料第六輯)。

セツタイフロ〔攝待風呂〕 備後世羅郡吉原村八百風呂地の傍に掘子塚あり。俗傳に北條家の掬姫從婢七人と共に尼となりて諸國を行脚し、此地に至り施俗八百人に及ぶ故に此地名があると(藝藩通志卷一〇八)。按に風呂とはムロ(室)の義である。施俗は後世の附會である。

セツブン〔節分〕 炒豆を「鬼は外福は内」と唱へて撒く事は今に都鄙共に行はれてゐるが、農家の行事としては「虫の口を焼く」事が大切であつた。是等の作法や呪文を國々から集めて置いたが茲には省略する。

【参考文獻】

鄰 の 姥

(柳田 國男)

郷土研究二ノ二

セツブンザクラ〔節分櫻〕 日向宮崎郡廣瀬村下田島に必ず節分に咲く櫻がある。此櫻は直徑六尺を越える大木で中は洞である(日向の傳説)。

ゼニウラ〔錢占〕 羽後北秋田郡東館村の浮島明神の社前に沼がある。參詣者は錢を紙又は笹の葉に載せて入

れ占ふ。沈むは吉で浮くは凶と云ふ(同村郷土誌)。出雲の八重垣神社にも行はれてゐる。

ゼニカケザクラ〔錢掛櫻〕 羽後平鹿郡上龜田村に錢掛櫻(三貫櫻とも云ふ)がある。但傳に源義經が錢三貫文を掛けたと云ふ(雪出羽路)。

ゼニカケマツ〔錢掛松〕 佐渡の澤根町字中山の畑中に伊之松といふ老松がある。昔松の精が伊勢參宮して借りた錢を此松に掛けたと傳ふ(傳説の越後と佐渡)。鐘掛松參看。

ゼニガミ〔錢神〕 錢塚、錢瓶(カメはカミの轉)塚、錢井など云ふ地名は各地にあるが、所詮は古い財神信仰の遺物である。

【參考文獻】

錢瓶塚 由來記(中山太郎) 日本民俗學隨筆篇
羽後南秋田郡湯本村(錢神澤) 雪出羽路
常陸西茨城郡東那珂村(錢龜橋) 筑波山と霞ヶ浦
東京市外井荻町下荻窪(錢塚) 井荻町誌
伊豆田方郡北澤村(錢瓶塚) 増訂豆州志續稿
甲斐山梨郡牧平村(錢塚) 甲州咄卷中
能登鳳至郡大尾村蕨野(錢瓶) 鳳至郡誌

別府市濱脇迫ノ山下(錢井) 豊後傳説集
ゼニガメベンテン〔錢瓶辨天〕 東京淺草觀音境内に錢瓶辨天がある。慈覺大師の作と傳ふ(淺草誌卷二)。

ゼニクジ〔錢鬮〕 越後中頸城郡桑取谷村の難波神社の社殿に、差渡し二寸許の圓き錢形の物あり、俗に旱照錢、雨降錢、風吹錢と云ふ。之を引けば其効がある。但し三個を一度に引くと怪がある(温故ノ栞一七編)。

セマモリ〔背守〕 越後ではタラの木で、縦一寸五分巾五六分に蘇民將來の子孫と書き、男子は白く女子は五色の紙の房を下につけて背縫の下に縫つけて着せる(越後長岡領風俗問答)。上總の長生郡長柄村では小供の百日咳に柳箸もて造れる杵を背守とする(南總の俚俗)。

セミノナカヌサト〔蟬の鳴かぬ里〕 肥前唐津の生の松原では、夏時に蟬聲を聞かぬ。之は豊臣秀吉が練兵の號令が聞え易いやりに、蟬の口を封じたによる(日本週遊奇談)。

ゼミマル〔蟬丸〕 大津市關の清水蟬丸社拜殿の柱に表して『日本國中説教讚説勸化師者。曲藝者等祖神也。右等之者之免狀當本社出之也』とある。祭禮の日は先

驅に國々の説教流の者、黒き塗板に其國郡姓名を記して捧げる(參宮圖繪卷上)。

ゼンクワウジノムナギ〔善光寺の棟〕 甲府市の定額山善光寺は、永祿年中武田信玄建立飛騨の工匠の造作である。此堂の棟は中郡高畑村にあつた一株の古柳である。傳に此柳の精が男となつて隣村遠光寺の農家の女と契り、二年を経たる後に棟木となつて伐採せられたが、之を曳く爲に千二千の人数にても動かぬのを、女一人で運ぶと云ふ(裏見寒話九)。按に、義太夫節の三十三間堂棟由来は、此傳説に材を取つたものである。

ゼンクワウジモチ〔善光寺餅〕 信濃善光寺では、所々にて御夢想の御供として、餅のアラレを賣る。若し懐妊のもの食すれば、出生の子に微付く、但し御詫び申せば消ゆると云ふ(長野繁盛記)。

センコツ〔洗骨〕 沖繩の各地では古くから今に洗骨の習俗がある。一定の期間内に墓地で屍骸を洗ひ骨だけ葬むるのである。洗ひ手は婦人に限り水に酒を和して洗ふと云ふ。猶内地でも佐賀市附近の村落には、洗骨が行はれると聞いてゐる。

【參考文獻】

ゼンクワウジノムナギ―センジユクワンオン

琉球談話 (岩崎卓爾) 郷土趣味三ノ八
洗骨と散骨 (喜田貞吉) 民族と歴史三ノ七

センサウトシンクワン〔戦争と神宮〕 壹岐の神職の棟梁吉野末秋は、豊公征韓の折に前後七年間松浦氏に従ひ、武運長久を祈念に勤めた。凱旋の後百石の賞賜を辭して、子孫永く壹岐國惣大宮司兼社家支配役になる事を願ひ許された(壹岐郷土史)。

センサウニシンタイ〔戦争に神體〕 尾張西春日井郡萩野村に淺野秀長の腕塚がある。傳に秀長山崎合戦に際し譽田別尊の神像を奉じて臨み、敵軍に包圍されて右腕を打落されたが、危地を脱して此處に隠栖し腕塚を築いた(同郡誌)。

センジャフダ〔千社札〕 文化の頃江戸に荻野喜内(鳩谷)と云ふ奇人が『鳩谷天愚孔平』と刻した札を、四方の社寺に貼付したのが近因となつて、信心無い者また紙札を堂宇に貼付した。此千社札は最初は墨摺であつたが、美を競ひ浮世繪師の彩色摺の物となつた(奇態流行史)。

センジユクワンオン〔千手觀音〕 播州加古郡平岡村新在家の横藏寺本尊千手觀音は、昔奥州の佛師運慶が日

向の宮崎で妻を嫁り懷孕したが、双親死去の爲め奥州に歸りしも、日向に残した妻子を慕ひ觀音大士を祈り靈夢を蒙り、我左身を造り西に行かば逢ふと云ふ。亦彼の子漢も成長し父を慕ひ千手觀音を念じ靈夢ありて我が右身を造り東に行くべしと告ぐ。父子播州加古郡野口村で出遇ひ、各半身像を出し合すに寸毫の隙間なく、一刀に彫みたる如く横倉山觀音が之である(沿線誌集成)。

センジュノマヘ 「千壽前」 陸中磐井郡千既村に千壽長根がある。傳に平重衡の愛妾千壽前が狂人となり、諸國を廻つて此地に屍を埋め塚を築いたのである(封内風土記卷二〇)。

センシヨク 「賤職」 甲州では、昔ははかせ(算占をして歩く者)。白かみ(口寄巫女の筋)。リキ。機織道具師機織師(綿道具)。紅緒かき。湯屋。紺屋。是等の所へは盲女座頭も吉凶の配當を取に往かぬ。子孫に及んで富裕となり、外の商賣渡世をしても、白かみ筋リキ筋へは往かぬ(裏見寒話卷六)。

センゾクイケ 「洗足池」 アシアラヒイケを見よ。
センタイコツチザウ 「千體骨地藏」 豊橋市花田町正林

センニチデラ 「千日寺」 廣嶋市木引町の光明寺。此處は元刑場で其刑罰されし人が千人もあつたと云ひ、其追善の爲に此寺を建て、千日念佛を行ふた。一に千日寺とも云ふ(藝藩通誌卷八)。按に、大阪の千日前と共通の傳説と思ふ。

センニチネンブツ 「千日念佛」 鳥取市に昔一人の道心者があり湯所内田に住み、一千日の念佛をやつた。それで千日ヶ井戸場と稱す。同國の常念佛の始である。今の鍛冶町の光明寺が其跡である(因幡誌)。

センニンギリ 「千人斬」 日向西臼杵郡椎葉村松尾へ那須主膳が江戸から来て居を構へた。彼に仙千代と云ふ子があり、向山の那須彈正の所へ、修學にやつた。彈正は私利を貪つたので百姓一揆が起り、人望ある仙千代を抱しめ共に焼かれた。主膳は我子の焼死を聞いて怒り、將軍に千人斬り許可を得て、女子の外男と云へば嬰兒まで殺し復讐した(日向の傳説)。

千人斬の話 (南方 熊楠) 讀南方隨筆
センニナムスビ 「千人結び」 日露戰爭中『千人結び』と云ふが流行し、千人に結んで貰つた小切を出征軍人

寺に千體骨地藏がある。傳に戦死者千人の骨を集め粉として造つたと云ふ(豊橋市及其附近)。

センタクデンセツ 「洗濯傳説」 能登鹿嶋郡羽坂村の鳥屋比古神社の神體は金鶏である。毎年八月十日の祭禮に神輿が十ヶ村を巡幸するが、其七日間は洗濯に灰汁を用ゐない。之は昔此神が水を求めしに取違へて灰汁を出した爲である(能州名跡志五卷)。

セントエルモノヒ 「聖エルモの火」 伊豆賀茂郡稻生澤村河内の高根地藏は效驗あり、船舶が航海する時、暴風雨に遇ふても、此地蔵を念願すれば、法燈輝き渡りて安全に着港することが出来る(南豆傳説集)。
按に、此種の傳説は各地にあり、殊に金毘羅信仰に深い交渉がある。歐洲では聖エルモの火と云ふてゐる。原因は空中電氣との事である。

【参考文獻】
陸奥東津輕郡口廣村 (諏訪神社) 平内志
陸中下閉伊郡花輪村 (八幡神社) 岩手の町村
出雲八束郡秋鹿村 (鱸田神社) 雲陽誌卷上
阿波三好郡池田町 (十一面觀音) 池田町誌
日向宮崎郡笠置山 (青嶋神社) 日向の傳説

に贈り、それを懐中して居ると敵弾に中らぬと云ふのであつた(奇態流行史)。近くは千人針とて千人に縫つて貰ふことが、同じ意味で流行した。

センノカズ 「千の數」 是には昔から種々なる俗信が伴つてゐる。平忠盛が女御を咄ひ殺さんとする時、千年を経たる男鹿の脂肪を空青石の水を以て調合し、それを燈明にあけて祈ると、憎む相手が鹿になるとある(祇園女御九重錦)。

信濃下伊那郡三穂村立石に、昔地頭の甲賀三郎が、或時獵に出て大鹿を射ると觀音と化し、二疋の獵犬も石と化した。此奇瑞に三郎は發心して、其山を千頭山と改め、寺を建て、殺生を廢めた。之は獸千頭を殺した申譯である(傳説の下伊那)。

能登では火葬場で死人を千人以上焼くと、三昧太郎と云ふ死靈が集つて人間のやうになり、角力をとつたり拍子木を叩いたりすると云ふ(中村浩報告)。
肥前北高來郡湯江村の獵師重太夫は、猪狩の名人で狩りたる數は千頭に達した。重太夫は其靈を祭つた石碑を建て猪ノ塔と稱した(同郡誌)。

ゼンノツナ 「善の綱」 寛正四年八月に、將軍足利義政

の母公が死し、將軍も善の綱を御肩に置き孝養懇なりとある(俗語考)。八丈嶋の葬儀に會葬者一同は善の綱とて長い白木綿の綱を引き行歩する(八丈嶋仙郷誌)。
センバダキ 「千把焚」 信州松代町の八幡宮。八月十五日の祭の夜に、宮前にて粗朶千束を積み置き火を放ちて祭儀とする(長野繁盛記)。

ソ

ソウギモドリ 「宗祇戻」 岩代白河の城主小峰政朝が、文明年中に一日萬句連歌興行の折、宗祇之を傳ひ聞て同地に來り、三十三間堂前を通りし折、賤の女に逢ひ負ひたる綿を見賣るか問ふに、答へて「阿武隈の川瀬に住める鮎にこそ、うるかと云へるわたしは有けれ」と口吟みければ宗祇聞て立戻つた(白河案内)。按に、西行戻と同系の民譚である。

ソウケイ 「僧刑」 能登羽咋郡赤崎村長光寺の住持が異説を唱へ、幕府捕へて獄に下し、墨刑に處し豊後四日市に流した(石川縣の研究三宗教篇)。
ソウジャジン 「奏者神」 諸人鹽釜社の末社多賀神社を

私に奏者明神と稱し、此神を鹽神に近侍し願意を傳達する媒介神と信じ、鹽神に詣する前に先づ此社を拜する(鹽社略史其他)。按に、奏者神は各地にある。手長神や中言(チュウゴ)神の類か。
ソガデンセツ 「曾我傳説」 筑前糟屋郡蒲田村八幡宮の前に、曾我祐成時致の兄弟を祀る大石が二つある。祈願の者は木刀を作て捧げる。如何なる故に此處に祀るか不審なり(筑前國續風土記卷一八)。按に、曾我傳説は各地に分布してゐるが、恐らく虎と稱せる巫女の徒が運搬したのではあるまいか。虎女參照。

【參考文獻】
越前坂井郡大關村 (曾我墓) 坂井郡誌
攝津豐能郡柏原 (同上) 攝陽群談
伊豫喜多郡大瀬村 (同上) 伊豫温故錄
阿波名西郡石井町 (曾我社) 同名所案内
大隅菱刈郡前目村 (供奉塔) 三國名勝圖繪
ゾクダウジャウ 「俗道場」 飛州には東西本願寺宗の寺坊が多い。寺號或は坊號を稱する中に、其主俗體俗名で法用を務む。村里に檀家あつて代々相續するを俗道場と云ひ、或は毛坊主とも云ふ(飛州志卷七)。

ゾクヨケチザウ 「賊除地藏」 東京市田端の興樂寺へ或夜賊押入りし時、數多の僧出て賊を防ぎ追ひ退けた。聖朝本尊の足泥に汚れ居り賊除の地藏と云ふ(武蔵風土記稿卷一〇)。

ソコヌケヒシヤク 「底抜柄杓」 武州大里郡花園村小前田の諏訪神社は、安産の守護神で祈願者は底抜柄杓を奉納する(大里郡神社誌)。

ソコヌケキド 「底抜井」 鎌倉海藏寺境内の底ぬけ井は昔上杉家の尼參禪し、此井の水を汲て投機した歌に、『賤の女が戴く桶の底ぬけて、ひた身に掛る有明の月』と故に此名がある(新編鎌倉志卷四)。

ソデモギジン 「袖もぎ神」 萬葉集に袖を截て手向た事が見えてゐるので、此俗信の古い事が窺はれる。併し何故に袖に限るかに就ては、簡單に記せぬので參考文獻に譲る。要は或る場所を轉ぶと袖を截て手向けるが斯くせぬと三年間に死ぬと云ふのである。

【參考文獻】
袖 もぎさん (中山 太郎) 土俗私考
羽後由利郡象潟満寺 (袖裂神) 由利郡案内
石見邑智郡戸河内 (袖引神) 嶋根縣傳説集



を且將來に請ふたが許さず尊は之を殺した。更に蘇民將來に宿を請はれた。將來は一

尾道市十四日町(袖天神)沿線誌集成
讃州大内郡馬篠村(袖懸神)讃州府志二
播州印南郡福泊村(袖もぎ地藏)同郡誌前編
美作勝田郡豊田村(同上)汎岡山特輯號
常陸鹿嶋神宮境内(袖もぎ坂)風俗叢報三七六
攝津河邊郡安倉村(同上)攝陽群談一七
徳嶋市富田浦町(同上)少年世界卷二八
陸中登米郡南方村(袖もぎ橋)同郡史
山口市讚江町(同上)同名勝蹟圖誌
駿州志太郡靜濱村(袖キリ松)同郡誌
土佐一宮神社境内(袖かけ松)土州淵岳志五
ソバクヒガミ 「蕎麥食神」 越後中頸城郡桑取邊に蕎麥喰神社が二三ある。祭神は知れぬ。毎年祭日には村民各れも蕎麥切を製して神前に供へる(越後風俗志二輯)
ソミンシヤウライ 「蘇民將來」 京都祇園社で正月十四日に木口の四角な守を出す。此札に蘇民將來子孫と記してある。素盞鳴尊が一夜宿

夜の宿を許し粟飯を進めた。母は其子孫に茅の輪を腰に懸け疾疫を免られた。それ故蘇民將來子孫とは即ち疫を免るゝ護符である。此故事で今に將來社に粟飯を供へる(日本歳事史)。按に、有名な備後風土記逸文の記事であるが、斯くて祇園信仰の普及とに、其蘇民將來の咒符も各地から出るやうになつた。

ソミンヒキ 「蘇民曳」 陸中平泉町の蘇民將來社は、毎年正月二十日に祭る。此日夜半に近郷の壯漢北上川の東西より來集し、東より來るを東組、西より來る者を西組と云ふ。祠官厚き布製の囊に粗種を入れたのを蘇民將來と名け神前に供へて祈禱す。終ると壯漢悉く裸體となり互に罵倒し惡口難言の限りを盡すが、之は言ひ勝では其歳中の陰福を授得すと。そして其囊を奪ひ合ひ、奪ひし組は豐作と云ふ(人類學雜誌一三一號)。按に、此行事も各地にあるが、殊に陸中黒石のそれが著聞してゐる。

ソメキ 「染井」 筑前糸嶋郡高麗寺村に染井がある。傳に神后征韓の折に戦ひ利あらば此鎧緋色に染み、若し不利ならば本の色たれと白糸の鎧を井に投せしに緋色に染まつた。傍に鎧掛松がある(筑前舊志略卷下)。

ソリコ 越前の丹生郡鮎川村にソリコ又はベサイと云ふ者がある。浦中に抱へ置て鰻漁をさせる。暴風にて漂着せる者の子孫で、當初乘來りし舟の反りたる故にソリコと呼ぶ(越前國名蹟考卷三)。

ソニンノジム 「村民の寺務」 駿州志太郡千葉山村の智満寺は、昔は坊中も百坊ありしが、先規に依り衆徒と共に寺務を執行する。衆徒とは此村の者で幼少にて寺に入り剃髪して勤仕し、十五歳にして家に歸り農業し又年老て剃髪す。一村皆然り世に千葉の三度坊主と云ふ(駿河志料卷一〇)。

夕

タアソビ 「田遊」 東京市豊島區上赤塚町の田遊は二月十日に行はれるが簡單で、式終ると村民に酒を與へる。十一日は隣の徳丸の田遊十二日は又隣の下赤塚の田遊がある。徳丸には白と黒の老人夫婦の假面をつけた者が出て痴態を演じ、下赤塚にはヨナンゾウ、ヤスマの老人夫婦の假面の者が出る。二者共に米穂といふ男根の巨大なものを飾りて夜に入つて始まり曉に終る

(民俗藝術二ノ二)。按に、田遊は諸方の神社に行はれてゐて、其形式に繁簡新古の別あるも所詮は豊年の祈念祭である。

【参考文献】

田遊祭の研究號 (諸家) 民俗藝術二ノ九

タイコイシ 「太鼓石」 讃岐木田郡庵主村の口碑に、淡海公が海女を龍宮に面光不背の珠を奪ひに遣る折、此地に舞臺を營み舞樂を奏し、龍神が皆海面に浮き出した間に珠を奪つたと云ふ。其舞樂に用ゐた太鼓石に化して今にある(全讃史卷一一)。

ダイコクヌスミ 「大黒盗み」 江戸淺草觀音年ノ市で鬻ぐ大黒像を盗むと富貴心の儘なりとて盗む。賣人も困り遂に針金にて大黒像を縛つて置いた(奇態流行史)。

ダイコクノムカヒ 「大黒の芽迎」 陸前栗原郡藤里村大里では、十二月十日を大里の芽迎ひと云ひ、夕餉の白飯に豆粉を振りかけて食べ、葉附の大根二本を大黒に供へる。其中一本は必ず二股大根とする。前に煎豆一升を餅に盛り「大黒々々耳を明け、よい事を聞いて悪い事を聞き給ふな」と唱へながら之を振鳴らす(同郡誌)。

ダイコクハシラ 「大黒柱」 名古屋市では店の次の間に建てる柱を大黒柱と云ひ、其次の間を姪子柱と云ふ。

此兩柱を繼ぎ足しすると其家繁昌せずと。北河内の大黒柱は松檜榎もある。門口を入り座敷と正反對の土間の太柱を云ふ。之に蟲入らば衰微の兆と恐れ、鼯の一言鳴あると火災の兆と大黒柱に水を注ぐ。常陸新治郡では町農家大抵此柱ある。位置は土間と座敷の間で樺に限られてゐる(以上、郷土研究四ノ八)。

ダイコクバシラトクラビラキ 「大黒柱と蔵開」 長岡市地方では正月十一日は蔵開きで、商家では主人から召使まで社杯を着し、藏の大黒柱の元に神酒を供へ、鰻一枚の上に白米一掴みを置いて禮拜し、神酒を頂き小詣を唄ふ風習がある(越後長岡領風俗問答)。

ダイコクバシラトテンキヨ 「大黒柱と轉居」 武蔵關戸と相模戸塚では、轉居の日大黒柱に簀笠をつる。之は雨具とて鎮火の厭勝である(海録卷一一)。信濃下伊那郡大鹿村地方では、轉居すると其晩手桶に粥を入れて「延命長者家遷り粥をすうすうれよ」と唱ひ乍ら近所へ粥を配り、其家では茶碗に掬ひ入れ別に大黒柱へ粥を供へる(生殖崇拜論)。

ダイコクユ 「大黒湯」 東京下谷上野の護國院の本尊は傳教作の大黒天である。毎年正月三日此大黒天に供へた鏡餅を粉に砕いて湯に浸し、白水の様にして厄除として参詣人に飲ませた(遊歴雜記二編中)。

ダイコンミヤウガウ 「大根名號」 京都市外鳴瀧村の了徳寺の開山親鸞上人が在住の時、村民六人深く歸依し鹽煮の大根を捧げしに、上人深く喜び御世の形見にとて、庭前の薄の穂で「歸命盡十方無碍光如來」と十字の名號を書き與へた。今に十二月九日には参詣者に大根と飯の齋を出す(日本歳事史)。

ダイコンライム 「大根を忌む」 上總夷隅郡千町村萩原の小高姓の者は大根を忌む。又同村小高區では各家とも作らぬ。路傍に自生があれば人集りて祈禱する。之産土神が大根に踏きて倒れ、茶の木で眼突いた故である(南總の俚俗)。羽後河邊郡では十月十日は大根の年越として畑に出ず、香の物まで大根の物は總て禁食する(同郡誌)。

ダイシカユ 「大師粥」 常陸眞壁郡大寶村では、正月十五日に大師粥とて小豆粥を糲箸で食べ、後に糲箸を一纏めにして、粥を着けて甕の神に供へそれを取つて

置き、苗代の扱名札を挟み立てる(日本人増刊、自然と人生)。按に、大師粥の箸は一本を長く一本を短く作る所(ナマダコ参照)と萩其他で作る所もあるが、原義は判然せぬ。

ダイシヤウクワチ 「大正月」 陸奥上北郡法奥澤村法量では、元且を男の年取として大正月と云ひ、同十五日を女の年取として小正月と云ふ(人類學雜誌三九號)。

ダイジャノウロコ 「大蛇の鱗」 出雲能義郡宇賀莊村の清水寺は孤峯覺明禪師の開山である。昔一化人が來て禪師に參得し傳衣を得て歸る所を見ると二十尋の大蛇となつて飛び去り、其席には大きな鱗を落してあつた之は今も此寺の重寶である。其後杵築の大社を開けて見れば、禪師附屬の袈裟があつた(懷橘談卷上)。

ダイダイヤウシ 「代々養子」 紀伊海部郡加古村粟峰神社の主前田氏は、往昔より女の血脈にて傳はり代々入聲である(紀伊續風土記卷二三)。薩摩揖宿郡今和泉村池田の池王明神は、土人四郎の祖先が龍を殺したが崇るので祀たものである。其子孫の家は代々養子である(三國名勝圖繪卷二二)。按に、神主や巫覡の家に代々養子のあるのは古俗の一端である。

【参考文献】

桂女由來記 (柳田 國男) 女性七ノ五
ダイタハウシノアシアト 「大太法師の足跡」 大太法師は日本靈異記の道場法師の轉訛と云ふが、巨人の足跡傳説は其以前の常陸風土記にも見えてゐるので、後世に習合附會されたものと思ふ。其遺跡は全國に亘り實に百ヶ所以上に達し採録に堪えぬ。

【参考文献】

神 跡 考 (南方 熊楠) 南方來書所收
巨人民譚考 (大場 磐雄) 民俗叢話所收
ダイトウヤク 「大頭役」 山口市の筑山神社の毎年二月十三日の例祭には、屋形を始めとして各一代御神事を營み、大頭役と號す。八人の舞兒を揃へ六人の歩射がある(山口名勝舊蹟圖誌卷一)。

ダイバ 上野勢多郡横野村宮田では、葬式の天蓋にかけた赤い布を、馬の轡に結んで置くとダイバ除になると云ふ。ダイバとは馬が急病で死ぬ事である(郷土研究三ノ七)。

タイボクデンセツ 「大木傳説」 今昔物語に近江栗田郡の大杵樹の園が五百尋あり、木蔭が朝は丹波國を夕は

伊勢國を掩ふとあるのを始めとして我國には此種の傳説が尠くない。豫州伊豫郡森村の大木は、海を隔てた豊後國の夜明を遮るので、數年がかりて伐り倒せしに海に横り、豊後まで橋になつたと傳へてゐる(同温故錄)。左に主なるものだけを參考に挙げる。

【参考文献】

- 福嶋市外笹野木村 (杉) 信達一統志卷一
- 下總匠瑳郡椿海村 (椿) 利根川圖志卷六
- 伊豆安宅丸の船材 (楠) 筆の熊手
- 飛騨益田郡小坂町 (杉) 飛州志卷五
- 長門厚狭郡萬倉村 (楠) 同風土記卷三
- 紀州牟婁郡楊枝村 (柳) 同續風土記八四
- 阿波名東郡黒田村 (杉) 阿波志卷八
- 豊前築城郡傳法寺村 (楠) 豊前志卷六

タイマツタヱ 「松明健々會」 大和南葛城掖上村の吉祥寺で舊正月十四日の夜松明健々會を行ふ。近在の東寺田と玉手の兩大字より雌雄二基の大松明を出し、先づ雄に法火を點じ次に雌に及ぶ。燃え終る頃杭ぬきの行事がある。中心の大杭を争つて火の中から拔取るのである。其杭の納つた家は一年間無事息災であると云

ふ(大和の傳説)。

タイマツマツリ 「松明祭」 磐城雙葉郡大堀村酒井に火明森がある。往昔戦死者の靈を祀る爲に、毎歳孟蘭盆中山上に松明を船型に焚き、火炎天に輝き頗る奇觀である(同郡誌)。

タイメンイシ 「對面石」 沖繩本島波上宮に石がある。内地から傳道僧日秀上人此地に居り、辨獄の辨才天を拜みに往かうとすると、辨天の方から此石の上に示現し、上人も亦心通じ石上にて逢ひ奉る。仍て對面石とも呼ぶ(琉球國舊記七)。

ダイモクヲドリ 「題目踊」 京都花園で七月十六日燈籠を頭に戴いて踊るのが、胸當をかけて踊るのは新婦で其燈籠は舞の方から遣る。岩倉松ヶ崎の兩村にも此式の踊があるが、今では燈籠は冠らず揃ひの浴衣で大に俗化した(日本歳事史)。

【參考文獻】

松ヶ崎題目踊

(深見謙宏)

民俗藝術一ノ七

タイヤウライル 「太陽を射る」 大和宇智郡宇智村に昔荒阪長者と云ふ金持があつた。金を借に来る者が多いので長者の一人息子が、お日様さへ無かつたらと思ひ

或日太陽に向つて矢を放つた。それから忽ち家が衰へた。(大和の傳説)。

タウエ 「田植」 瑞穂國と稱したゞけに、田植の行事は數限りなくある。茲には各地に亘り異色ありと信じた中から、主なるものだけを抄出する。猶田開き、田ノ神祭、苗祭、水口祭、晝飯持等の各條参照せよ。

田輪 秋田のサビラキ(田の植初め日、各地に略通ず)は別段に定日はなく、五月に入ると其家々の都合で日を選む。其日の食事は小豆飯に新濁酒で、朴ノ葉を重ねて小豆飯を盛る。田植中は家内は元より雇人でも女子を客分として扱ひ上座させる風がある(秋田風俗問狀答)。

上總長生郡二宮本郷村眞名では、五月吉日を撰び葦を三本田に樹て、稻苗を三五株又は七株植ふ品がはりを作りて祝ふ之を「葦そをり」と云ふ(南總の俚俗)。

若狭では五月吉日を撰び、和布豆洗米を露の葉に包み是を糸にて繋ぎ合せ澤山拵へ、それを粟の枝に添へて苗代に持行き、少し地をならして粟の枝に掛け、明の方を向いて豊饒を祈念し、更に苗を三株五株ばかり植ゑて其日は酒などを酌んで遊ぶ。之を「サビラキ」と

云ふ(若狭國風俗答狀)。

天草島では四月卯の日に、田を作る所では田の一部に挿秧する。うづきうの日のうと云ふ發音は大多の意味である。之を卯の日の植初めと云ふ(天草島民俗誌)。

ユヒ 共同動作の意味で又エヒとも云ひ、今に各地に行はれるユヒ田植とは、隣保共同して順次に一軒分づゝを植終る事である。能登の羽咋郡地打村では田植の際、小部落毎に日を定めて互に助力し、若手婦人が赤釋を掛けて田植をする、此日豆粉を散せる飯を朴の葉に包んで食ふ(同郡誌)。出雲の飯石郡では田植を從來隣家同志組合をなし、順番を定め順番に田植をする。其挿秧は婦女子の仕事であつた(同郡誌)。

種女 一般に早乙女と稱してゐる。各地とも挿秧は女子に限られてゐるのは、田ノ神(穀神)との古い關係を考へさせるものがある。従つては田植は神聖なものとなして着衣(飛脚では紋服を着る)を新調し、殊に月水中の者は田へ入る事を憚る土地がある。能登羽咋郡では田植を毎年五月十七日頃より月末迄に終る。早乙女と稱する女子が晴着を着し、新調の手拭釋を用ゐ、田植歌を唱和して挿秧し、當日客家は互に相輔くる習慣

がある。女子が植ゑねば其稲は決して實らぬと云ふ(同郡誌)。

姪婦 天草島坂瀬川では、前年十一月の山の神祭に供へた苞を藏つて置き、田植に用ゐる。田植女の中に姪婦が混つて居るを喜ぶが、之は實入りがよいと云ふ縁喜からである(天草島民俗誌)。

囃田 出雲飯石郡にて田植の古式に用ゐた樂器は、太鼓銅鉦子横笛で、サゲは青竹、ササラを持って田植前の囃をなす。曲節相和し、或は籬を空中に投げ筥を投げなどして舞ひ踊る様子をなし、早乙女等は終日の勞苦を忘れて田植をする。(飯石郡誌)。因に、囃田の行事は此外に石見安藝等にも存してゐる。

【參考文獻】

安藝の囃田

(上田 稻吉)

民俗藝術二ノ一〇

田歌 各地を通じ夥しく存してゐて採録に堪えぬ。總ては參考文獻に譲つた。

【參考文獻】

古 謠 集

(栗田 寛)

國文學論纂所收

農 事 歌

(大和田建樹)

日本歌謠類聚下

諸 國 田 歌

(文部省發行)

俚 謠 集

食事 越後では、田植に豆飯を乾度食べる。豆の入つた豆粉をまぶしたものである。之に長箸を添へて出す之は稲の穂も此長さにあやかりたしとの意で、粃が豆大、稲の花が豆粉といふこと。一年中で此田植に最も御馳走を食ふ(越後三條南郷談)。

能登鳳至郡河原田村では、村民共同して先づ神社の神田を植ふ、然る後自家の田植をする。早乙女は手拭と襪とは新調の物を用ひ、前飯後飯を食し朴葉飯を饗し又親族にも之を贈る(同郡誌)。

阿波勝浦郡生比奈村今山地方では、田植初に穂長として卵の花を立てる。其時正月棚に供へた魚を食ふ。又田植中にスイノ尻に飯を盛り神に供へ早乙女之を喰ひサノボリの時は作男に喰はせる(同郡誌)。按に、田植の食事に就ては、記すべき幾つかの問題がある。

泥打 阿波ではノタウチと云ひ、天草では苗打と云ひ更に登岐では苗を祭りあげると云ひ、植女同士又は通行人にまで泥を打掛るを祝儀にする。秋田では津輕侯さへ泥打した事がある(同風俗答状)。まして他の人々では泥まみれにされる。天草島の一町田の苗打は、晝飯前なら如何なる非道い事でも差支ないが、晝食以後

は絶対に禁ぜられてゐる(天草島民俗誌)。詳細は参考文献に據られたい。

【参考文獻】
田植に女を殺す土俗 (中山 太郎) 日本民俗志
禁忌 信濃伊那郡千代村では、辰ノ日に田植すれば其家に死者を出し、酉ノ日にすれば早魃に逢ふと忌む(同村誌)。

長岡市附近では舊五月端午の前後十日曆の吉日を選み田植する。丑寅午の日を吉とし酉の日を忌む。六日は伊勢の御田植とて田に入らず女の手業を禁ず。若此禁を犯せば其里早し夕立降らず、斯る時近郷の者集りて犯せる家の棟を穿てば忽ち雨降ると云ふ(越後長岡領風俗問答)。

出雲飯石郡では、播種後四十九日目に苗代田に入ると不治の病に罹るとして「苗忌み」と稱し忌む。挿秧後三十日目に田に入り稲葉の目に觸るゝ事あれば、盲となるとて田に入らぬ。之を「植廻り」とて忌む。陰曆五月申の日に田植すると、三年續き其日に田植をなす順となるとて忌む(同郡誌)。

補註 美作英田郡では田植が終ればサナボリと稱し酒

食を饗し勞を慰す。一部落全部終了せばシロミテと稱し二三日の休業する。據は實家を訪問し之を足洗と云ふ(同郡誌)。

タウエチザウ (田植地藏) 福嶋市濱邊町字腰濱に地藏堂がある。昔此地蔵が子供に現じ、村民の田に水を引き田植したので、今に田植地藏と云ふ(信達一統志)。按に、田植に祝儀として地藏に泥打したのが、此傳説の起原である。

【参考文獻】

田 植 地 蔵 (中山 太郎) 郷土趣味一九號
タウエビシヤモン (田植毘沙門) 尾張海部郡甚目村の甚目寺の毘沙門を查津の千木下長者が深く信仰してゐたが、或時一夜の中に十餘町の田を植ゑたので田植毘沙門と云ふ(尾張名所圖繪卷七)。

タウエフドウ (田植不動) 大分市上野園壽寺の本尊田植不動は、或年早魃續きで田植も出來ず農民は非常に困つてゐたが、或夜寺領の田圃に水満ちて稻が植ゑられてゐたので、本尊の不動明王を拜すると泥まみれになつてゐた。それで田植不動と稱へた(豊後傳説集)。
タウエマツリ (田植祭) 農業を立國の基調としたゞけ

に豊稔を祈願する田植祭は、皇大神宮を始めとして名神大社で行はぬ所は無いまでに普及されてゐる。就中下總の香取神宮、伊豆の三嶋神社、京都の松尾神社、肥後の阿蘇神社などが聞えてゐる。茲に松尾社の田植祭を擧げんに、七月二十三日に上山田、下津林、谷の三村から一人づゝ十歳位の女兒が采女として社參する扮装は搔取を着て金銀で飾つた花笠を冠り、赤白縮緬の襪を掛け額に葵の形に白粉する。髪は垂髪で花櫛を挿し、水引を元結としてゐる。此の女兒は男の肩に載せられ腰元二人宛扨してゐる。先づ社前で禮拜し、稻の苗を渡され之を右手で握り、男の肩に載つたまゝ拜殿を三度廻る。此間拜殿では能囃子をする。式を終つて後、苗を各自村へ持歸つて植ゑるが、田に虫のつかぬ咒とある(日本歳事史)。

【参考文獻】

田 植 の 神 事 (小寺 融吉) 民俗藝術二ノ九
和靈社の御田植 (宮尾しげを) 上方趣味四ノ五
菅原社の田植式 (渡邊 紫染) 同上 祭の卷一
タウエラドリ (田植躍) 仙臺市では田植躍とて、正月
中卑賤の者が大勢集り人々の門に入つて躍り米錢を乞

ふ。紅粉を塗り髪衣服を女装した者を早乙女と云ひ、男の面を被り頭巾を頂く者をヤン十郎と云ふ。頭巾を被り布で顔を隠し誦ひ難す者をオカノ鬼と云ふ（新撰陸奥風土記卷二）。

タカオシヘユ 「鷹教へ湯」 越後東頸城郡松之山村の松之山温泉は、一羽の鷹が脚の傷を癒したので効能を知り開いたと云ふ（傳説の越後と佐渡）。

タカキクワンオン 「田搔観音」 越後三島郡來迎寺村字浦の藤右衛門は観音を信じて邸内に之を祀つたが、或夜何者か田を全部代掻きして苗を植ゑた。それが観音の作業と知れ田搔観音と稱す（淵故ノ梨第九編）。

タカシナシ 「高階氏」 高階氏一家は、末代まで、伊勢大神宮に參詣する事が出来ない。之は祖先が齋宮を犯した罪である（日文記事）。

タカノハシミツ 「鷹羽清水」 陸前栗原郡澤邊村字姉齒に、昔源義家が貞任征伐の時弭で岩を突いたら湧き出た鷹ノ羽清水がある（同郡誌）。

タカラノカギ 「寶の鍵」 寶盡しに鍵のあるは、天智朝三年に近江の栗田郡磐城村主の妻が、家の庭で天より下りし鍵二つ得て、家富榮えしと日本紀に見えたに由

る事か（玉かつま卷六）。

タカラフネ 「寶船」 内裏で節分の夜に、宿直の者に給つた寶船の畫は、花園實久が描き、獏字は後陽成院の宸翰で、繪文字とも宸刻であつた。寶船の版木は萬治の火災に焼けたのが、京極殿にあつたので跡刻せられたのでそれが今傳へられてゐる（橋窓自語卷二）。

【參考文獻】

寶 船 （田中 來蘇） 郷土趣味卷一連載

寶 船の起原 （猪熊 信男） 同 上卷二連載

タカリ 「田刈」 信濃小縣郡西内村字鹿教湯では、田を刈る時一番後になつた人が狼の面を作り、田と山との境に置いて之を祭る（谷川磐雄報告）。長岡市地方では田刈初めに海を曲げて鳥居の形を造り、稻の穂三筋を結付け根の方を刈り、田の神に供へてから段々に刈る



のである（越後長岡領風俗問答）。若狭では八月に田刈を初め、稻穂を二莖取り一連となし、麻幹にて『いな木』の形を田の畔となし、右の稻穂を麻幹に掛けて田の神を祭る（若狭國風俗答狀）。刈上げ參看。

タキビチザウ 「焚火地蔵」 紀伊高野山の南谷最勝院の本尊地蔵は、或時自ら焚火をしたので此名がある（紀伊續風土記卷一一）。

タケクラベ 「竹較べ」 越前金津町では毎年正月十二日の夜に、南北金津町から竹を出し、姫橋の中央で長さを較べ勝負を決し、更に子供達が迫り合ひ言葉争ひをする（越前國名蹟考卷一一）。出雲平田町でも毎年正月十四日に竹較べとて、橋を隔て、兩町の兒童が大竹一本づゝ出して長短を争ふ（雲陽誌卷下）。

タケクラベノシンジ 「丈較の神事」 播磨加西郡多賀野村の日吉神社の祭禮には、新宮、大年、有馬、八王子磯部、大歳の各字から神輿が出て、同地字旅所の田の中で丈較べの神事をする。此式は輿丁が各神輿を高く差し上げて練るのであるが、往々衝突する事がある（同郡誌）。

タケシマチヨラウ 「武嶋女郎」 淡路三原郡沼島村に武

タキビチザウータケノカハライム

嶋女郎と云ふ魚がある。之は昔後醍醐帝の皇子尊良親王の御息所が在島三年、京の迎へてお歸りになる時風浪高く、御息所は海神が自分の姿を惜で留めると思ひ、自ら醜い姿を描いて海に投じたらば風和で舟が出た。其畫像が化して魚となつたのが武嶋女郎である（淡路常盤草卷八）。

タケシンボク 「竹神木」 丹波何鹿郡東八田村高槻の篠神社は昔山王と稱した。竹を神木とする神社は八幡と山王ばかりで、此竹は僧慈覺が支那五臺山から移したと云ふ（同郡誌）。竹の臺參照。

タケトリデンセツ 「竹取傳説」 駿河富士郡諸村の淺間神社には、竹取物語の赫奕姫に關係した傳説が多い。原田村のは姫の父、今泉村のは母、三日市のは姫、原田ウツフ川の飯盛淺間は、下婢を祀つた宮であると云ふ。原田の奥の籠畑は竹取翁が竹を取つた地で、又此地に翁の墓もある（吉居雜話）。

タケノカハライム 「竹の皮を忌む」 豊後郡坂ノ市町の小野宮六太夫が或夜海邊で竹の皮で編んだ舟に召された賀茂大明神を迎へた。村民一同で祠を建て、祀り、六太夫の子孫は代々神主として仕へ、今でも竹の皮で

編んだ履物は一切用ゐない(豊後傳説集)。

タケノコノキンシヨク 「筍の禁食」 越後五泉町の若宮神社は、順徳帝の皇子廣隆親王の靈を祭つたものである。此社に立願する者は、筍を年限して禁食する(温故ノ乘六編)。下總香取郡清水村の清水寺の本尊へ、世人筍を禁食し小兒の病癒を祈る(利根川圖志卷六)。

タケノダイ 「竹の臺」 東京市下谷區上野竹の臺は傳教大師が漢土天臺山の竹を取つて持ち歸られて比叡山に植ゑたのを、東叡山建立の時移し植ゑたので此名がある(近江輿地志略卷二二)。

タケノミ 「竹實」 鹿兒嶋及び種子嶋では、竹ノ實があると野鼠が多いと云ふが、或年竹に實がなると野鼠が夥しく發生し、田畠を荒し民家の衣類を噛み、更に熟睡中の人まで噛んだ(郷土研究三ノ八)。

タケバシ 「竹箸」 播磨加東郡では三月十六日を『おいとこ』と云つて『いかな飯』を炊き、竹箸を新調して家内一同で食し、後に此箸を繩にさし屋根に上げる(同郡誌)。

タコカツセン 「虱合戦」 越後では五月節句に虱合戦をやる。今では方々の町でやるが、以前には村と村とで

やつた(越後三條南郷談)。

タコクジンヲキラフ 「他國人を嫌ふ」 肥後の五嶋では春の彼岸に女達が集り、初めて村に来て彼岸を送る人(旅人教員など)を捉へて胴揚げをする。教員が屋根へ逃げたのを長竿でつゝき落して胴揚げをした事がある(橋浦泰雄談)。沖繩では他國人の來嶋を忌む。之は悪疫の輸入を恐れる爲である。他國人の來て去つた時は、必ず一村を擧げて村祓の祈禱をする(南嶋探験)。斯うした例は内地にも多くあつた。

タコシンカウ 「蛸信仰」 能登鹿島郡中乃島村向田の伊夜彦神社の御神體は、十二月三日蛸に乗つて村内の平石に上り給ふと云ふ(能州名跡志卷六)。因幡岩美郡宇倍野村廣西の田胡大明神。此氏子は蛸を食はぬ。食ふと祟ると云ふ(因幡志神社考)。伊豫越智郡湯浦村津嶋では蛸を忌み、章魚を採る教員を嶋から排斥した(河と海三ノ三)。

タコタン 日向大淀町大塚に數戸の部落があり、維新前其住居民を『たこたん組』と稱し、他部落と伍せず多くは遊藝を業とした。按に、傀儡子の殘類か(宮崎縣史蹟調査第一輯)。

タソソノモノヲキラフ 「他村の者を嫌ふ」 丹波何鹿郡

奥上林村の強木權現が僧形に現じ、山麓なる北桑田郡鶴岡村山森で女子の世話になつた。其縁で若し他村の女子が登山する時は山森に一泊し一旦其地の者になるを常とす(何鹿郡誌)。陸奥中津輕郡岩木山へ詣でんと同郡千年村字小栗山の者が、餅を背負て一夜道に迷ひ夜が明けて見れば岩木山に達せず小栗山の麓にゐたので、之は岩木山が嫌ふ爲と爾來岩木山に詣でぬ(津輕口碑集)。因に、岩城山の祭神が丹後人を嫌ふ事は既載した。

タタイノリシヤウ 「墮胎の俚稱」 墮胎と生兒墜殺とは目的は同じ産見制であるが、其方法に於ては異つてゐる。併し茲は便宜上兩者を併載した。

タ、リモケ(津輕口碑集)。モドス(盛岡、高木そね子談) マビキ、ウロヌク(磐城志一)。子返し(棚倉町、社會經濟史學三ノ六)。ワカバ(遠野町、佐々木喜善談)。ウスゴロ(同上)。ツトハツレ(羽後最上郡、豐里村誌)。ミヅコ(江戸)。コオロシ(江戸、以上、變態性慾)。ハンサン(足利地方)。オトス(上州沼田、橋浦泰雄談)。アワコ(近江蒲生郡)。フルマツ(美作久米郡)。カニサガ

シ(肥前)。ク、ル(備前備中、民族と歴史六ノ五)。シゴ(鹿兒嶋、國家學會雜誌三九ノ三)。

【參考文獻】

墮胎の方言と民俗(中山 太郎) 犯罪學雜誌五ノ二 嬰兒墜殺考(徳田 彦安) 犯罪公論卷三連載 タ、エノキ 「湛の木」 信州諏訪神社には、七湛の木とて松たゝゑ、櫻たゝゑなどある(同神社誌)。折口信夫談に、たゝゑはタ、リの意で、タ、リの古い意味は出現である。従つて湛の木とは、其木に神が出現すると云ふ意に解すべきであると。

タ、エノシンジ 「湛神事」 信濃上伊那郡朝日村平出に村社法性神社(祭神建御方外三神)がある。同社に往古より「湛神事」があり、中頃類廢し永祿年中再興した。此式は神官乘馬し、氏子狩衣弓矢を携へ供奉し、神輿郷中を巡行する。上古建御名方命鹿狩の體なりと(同郡誌)。

タ、キマツリ 「敲き祭」 京都岩倉の石座神社の祭の夜に、村内の新婚の女を選んで婚禮の表衣を着し、神供を器に入れて頭に載せ神前に進む。一村の老若小さい枝木で件の嫁の尻を打つ、嫁は打たれまいと走る。粥

杖から轉じた祭だが明治初年に廢した(日本歳事史)。
タチキキクワンオン 「立聞觀音」 大津市上關寺町の安養寺の本尊は、昔蟬丸が逢坂山で琵琶を弾いた時、夜毎に立聞きをしたので立聞の觀音と云ふ(近江輿地志略卷七)。

タチキクワンオン 「立木觀音」 下野日光中禪寺の立木觀音は大地より生たる儘の自然木で丈六の大觀音像を刻む。勝道上人の作と云ひ國寶である(日光の傳説)。

タチマチ 「立待」 遠江榛原郡勝間田村橋柄では、旱魃の年に立待ちと稱する雨乞を行ふ。全部落二十四戸八戸三組に分ち、一戸一人づゝ一組八人の者、氏神西山神社に詰掛け、一人づゝ交替に神前に直立し晝夜一睡もせず催促する。一方に太い藤の撞木で間斷なく鈞鐘を撞鳴らす(郷土研究三ノ四)。

タツマキ 「龍卷」 越後魚沼郡では舊五月六日に鎌祭として、各村とも代掻き機織を禁ずる。禁を犯せば其年龍卷あり作物を害すとて、郷民は皆犯家を破壊して神に赦す。然るに此日忍んですると其家に福來るとて窺かに行ふ家がある(人類學雜誌三〇ノ三)。

タテイシマツリ 「立石祭」 丹波天田郡下六人部村多保

市の天神社に、昔用明帝の皇子鷹子親王、丹後の惡鬼を退治する折に立てた二の大石がある。祭日の七月十六日には村民竹の葉の付たるを切り持集り、立石の前で『秋は石より善い世の中は、いく年よりも實にもそりよの、イヤ實にもそりよ』と幾回となく囃し誦ひ祭る(丹波志卷一)。

タデマツリ 「蓼祭」 筑前遠賀郡水巻村古賀の久我神社では、九月十四日に蓼祭を行ふ。之は蓼を粉にして斗桶に入れ、村長以下氏子別座の席に持出し、一人塗手と號して人々の顔に塗り、皮膚に沁まぬのを以て其年の吉凶を占ふ(筑前舊志略卷下)。

タナバタ 「七夕」 タナバタは稻畠(タネハタ)であつて、古く豊穰を神に祈りて畠主夫婦が、生殖の態を演じた類比呪術から發したものである。其タナバタに糊機の文字を當てたのは、支那の星祭の影響からである。衆説あるも深く言ふに足らぬ。

下總海上郡地方では牽牛織女の二星がささげ畑で逢ふとて、此日は其畑に入らぬ(同郡誌)。三河舉母町地方でも七夕神が一年に只一度ささげ畑中で會はれるとて此日畑に入らぬ(民俗學一の一)。之が我國のタナバタ

の原義である。

常陸鹿島郡では七夕の祭神は素尊稻田姫で、神體は男根女根の石像である(鹿島誌卷中)。遠州小笠郡大阪村新川の姥神社へ、毎年七夕に『七夕の天の川』と書いた短冊を奉賽する。此短冊は其下部の『の川』の二字を男根に似せて書く。此神は咽喉と陰部の病を治す(雄辯一一ノ七)。越後北魚沼郡破間川の東岸、西名村の七夕神社。毎年舊七月朔日より二十七日迄里人は同川東西岸の喬木に注連繩引渡し男女の陰具に横せし物數個を藁で作りに掲げ、異口同音に『破れ間川に注連引渡し、西のお姫らいでのホダレを迎ふ』と囃すを古例とする(温故ノ栞三二編)。ホダレは穗垂で支根の古語である。

陸中紫波郡彦部村では三日から、青竹に五色の紙と紙人形を結んで軒毎に立て、祝ひ、七日の朝未明に川に流す。又七回食七回水泳をする(同村誌)。越後柏崎町では、昔は一日の夜から六日まで紙人形を作り二星を祭り、七日の朝鳴物囃で『七夕さんよ今年流れて又來年ござれ』と囃したてながら海へ流してやつた(柏崎其他)。

陸前栗原郡では七夕の夕刻から麥稈で牛一頭、馬六頭の形を造り、屋根の上に並べる。之は孟蘭盆に祖先が冥土から來る時乗るのだと云ふ(同郡誌)。備中上房郡では七夕祭に、胡瓜の馬、茄子の牛、茗荷の雞、野菜物等種々の供物をなし、七夕團子を食へる。此日は牛馬を洗ひ水泳井戸浚へをする(同郡誌)。

【參考文獻】
七夕祭の起原と諸相 (栗田 峻) 民俗學卷三連載
タナバタカツオ 「七夕鯉」 上總の九十九里ヶ濱では八月になるに鯉が一里位の近海まで入つて來る。丁度舊七月の節に當つて之を七夕鯉と云ふ(夷隅郡誌)。

タニシ 「田螺」 陸前登米郡南方村附近では、春彼岸前に田螺を屋根に投げ越せば火災に掛らぬ。又初田螺食ふた時、殻をかぎに吊せば、屋敷の内に惡蟲が湧かぬと云ふ(郷土研究三ノ八)。

【參考文獻】
水神と田螺 (柳田 國男) 人類學雜誌二九ノ一
タヌキグスリ 「狸藥」 岡山藩の土方清兵衛の家へ、狸毎夜來て便所でお尻を甜めた。或夜清兵衛の妻に腕を斬取られてから『どうぞ腕を返して下さい』と夜毎狸が

嘆願する妻は「一度斬られた腕を返した處でどうならう」と云ふと狸は「七日の内なら再び元の如く癒ります。御恩返しには傷一切に特効のある靈薬をお傳へします」と。其後土方の狸田背で賣り出した(岡山秘帖)。
タヌキツキ (狸憑) 壹岐には狐が居ぬが河童憑と狸憑があり、村内に病人あれば狸憑に憑されると信じてゐる(日本週遊奇談)。

タヌキノシヨ (狸の書) 武蔵北多摩郡分村の名主儀兵衛宅に狸の筆跡がある。三社の託宣で篆字眞字行字を取交へ文章も取違つてゐる。此狸は僧に化けたが北武州で犬に食ひ殺された(四神地名録)。

タネトリマツリ (種取祭) 大隅喜界島に播種の完全の發芽と豐稔とを祈る祭がある。先づ薄を立て其葉を種取の實と結び、小屋の中に様々の種を播き下し、パンの葉で掩ひ上に玉石を載せる。次にユナギ(山芙蓉)の葉三枚と大蒜三本を持つて海に行き、沖に向つて浪を招き大浪の來る時潮を汲み取り、別に小石三つ拾つて家を持ち歸り汁椀に入れ、潮を注いで種を蒔く人の階に供へ、種蒔く者は三度潮を浴びる眞似をし、石をねぶる事三三九度に及び後飯三杯食し式を終る(趣味の

喜界島史)。

タネヒロヒ 加賀能美郡では舊二月九日を山の神の種播きで、同十一月九日を種拾ひの日と稱す、兩日共山の神を祭り、又其仕事を妨げぬ趣意を以て、村民は業を休み外出しない(山村語彙)。

タネマキヂヤイ (種蒔爺) 信州爺ヶ岳は春も暮れ行頃南の峯と中央の峯の間の白澤の上部に黒斑が滲出すと笹を持つて居る老翁形に見える。所謂種蒔爺さんで農民は苗代の仕度にかゝる(松本と安曇)。

タノカミトキネオト (田神と杵音) 長岡市地方の農家では、春の社日に朝早く餅を搗いて田の神に供へるが此杵の音で田の神が天から降ると云ひ、秋の社日には夕方餅を搗くが、其杵の音で田の神が天に上ると云ふ(越後長岡風俗問答)。

タノカミノタビ (田の神の旅) 三河南設樂郡千郷村邊では、九月三十日田の神送りをする。是は田の神が出雲へ行くのだと云ふ(今泉忠義報告)。能登鳳至郡地方では、田の神は二月四日に家を出て、十二月九日に田から歸ると云ふ(同郡誌)。按に、十月を神無月と云ふ古義である。

タノカミマツリ (田神祭) 安藝賀茂郡の田植は六月十日頃より準備し、大抵部落内組合で協議して、互に日を極め未明より之を行ふ。サンバイ(飯を桐葉に包みたるを云ふ)と稱し酒食を振舞ふ。田神を祭る古意である。新婚の家には其婦に新衣を與ふ。之を泥引と稱す。又新婦は近隣に田植櫛を贈る禮がある(同郡誌)。

タノカミムカヘ (田神迎) 能登鳳至郡七浦村附近では十二月四日に田の神迎へを行ふ。此日は萬事謹慎を旨とし、午後に至れば早く風呂を沸かし、主人自ら湯加減を試み、湯殿に向ひて三拜九拜する。此時田の神沐浴をなすと云ふ。後家族順次に入浴し、夜に入れば酒食の馳走がある(同郡誌)。

タバカリムラ (方便村) 岩代河沼郡方便村の起源は、昔里人の妻妖狐のために魔されて死す。夫怒つて狐を狩らんとす衆狐恐れて彼が叔父の僧と化し往て狩を止む。人あり妖狐なるを悟り殺して塚を建てたに始まる(新編會津風土記卷八五)。

タバコセンバイ (煙草專賣) 水戸市裏五丁目は古く煙草を賣買した所であつて、若し他町で煙草を賣買する者あれば、其分限に應じ過怠料を納めて町役場の補助

としたが、今は行はれなくなつた(新編常陸國誌卷四)。按に、江戸期の中頃の事であらう。

タハラヤクシ (俵薬師) 上總一宮町の漁夫が海へ往くと苞が數十波間に漂つて居る。一苞を取上げて見ると俵の中に小佛の薬師の像が數多入つてゐたので、持ち歸つて東福寺へ納めた。之を俵薬師と云ふ。寛文年中土氣領の村民が、悉く日蓮宗になつた時、海中に投じたものと傳ふ(房總誌料續篇卷五)。

タビ (旅) 吉部秘訓抄に「天子十里以外の行樂には、必ず内侍所を御供奉あり」と云ふ。十里以外を旅と云ひし故に、今も旅合羽を十里合羽と云ふ。旅には尻鞆かくる習である(俗語考)。

タヒシシカウ (鯛信仰) 因幡岩美郡本庄村太田の緑大明神は、昔鯛の腹に宿つて上たので、其氏子は鯛を食はぬ(因幡志神社考)。出雲八東郡津田村鷹日神社の祭禮には、鯛十三尾を献じて七座の神事がある(出雲國式社考卷上)。

タビラキ (田開) 駿河安部郡では、正月十一日は農夫の田開きと云つて、先づ日の出の方に向つて餅で三度土を起し、小さい幣の様なものを立て鏡餅を供へる。

鳥が此餅を早く啄し去れば、豊稔と云ふ（同那誌）。鳥迎へ参看。

タボメ〔田譽め〕筑前姪濱町邊では、七夕の日に徳利をさげて、ヨカオタネー、ヨカオタネーと唱へながら田の畔で酒を飲む。之を田譽めと云ふ（郷土風景昭和七年三月號）。青田譽参看。

タマゴクハヌ〔鶏卵を食はぬ〕陸中仙北郡豊岡村の小沼神社へ祈願する者は鮎を奉る。年毎に正月は七日迄精進籠りして齋立たる人は御供を奉る。村に七日の齋火して他郷に年禮せず又他郷人も來ない。村民は常に禽獸鶏卵鮎は食はぬ（仙北郡案内）。

タマツサヂザウ〔玉章地藏〕山城愛宕郡澁谷に玉章地藏がある。之は小野小町が罪障消滅のため、男から送つた玉章で作つたものと傳ふ（山州名跡誌卷三）。

タマトリマツリ〔玉取祭〕美作林野町安養寺で、正月十三日夜玉取祭を行ふ。住持は元日夜から觀音堂にて二個の福（木製棒状長さ五六寸）に白布を巻き初め、毎日牛王串をあて白布を巻き祈念する。此同夜遠來の参拜者群集し一同裸體と爲る。此群集中に件の福を投ず。取得し者を福男と稱し、其家の主を福主と呼ぶ（英

田郡誌）。有名な備前西大寺の玉せり祭を始め、此種の祭儀は各地に多い。

【参考文獻】

三河豊橋市鬼祭（榎玉取） 吉田領風俗答
安藝の宮嶋（延年祭） 藝藩通志
筑前箱崎八幡宮（玉取祭） 筑前續風土記
タママツリ〔魂祭〕盆の條を見よ。

タマムスビ〔玉結び〕名所歌集に奥州安積の近郷では眞菰石菖蒲などの草で玉結びと云ふを拵へて、之を思ふ女に慕ふ印に送つたとある（相生集卷一七）。石手紙参看。

タマヨバヒ〔魂呼〕野府記の萬壽二年八月七日の條に昨夜風雨の間、陰陽師恒盛、右衛門尉雅孝、東の對の上に昇り魂を呼んだ。これ近代聞かざる事である。こは過し五日に尙侍嬪子の隠れられた時の事である（玉かつま卷一〇）。按に、魂呼は支那の覆の信仰であつて我國では夙く仁徳紀に見えてゐる。今に民間で屋上や井戸で死人の名を呼ぶのは、此事の名残をとどめたものである。

タムケガミ〔手向神〕大津市上片原町に關明神があ

る。此社の始めは逢坂山にあり、手向神であり、手向神は即道祖神である（近江輿地誌略卷七）。

タモトクワンオン〔袂觀音〕上野吉井町長根の常行院の縁起に、昔信濃の伊藤長者の娘が十七の時出家せんとて家を出て此地に來て追人に袂を捕へられたが娘は袂をもぎり堂内に入り素懷を達したので、此本尊を袂觀音と云ふ（上野國誌）。按に、袂モギ系の傳説である。

タモトスギ〔袂杉〕東京市王子區岩淵町の袂杉は、昔眞頂院の僧が信州諏訪から、兩方の袂に杉苗を入れて持ち歸つたのを植ゑて長したと傳ふ（同町郷土誌）。

タヤ〔他屋〕臺記の久安四年三月六日條に、高野精進忌服せず、但月事ある女は忌むや否や未だ先例を知らず、今朝在京の間令して他屋に在らしむとあるから、上下に行はれたのも古い事である。能登羽咋郡樋川村萩谷の志手神社には、三人の神主が居り、一軒は家で産がならぬので他屋に行つてする。又其三氏は四足や二足を食はぬ（能州名跡誌卷六）。伊豆七島には他屋（カドヤと云ふ）があり、婦女の月事又は臨産の者を之に入らせる。月事は八九日、出産は五十餘日。其間は家人と往來を禁じ、父母が病んでも侍養する事が出來

ず、他屋に在る婦女が死に臨んでも看病する事が出來ない（伊豆七島誌卷上）。

タウウケロ〔太夫驢〕安房太海村大字太夫崎の駒穴から名馬太夫驢の出たと云ひ、其處の小石の中に馬蹄石がある（房總志料續篇卷一三）。太夫驢も生啜摺墨と同じく、各地に傳説を残してゐるが他は略した。

タウウスヂ〔太夫筋〕越後三島古志魚沼三郡の古傳に太夫筋と云ふ者があり、素性の原因は區々で明かならぬも、良民は筋目の者と結婚を嫌ふ（越後風俗志第一輯）。

タウムラ〔太夫村〕勢州桑名郡太夫村から代神樂獅子舞六組、又三重郡阿倉川村より六組以上十二組出る諸國電祓をなす故に太夫村と云ふ（參宮圖繪卷上）。

ダラシ九州北部で山路通る者が急に空腹疲勞を感じ動けなくなるを、ダラシと云ふ怪物の爲業と云ふ、其地で餓死した者あり其靈が行人を惱すと、何か食物を食つて其残を近の藪に捨てるとよいと、又只手掌に米の字を書き嘗めてもよいと、土地により餓鬼とも云ふ（山村語彙）。

タラデンセツ〔鱧傳説〕陸前本吉郡十三濱の領主に千

葉長門守の姫君の許へ、毎夜美男が通つて来たが、侍女が怪んで或夜小豆飯を食べさせたら、男は死んだがそれが鱈の化身であつた(ネフスキー談)。

タリボトケ 九州北部にてタリボトケ又タリガミ単にダリとも云ふ熊野吉野等では山路で急に空腹疲勞覺ゆる事をタリニツカレルと云ふ(山村語彙)。

タンキリ (痰切) 大阪千日寺の三勝半七の石塔を碎いて、其粉を呑むと痰が切れると云ふ(金曾木)。

タンクワ (且過) 神都天神下の穢れ人の居る所をタンクワと云ふ。單臥は乞食小屋である。庭訓往來に且過之僧と載せ、抄に且過は江湖僧の一宿所とある(郷談)。

タンゴノシウキ (端午の祝儀) 大和生駒郡平端村額田部では、五月の節句に其年生れたの男子のある家へ、村内の若者が麥麩で青大蛇を作り、裸體となり泥足のまま座敷へ持ち込む(水直箭報告)。

ダンコンヂザウ (男根地蔵) 岩代岩瀬郡廣戸村白子の田の中に陽石がある。里人は之を男根地蔵と云ひ、昔は利益あつて賽する者が多かつた(白河風土記卷九)。

ダンサキモン (彈左衛門) エタ頭彈左衛門の由緒書によれば、祖先が攝州池田より鎌倉に出て、源頼朝以來

等を載せ子供に取らせ、一番に取つた物により其子の將來を下する(天草島民俗誌)。

ダンジャウヒマチ (彈正日待) 東京品川區の元の品川

宿では八月七日を彈正日待とて道中奉行安藤雅要、郡代伊奈忠宥等の靈を祭る。之は昔品川宿が困窮した明和元年に、此者等が相談して飯賣女五百人を置く事を許され、利潤を得た報恩の爲と云ふ(新編武蔵風土記稿卷一六)。

ダンナガシラ (旦那頭) 遠州掛川在の五明村では、古く松浦、山本、佐藤、小澤、中村を五名と云ふが、即ち村の草分で旦那頭とも稱した(掛川誌卷二)。

ダンナワニ (旦那鰐) 上總長生郡では太東岬の磯間に巨大な鰐魚が棲息してゐると信じてゐて、漁夫や船人等は非常に恐れ、往時は此岬の下を通る時は必ず帆を下げて太東の旦那(鰐)に敬意を表した(同郡郷土誌)。

ダンブリチャウジヤ (蜻蛉長者) 陸中鹿角のダンブリ長者は、貧困の時山畑の耕作に晝寢の夢に、一匹の蜻蛉岩陰から來て長者の口に尾を入れたるを酒を呑むだとして覺め、後其岩陰中で酒泉を發見し長者になつたと(鹿角志)。

長吏以下の支配をなし、其役目として、(一)皮類の御用、(二)御仕置の手助、(三)燈心の細工を勤めた。頼朝が治承四年九月に允許せると云ふ彈左衛門支配の二十八職として長吏、座頭、舞々、猿樂、陰陽師、壁塗、土鍋、鑄物師、辻目暗、非人、猿引、鉢扣、弦指、石切、土器師、放下、笠縫、渡守、山守、青屋坪立、筆結、墨師、關守、鉦打、獅子舞、義作、傀儡師、傾城屋を擧げ、更に江戸期に至つては長吏、非人、乞胸、猿飼の四職を支配したと載せてゐる(一話一言卷二六)按に、此由緒書が何處まで信用されるかは問題である殊に頼朝の下し文に就ては疑はしいものがある。

タンジャウイシ (誕生石) 和泉大島郡邊では婦人が妊娠した時は、誕生石と唱へて住吉神社に詣で、社前の石を拾ひ歸り、産後の宮詣に其石を返へした(民事慣例類集)。

タンジャウイハヒ (誕生祝) 信濃伊那郡千代村の誕生祝は、小兒生れて一ケ年を経たる當日に餅を搗き饅餅を作り、之を小兒に負はせて箕中に立たしめ、立ち得れば健康と云ふ(同村誌)。天草島本村では子供の一年目の誕生を「むかはり」と云ひ、高階に筆算盤米鉢

チ

チアヒ (血合) 古歌の「陸奥の夷の身より出す血の、こと氏なれや逢ぬ戀かな」の昔から、血を合せて親疎を考へたものである。

關東地方、殊に江戸にて改葬又は墳墓の移轉に、遺骨混亂すれば骨に血をそそぎ、其骨に血が滲めば血族で若し他人の骨なれば血は滲み込まずと(山中共古談)。能登羽咋郡富來村では、魚夫の水死して時日を経過したる屍體(面も何も腐れて分らぬもの)の波に打上げられたる時は、其子(或は妻)これを嘗めるが、血縁なれば舌其屍體にひつつき、然らざれば舌に付かずと云ひ、斯くして屍體を引取ると云ふ(加能作次郎談)。沖繩宮古島では人死すると、木棺に納め墓穴に入れ置き、七年を経て親類相會して洗骨する。若し其骨數不足の時は、子女或は父母の指頭を刺血し、近傍の骨に點附して之を探求する(人類學雜誌一一六號)。

【参考文獻】
赤染 権門 (僧顯昭) 袖中抄卷一九

血合の裁判 (小槻 季繼) 古事類苑法律部
 親子の血合 (入江 昌喜) 幽遠隨筆卷下
 チアラヒイケ (血洗池) 美濃惠那郡阿木村の血洗神社
 は、神代の昔或御神が御子を生み胞衣を洗ひし跡なり
 と傳へ、古跡も残り惠奈山の名も之より起ると(新撰
 美濃誌卷二四)。

チイミ (血忌) 安藝嚴島では婦人子を産めば、即時に
 母子とも船に乗せて地のかたに渡す。血忌百日終りて
 後嶋に歸る。之れ血忌の甚しき故である。されど昔より
 海上風波に惱める者無く、又此嶋の人分婉に苦しむ者
 嘗てない。生子百日にて名を命ず。當嶋にアセ山とい
 ふあり、血はアセなり即ち血山である。元嶋内婦人月
 經の時は、其間己が家を出て此處に避けて居た。今は
 十日忌二十日忌の者の避場とする。又百日忌の者も七
 十五日を過ぐれば赤崎より(赤崎は嶋の向にあり居喪
 の地、同嶋の者向ふと云ふ詞を忌むは之が爲である)。
 此處に歸り忌を終て後に歸字する(藝藩通志卷一七)。
 チイミイケ (血忌池) 石見邑智郡口羽村下口羽、舊蒲
 本家の庭に池がある。傳説に後鳥羽帝御巡幸の時、此
 池で玉體を清めさせられたと。此靈池は不淨を忌み、

婦女の月水ある者此池邊に近づく時は、池水が赤くな
 る(島根縣口碑傳説集)。

チカタシヤウケン (千方將軍) 伊勢の千方將軍が王命
 に背いたので、紀友雄が討つたが千方四万鬼を使役し
 て防いだ。友雄は「草も木も我大君の國なれば、いづ
 くか鬼の住かなるべき」の歌を示し鬼を服し千方を誅
 した。彼の首を旗本村に祀り俗に君の祭と云ふ(勢陽
 雜記卷四)。

チカドシヤ (近戸社) 武藏入間郡堂山村の近戸權現社
 里人の説に藤原秀卿の靈を祀ると云ふ(武藏風土記稿
 卷一七五)。按に、近戸は遠戸に對した語で境の神であ
 る。信州に多い千鹿頭神社も諏訪神ではなくして、元
 け近頭神である。

チカヒノイシ (誓の石) 伊豆蛭ヶ小島に流人となつた
 頼朝は船原奥の土肥峠を下る途中、細長い石を見て「源
 家に榮えあらば切れよ、平家に榮えあらば切れるな」
 と念じて一刀を打込むと石は見事に切りさげられた。
 今に頼朝の切り石と云ふ(伊豆傳説集)。

チカヒノキ (誓の木) 伊豆修善寺を距る三十町の山中
 に正覺院と云ふがある。僧弘法が留錫中、二本の桂の

樹を庭に植えて「此樹のあらん限り此地は榮え、佛恩
 の加護を受けよ」と祈つた。其桂は今も繁り大師御手
 植の桂として崇敬さる(伊豆傳説集)。

チカミマツリ (地神祭) 岩代大沼郡永井野組(永井野
 上戸原等の各村、大谷、野尻、大石、大鹽の各組)の
 附近の村々では、二月十日、十月十日に地神を祭るが
 祭神は明白でない(新編會津風土記卷七七)。按に、古
 い國靈信仰ではあるまいか。

チカライシ (力石) 嚴嶋彌山奥院仁王門下に力石があ
 る。一に此地を太夫返しとも云ふ。俗傳に福嶋左衛門
 太夫正則登山の日、障りありて此處より下山ありしと
 (藝藩通志卷一六)。按に、力石の起りは重輕の石占か
 らで、後に村の若者の力試石となつたのである。

チキバコ (千木宮) 東京芝區宮本町の芝大神宮、九月
 十一日の祭を俗に生置祭と
 云ひ、又メクサレ市とも云
 ふ。此祭に千木宮とて小判
 形の曲物に、丹緑青胡粉等
 で藤ノ花を畫いた中に、切
 飴、又は粗菓を盛つて賣る(民俗藝術二ノ九)。



チクゴデン 伊豫前村宮本の加茂神社では、毎年の舊八
 月廿日の祭禮に童子をして神輿に従はせるが、之を
 「ちくこでん」と云ふ、二歳の男兒に冠狩衣を着せ馬
 に乗せる。七日間精進して務める(伊豫温故録)。

チクラ 越後の中蒲原郡地方では、嬰兒を「稚ぐら」に
 入れて育てる(育兒の搖籃)。按に、他地方の搖り籃で
 ある。

チゴガハラ (兒ヶ原) 下總滑川町西大須賀邊を昔は兒
 ケ原と云つた。廻國雜記に「白浪に浮名を流す兒の原
 戀ちにすつる身とも聞かばや」とあるのは此處である
 (利根川圖誌卷五)。

チゴツカ (稚兒塚) 伊賀名賀郡神戸村阿我山の蓮明寺
 に稚兒塚あり、同寺の美しき稚兒が淨玄と云ふ者と通
 じ寺を逃げんとせしを、寺の住持弓にて淨玄を殺さん
 とし稚兒を殺す。之を葬りし塚といふ(伊賀名所記)。
 按に、稚兒塚や稚兒淵は各地にあるが、其多數は斷袖
 關係のものである。

チザウオクリ (地藏送) 昔は遠方へ石地藏を送るに、
 驛から驛へ信仰のため無賃で傳送した。飛騨益田郡川
 西村字西上田の石地藏などは、始め京都から信州上田

へ地藏送りで届けたが、上田違ひで此地へ轉送されたのである(郷土研究四ノ四)。

チザウヌリ 「地藏塗」能登穴水町宇乙ヶ崎の地藏尊は毎年九月十五日に地藏講あり、夜に入りて信徒焚り香華、濁酒、白米、人根を供へて看經する。人根とは七寸許りに切た薬を膳に載せ、之に白米を摺りたる糊をかけたるものを云ふ。看經終りたる時は人根の糊を地藏尊の全身に塗る(鳳至郡誌)。

大阪天王寺郷中に形許りの石地藏あり、毎年十一月十六日に生鱸を供へ顔に米の粉を塗り笹に密柑と煎餅を付けて供養する。又此祭には子供旅人より「作法じゃ〜天王寺の作法じゃ、お太子様の仰ぢや」と云ひ鳥目を受け供物を調ふ。猶京都にも七月二十四日頃に、四辻にある地藏を遠に洗ひ清め、顔に紅粉を塗り化粧し様々の供物を供へ、軒に齋竹立て「地藏祭講地の錢貫」と囃し往來をとどむ(攝津名所圖繪卷二)。

チザウノホウコウニン 「地藏の奉公人」武州南埼玉郡荻島村野島の淨山寺の延命地藏は、信徒の者を儲けたる時、地藏に向ひ請狀を出し、其子地藏の奉公人とすれば無病息災と云ふ(郷土研究一ノ四)。下野河内郡

豊郷村附近では、病弱なる兒女を隣國太田町の吞龍上人、又は成田不動尊の「申し子」とする。そして五歳又は七歳迄祈願の年限とし、其間中決して髪を落へぬ之を五つ坊主七つ坊主と稱し、結願の年を以て參詣し同時に落髮する(同村郷土誌)。

チンヤ 「地者」地者とは男が女體にて、白い單の廣袖の物を打かけて珠數を首にかけ、下駄を穿いてゐた。釜祓の類か又行者とも見える(遠碧軒記卷上)。因に、七十一番職人歌合に地者がある。

チンユジン 「地主神」毎年五月朔日は山城の藤森祭。武者に装ひたる十五騎、伏見稻荷社に乗り入れ、拜殿社壇を打ちたたき「地を返へせ、地を返へせ」と責むるを、稻荷の社人直衣にて社壇に御幣を振つて「御留守、々々々」といふを例とする。稻荷の社地は藤森の社地なりし傳へがある(案内者卷三)。大和榎本祠は春日山の地主神で、祭神は猿田彦神と云ふ(大和名所圖繪卷一)。播磨姫山の地主神は刑部社である。之は姫宮同國へさまよへ給ふ名を、卷尾の姫と申せしと云ふ(播磨古書拾考)。荒原神參看。

【参考文献】

地主神考 (中山 太郎) 日本民俗學神事篇

チジンマウソウ 「地神盲僧」地神經を琵琶に合せて讀み、魔拂を職とした盲僧で多く天台宗に屬してゐた。

九州が本據で他國にもあつた。之が爲め彼等の琵琶を荒神琵琶とも稱したが、後の薩摩琵琶は之から出たものである(平家音楽略史)。猶盲僧を參照せよ。

チゾメエマ 「血染閻魔」越後舊長岡藩士稻垣小右衛門は武功の家である。傳に初代權右衛門急病にて死し、其夜母に夢告あり、柏崎の閻魔と戦ひ突留たりと翌朝鎗に血痕あり、閻魔を見るに同じく胸元を突かれ木像より鮮血流る。これ稻垣家の血鎗、柏崎の血染閻魔の由来である(温故ノ栗第一三)。

チタマンザイ 「知多萬歳」尾張知多郡簀村に陰陽師がある。土御門家の許を得て諸處を歴廻し、笹祈禱をなすを業とする元三河の院内村より傳へし故院内とも云ふ(尾張志)。按に、知多萬歳は是等の徒の副業が、後に本業となつたのである。

チダレマツ 「乳垂松」武州入間郡上富村の地藏堂の傍らに老松がある。樹半より下に婦人の乳房の如き節瘻幾つとなくあり、乳無き婦人此竹筒の水を服すれば乳

チジンマウソウ―チツケ

出づるとて此名ある(遊歴雜記參編下)。

チ、イテフ 「乳銀杏」丹波氷上郡梶原村加茂明神境内に、乳の木と稱する圍り十抱の銀杏がある。乳の少き婦人は此木を削て飲むと効ありと云ふ(丹波志卷一〇)按に、乳銀杏は各地にあるが、此木に乳房の如き瘤のあるより起つた俗信で、別に深い意味が無いので他は略した。

チ、バ、マツリ 「爺婆祭」周防都濃郡富田の鎮守神は舊八月十一日が秋祭で、奇抜な爺婆山車の神事が此夜に行はれる。山車に乗せた造り物の爺婆の首を、各部落民競ふてもぎ取る。首尾よく二つの首をもぎ取つた部落は、他の部落よりも豊作だと云ふ(民俗藝術一ノ一〇)。

チチンハウ 「地鎮法」出雲嶋根郡奥谷村尊照山千手院の長海上人が、慶長十三年領主堀尾吉晴の命で松江城の地鎮を行ふた。此法は城中の土一簣を寺に納め善惡の土取をなし、不二清淨の土となし祭の道具なども納め、鬼門に寺を建て(即ち千手院)て封じ後に本丸を築いた(雲陽誌卷上)。

チツケ 「乳付」越後の長岡にて、赤兒に初めて乳汁を

飲まずには、鐵漿を少し飲まず。斯くすれば胎毒下りて虫を病むことがない（越後長岡領風俗問答）。日向南那珂郡細田村では、赤兒生後三日間は五香と露の根の汁を吸はせた。そして男子が生れれば女児を持つて居る婦人の乳を乞ひ、女兒生れれば男兒持つて居る婦人の乳を乞ひ、生後一週間は母の乳を與へない（日向地名録卷一）。

チテンジャウ 「血天井」 三好元長は久半田城の一戦に散々敗北し、手勢を纏めて堺まで逃げて来て、顯本寺の高樓に上つて切腹した。そして大腸を掴み出し天井に投げつけて死んだ。天井に飛散つた鮮血の飛沫は、物凄計りであつたと云ふ（傳説の堺）。南方熊楠の考に、血天井は大工の手脂の移りたるが、年経て血の如く現はれたのであると（人類學雜誌三〇ノ九）。

チノイケ 「血ノ池」 信州淺間獄の南方に血ノ池が四ヶ所あり、地液凝つて血の如くである。又東に彌陀の淨土と云ふ温泉がある（四隣譚叢卷二）。按に、血ノ池は各地にあるが、要は地質に由り水の赤い所を名づけたものである。併し血ノ地獄の俗信に負ふ所あるは云ふ迄もない。

チノイケチゴク 「血池地獄」 印度佛教の膿血池が支那に入りて汚血池となり、更に我國に至つて血池地獄が大成された。併しそれは室町期の中頃と信ずる。

【参考文獻】

血池地獄 (中山 太郎) 現代 佛教
チノカミマツリ 「地神祭」 岩代會津郡彌五嶋附近の組々では、三月十一日を地神下りとして、此日末明に虚白を掲げば其聲に應じて地神降臨ありと虚白掲ぎ桑を製す。十月十日を地神上りと云ひ。又虚白を掲ぎ桑を供へ祭る（新編會津風土記卷三五）。按に、田ノ神（古くは國土の神）の昇降を祭つたもので、十月を神無月と云ふ原義である。

チノジュリキ 「血の咒力」 陸前荒濱町邊では産婦の用ゐた薬二二三本を漁船へ投つてくれれば、其船は忽ち顛覆するとして恐れる。又此薬を大杉木へ結んで置けば、其頂上の鳥の巢の中の雛は忽ち地上に落ちて來ると信じてゐる（郷土研究一ノ一一）。

チノデルイシ 「血の出る石」 石見都賀本郷町裏の荷越「瀨」の傍に鯨石がある。此石を切ると生血が流出すると云ふが、昔或男が試みに之を斬つたら、生血が迸り出

て暫く歇まなかつたと傳ふ。其斬痕の痕が今も残つてゐる（島根縣口碑傳説集）。

【参考文獻】

岩代北會津郡門田村飯村 新編會津風土記
上總夷隅郡總元村堀内 上總 國誌
上野勢多郡岩神村 上野 國誌
大和高市郡高市村坂田 大和の傳説
高知市外小高坂山 土洲淵岳志

チノデルキ 「血の出る木」 伊豆西浦村河内堂の御料林に樹齡千年と傳へられる大杉がある。昔柚人が此大杉の根本に斧を打ち込むと、切り口から鮮血が流れ出したので柚は驚いて逃げ歸り、三日三晩の熱に悶死してしまつた（伊豆傳説集）。按に、血と見えるは一種の樹脂だと聞いてゐる。

【参考文獻】

陸奥上北郡天間林村榎本 (杉) 同郡傳説集
靜岡市外椎根山麓増善寺 (楠) 駿河國志
能登鹿嶋郡矢田郷村府中 (槻) 能州名跡志
備後深安郡中津原村牧山 (松) 福山志料
阿波勝浦郡福原村生實 (杉) 老樹名木誌

天草嶋志岐村泉尾 (松) 同嶋民俗誌

チノデルゾウ 「血の出る像」 元祿七年五月能代町大地震の節、日吉神社内陣の四方の力士現出し諸人を救ふ此時力士怪我に及び痛處血出て今に其色を失はぬ（能代由緒記）。上總匠瑳郡長谷堂村の觀音は、往古僧行基彫刻の時、腰より血流れし故に眞菰を腰に巻く、今に至るも其儘にしてある（房總志料續篇卷一〇）。

チノデルタケ 「血の出る竹」 下總相馬郡青山村の日天子社の周圍に生へてゐる筍竹を截れば、血流れ出て其人に祟りありとて一本も切る者がない（利根川圖誌卷二）。

チノワ 「茅の輪」 六月祓の祭具である。公事根源に今日は家々に輪を越るとあり、内々行事に院の廳より大輪麻ノ葉に、注通をつけ上るとある（倭訓栞）。之に由れば上下共に行はれたと見える。蘇民將來の故事に出る事は言ふ迄もない。

チバハラヒ 「千葉笑」 千葉市の千葉寺（淨土）に毎年極月晦日の夜諸人集合し、顔面を隠し聲を替て所の奉行代官庄屋年寄等の善惡を判談すと（遊歴雜記五編下）祭禮と制裁參看。

チハヤ 「千早」 藤貞幹の「衝口發」に載せた千早式の着衣を考へさせるのは、春日若宮社祭の先驅を勤める神人の扮粧であるが(同祭禮圖繪參照)、それにも優るものは出雲楯縫郡鹿國寺村の六所明神の頭人の着衣である。同祭禮は九月二十九日に行はれ、毎年氏子から四名の頭人を定め、神事の時は左右に杵と幣を挿し二名はネリと云ひて裸になり、一反の布を腰に巻き半分は後へ曳き、二名はキムシロと云ひて「めいゆ」を着けるとある(雲陽志卷下)。

【參考文獻】

千 早 考 (中山 太郎) 考古學雜誌

チビキイシ 「千曳石」 陸中三戸郡松村千曳明神は石の精にして、美男となつて壺子と云ふ女に通ふ。此女石を曳きしに軽く動く云ふ(邦内郷村誌卷五)。按に、千曳石のこと伊勢物語にもある。

チマキライム 「粽を忌む」 磐城相馬郡山上村字方ノ神澤の佐藤家では、正月に門松樹てず五月節句に粽を作らぬ。理由は當主より三代前に女中が粽を作りつゝ、死んだ爲である。又同家では唐黍、胡麻、蜀黍、牛蒡、罌粟を祭作してゐる(相馬郷土史卷一)。大和添上郡平

和村辰市の倭文神社は、粽を嫌つたとて氏子も之を作らぬ(水木直箭報告)。出雲簸川郡國富村美談へ小早川正平一門八人が敗戦して逃げて来て中村某の家に至り五月節句の粽を呉れと云つたが、主人は牛馬の食物なりと拒絶した。八人は飢と追手に進み得ず旅伏山麓で割腹して死んだ。以後中村家では五月の粽を製すると變事ある。正平一門の墓は今に残つてゐる(島根縣口碑傳説集)。

チマツリ 「血祭」 京都市南宮の祭で、村の家々皆餅を搗き客に強ひる。昔は客に手杵を腰に三本五本八本も帶させ、餅飯の腹に充滿するに随つて一本宛抜かしたと云ふ。荒々しい祭で俗に血祭と云ふ(日本歳事史)。

チモリヤクシ 「乳守薬師」 紀伊伊都郡東郷村瑠璃山東當院の本尊薬師佛は、乳少き者の爲に僧空海刻みし佛なりとて、祈願者は乳の出る處の繪馬をかける(紀伊續風土記卷五一)。

チャウジヤテンセツ 「長者傳説」 全國を通じ最も多いもので、此傳説を一つや二つ有たぬ國は無いと云ふも差支ない位である。それに種々なる從屬的傳説が附會されてゐて、或は朝日夕日物語となり、或は姿不見

橋の由來となり、又は糠塚傳説を伴ふなど十話十態の次第で、如何にするも採録しきれぬため參考文獻に譲る事とした。

- 長 者 號(諸 家)民族と歴史七ノ一
- 九州の 長 者(及川儀右衛門)筑紫野民譚集
- 羽後秋田郡稻荷村(森 長 者)人類學雜誌一五五
- 陸前栗原郡姫松村(泉 長 者)栗 原 郡 誌
- 上總市原郡平澤村(朝 日 長 者)房總志料續篇
- 上野甘樂郡額部村(同上)人類學雜誌一五五
- 三河南設樂郡作手村(三 長 者)今泉忠義報告
- 遠州周智郡朝日山(芋 堀 長 者)曳 馬 拾 遺
- 美野羽嶋郡小熊村(朝 日 長 者)人類學雜誌二三〇
- 近江蒲生郡船木村(青 根 長 者)輿地志略五五
- 越後三嶋郡朝日村(朝 日 長 者)越 後 名 寄 五
- 因幡石井郡鳥越村(鳥 越 長 者)因 幡 誌
- 阿波板野郡大山村(糖 丸 長 者)郷土研究三ノ三
- チャウジユカヒ 「長壽貝」 筑前遠賀郡島郷村乙丸の百姓傳次郎所藏の貝を長壽貝と稱し、往古此貝を食せし女が、今尙遠國に生存すとの風聞ある(諸家隨筆集)。按に、八百比丘尼傳説の一破片である。其條參照。

チャウスヤマ 「茶白山」 大和三輪町の三輪神社の東方茶白山から酒器祭器(所謂彌生式土器)を發見する。茶白山は上古寶庫の在りし處と考ふ(大和誌料卷下)。按に、茶白は蝦夷語のチャシ(砦)なるべしとて、全國各地に散在する。

【參考文獻】

茶白山目録 (柳田 國男) 郷土研究卷三連載

チャウチンマツリ 「提灯祭」 此祭は各地にあるが、最も大規模なのは三河一色町諏訪神社のそれである。町内を六組に分け一組二張宛の大提灯を八月二十六七兩日の祭禮に獻するが、大きい提灯は口徑一間一尺、胴廻り直徑五間三尺、蠟燭は長さ二尺五寸徑八寸目方二貫五百目もあり、壯觀を極める(上方趣味祭卷一)。

チャウメイトエンギ 「町名と縁喜」 伊豆賀茂郡三濱村妻良港には古來火災がない、是は市街の形が水字狀をなせるに由ると云ふ。之に反して越中の氷見町は、古來火災が多いので名高い、此町昔は火見町と書いたが火災が多いので今の字に改めた。又越中の井波町は其形が風の字に似て居るので、風が強いと云ふてゐる(日本週遊奇談)。

チヤウリムラ 「長吏村」 大阪市北區夫婦橋の附近に長吏村と云ふ一割が幕末頃まであつた。一種の階級の人達で乞食頭の居村とも云ふてゐる(郷土研究三ノ八)。

チヤセン 「茶筌」 一種の賤民で諸方に居た。武藏多摩郡下一分方村の小名四つ谷、此中にエタ町或は茶筌村など唱ふる所あり、皆非人の住居である(武藏風土記稿卷一〇五)。備前赤磐郡西山村大字西中に、箴及び茶筌を製する者が住居した(備陽國志卷八)。筑後三井郡力武村に倡優を業とする者あり、傳に千光國師入唐歸朝の時西土より従へ來れる者に彌陀經を教へ、一寺を博多に建て西光寺と云ひ、九品宗と名ける念佛三昧を修せしめた。然るに其念佛諷經を廢して淫靡の奇舞をなし四方に物を乞ひ、或は常に茶筌を販き或は誦念佛を行ひて、殆と京師の鉢叩と同じである(校訂筑後志卷上)。

チヤセンケヤキ 「茶筌櫂」 因幡八頭郡賀茂村に茶筌櫂あり。此櫂海上數十里先より之を見ることを得船乗の目標とする(因幡誌)。

チヤセンコ 陸前の大河原町では、小正月の夜チヤセンコなる假面を被りし一團が家々を訪ひ餅を貰ひ、或は

上り込んで假面の儘飲んで喰つて踊つたりする『舞ひ込んだまひ込んだフークの神が舞ひ込んだ』と云つて訪れる(民俗藝術二ノ一)。

チヤチヤミコシ 「茶々神輿」 京都にて九月に町々の子供、神輿を拵へて擔ぎ歩くに『貴船の茶々輿新らし權現チヤ／＼コシ／＼』と謳ひ囃す。昔貴船に茶々と云ふ女あり科ありて刑せらる、其執心人に祟る事あり依て祭ると(一話一言卷六)。

チヤライム 「茶を忌む」 武藏大里郡大寄村高畑の鷲宮神社の氏子は鎮守の嫌ひな物として茶と黍を耕作しない(大里郡神社誌)。上總海上郡富浦村仁玉の民家へ、昔弘法大師が來て茶を求めしに拒絶したので、大師永世茶の栽培及び製造を禁止した。それより此禁を犯す者は悲しむべき運命に陥ると(同郡誌)。

チユウキ 「厨簍」 陸中岩手郡卷別邊では、そき板をさゝやかにし、或は虎杖の枯たるを碎きて小さき箱に入れ、厨の隈につり置き、尿まるたびに用ふるは唐風にひとしと古書にある。北齋の文宣帝の厨に行く時、楊情をして厨簍をとらしめた俗である(岩手縣下之町)。肥後菊池郡の童謡に『向への丁稚は馬鹿丁稚、朝早う

起きて、生竹割つてへこかいて、尻を眞ッ赤に引き割いて、塵紙一帖損さいた』とある(週間朝日一〇ノ一四)。按に、之も厨簍の一種である。

【参考文献】

異態奇習考

(金城 朝永)

單行 本

チユウゴジン 「中語神」 紀州名草郡吉原村の中語大明神は、祀神名草彦名草姫である。此兩神は名草一郡の地主神で、所々に中語社と稱すは皆當社の遷祀である。中語と稱す中は中臣の中と同じく語は即ち事である。名草の國造として神と君との御中を執持て事を執行ふ職なれば中語と稱せしものか(紀伊續風土記卷一八)。按に、中言は大體此意味と考へる。現に越中の立山では、案内者を中語と稱してゐるのも、又此意味の一分化に過ぎぬ。

【参考文献】

立山中語考

(柳田 國男)

郷土研究二ノ七

チユウジャウヒメデンセツ 「中將姫傳説」 備前見島郡宇野村田井の蓮花庵の什寶に、中將姫が蓮糸で織つた曼陀羅がある。毎年春の社日に之を開帳し賽者が多い(汎岡山郷土傳説特輯號)。此種の傳説は當麻寺縁起を

始めとして各地に多い。

【参考文献】

遠州見付町見性寺(蓮曼陀羅)見付 次第 近江坂田郡松尾村松尾寺(同上)同輿地志略 紀州高野山密嚴院(同上)同續風土記 美作久米郡柘社山誕生寺(十字名號)校正作陽誌 チヨサウノシンジ 「女裝の神事」 羽前東田川郡藤島村藤島では、小正月に十五歳から二十歳位の若者が、田植時の女の服裝をし、かが帽子を面だけ出して被り鉢巻して苗籠を腰に下げ(苗は藁で五六寸に切る)夕方から家々を廻り、先づ茶の間に入り若者頭が水を引く眞似をなし更に田植唄を謡ひながら苗を植ゑ水口を止める眞似をする。家々では酒肴を出す(土佐林寛報告) 山城葛野郡西七條村では、小正月の夜頭家の男が麗しい女の小袖(之は新婚の嫁の物)を着て赤い帯をしめ顔に紅粉を粧ひ大きな盒子に注連を引て頭に戴き、其人をおやせと云ひ、他に鋤鎌を持った者二人が先に立ち、村中の家々に入つて耕作の眞似をする。之に鉦や太鼓を合せて『おやせ／＼覆木ばおやせ』と同音に囃し立てる(年中故事卷四)。肥前神崎郡の仁比山神社

は農業神で、毎年四月初中ノ日に御田祭が行はれる。神幸の行列の最後に田植舞する御田役者が陪従し、其中に青鬼赤鬼の二人と、十歳から十四五歳迄の男子の女装した田植女が従ふのが人目を惹く。祭は毎に莊重に行はれる（筑紫民譚集）。

チヨチユウイチ 「女中市」 筑前大嶋村の官幣大社宗像神社の秋祭は、毎年九月三十日から十二月まで行はれ此間に放生會がある。嶋の娘は身分を問はず、必ず他家に奉公する事になつてゐるので、放生會の日に社頭に集り此處で肩脛の相談を定める。奉公中は如何に辛い悲しい事があつても戻らぬ（旅と傳説六ノ一〇）。

チヨヤノギヤウジ 「除夜の行事」 秋田八柏村津輕平内にては、除夜の鶏初音告れば起き出で、此年屋根葺萱刈らんと思ふ野に、我先に競ひ行きて、雪の上に己が標を立て歸る。是を家頭打つとも、又八柏うつとも云ふ（雪出羽路）。

チラスハヌヒル 「血を吸はぬ蛭」 筑前戸畑町の天頼寺地内の洗足池は、昔公西竄の時此池で洗足した折蛭の口を留たので、今に人の血を吸はぬ蛭がある（筑豊沿海志）。

チンクワサイ 「鎮火祭」 下野日光山内の鎮火祭は、正月元日の夜社家一人神人を随へ、先づ寂光に行き餅を供へ鎮火の祭事を行ふ。それよりネドウリと云ふ七曲りの坂道越えて瀧尾社に至り、此神事を行ふが、別所に行き「小聖や禰宜が罷り申した」と案内す、内から聲に應じ戸を開き青葉で禰宜を煽し試みてから饗應する維新後は絶えた（日光の傳説）。

チンゲ 「ちん毛」 羽前最上郡では男女兒共五六歳の頃迄、髪を剃るに項に少しの髪を残し之をちん毛と云ふ。睨きて縛んとするとき地蔵様が之を掴んで扶けてくれるとの信仰である（豊里村誌）。

チンシヨウデンセツ 「沈鐘傳説」 鐘ヶ淵傳説であつて各地にある。茲に一例を擧げると出雲簸川郡四緒村大字矢野の長泉寺の梵鐘は、百五十年前に京都の名工藤原家長の手で鑄造せられ、代表者が三人上京して鐘を受取り、大阪から船に積んで舞子沖まで歸航すると、俄に大荒となり遂に鐘は海底に沈んだ。其後年月過ぎて播州の領主が靈夢により、鐘を引き揚げ同寺に送り届けた（鳥根縣口碑傳説集）。

【参考文献】

沈 潜 傳 説 考(出家 克己)史 觀 第 四 册

陸 中 稗 貫 郡 膝 立 村 華 城 郷 村 志 卷 三

武 藏 多 摩 郡 山 田 村 同 風 土 記 稿 一〇二

信 州 北 安 曇 郡 中 綱 湖 同 郡 郷 土 志 稿 一

若 狭 三 方 郡 八 村 三 方 湖 同 郡 志

紀 州 西 牟 婁 郡 磯 間 浦 郷 土 研 究 一ノ 四

播 磨 印 南 郡 助 永 村 同 郡 誌 前 編

豊 後 速 見 郡 杵 築 町 同 町 誌 (稿 本)

熊 本 市 外 藤 崎 肥 後 國 志 卷 一

ツ

ツウコンセヌイヘスチ 「通婚せぬ家筋」 武州秩父郡では、(一)ネブツテウ(小蛇持)、(二)ナマダコ(卑劣の家)、(三)オサキモチ(小狐持)の三家筋の者とは通婚せぬ(遊歴雜記四編上)。ナマダコ(生團子)参照。

ツウコンセヌムラ 「通婚せぬ村」 因幡岩美郡の俵石村と栃谷村とは通婚せぬ。之は大昔兩村の氏神様が喧嘩された爲である(七美郡誌稿)。斯うした類例は他にも相當にある。沖繩には氏神を異にしてゐる爲に、結婚

の出来ぬのを悲んだ俚語さへある。

ツウヤクジン 「通譯神」 出雲の意多伎社坐御譯神社は異國の語を此國に通じた神である(出雲國式社考卷上)按に、中言社と同じ神である。

ツカサ 沖繩石垣島ではツカサ(ノロの一階上の祝女)を決定するには、麥米豆粟の四種を少しづつ紙に包みそれを取らせる。麥を取つた者がツカサとなり、豆を得た者は不合格である。之は麥は同地で最も早く生じ、豆は最後に生じたからである(柳田國男談)。

ツカタムケ 「塚手向」 駿河富士郡鈴川村富士塚は祓禊の場所である。富士登山の者汐垢離をとり、石一づつ擔ぎ上げ此塚の上に置いて祓とする(駿河志料五二)。

ツカトザイニン 「塚と罪人」 岩代郡山町麓山權現の側に數多の古塚がある。之は往時罪人に課して一づつ築せた塚である。按に、芦名氏の頃土民に限らず、罪ある者は官より其宅舎の燕止を取崩して恥辱を與へた(相生集卷一四)。

ツカヌカネ 「撞ぬ鐘」 上野邑樂郡藤川村秋妻の長昌寺の時鐘は、俚俗に小便鐘と云ふ。寺傳に正確に時を撞くと怪事があるので、住持が小便を催す毎に撞くので

此名があると(同郡町村誌材料)。徒然草にある法金剛院の釣鐘は、今妙心寺にあるが、撞けば怪ありとて用ゐぬ(北窓瑣談)。西宮市の蛭子神社に釣鐘があるが、之は元圓満寺の物であつたのを、社僧が廢されたので社有となりしも撞く事はない(筆拍子卷二)。

ツカミノゴリヤウ [摺みの御料] 京都市外賀茂神社の祭の折に「摺みの御料」とて、手づから御供を執り白紙に載せて供へる儀式がある。神事の手水は皆手づから食事せし名残である(星野輝興談)。

ツキガミ [憑き神] 越中下新川郡五箇庄村邊では、七ヶ所の墓地の土を取て人の型を作り、それを四辻又は橋の袂に埋めて置いて、千人の人に踏ませると精氣がつくので、それを持ち歸つて祀ると恰も他の國々の犬神、おさき狐等と同じ様な働きをする云つてゐる。之を同地方では、ヘンナと云つてゐるが、ヘンナはヒナの延言であらうと思ふ(上銘三郎平談)。

ツキケノコマライム [月毛の駒を忌む] 芦毛の馬と同じく此毛色の駒を忌む所は各地にある。伊豫和氣郡御幸山城主犬防が、月毛の駒に乗り谷に落ちて死んだので此邊では此駒を忌む(伊豫温故録)。肥後葦北郡久木野

城主四郎が、同じ駒に乗り住吉神に蹴殺されたとて月毛を忌む(肥後國志卷九)。日向宮崎郡田野村の天建神社の祭神(百濟王)が月毛の駒に乗り、遊行中に井に落ち死んだので、此村では此毛色の駒を飼はず井戸を掘らぬ(宮崎縣史蹟調査第一輯)。

ツキノワノシンジ [月輪の神事] 出雲安來町では語部猪鹿が、其娘を鰐に食はれ報復した故事とて、毎年七月十四日から四日間月輪の神事がある(出雲の旅)。

ツキマチ [月待] 肥前東彼杵郡川柵村の部落では、舊七月廿六日の夜は月待と稱し、未婚の青年男女集合して酒を飲み、月の出づるを待つ習俗がある(同郡誌)。按に、此事は今に各地に行はれ十九夜、二十三夜、二十六夜待などあるが他は略す。

ツクマヒ [つく舞] 下總布川町の布川神社は六月十四五六の三日が例祭で、其終日の神輿が本殿に歸る時境内にツク舞がある。之は先づ庭先に船形を作り之を御船と云ひ、之に長さ八間程の帆柱を建てるのをツク柱と云ふ、舞人は雨蛙の面を被り立附を穿き、竹弓を持ち柱の上で色々の様子をして見る者は戰慄する(利根川圖志卷三)。

ツクモデンセツ [九十九傳說] 兩總に九十九里濱、土佐に九十九浦、能登珠洲郡に九十九灣、肥前平戸に九十九洲、嶋原にも九十九嶋、上總の鹿野山に九十九谷がある(日本週遊奇談)。

越後糸魚川町に、昔老刀鍛冶が一人の娘と暮してゐた娘の聲を選ぶ條件として、宵から翌朝の一番鶏の鳴く迄に、千本の刀を鍛へる者でなければならぬと云つた。或時若武者が訪れて千本の刀を作るとて工場に入り覗見を固く禁じた。老鍛冶が禁を破つて隙間から覗いたら、若者は蛇であつたので、深夜に鶏を鳴かせて既に九百九十九本まで刀を造つた蛇を退散させた(傳説の越後と佐渡)。

大和三輪町の三輪山には現に九百九十九谷ある。元來は千谷であるのだが、最も大きな一谷を神様が隠して居られるのだと云ふ。此神様は蛇體と傳へられてゐる(大和の傳説)。

美作久米郡佐良山村一方に公文坊といふ丘がある。此地は有名な長法寺十二房の一の在つた處で、口碑に九十九間四方の内に金の茶釜を埋藏してあると(汎岡山郷土傳説特輯號)。

伊豫御手洗は船女郎の名所である。江戸期には本陣には女郎が九十九人ゐた。百人になると何か故障が起つて必ず一人死んで、いつでも九十九人であつた。本陣の壁に姉女郎に鐵槌の熱湯を吞まされて死んだ。禿の手の痕が残つて居て幾度塗り變へても消えぬ、後で此家を寺とした(河と海三ノ三)。

豊後大分郡阿南村熊群の三社權現の石段は丸石で積んであるが、昔熊群の神が附近の鬼共に向ひ、一夜の内に此山に百段の石を積んだら、賞として人間を一人やると云はれた。鬼共の仕事を見居ると三更にならぬに百段近く及んだので、神は急造の鶏を鳴かせた鬼は九十九段積んだまゝ、工事を中止したとある(豊後傳説集)。

天草島大道村の鳴川の川床に、九十九の巨人の釜がある。昔神様が太蛇に一晚に百の井を掘たら、永久棲んでもよいと云はれ蛇は其通り掘つた。神様は蛇と棲むを嫌ひ、穴を一つ自分の足で踏みかくし百に足らぬと云ひ蛇は遂に淵を立退いた(天草島民俗誌)。

ツジウラ [辻占] 或書に、辻占とは四辻に出て、手に黄楊の櫛を持ち、心に道祖神を念じ、さて「辻や辻四

辻がうちの一の辻、占まさしかれ辻占の神』との歌を三返し、見え来る人の語を以て、吉凶を定むとある(正卜考)。按に、我國の古代には變死者は四辻又は橋畔に埋めて、往來人に踏ませて怨靈の發散する事を防いだ之が辻祭の起原で、同時に橋姫の由來なのである。

ツジヨリアヒ (辻寄合) 遠江積志村では特別に村民が集會して、協議したり意見を徹さなくとも、皆田畑に出で居るので、飯時の歸りや、飯を済まして耕作に出る時を見計らつて、要路に當る辻に呼び止めては、段々に集つて談合する。之を辻寄合と云ふてゐる(同村民俗誌)。

ツチアラヒ (土洗ひ) 羽前最上郡豊里村では豊年の秋に部落の若い男女が集まり、放談醉歌して一年の勞を勞ふ事がある。之を土洗と云ふ(同村誌)。

ツチシンカウ (土信仰) 國土の精靈を神格化し、之を國魂として信仰した我國に、土信仰の在るのは當然である。砂撒き參看。

羽後雄勝郡相川村の東島海山神社の祭は九月九日である。此神豐作の神なりとて參詣常に絶えず、詣者は境内の土を持歸りて田畠の豐年を祈り、秋に至つて返す

のである(秋田六郡祭事記)。

京都では初午日に稻荷神社へ參詣する。沿道の家々で土細工の狐、鈴、布袋、鳥獸を買つて歸る。之を稻荷人形といふ。又大小の納器を賣る之を轉法といふ。昔は田賣と云ひ參詣の農民が社内の土を持歸つて、田畑に散じ豐作を祈つたのを、利に敏き商人が土で田賣に作り、更に之が發達して伏見人形にまでなつたのである(田中俊次談)。

播州飾磨郡城北村字八代に瑠璃山東光寺がある。伏見院の御草創で、古傳に同院播州巡幸の時同寺を離宮とせられた。現今俚俗上の屋敷と云ふ。天子御幸の時は禁裏殿下の土を取り皇居の四方に埋む是を勅封の地と云ふた(沿線誌集成)。

羽後雄勝郡小安湯本村の道元庵は、西國三十三所の寺の土を取來りて、石佛の三十三觀音を安置する土臺とした(雪出羽路)。按に、此の例は各地に多く存してゐる。

ツチヒキ (槌曳) 奈良市では正月十五日迄の間に死人がある、町内の者が木槌一箇を造り紐を澤山つけて夜分町中を曳廻し川へ流す。斯うせぬと死人が續くと

云ふてゐる(大和習俗百話)。

ツチメシ (辻飯) 尾張東春日井郡地方では、七月二十四日を地蔵の命日として一般に遊ぶ。之を俗に裏盆と云ふ。所によつては辻飯と云つて四ツ辻にクドを築き、赤飯を炊いて食べ合ふ子供の行事がある(同郡誌)。

ツチモチシ (土持氏) 豊前の宇佐八幡宮を建てるので直亥宿禰が勅使として下つた。然るに宮地の土が夜毎に崩れて成就しない。勅使は狩衣の袖に少しづつ土を持運ばれ、かくて社殿が成就した。朝廷では其功を賞し日向國を賜ひ、土持の姓を下されて、吾田の庄(延岡)に住んだ。此人が日向で長く榮えた土持氏の先祖である(日向の傳説)。

ツチヲオシムカミ (土を惜む神) 伊豆田方郡大瀬岬の大瀬明神は、下駄や靴を嫌ふので參詣人は必ず草履又は草鞋に穿き變へる。そして境内の砂土や草木を持ち歸れば祟ると云ふ(駿豆相三國傳説)。

ツツウツカ (頭痛塚) 東京市品川に頭痛塚あり。非人頭松右衛門の願により、元祿年中より刑人の首を此處に埋む。郷人頭痛を患る時は此塚に祈ると驗あるので塚の名とした(新編武藏風土記稿卷一六)。

ツ、カユノシンジ (筒粥の神事) 各地の神社に行はれてゐるが、河内の官幣大社牧岡神社が最も有名なのでそれを擧げ、他は參考文獻に譲つた。そして牧岡神社では、正月十四日正午に、氏子總代神社に集り、粥占に用ふる道具を揃へ、參與する人四人を籤で定め、午後五時に粥を煮る火を鑽り、釜には小豆三升米五升を入れ、其中に女竹五十三本(長五寸直徑七八分)を九本づつ繋いで巻き縦に入れる。此竹を占竹と云ひ、竹筒の中に入りし穀種の多少によつて豊凶を占ひ、又晴雨も占ふのである。それには十二本の若櫓(長四寸直徑六分)の焼け具合によつて、燃えた部は晴、燃えぬ部は雨と極める(民俗學二一)。

- 【參考文獻】
- 陸前宮城郡愛子村 (福渡社) 封内風土記卷三
 - 武州橋樹郡師岡村 (熊野社) 同風土記稿一〇
 - 伊豆田方郡田京村 (深澤社) 豆州志稿卷八
 - 信州埴科郡東條村 (玉依社) 人類學雜誌二四
 - 駿河有度郡三保村 (三穗社) 駿國雜誌一五
 - 飛騨大野郡小八賀 (民家) 飛州志卷七
 - 越後三嶋郡嶋崎村 (出田社) 同式内神社案内

伊勢一志郡阿坂村 (敏太社) 明治神社志料上
 筑前遠賀郡熊手村 (大歳社) 同續風土記一五
 ツトイリ (衝突入) 昔は七月十六日をツト入と稱し、
 突然に知未知の他家を訪ね、所蔵品を見て歩いたもの
 である。伊勢山田と越前敦賀とに残つてゐたが、それ
 も混びてしまつた(滑稽雑談)。按に、此日は性解放が
 行はれたのが、斯うした相となつて残つたのである。



【参考文献】
 大和の綱掛の神事 (田中 俊次) 郷土趣味五ノ三
 大和の綱かけ祭 (中村 清二) 旅と傳説六ノ二
 ツナシキテンジン (綱敷天神) 綱輪天神とも云ひ各地
 にある。豊前椎田町の菅公社は、菅公が浦に着いた時

稲田姫社でも同じ程の薬で女根を拵へ、神官氏子立會
 てトツギ祭をする(大和高取藩風俗問答)。因に、同
 地方には此社以外にも此祭儀がある。
 舊正月十日に綱掛の神事が
 行はれる。素尊社では一反
 分の薬で元根の形を作り、
 包の素尊社と、同郡織田村大西の稲田姫社とで、毎年

漁師が舟の綱を敷いて御座としたので綱敷天神と云ふ
 (築城郡誌卷二)。筑前博多綱場町に綱輪天神社あり。
 菅公左遷の時袖の港で船より上りしが、海邊にて敷物
 なく、海人舟の綱をたぐり輪の如く重ねて敷き休憩し
 其後に社を建たのでかく云ふと(筑前國續風土記卷四)
 按に、綱敷は綱引の訛語である。

【参考文献】
 綱敷天神 (中山 太郎) 日本民俗學神事篇
 ツナヒキ (綱引) 壹岐では七月十四日夜より二十日夜
 までの間に、此處彼處の社頭或は有名な古塚の邊で、
 長さ凡そ三十四五間、圍り五六尺の麥藁、蘆竹等で拵
 へた堅い綱を引き合ふ。老若男女打集ひ右方より寄
 來、左方を元神本と云ひて勝負を争ひ年占とする(人
 類學雜誌第三六號)。按に、綱引は朝鮮よりの輸入と思
 ふ。西の九州に多く中國關東と北へ進むほど少くなる
 類例は餘りにあるので抄録にも堪えぬので略した。
 【参考文献】
 綱敷天神 (中山 太郎) 日本民俗學神事篇
 ツノバリ (角針) 駿遠地方の漁夫は、牛の角を研いで
 半透明の物として、之に針を添へて鰓を釣る。魚は之

を見て鳥賊の兒と思つて喰附くとの事である(民族と
 歴史四ノ四)。

ツバキ (椿) 椿は靈樹として崇拜されてゐた。豊後風
 土記に景行帝が土蜘蛛を討ち、椿ノ榎で誅殺したとあ
 るのも、此樹の呪力を信じたからである。歴聖の大嘗
 祭に、土火爐四荷、椿以三椿木ニ云々とあるのも(延喜
 式卷七)、又此樹を神聖と考へたからである。

ツバキガミ (椿神) 陸前亙理郡下郡村に椿山がある。
 昔此山に叢祠を立て花ノ神を祀り椿明神と稱した(封
 内風土記卷九)。信州筑摩郡村井町の都波岐明神社(信
 府統記一九)伊勢河曲郡の椿神社(勢陽五鈴遺響)な
 ど此外にもある。

ツバキシシカウ (唾液信仰) 諸尊の唾液から成坐した
 神に、速玉之男神と事解男之神の二柱がある。事解は
 其名の如く唾液を以て事象を判断する、呪力あるもの
 と考へたからであつて、之が唾液信仰の起原であり、
 又唾液八封なるものの原義である。そして偶々椿の木
 が唾液に似たもの(別項椿餅参照)を分泌する所から
 此木の名となり、更に椿が靈樹として崇拜されるやう
 になつたのである。

【参考文献】

古語拾遺 大地主神の蝗を放つ條
 日本書紀 彦火々出見尊海宮遊行の條
 江家次第 平野神社祭の條
 公事根源 六月御贖の條

ツバキシシカウ (椿神) 出雲神門郡大津村の道祖神
 は、社殿が無くして椿を神體とする(雲陽志下)。

ツバキソクシン (唾液俗信) 今に子供(昔は大人も)が
 岐路に立つと掌に唾液を吐き、それを打つて餘分に飛
 んだ方を擇むのを唾液八封と稱してゐる。更に橋の上
 に立ち川に唾液を吐き、それが其儘流れれば凶、開い
 て流れれば吉とする占ひも各地にある。上總本納町本
 納と二宮本郷村眞名とは、先づ互に誓約せる後に兩
 人二回づつ地上に唾を吐く、若し約に背く時は此唾を
 盡く拾へと云ふ(南總の俚俗)。猶唾液に關する俗信は
 多いが他は省略した。

ツバキタ、リ (椿崇) 大和北葛城郡志都美村平野に、
 昔平野長者が住んでゐた。大邸宅を構へ盛んなもので
 あつたが、舊くからあつた椿の大木を伐つたのが祟つ
 て、家族が皆死絶てしまつた。今の椿の木は後から村

人が植ゑた小さいのであるが、觸れると腹痛が起ると云はれてゐる（大和の傳説）。

ツバキハラ 「椿原」 能登羽咋郡富來村より二里の間、八百比丘尼の植ゑた椿原がある。此比丘尼は越中黒部の庄玉椿で産れたとも云ひ、又若狭白椿山に尼が居たとて今に繪像があり。手に椿の花を持つて居る（能登名跡誌乾卷）。八百比丘尼參照。

ツバキモチ 「椿餅」 菅見記（西園寺家の日記）永正九年四月十四日條に「今日南庭椿の枝に奇異の物出現、其委白くさきとがりて如三寶珠一似餅、木に餅のなると云は此事也（中略）。福貴之瑞相と諸人申、即供三御酒一奉レ祝枝を折て宮に納む」云々（郷土研究一ノ一〇）

ツバメ 「燕」 燕は春を齋らす鳥として尊敬された。支那の古代では、此鳥の來る頃に郊媒神を祀り、國內の民衆に結婚させた。此事は我國にも微弱ながら其痕跡を残してゐる。出雲大社の祠官佐草氏の佐草とは媒酌の古語で、同家に傳へた諸冊二尊降臨の圖に描いてある鳥は、通例の鶺鴒では無くして燕である。斯うした事が大社をして縁結び神とした原義である。詳細は參考文献で知られたい。

【參考文獻】

我國の高媒信仰（中山 太郎） 日本民俗學歴史篇
ツバメソクシン 「燕俗信」 岩代耶麻郡慶徳村字眞木に大きな淵があるが、雨乞の折に此淵へ生燕を沈めると必ず雨降ると云ふ（同郡誌）。北河内では巳年の者が家内にある家は燕が育たぬと云ひ、又燕を捕ると火に祟ると云ふ（郷土研究四ノ三）。燕を食ふと盲目（又は腹痛）になると云ふ俗信は諸國にある。

ツバメノハマ 「燕の濱」 越後西蒲原郡五十嵐ノ濱は、毎年春ノ社日頃同國へ燕の來る時は先づ此濱に集る。眼の及ぶ限り燕で埋まる。又秋ノ社日にも集るが今に變らない（温故ノ葉八編）。

ツメ 「爪」 昔は左拇指の爪と肉との間を魂門と云ひ、右拇指の爪と肉の間を魄門と云ひ、魂魄はこゝから出入するものと信じ恐れ、歩む時に拇指を隠して握つたのは之が爲めである（松屋筆記卷二）。此外に爪を剪る日、剪り方、出爪を忌む事など多々ある。

ツメカキフドウ 「爪書不動」 大和宇陀郡内收村自明の伊勢本街道の道端の、聲え立つ岩に爪がき不動尊がある。之は弘法大師が彫刻したものだとも云ふ（大和の

傳説）。

ツルオシヘノヤキモノ 「鶴教の焼物」 石見通摩郡水上村の木原吉右衛門が無名異の鱧脈を發見したが、其利用法を知らずとみると、或日負傷した鶴が來て無名異の水に溶解したのを、嘴にて其傷所に塗る事數日で傷は全く癒えて飛び去つた。之を見て吉右衛門は此無名異にて製した器で飲食すれば、身體を健康にし邪氣を拂ふとて無名異焼を製出した（島根縣口碑傳説集）。

ツルオシヘユ 「鶴教湯」 陸奥野邊地町の馬門温泉は一名鶴の湯と云ふ。其名の起原は湯の中に鶴の形の石があるからだとも云ふが又、昔足に怪俄した鶴が飛んで來て、足を浸したのを見て温泉を知つたので斯く云ふとも傳ふ（上北郡傳説集）。

ツルトイネ 「鶴と稻」 志州伊雜村の大歳宮は、一に穂落しの宮とも云ふ。祭神は眞那鶴で稻穂を咋へ落したので此名がある（參宮宮圖繪卷下）。按に、此種の傳説は各地にある。穂落しの神參照。

ツルニノルカミ 「鶴に乗る神」 紀伊南牟婁郡御船村鮎田の牛鼻神社の祭神國靈日女神は、鶴の翅に乗つて大空を翔けられ此處に止り座したので、此處を鳥止野と

名付くと（明治神社志料卷上）。

ツルノソダテタヒト 「鶴の育てた人」 駿河庵原郡に庵原氏があつた。昔舞鶴山の鶴の巢に嬰兒の聲聞えたので里人樹上より取り降り見ると男子であつたが、成長の後英傑の士にして庵原左衛門尉と云ふ（駿河志料卷四八）。

ツルノミヤ 「鶴の宮」 讃岐大内郡白鳥村に鶴の宮があり、其傍に鶴塚がある。同國では何處で鶴が死んでも、此塚へ送り埋めた（讃州府志卷二）。

ツルハカミノツカヒ 「鶴は神の使」 下野日光湯本に昔は丹頂鶴が遊んでゐた。鶴は白根權現使であつて、常に一番だけ住ひ雛を養つても、其處には一番のみ残り他全部飛去つてしまふ。寶曆頃迄は鶴が來てゐたが其後姿を隠してしまつた（日光の傳説）。

ツルメソ 「弦召」 京都祇園社の犬神人が、弓弦を製し賣つたので別名になつた。後には春の懸想文なども賣つた。

【參考文獻】

つるめそ考（喜田 貞吉） 社會史研究卷九連載
ツルラクハヌ 「鶴を食はぬ」 飛騨吉城郡細江村杉崎大

歳神社の氏子は鶴を食はぬと云ふ(飛州誌卷四)。讃岐大川郡白鳥村白鳥大神宮の祭神は倭尊である。其神白鳥に化したる爲に、讃人鶴を神鳥となし、之を殺し之を食する者無い。若し之を殺す者あらば常刑があつた(讃州府誌卷二)。

ツキナ [追儼] 陰陽道の思想で支那からの輸入である罪穢を人に負せそれを追拂ふ儀式で、我國では文武朝から行はれたとある。民間で有名なのは尾張國府宮、筑前観音寺等で、共に旅人を捕へて苦めたものである。此儀式の簡略化されたものが節分の豆撒きである。

東京市目黒の不動堂の別當瀧泉寺の追儼は節分の夜に行ふが、寺の玄關に大俎の上に兩股大根を飾り贈着庖丁を添へ置き、麩て式が始り鬼面を被りし者を色々に責め追廻し、遂に別當の門内に追込を合圖に件の大根を眞二ツに切て終る。鬼は中目黒の農民が年番で勤める(遊歴雜記初編上)。

甲府市山田町の伊勢宮でも追儼式を擧げるが、節分の夜に年男は烏帽子に素袍着て升に炒豆を入れ、四方を睨む時に鬼が出て神前を走るを、炒豆に梅ノ枝で鬼を追ひ廻し叩き歩く。鬼は追はれながら參詣の群集中に

入り、豫て兩掌に塗り置きたる油煙墨を參詣人の衣類に塗らんとし、參詣人は塗られじと走り大騒ぎを續ける(裏見談話卷八)。

京都市外山崎の寶寺の追儼は四月十八日であるが、當日午後二時伶人、大導師、副勅使に續いて行基作と稱する鬼面を冠つて赤青白の衣を着する鬼三名、陰陽寮諸曲僧、松火役など堂に入り密閉する。奏樂の儀了つて萬燈點じ諸曲と陰陽寮の祭文の朗讀がある。此時七十五の餅を竹で挿んだものを梁りに吊す。一同酒盞を傾ける。導師奠供散華讀經了つて寶寺の古印を堂内陪觀者に廻し頭部に捺す形をなす。厄を免るの効がある。と云ふ。次に松葉を夥しく持ち來り火爐に燻らす。之を鬼燻べと稱す。鬼は煙に堪へ兼ね堂外に逃げんとし戸を開けば寺僧は鉾弓矢を手にして豆を投げ「鬼は外」と大呼しつづ之を追跡して式を終る。詣人は「福は内」と應じつづ豆を拾ひ、寺からは葦の矢と餅を賣つて家苞にさせる(日本歳事史)。

筑前筑紫郡住吉村の住吉神社では、昔は正月七日に鬼平げ祭として人を捕へて鬼と號し、之を追ひ打ちて終りには石柱に縛り付けて置いたとて、今に其石柱が残つて

ある(同續風土記卷五)。

ツエ [杖] 越後頸城郡の山方邊にては老若とも外出には必ず杖を携へるが、其品は椶櫚、ずみ、桐、南天、竹、藜、處杖の外は不吉として用ゐぬ。又兩親を有する者は假にも竹と桐の杖を用ゐず。之親の喪に用ふる古式の爲である(越後風俗志第二輯)。

ツエサクラ [杖櫻] 美作久米郡吉岡村定宗の本山寺の杖櫻は、僧法然の母が子を當山に祈り、百日の日參をなし満願の日に杖を此地に挿した。後法然が生れ杖の櫻は枝葉を生じたと云ふ(同郡誌)。

ツエシミツ [杖清水] 越後の古志郡栖吉村に土用清水とて、秋冬春の三季は涸渴し、土用のみ湧き出る清水がある。之は昔平頼盛が手にせる杖を地中に立てしに湧いたと云ふ(傳説の越後と佐渡)。

ツエタテデンセツ [杖立傳説] 大和淀町鉢立の清九郎と云ふ眞宗の信者が、高市郡船倉村丹生谷で持てた竹杖を道の傍に突差し其場で死んだ。杖は其後芽をふき枝を出し今丹生谷の崑崙山因光寺境内に一むらの藪になつてゐる(大和の傳説)。

出雲大原郡神原村三代の日吉神社にシナ竹と云ひ莖は

男竹で葉は女竹の竹が生えるが、昔大山昨命が杖に用ひ給ひし竹から芽を生じたのであると傳ふ(島根縣口碑傳説集)。

加藤清正が朝鮮征伐の歸途鶴崎町法心寺に立寄り、持てゐた銀杏の木を杖を逆に刺し「生ある物なら芽を出せ」と云つたが果して芽を出し、今に茂つてゐる(禮後傳説集)。

【參考文獻】

杖の成長した話

(柳田 國男)

民族一ノ一

ツエトウタアゲ [杖と歌擧] 長野の善光寺で五月十四日夜大躍があり歌擧がある。歌うたふ人何れも杖をきつつ歩いて、金堂などの歌ふべき所に至れば其杖によりて唄ふ。其歌今に入首ある(芋井三寶記卷中)。按に杖は神の標であつた。善光寺の堂童子は其古俗を傳へたものである。

ツエキラフカミ [杖を嫌ふ神] 筑後八女郡北矢部村の御前ヶ岳は、登臨の人半腹以上より杖を禁じ、麓より携へたる杖は悉く爰に捨てる故に俚俗杖捨と云ふ。祭神は津江權現である(校訂筑後誌卷一)。

ツンホエビス [雙蛭子] 大阪今宮の雙蛭子は既載した

が、此分記が伊勢小俣町外宮高宮の上に在る。蛭子屋久太夫の祀つたもので、参詣人は槌で社を叩く習ひがある(参宮圖繪卷上)。

ツンボカスガ〔豊春日〕奈良市の元春日様は、現在の官幣大社春日神社樓門の西手、回廊の簷下にある攝社榎本神社がそれで、即ち豊の神である。明治二十年頃迄は春日に参詣し人は、必ず先づ此社に来て「春日さん、参りましたぜ」と云ひながら、其柱を握り拳で幾度も叩いてから本社に行つた(大和の傳説)。

ツンボノウマレルイへ〔豊の生れる家〕丹波天田郡下夜久野村に民家があり、代々童子庄右衛門と云ふ。此家には必ず豊の者が男女に限らず一人づつある(丹波志卷五)。

テ

デアヒノシンジ〔出合の神事〕美作久米郡稻岡南村南庄の稻岡神社の例祭舊九月十五日には、神輿の小原神社と熊野神社とが出會ひする例であつた(美作國神社資料)。

テイエントシンカウ〔庭園と信仰〕推古朝に外人が歸化して、須彌山の形を模造した事がある。此模造と云ふ事が永く行はれて、我國の庭園の發達となつた。平安京の神泉苑は、周の靈園を學んだものと云はれてゐる(東洋藝術史、中央史壇特輯號)。

テイシテラ〔手石寺〕伊豫温泉郡惠原町に右衛門三郎の八塚がある。天長年中に三郎邪慳にして弘法大師の托鉢を八片に碎いた。其咎で八子悉く死す。三郎大に悔ひ罪を大師に謝す。其後手に石を握り生れし兒ありて城主となる。手石寺の寶物は之である(同郡誌)。

テガタイシ〔手形石〕信濃下伊那郡神稻村の内佐原宇追の窪に、手形石と云ふ奇石がある。建御名方神の建雷神に追はれ契約せし手形の石なりと。石の面に恰も手を重ねたる様な形がある(伊那名勝誌)。按に、足形石と同じ信仰で此石も各地にある。

デカハリ〔出代〕昔は奉公人の出代は二月二日であつた。之は正月の神事が終つたのが境目になつてゐたのである。それが後に三月になり、十二月となつたが、尾張東春日井郡では、下男は一年を一期とし、冬至に出代をなし、下女は半年を一期とし、舊三月九月の兩

節句に出代した(同郡誌)。越後三條では、納豆は節季の奉公人の出代の十二月二十五日に、舊い奉公人が煮る。之を新舊兩奉公人で土庭の隅にねかす。時には新しい奉公人のみが行ふ事もある。俗に納豆煮の出代と稱してゐる(越後三條南郷談)。

テキコンレイ〔適婚齡〕陸前牡鹿郡の延亨元年の禁令によれば、僧徒山伏にして郡越結婚する時は、必ず其地の代官より許可を受くべく、又二三男の者は三十歳前に結婚する事を禁じられた(同郡誌)。越後長岡領では、寛永の制度で男子廿五歳、女子廿歳以上にならねば縁組を許さず。又耕作時と御年貢皆濟前は結婚せぬを例とした(越後風俗志第五輯)。

テコナ〔氏胡奈〕南部津輕では胡蝶を呼んで氏胡奈と云ふ。萬葉集の眞間にてこなも胡蝶の意にて今の小蝶又は蝶子の意ならんか(校補但馬考卷六)。

テツクワ〔鐵火〕岩代阿沼郡陸合村に三塚がある。元和年中胄石村と松尾村に山争ひ起り蒲生氏に訴へしに兩村入山すべからずと裁斷ありしを、強て訴へたので胄石村次郎右衛門と松尾村清左衛門の二人が、今の野澤町諏訪神社前に鐵火を執り、次郎右衛門恙なかりし

かば清左衛門を誅戮し、其遺骸を三分して埋葬し三個の塚を築いて兩村の山界とした(同郡案内)。

常陸茨城郡市原村と日草場村との境界に肥前塚がある。元和年中市原と日草場とが牧場を争ひ、永井直勝が裁斷したが決しぬので遂に鐵火を握つた者を勝とする事にし、市原の男子が之を握つたので勝となつた。然るに日草場の里長川井肥前が、市原の男子は巫覡の徒であるから、更に他の男子に代へてくれと頼み檢使は之に従つて日草場を勝とした。肥前は再訴を恐れ土饅頭を築き兩邑の界とした(新編常陸國誌卷八)。

土佐本川郷の番人山中左京門次郎は里民を虐げた。其一例に正直者の百姓太郎右衛門に難題を掛け、神主某と謀り神官は鐵棒を焼き握らしめ罪人となしたので、太郎の妻子の七人を斬殺したので太郎一家白鳥と化し山中及神主一家に祟つた。今でも白鳥出れば災ありと云ふ(土佐史壇一五號)。

【参考文献】

神の裁き (中山 太郎) 日本民俗學神事篇
テツクワ〔鐵を忌む〕蛇神が鐵を忌む例は各地にあるが、主なるもの二三を擧げるに、信州の青木湖は昔

は兩刀を帯びた者が舟に乗ると必ず轉覆した(松本と安曇)。越中礪波郡の繩池も鐵物を投ずると、晴天が忽ち曇り數日強雨あると恐れてゐた(越中舊事記)。飛騨には鐵を携へては歩けぬ山澗が多く、大野郡位山、吉城郡文道寺峠外三ヶ所ある(飛州志卷二)。

チ、スチ 「て、筋」 八丈嶋にては、土着の者を「との筋」と云ひ渡來者を「てて筋」と云ひ通婚せぬ。そしてとの筋は髪長く、てて筋は疎毛である(旅からず)。

テナガ 「手長」 手長とは取次人、又は媒介者の意で、即ち手を長くして斡旋する者を云ふたのである。紀州伊都郡天野村上天野にある、丹生四所明神の社家十五軒の内に、三の手長 山本仙司、二の手長 高松新吾 一の手長 松嶋數馬、四の手長 井本左治馬等の名がある。手長は中言者と云ふ意味である(紀伊續風土記卷四八)。更に薪の一体の寺は大徳寺の直末にて、眞珠庵は手長と云ふて、本寺への取次の筈なるを、薪田舎故に無調法にして、今は眞珠庵の末寺になつた(遠碧軒記上の二)。

【参考文獻】
陸前亘理郡小川村(手長神) 封内風土記卷九

信州上伊那郡羽場村(同上) 伊奈志略卷二 遠江中泉町(同上) 同風土記傳卷六
テナガアシナガ 「手長足長」 羽後飽海由利の郡界に三崎山がある。昔此山に手長足長と稱する二鬼が棲んでゐて、往來の人を苦め邑民を害した。然るに三本足の鳥が何處ともなく來て、鬼の居る時には有と鳴き、居ない時は無と鳴き里民に教へたので、それより此處を有耶無耶の關と云ふた(出羽國風土略記卷五)。

テナシチザウ 「手無地藏」 伊豆君澤郡中村の長松庵の石地藏時々怪をなす。狩野介の郎黨數人茲を過ぎ怪に逢ひ、刀を以て其手を切る。今に手無し地藏と云ふ(豆州誌稿卷五)。

テナラヒセヌムラ 「手習せぬ村」 越後刈羽郡逃入村は小千谷町の近くにある。藤原時平の墓所がある爲か此村には菅神は繪像でも置く事を禁じ、物書人一人もなく手習する事も禁ずる(越後名寄卷五)。

テヌクヒカブリ 「手拭被り」 羽後河邊郡地方では、女子は揚手拭と云ふ姉様冠に似た一種の冠り方をする。女子の老人間には客前に出る時、特に揚手拭をするものである(同郡誌)。

テバクシヤ 「天摸社」 武藏埼玉郡内の各地に天摸社と稱する神社がある。天白社の義字ならん。更に天魂社と記せるも往々ある(武藏風土記稿)。按に、天摸は手宮の轉訛で、巫女の手箱に關係あるやうに考へる。

【参考文獻】
箱石と笈塚 (柳田 國男) 郷土研究一ノ八
テバコイシ 「手箱石」 岩代耶麻郡下西蓮村の山間に手箱石がある。二間に三間半許りの石の上の方八寸程の箱の如くなる石あり。夜毎に産女來て鐵漿をつけしとて鐵漿付石とも云ふ(新編會津風土記卷五五)。

テハラミムラ 「手孕村」 駿河郡長田村手越原町屋川に子捨橋がある。俚傳に昔郡領某在京して歸りしに、妻が妊娠してゐたので家従と不義せしと疑つたが、分娩せるを見れば手であつたのでそれを捨てたので此名がある(駿河志料卷二六)。按に、近江栗田郡にも手孕村があり、實盛物語劇の材料になつてゐる。要は支那からの輸入である。

テフテフヲドリ 「蝶々踊」 京都に天保十年の春蝶々踊が流行した。當時の記録に、巳亥三月下旬今宮の氏子地樂きに出るとて、揃の衣裳で相競ふて蝶々躍をなす

其後諸方の宮寺に移り移り町中一面の流行となる。老若男女賢愚を分たず前代未聞にて拍子に乗り牀板を踏抜くに至ると(奇態流行史)。

テルテルハウシ 「照々法師」 我國の子女が祈晴の爲に拵へる照々法師は、唐土では帝晴娘に云ひ、彼地から來たものである。明の劉侗の帝城景物略に詳記してある(櫛菴談苑)。

テラケライム 「手桶を忌む」 上總君津郡俵田村の白山社の祭神は大友皇子である。社實に軍裝せる皇子の木像及び手桶一個ある。俚傳に忝くも皇子の御頭を手桶に納めて社後に葬るを以て、十二ヶ村の氏子村民は絶て手桶及其語を用ゐぬ(上總町村誌卷二)。

テングキ 「傳供木」 紀州高野山蓮花谷より野川に到る中間の時に天狗木がある。或説に傳供木ともある。某女院が大師の御廟に御膳を奉ぜんとして、此處より傳供したと云ふ(高野山通念集卷五)。

テングソウ 「天狗像」 我國の天狗の像の多くは、印度のガルタより出しと思ふ。淺草觀音堂の後の板襖に、大なる二十八部衆の彩畫あり、迦留羅王(金翅鳥王)は全く烏天狗で笛を吹く態なり。佛像圖案にもある。天

狗の鼻はジャニプール（印度の廢址より）發見せしガ
ルタの鼻を鼻に轉じたものであると云ふ（南方來書
卷五）。

テングノシヤウタイ 「天狗の正躰」 京都洛北鞍馬の山
奥は、牛若丸の昔から天狗が棲むと傳へられてゐるか
當局で其天狗を天然記念物保存法に依つて調査せしに
天狗の正躰は其天狗の鼠鼯で、鼯に似て坐つた恰好は
猿のやうで、樹間を飛ぶ様子は烏天狗に似て居ると
（東京朝日新聞、大正一三、一二、九）。

テングノツメ 「天狗の爪」 能登石動山の林中に天狗の
爪がある。色青黒く長さ五分許りで石の如く先尖に後
廣く獸の爪に似てる。土人雷雨の後林中に往て之を拾
ふと（一話一言卷一五）。

テングノハネ 「天狗の羽」 伊豫浮穴郡猿谷村の庄屋が
同村の仙波ヶ岳を通りしに橋の東詰で天狗の羽を切落
した。其太刀は今も其子孫が持つてゐる（伊豫温故録）
テングノムギメシ 「天狗の麥飯」 信濃黒姫山中で天狗
の飯を發見した。川村清二博士の談に由れば、鐵バク
テリヤの一種で、鐵や硫酸を多量含有する安山岩の精
力を借りて生きて居る。同所の岩石は宛も輕石様にな

食ふを得ず地中に埋む（人類學雜誌二八ノ七）。

テンニノボツタウマ 「天に昇た馬」 岩代鹽川町の土産
神なる荒神社の縁起に、天喜年中原義家愛馬の連錢韋
毛の駒を獻じた。後に此馬天に昇り空中嘶く聲するこ
と七日。仍て馬頭觀音と祭つた（新編會津風土記）。

テンバイシ 「天馬石」 阿波小松嶋町田
野に天馬石あり。古天より馬降りて石
となる。又宇治川の先陣に池月と云
へる名馬、佐々木の磨墨の爲に先陣を
越され、憤りて此處に來り死して石と
なるとも云ふ（阿波名所圖繪卷下）。



テンヒシシカウ 「天妃信仰」 天妃は支
那の航海守護神であるが、我國へは室町期の終り頃に
輸入され、主とし裏日本から東北の海岸に祀られた。

【參考文獻】

船 靈 （小山田與清） 松屋筆記卷六九
テンビトキボク 「天火と龜ト」 對嶋上縣郡琴村五根緒
に高崎神社があり、其祭に上縣の龜を水晶を以て天火
を取りて焼く異流がある。されど曇天には此事なら
ず其家斷絶後天火で焼く者はない（津嶋紀事卷三）。

つて居る。信州の或行者は「天狗の麥飯」ばかり喰つ
て五十日も行をしたさうである。之は世界中で日本以
外の地に發見されて居ない（信濃及信濃人第八號）。飯
綱の條參看。

テンヂクラウニン 「天笠浪人」 土佐長岡郡大津の城主
天笠孫八郎は、奏元親の爲に不意を襲はれて戰死した
其時天笠氏の家臣たゞ周章狼狽して役に立たず、爾來
此浪士を賤みて諸侯も抱へず、世に之を天笠浪人と云
ふ（土州淵岳誌卷七）。

テントウネンブツ 「天道念佛」 常陸では毎年三月に村
里の男女集會して鎮守の社頭や佛寺の庭で、先づ發願
文を唱へて鼓を打ち鉦を鳴らし念佛を唱へ、男女袖を
列ね周旋して躍舞ふ。日出を拜し日暮に終る。此天道
念佛は鎌倉の末足利の初に起れりと云ひ、麥稻の風水
の難なきを天道に祈願する念佛である（新編常陸國誌
卷一一）。

テントウモチ 「天道餅」 大和今井町邊にては疫病流行
する時は、天道様に御供を奉るとて、家々より金錢を
集め餅米三石三升三合を買ひ、夜分に之を搗き朝日の
昇らぬ前に人々集つて食ふ。朝日の出たる後は其餅は

ト

トイシアラヒ 「砥石洗」 越後では稻刈を終ると農村は
普通三日程休む。之を砥石洗ひと云ふ。休日中に若き
男女相誘ひて一戸の宿を借り、短きは二日長きは一週
間位持寄の飲食をなし、此間男女混宿や夜這等が行は
れる。若き男女には盆踊に次ぐ解放的な娛樂期である
（日本の農村を語る）。

トウカシル 「十日汁」 京都では町内限りの年寄は總て
家持ちに限る。正月十日に一同會所へ集り、年寄は町
奉行から出た法令又は町々の掟を讀み聞かせ、其年の
雜務を議し、擧つて宴を張る。家を最近に買った者は
「茶配り」とて茶を配り町切餅を出す。之を町汁とも
十日汁とも云ふ。（日本歲事史）。

トウグシ 「頭串」 讚岐仁尾町宇宮の浦は加茂明神影向
の地で小社がある。海中魚の群をなす從て漁船多く集
る。然るに毎年七月十五日より八月一日まで漁をとど
め置き、八月一日網を下して多く魚を取り頭串を定め
る。（古今讚岐名勝圖繪卷一一）。

トウクワ (燈火) 羽後仙北地方では、提灯に松臘燭を用ゐる。製法は先づ松樹を傷け、流れ出る脂汁をとりて捏ね、揉んで柔かにし、之を四五寸の棒にまるめて笹の葉敷枚を並べたもので包むのである。(日本風俗の新研究)。陸中の農村では、昔は燈火にマツカと云つて樹脂の多い松を細断したものを用ゐたものである。(江刺郡志)。越後東頸城郡の農家では、明治維新前は松材を燈火として、顔色が黒く煤けたものである。山竹の一方に火を點じて、之を逆に掛け明りを採るものもある。(牧村郷土志)。下總關宿東五箇村(十三村一島)では、綿の質を髓にて碎き火燈に入れて燈火にした(俗語考卷上)。安藝加茂郡邊では、昔松脂蠟又は肥松を以て燈火とし、下流家庭では別に點火することなく、團爐裡の火で僅に明を取つた(同郡誌)。

トウケイシヤ (團鶏社) 紀伊西牟婁郡淡村新熊野に團鶏權現がある。元暦年中に源平二氏の中執れを助けんかと惑ひ、此社地に放ち飼ふ鶏赤白二色を分ち、兩氏の旗色に準へ神前で闘はせしに白鶏の方が勝つたので心を決して源氏を助けしと。之より團鶏權現と稱す(紀伊續風土記卷七一)。

に石佛の辻地藏あり、元三河碧海郡重原村の野中に倒れてあつたのを、炮煉賣が三河より尾張へ歸る其荷物の片荷として此處に持ち來つたと云ふ(尾張志)。

トウドウチ (堂童子) 信濃善光寺の御堂の後に年神堂あり、佛の御年越の堂なりと。年毎に十二月中の申日の夜其事を執るを堂童子と云ふ(芋井三寶記卷上)。

トウドジン (唐土神) 甲斐山梨郡上万力村の唐土明神は素尊を祀る。永祿四年の番帳に唐渡の宮とある(甲斐國志卷五六)。按に、同地方に此神が多く祀られてゐる。渡り神か留意したい。

トウナイ 加能越地方では特殊部落をトウナイと云ふ。又死人を取扱ふ者を隠亡と云ひ。皮革を取扱ふ者をトウナイと云ふ所もある(異部落一卷)。

トウニン (頭人) 宮座に屬する者が、抽籤等により祭儀を擔任するを頭人とも當屋とも云ふ。之が個人で無くして團體なれば、頭村とも當番町とも稱した。一例を擧げると、長岡市の金峰神社の攝社股倉神社に、極めて古風の神事がある。毎年十月市郷の富人忌服なき者を選んで其名簿を作り、十一月七日の夜占方を以て奉祭すべき家を定める。之を頭人と唱へる。同九日未

ドウジヤウヒクワン (同情悲願) 筑前糸島郡福吉村に石窟があり、洞中に七願神社がある。藤原廣嗣の馬卒七郎敵を避けて洞中に隠れたが、咳をして現はれ慘殺さる。村民靈を祭り社を建て、咳嗽を病む者祈願すれば効驗あると(筑豊沿海志)。此種の俗信は各地に夥しき迄あるが、今は一例にとどめる。

トウジンボウアレ (東尋坊荒) 越前坂井郡安島浦に東尋坊の池がある。昔平泉寺に東尋坊と云ふ大強力の悪僧あり、一山疎み果て或時海岸見物に事寄せ酔臥せる所を突落して殺した。然るに晴天忽ち變じ雷雨烈しく多くの人を損す。今に至りても平泉寺の祭禮四月五日の前後に、風烈しく雷鳴る時は東尋坊の荒れと云ふ(越前國名蹟考卷一一)。

トウタニコ (藤太巫女) 石見安野郡富山村才塚の三社神社祭(神は册尊、事解、速玉の三柱)。往古、田原藤太と云ふ者諸國遊歴中、紀州熊野三社へ參詣し、其分靈を受け歸り同地に祀ると傳ふ(石見社寺案内)。按に、梁塵秘抄に「藤太巫女」の一句がある。或は之と同じきものか。

ドウチユウヂザウ (道中地藏) 尾州熱田傳馬町の中程

明御靈代を頭人方に遷す。頭人方にては家の前に、周圍二尺或は三尺の大櫛を左右に建て、齋櫃を家の上に作り、男神女神二柱の御靈代を齋ひ奉る。頭人は主神奉侍の間は、潔齋して穢食を禁斷し喪を弔はず、自身毎日御饌を炊ぎて供へ奉る。十一月五日より八日迄は男神還幸の神事がある。其節頭人は木綿髪を被り、伊達子(妻女)と脇伊達子と共に淨衣を裝ひ新袴の上に座して祭る(郷土研究一ノ一二)。宮座を參照せよ。

トウハクシヤウニン (頭白上人) 常陸筑波山麓の農佐源次の妻お篠が、臨月の身で殺され、佐源次は其菩提を弔ふため五年間廻國して歸村すると、亡妻の墓の中で赤兒が泣くので寺僧が掘り出し、育てゝゐると聽いて父子の對面した。此兒は永く土中にゐたので頭の毛が白く、後の高僧頭白上人がそれである(日本傳説集) 按に、此傳説は、小夜ノ中山夜泣石傳説の原始型であるが、京都では正法寺開山國阿彌の故事となり(奇異雜談集四)、裏日本では通幻和尚の身上として各地にある。

【參考文獻】
陸奥南津輕郡藤崎村(唐白前)青森縣名勝案内記

陸中和賀郡大興寺村(如幻塚)華城郷村志卷三
 信州下伊那郡市田村(瑠璃寺)傳説の下伊那
 和泉春木村西福寺(鎌上人)泉州志卷四
 美作久米郡三保村(乳呼社)久米郡誌
 因幡岩美郡浦富村(通幻覆)岩美郡誌
 安藝宮嶋光明寺(僧正達)中陵漫録卷四
 肥後宇土町(土持氏)諸國珍談集
トウバンマチ (當番町) 桑名市の桑名神社は、七月十
 六七の兩日に日和祭を行ふ。其折は文化元年から毎年
 當番四町を抽籤で定め、練物を出す。以前は各町各々
 が出したと云ふ(桑名神社縁起録)。

トウビヨウ 憑物の一種で中國に多い。頸に白い環のあ
 る小蛇とも、又小さい狐だとも云ふが、想像上の動物
 とて誰も明確に見た者はない。其有様は尾先狐や犬神
 と同じである。

【参考文獻】
 蛇神犬神の類 (柳田 國男) 郷土研究一ノ七
 憑物研究號 (諸 家) 民族と歴史卷八
トウメウマツ (燈明松) 隱岐周吉郡中村宇鳥越に昔燈
 明松といふ大木があり、暗夜にも光り輝いてゐたが、

不動明王が此松から去つて建福寺に移つたら光りを失
 つた(島根縣口碑傳説集)。按に、龍燈松と同系の傳説
 である。

トウロウオシ (燈籠押) 越後西蒲原郡彌彦神社に、毎
 年六月十四日夜燈籠押の神事がある。廿餘軒の社家と
 最寄の村々より先例に隨ひ、種々の花飾した燈籠を持
 出し、參詣人が押合をする(越後風俗志六輯)。

トウロウマツリ (燈籠祭) 肥後山鹿町で八月十六日、
 山鹿神社の燈籠祭。參詣人は夕刻、各々燈籠を持つて
 神社境内に集り、其後より金鼓を鳴らし、生籬を振り
 踊躍して之を神前に供へる。燈籠は竹を用ひず凡て厚
 紙で作り、此燈火の明不明で其年の豊凶を占ふ(民俗
 藝術二ノ八)。

トカクシジン (戸隠神) 信濃戸隠山は手力男命が、天
 ノ岩戸を引放ち此山に落ちた故此名ありと。此山の洞
 穴に大蛇居り、九頭龍權現と云ふ。社人毎日神供を供
 へ後を見ず歸り翌日見れば神供なし。梨の實を好む故
 立願者之を供へ祈念すれば、直ちに梨を喰ふ音聞ゆる
 と云ふ。虫歯の治痛に効驗がある(東遊記後篇卷四)。
 按に、九頭龍はクヅレ(土崩)の訛語より附會したも

のである。

ドクロサカヅキ (獨體盃) 水戸市の常福寺の什寶に獨
 體盃を藏む。之は西山義公の故物と云ふ。一升を容る
 公の酒量又知らる。此盃は義公の卑僕なりし者の獨體
 と云ふ(甲子夜話卷五)。高野蘭亭は酒器を集める癖が
 あり、重衡と千壽と遊宴せし盃を得て秘藏したが、更
 に鎌倉に至り大館二郎の塚を發き、獨體盃を作り其翌
 年累死した(閑田次筆卷四)。

ドクロシヤ (獨體社) 紀伊西牟婁郡瀬三鉛山村瀬戸の
 藤九郎社は、俚人の傳に獨體の宮とも云ふ。按に、藤
 九郎は獨體の轉なるか(紀伊續風土記卷七一)。

ドクロツカ (獨體塚) 大隅徳之島平土野港南岸の岩窟
 に古き倉庫の如きものの跡残り、其中に獨體累々とな
 るが由来未詳である。往古戦國ありし時の屍骸を集む
 と云ふも根據なく、琉球隸屬時代の喪屋なるが如し、
 今猶時々骸骨を祭る者がある。(徳之島小史)。

【参考文獻】
獨 體 塚 (菊地 幽芳) 琉球と爲朝
トシウラ (年占) 豊凶が直ちに生活の成否に關する事
 とて、神經過敏と思はるゝ迄に年占に注意した。従つ

て其方法は實に千態萬様であるが、茲に多少とも趣き
 の異つたものを擧げて、古代に於ける農業國民の心の
 故郷を偲ぶとする。

陸奥津輕では正月七日岩木山麓の百澤の大堂で年占の
 式を行ふ。占法は太鼓、笛、湯立釜の三音の揃ふ揃は
 ぬで定める。三音揃へば豊年、二音は中出来、三つ揃
 ねば凶とて注意する(日本魂一七ノ一號)。

常陸鹿島神宮で九月九日夜に日月祭を行ふが、馬場通
 りの左右に高一丈二尺づゝの柱を立て、其上に日月の
 御像を飾り、地車に乗せて樓門まで曳いて來るが、日
 の方先につく時は吉、月の方先なれば凶と年占をする
 (鹿島志卷中)。

上總長生郡一ツ松村一松神社では一月四日に御的とて
 社前に的を設け神官が弓で射て、其年の農作物、漁業
 の吉凶を占ふ。其弓は毎年ウシゴロシの木で作られ、矢
 は暗夜手探りで切る故大小曲直一定せぬ。射た矢の的
 中、的外、矢の方向で判断する(風俗叢報三八九號)。
 横濱本牧の吾妻神社は倭尊の妃を祀るが、祭日に海岸
 で長崎のペーロンに似た競技がある。人形を造り時を
 見て沖合に投げ、沿岸に漂着するかせぬかで年の吉凶

を占ふ（郷土研究一ノ八）。尾州愛知郡常磐村岩塚神社の田祭は正月十七日に行ふが、其折神主青竹を祭員に渡す。重立てる者一名其竹の折るまで登る。竹の折れ工合で其年の豊凶を占ふ（坪井忠彦談）。

但馬朝來郡粟鹿村粟鹿の粟鹿神社に七不思議あるが末社の池中に毎年二月四日若荷を生ず、其長短によりて年穀の吉凶を占ふと（校補但馬考）。

日向南那珂郡本城村では舊曆九月十三日を明月どんと稱し、新米を餅に搗き餅に盛り箕の中に置き庭に祭る當夜晴天なれば來年の麥作饒かなりと占ふ（日向地名録第一）。

【参考文献】

年占の二種 (柳田 國男) 郷土研究四ノ五
トシオケ (年桶) 美作英田郡地方では、正月元旦に歳徳神を祭り「年桶」と稱する清浄なる桶に米、鏡餅及び月の數に相當する小餅を納め、干柿、搗粟、煎豆等を添へて神前に供へる（同郡誌）。

トシオトコ (年男) 正月の年神に供物を進退する者を斯く云ふが、昔は手重い役としてあつた。概して主人

か其長男が勤め、雇人の多い農家なれば饅頭（又は作頭とも云ふ）が勤めた。時代の變遷相と地方の特殊相とは、今は略すより外は無い。

トシガミオクリ (年神送) 石見邑智郡羽村邊では二月一日に歳徳神を送る。注連竹に草履片足をつけ棒の樹の下に送る。歳徳神は一本足だと云ふ（三上永人報告）
トシガミマツリ (年神祭) 三河南設樂郡作手村では、大晦日に年神を祭る。其折の米と注連繩は稻刈の終りに大きく三手ほど刈り「刈り三手」と云ひ之を用ゐる（今泉忠義報告）。

トシコシ (年越) 北越では毎年大晦日の夜に「湯沸し」の行事がある。年神を迎へる爲め大戸を開き、茶釜に黒豆七粒入れ、薪には枯豆木を用ゐて湯を沸し、家人が豆木で茶釜の縁を叩きながら「鏡込め金込め」と唱へる。各自湯を汲んで呑むが、此時豆を汲出した人に其年に福がある前兆だと云ふ（週刊朝日九ノ三）。

トシ、バ (年柴) 美作英田郡土居村角南の角南神社に正月六日年柴の神事がある。此祭に紙で捻つた米豆を神の小枝につけ三本を一束とす。之を「三ばいどし」と云ふ。社前に供へて五穀豊饒を祈り、毎戸一束づゝ

を持返り年神棚に奉齎し、十一日鎌初の日之を苗代田に樹てる（同郡誌）。

トシダナ (年棚) 歳徳神を祭る神棚の拵へ方及び祭り方に就ては、其地方限りの特殊相が、新古取まぜ夥しき迄に存してゐるので、到底茲には其一々を載せる事は出来ぬ。

【参考文献】

年棚を中心として (柳田 國男) 民族一ノ二
恵方棚と歳神棚 (早川孝太郎) 同上
諸國新年の習俗 (諸 家) 民族二ノ二
正月行事 號 (諸 家) 民俗藝術二ノ一

トシトクジン (歳徳神) 陰陽道で祭つた神ではあるが我國には此神が輸入される以前に、古くから固有の年神があつた。トシの語原が稻であるとすれば（鈴木重胤の考）、年神は穀神であつたと考へられる。そして此年神に歳徳神が習合されたのである。古事記にある大年神、御年神、稚年神も穀神である。

【参考文献】

歳徳神の研究 (嶋田麻壽吉) 郷土趣味三ノ一
トシトラスカハ (年不取川) 武蔵野の内に十二月末迄

は水あり、大晦日に流れ絶え又元日になれば水の流るゝ川があつた。昔から之を年不取川と云ふ「武蔵野や年とらず川に若水を、汲む程もなく春は來にけり」と詠んだ（半日閑話卷五）。

トシマ (度市参) 飛騨は山國とて最も鹽を珍重するので、越中美濃の兩國から此地に來て鹽を賣るが、其者を渡市参と云ふてゐる（飛州志卷七）。

トシモチラツクラヌ (年餅を作らぬ) 安藝御調郡向島東村の内なる古江組の民は、昔より年の餅を作らず、若し製すれば凶事ありと云ふ（藝藩通志卷四）。餅を搗かぬ家を参照。

トシヤカチ (土砂加持) 土砂を亡骸及び墓所に散ずる事は、元佛説に出たものだが、我國では往古から此風俗があり、民間許りでなく公家にも行はれたもので、守覺親王の吉事次第に、次引覆を覆ひ奉り、次に土砂を入ると見えてゐる（紀伊續風土記卷五九）。

ドセウマツリ (泥鰯祭) 伊豫西條町の秋祭は十月二十二三日で、泥鰯祭と云ふ。三十幾臺の屋臺が神輿の渡御に従ひ、鐘太鼓の囃子に合せて練る（民俗藝術一ノ一〇）。

トタテマツリ〔戸閉祭〕 紀伊海草郡四箇郷村松島の十
五社明神の十月十日の神事を戸閉祭と云ふ。按に、古
く田舎にて始めて稻を刈て隣里の者など集りて食ふを
新嘗と云ふ。其時は嚴重に齋ひ慎みて門を閉て堅く入
れぬより起りし名か(紀伊續風土記卷九)。

トツギマツリ〔交歡祭〕 天を父とし地を母とし、國土
生物草木まで、悉く此天父地母の交接により生れたと
考へた我等の遠い祖先は、其類比呪術として交接の動
作を、種々なる祭儀に於て演じたものである。雲州消
息の一節に『此夜の稻荷祭に散樂の態あり、假に夫婦
の體を成し、衰翁を學んで夫となり、蛇女に模して婦
となる。始め艶言を發して後に××に及ぶ。都人士女
の見る者、頤を解き腸を斷たざるものなし』とある(群
書類従本)。そして斯うした所作は今に各地の祭儀に行
はれてゐる。

【参考文獻】
農業祭と生殖崇拜 (中山 太郎) 日本民俗志
トノバラ〔殿原〕 羽後平鹿郡の名家守屋氏に、殿原座
敷があり、神事の時殿原十人が居並ぶ(雪出羽路)。紀
州北牟婁郡の舊家にも殿原の一階級があり、神事の座

に加つてゐる(同續風土記)。之に由ると殿原とは何か
神事に關係あるものゝやうに考へられる。

【参考文獻】
若 殿 原(柳田 國男) 郷土研究三ノ一〇
トビガミ〔飛び神〕 日向西諸縣郡眞幸村水流の菅原神
社が、元祿十六年三月に火が起り風が勁く施す術も無
い炎火の中に、長け人の如き者が出現し、空中より『神
體は川上の柳原に飛去る』と云ふ聲がした。後に其處
で御神體を得た(日向の傳説)。天草島老岳の白髯大明
神の神體は巨石である。附近の漁師が神様と知らず、
褌や腰巻を石の上に乾したので、神は或夜馬に乗り山
の頂上に飛び去られた(天草島民俗誌)。

トビボトケ〔飛び佛〕 姫路市上寺町の常在山妙國寺。
或日隣家より火災起り同寺も禍に罹り靈寶殘る物なし
一兩日後煙地の邊に人の聲す、諸人近付きて見れば聖
像赫灼して一枝の梢上にありしと(沿線誌集成)。出雲
仁多郡横田村金殿山岩屋寺。本尊は十一面觀音。昔惡
徒の爲に火を放たれ、一山悉く烏有に歸したが、本尊
だけは大火に焼かれず、高岩上に安座してゐられた(島
根縣口碑傳説集)。

トビラトラヌ〔鳶を捕らぬ〕 紀伊日高郡松原村の眞妻
明神は、八ヶ村の産土神である。此神は伊勢の丹生よ
り鳶に乗りて眞妻峯に影向ありしとて、氏子は鳶を捕
らぬ(紀伊續風土記卷六七)。



トブサ〔鳥總〕 弘前市地方の樵夫は、正月始めに斧に
御幣を供へて山に祭をするが
山に入つて大木を伐ると、其
梢を伐つた樹心に立て、山ノ
神を祭る。之を鳥總と云ふ。
萬葉集に『鳥總たて足柄山に
船木きり、きにきりよせつあ
たら船木を』とある鳥總は、
即ち之である(外濱奇勝)。

トヨウイリ〔土用入〕 三河幡豆郡吉田村にては、土用
の入り日生蒜を食ひ又赤小豆を三五粒にても、又は小
豆餅にても食ふ。腹中の虫の子を生ぬ禁呪なりと(三
河吉田領風俗答狀)。

トヨウコウ〔土用講〕 讃岐の農村では土用講とて、六
月の土用中に村人其所の氏宮に集ひ、春の百手の如く
盛宴を設ける(西讃府誌)。

トヨウザトウ〔土用座頭〕 豊前には土用座頭と云ひ、
四季の土用に古跡等を誦して物乞へる盲僧が居た(豊
前誌卷九)。按に、地神盲僧であるが、我國の土用信仰
には、相當深い交渉を有してゐた。

トライシ〔虎石〕 大磯の虎子石を始め、之も各地に散
する一名物であつて、由緒は遊女虎に關係を有つてゐ
るが、之は虎斑石に虎女を附會した迄の事と考へる。

トラゴセ〔虎御前〕 立山で化石した都藍(トラ)尼か
大磯の虎女か、其區別が判然せぬ迄に混雜してしまつ
たが、虎御前の傳説地は式部や小町の如く、全
國數十ヶ所に散在してゐる。但傳は殆ど曾我兄弟の追
善の爲め虎女が廻國した事になつてゐるが、之は必ず
しも左様だとは考へられぬ。強て想像すればトラとは
巫女の一般稱のやうにも考へられる。一例を挙げると
豊後北海部郡志生木村の漁村に、黒衣の尼僧となつて
曾我兄弟の冥福を祈りつつ諸國を巡る虎御前が、濱の
白石に旅疲れた足を休めた。村人は今も虎御前の貞節
を稱へ、其腰を下した岩を虎御前岩と云ふてゐる(豊
後傳説集)。

トリオチハチマン〔鳥落八幡〕 南島喜界島を琉球尙徳

王親ら軍を率て征伐した。途中安里村で一鳥の飛去るを見て王弓を取り一矢で射落せば喜界を平ぐるを得と祈り射落した。後に此地へ八幡宮を建てた(趣味の喜界島史)。

トリオヒ〔鳥追〕 農家の小正月の行事として、各地各様に此事があつた。七草の囃し詞に「日本の鳥と唐土の鳥と渡らぬ先に」とあるのから推すと、之が古い鳥追の咒文であつた事が知られる。信州岩村田邊では子供達が、頭に味噌澆飯を被り腰に木刀を帯するなど様々の扮装で「之は誰が鳥追ひ、地頭殿の鳥追ひだ」と囃す(四鄰譚叢一)。更に越後では「あの鳥や、どこから追つて来た、信濃の國から追つて来た、なにを持って追つて来た。柴を束ねて追つて来た。芝の鳥も川邊の鳥も、立ちやがれホイ、ホイ」と囃して追つた(北越雪譜二)。猶此外にも多くあるが略した。

トリヲドリ〔鶏踊〕 飛騨大野郡一の宮に行はれる大鳥毛と云ふ舞踊は、背に孔雀か鳳凰を描き、裾に五色の雲を染め抜いた衣裳を着て鳥兜を冠り、各々鉦を鳴らし合ひ、楕圓形になつて、俯したり仰いだり、鉦大將の指揮の下に、鶏の蹴合ひ其儘に踊り廻る。此踊は關

鶏樂から作つたものと云ふ。此外小鳥毛と云ふ踊もあるが、其調子が大鳥毛の緩かなるに反して急である(青年七ノ三)。

トリガミ〔鳥神〕 出雲八東郡法吉村に大森明神あり。祭神は宇武加姫命、風土記に宇武加比賣命、法吉鳥に化して飛び此處に鎮ると(雪陽誌卷上)。

トリキンシヨク〔鳥祭食〕 陸奥津輕猿賀村では、一村擧つて鳥獸の肉を禁食して居る(津輕舊事談)。羽後飽海郡吹浦村の鳥海山神社の氏子は、往古より鳥を食用とせぬ。之は大神影現の時、大鳥に乗り給ふた故である(出羽國風土略記卷六)。羽前長井町の總宮神社。社邊の村民は鳥を食はぬ(米府鹿子)。岩代信夫郡杉妻村御山に羽黒權現鎮座する。當村の人は鳥を喰ふ事を得ぬ。若し過つて喰へば必ず禍がある(信達一統誌卷二)。

トリコヒシンジ〔鳥乞神事〕 甲斐山梨郡竹森村の玉宮明神。祭神は天羽明玉命。神殿に高七尺餘、圍六尺餘の石英あり、之を神體とする。霜月申酉の日社中二ヶ所に神幸する。之を鳥乞の神事と云ふ。申の刻に白鳥飛來し供御を噛み去る、土人之を見て來歳の豊凶物價の貴賤を占ふ(甲斐國志卷五七)。

トリゴヤ〔鳥小屋〕

西相模道了山附近の村々の歳神祭は、一月七日から十三日迄續き村の外れに小屋を作り太鼓を置き毎日子供が囃したてる。囃し乍ら假面を被り片手に御幣を持ち座敷に上り踊り廻る、其時の唄ふ歌は「おかめ、ひよつとこ、けのないじようろ、しよのけはむしつて、とつつけろ、はつつけろ」と囃す。十日日には夜鳥追を偽し注連焼をする(駿豆相三國傳説)按に、鳥小屋は今に各地に行はれてるが、其發生、組織、信仰、目的等に就ては、各地とも多少の差別があり、簡単に説明する事は出来ぬ。

【参考文献】

柱祭と子供(柳田 國男) 郷土研究三ノ三
南筑の少年自治團(坂本 雪鳥) 民族と歴史八ノ三
寢宿と鳥小屋(中山 太郎) 日本若者史一節
トリホク〔鳥年貢〕 南島の喜界島に藩公御道樂用小鳥年貢があつた。赤髯男鳥十羽同女鳥五羽が定めて、其送届は頗る面倒であつた(趣味の喜界島史)。

トリマテ〔鳥迷〕 大隅徳之嶋には鳥迷(トリマテ)なる習俗がある。山鳥が屋内に入るを凶兆となし、厄振の爲め日を選び全家擧りて濱や丘の洞窟等ある場所に至

り、終日種々馳走して遊興を盡し、一泊して他人が來れる如く氣分一變して歸宅する(鹿兒嶋高等農林學校學術報告第五號)。

トリマホマツリ〔鳥眞似祭〕 攝津武庫郡精道村蘆屋に鳥塚がある。正月村童が山の神さんでんほうと稱へ、米粉を集め團子雑煮を作り、小兒等は素裸となりて三度塚の周りを廻り、後餅を塚に供へ別に白餅を笹に盛りて持ちたる小兒は、其笹を咬へ鳥の身振して家に歸り後一同雑煮を食ふ(西攝大觀郡部卷)。

ドロカケイハヒ〔泥掛祝〕 甲州東山梨郡岩手村では、毎年田植の後に嫁取り婚取した者は、翌年の田植期を待つて、村人數十人が花婿が田に居るのを見て、皆が裸體になり泥田の中へ踏込み、花婿を取圍み四方から泥を雨の如く掛る。婿も之に應じて泥を握つて戦ふので双方共に泥まみれになり泥掛け祝の式をとぢ川で泥を洗ひ、花嫁の携へて來た酒肴を出し宴を張る(性公論二ノ二)。

ドロカケチザウ〔泥掛地藏〕 播磨邑田町に地藏尊あり二尺餘の石像二體を安置す。昔より瘧病を患ふる者之を祈るに、佛體に泥土を塗り或は投げ又は倒し、又は

古草鞋を首にかけなどする。全快すれば元の通にす。現今は縁切地蔵として草履の鼻緒を切り供へる(林崎村郷土誌)。

ドロヌリチザウ〔泥塗地蔵〕河内南河内郡磯長村の路傍に泥塗地蔵あり。同地方では諸病治癒の効果ありとて、患部に當る部分を地蔵像に泥を塗る。地蔵は何時も生々しき泥が塗られて居る(橋川正報告)。

ドロバウガミ〔盗人神〕上總市原郡武士村の建市神社土俗相傳ふ、神誓ありて盜賊を守護すと。賊遁れて此山に匿れると見えぬ(上總國神社志料)。飛騨大野郡大八賀村三福寺に釜の森がある。里人は昔此森に盜賊入りて遂に出て來なかつた。それ故盜人神と云ふと(飛州誌卷二)。備前御津郡大野村に戸隱宮あり。社司の説に昔盜人此社へ隠れ一命助かりしが、其後盜人松を二本植えた。其松今も社の左右にあり、此故に俚俗此社を盜人宮と云ふ(備陽國志卷五)。按に、盜人神とは逃避市(ASYI)の古意をかく語り歪めたものである。

【參考文獻】
諏訪の御柱 (柳田 國男) 郷土研究三ノ八
社會組織 (平泉 澄) 中世の社寺と社會

時は、屋の棟に人を昇せ升の底をたゞき頓死者の童名を呼べば蘇生すると云ふ(大沼郡誌)。按に、既載の魂呼びと同じ俗信である。

ナ

ナカヌウツラ〔鳴かぬ鶉〕甲州山梨郡の鶉は往昔武田信玄に壓せられてから鳴く事がない。此郡を境に道一筋を隔てれば他郡の鶉は皆鳴くと云ふ(譚海卷八)。

ナガヤモンライム〔長屋門を忌む〕上總望多郡長谷川村は俚傳に昔大友皇子蒙塵した時、隨臣長谷川紀伊が皇子に代て戦死した。後に其靈を藏王權現と祀つた。紀伊が此地に在るや長屋門に居たので、今に長屋門を建るを忌む(上總國誌稿)。

ナカエ〔仲居〕伊豫喜多郡北表村の三嶋神社は、元は仲居谷村の産土神である。例祭は九月十九日で氏子八ヶ村が集り祭る。然るに仲居谷村の庄屋は祭神の後裔とて、此者が社參せぬうちは祭が始まらぬ(伊豫温故録)。按に、仲居は中語と同じものである。

ナガレガミ〔流れ神〕周防熊毛郡田布施町の南側字北

ナカヌウツラ―ナガレクワンチャウ

盗人神 (中山 太郎) 日本民俗學神事篇
トロベイ 安藝では正月十四日市童燈を破りて鍋墨を塗り、途中の婦女の面を撲ち汚したが此戯れ今は無い賀茂山縣郡内の賤民は、此頃顔を隠し牛索などを人家戸外より内へ入れて、トロベイ、トロベイと呼ぶ(一にトロベイとも云ふ)之に米錢を與ふれば急に取去る。兒輩之に水を掛け或は顔に墨を塗る(藝藩通志卷四)。

ドンクリマツリ〔團栗祭〕安藝吉浦町松葉に觀音を祀つた古堂がある。團栗の實の熟する頃、毎年團栗祭が行はれるが、それは長さ六尺もある竹の光へ團栗を結びつけて、參詣するものが手に手に携へて、それで誰彼なしに叩いて廻り、叩かれると子寶を授かり利益がある云ふ(吳の史實と傳説)。

ドンケツバシラ〔鈍血柱〕丹後與謝郡切戸の天橋山智恩寺内、文珠堂の内西方の柱を鈍血柱と云ふ。昔乾峯和尚鈍根を悲み大士に祈る、大士夢に寶劍を吞ましむ覺て血を吐き柱を染む。其柱を今にかく云ふ(丹後宮津府志卷中)。按に、祐天和尚の故事も、之と同系の傳説である。

ナガレクワンチャウ〔流れ濯頂〕越後五泉町では水死人も加へるが、普通産婦の死を追善する方法である。洗ひ晒の條參看。

足利市外の農村では産死婦があると、青竹を四本小川の中に立て、それへ名號を墨書したサイミ(麻布)を張り、小柄杓を添へて置く。往來の者が水を手向け布に穴が明くと、成佛したとて取棄てる。遠江積志村では妊婦が死ぬと、四辻や路傍の山ぐろに一尺程の棚を作り白位碑を立て、椽を吊して手向の水まで用意して置いた。妊婦人は死ぬと地獄へ行つて血の池へ投げ込まれて浮ぶ事が出来ぬ。百二十日の間、行人に手向て貰ふと成佛すると云ふ(同村民俗誌)。尾州東春日井郡では産婦が死ぬと川端に竹棚を造り、血盆經を白布に認めたものを敷き、水手向所を設け、往來の人此手向を待ち、經文の消滅するまでする風がある(同郡農會史)。

ナガレチザウ〔流れ地蔵〕 大和吉野郡宗檜村城戸の丹生川に洪水があり、三里餘り川上の黒瀧村赤瀧から石地蔵が流れて来た。村人が持歸つて元の所へ置くと又大水があつて前の通り地蔵が流れて来たので其まゝ城戸へ安置した(大和の傳説)。

ナギ〔榔〕 保元物語の鳥羽院熊野參詣の條に、切部王子の榔の葉を百度千度かざさんとこそ思召しと見えてゐる。倭訓栞に熊野で榔の葉を尊ぶは、諸尊から出たものであらうと云ふ。縁起に切目の王子の地を玉那木の淵とある(紀伊續風土記卷九五)。按に、出雲より熊野神を此地へ遷す時、神靈を榔ノ木に憑けたとある。其由縁で同社の神木となつた。古俚語に「熊野道者の手に持つたも榔の葉、笠に挿したも榔の葉」とあり。更に此神靈を伊豆に分祀したが、同じく「今度來るとき持て來たもれ、伊豆のお山の榔の葉を」と誦つた昔女子の魂とした鏡の裏に、榔の葉を模様で鑄出したのも、又此信仰からである。

ナキイシ〔泣石〕 備後安那郡東法城村にある赤石を、石工が切れば嬰兒の啼聲を出す(福山志料卷一五)。
ナキガネ〔泣鐘〕 日向飢肥城に鐘がある。伊東藩と

佐土原藩との、戰に伊東藩が敗戦して此鐘を譲つた。然るに佐土原で鐘を撞くと哀調を帯び「飢肥へ行かう」と泣く。後に心ある人達の計ひで、再び飢肥に歸つて時を報じてゐる(日向の傳説)。按に、此種の傳説は各地にある。

ナキクワンオン〔泣觀音〕 羽後河邊郡牛嶋町の熊野神社は、俗に「めろり觀音」と云ふ。町内に凶事の起るうとする時はめろりと泣き廻ると。此觀音今は同町寶袋院に移した(秋田縣案内)。

ナキタマヨバヒ〔亡魂招〕 越後では新死者のあつた者は修驗に頼み亡魂招の行事をする。其死人存生中着た衣服を携へ、東南の方から屋上に登り、北に向ひ大音で三度呼び招ぎ、其衣服を巻いて頼み人の前に投落し、己は西北の方より地へ下る。魚沼郡では文化の頃まで流行した(越後風俗志八輯)。魂呼參看。

ナキチザウ〔泣地蔵〕 下野日光慈眼堂の傍にある。是は日光奉行某が日本一の大殿堂として三佛堂造營の幕命を蒙り、之を日光一の大殿堂と聞誤つて建立し、其咎を蒙つたが、此處に地蔵尊を建て供養し赦免された地蔵がそれに感泣したので此名がある(日光の傳説)。

ナキホトケ〔泣佛〕 越後彌彦神社の神職高橋家に、親鸞上人の残された泣き佛の木像がある。或時近くの寺僧が此佛像を持去つたが、其晚佛像が大聲で「舍人へ行かう」と泣いたので早速高橋家へ戻したといふ(傳説の越後と佐渡)。

ナキマツリ〔泣祭〕 遠州袋井在に芝の泣き祭と云はれる八幡宮の祭事馬騒がある。此祭の九月十五日には必ず雨が降る故に此稱がある(見付次第)。

ナキランナ〔泣女〕 古事記に雉爲三哭女とある。谷川士清云ふ「曾て聞く紀州熊野では死者があれば饒舌婆を備ひ之を哭かせる。價の高低に隨て其泣聲に輕重がある。價の高低とは一升哭二升哭など云て定めると、此風俗を聞て上代が思ひやられる」と。又或書に安永の比尾張にも此事があつたが今は絶えた。こんな古代の遺風も追々無くなつて遺恨である。今は安房と伊豆嶋に残つてゐる(橋守部俗語考)。按に、泣女は今も能登、八丈嶋、沖繩等に微弱ながらも残つてゐる。

ナゲクシノモリ〔投櫛森〕 日向宮崎郡大宮村池内の西に投櫛の森があり、稻田姫の素尊と共に出雲へ行く時姫が其櫛を投げた所だと云ふ(日向案内)。

ナゲタイマツ〔投松明〕

駿河富士郡沼窪村の投炬火は七月十四日から十六日迄ある。其結構大竹の先を四に割り籜をかけ籜で結ぶ。其割た先に小麥幹で籜を編み元の方を籜で巻き朝顔の花形にする。其編だ内に小麥幹を入れ高さ四五間許りの大柱とする。村民小松明に火を點じて高く振り上げて投げ入れる。其數一人一本を定とし先に投入早く火の移るのを勝とする(駿國雜誌卷一五)。按に、他地方で柱松と云ふものである。

ナゲモチ〔投げ餅〕 宇治山田市尾部坂の神嘗落神社は毎年正月八日十二月十日禰宜祭を行ふ。其祭終て別當常明寺より男女陰形の餅を見女に與へる。俗談に無孕婦人が其陰形の物を拾得する時は、其形に應じて子を産むと(勢陽五鈴遺響)。

ナゴ〔名子〕 隸農的農奴であつて各地にあつた。若狭の家子(ケコ)、駿河の寄子(ヨリコ)此外にも地方稱がある。東北の名子制度に就ては農業經濟研究(三ノ二)に詳細な研究が載せてある。

【參考文獻】

- 名子 栖居 (菅江 眞澄) 雪出羽路平鹿郡六名子制度 (郡教育會) 福嶋縣耶麻郡誌

越後の名子 (吉田 東伍) 日本歴史地理之研究
名子百姓 伯耆志卷一〇

ナゴシノハラヒ [夏越祓] 安藝三上郡では六月三十日
夏越祓の神事を行ふ。此日古歌の『水無月の夏越の祓
する人は、千歳の命延ぶと云ふなり』を紙に書き、其
年收め置た古い髪を添て河に流す。佐伯郡の敷村では
牛馬を洗ふ、之をサバラヒと云ふ(藝藩通志卷四)。

ナサマ [菜生] 近江栗太郡芦浦村に菜生と云ふ舊家が
ある。俗傳に聖徳太子守屋と戦ひ敗北し、此處に来て
土民に隠してくれと言はれた時、土民は穴を掘り太子
を土中に隠し、其上に菜を蒔けば即時に生じた。太子
は後に菜生の稱を給ふたと。淺井郡青菜村にも之と同
じ俗傳がある(近江輿地志略卷四三)。

ナシライム [梨を忌む] 岩代北會津郡の村々では禁物
の事がある。(一)石原で柿を植えず。(二)下荒井で梨
を植えず。(三)鷺林にて倉と井戸を作らず(鎮守神が
倉に踏き、井戸に落ちた爲め)。(四)二日町では蟹を食
はぬ。白山神社の崇りがある(同郡郷土誌)。

ナスサキチザウ [なす崎地藏] 越後小千谷町になす崎
(なす崎は小千谷の舊名)地藏がある。傳に昔旅の盲人

が日暮て池ヶ原の山中に露宿して、物に感じ不日此邊
蛇害があると悟り、下山して人々に告げ終らぬ中に吐
血して死んだ。里人は急に要路に鐵板を打込み其害を
免かれた。盲人の死を悲み石地藏を建てたのが之であ
る(温故ノ葉二〇編)。按に、耳切團一系の傳説である
ナストリマツリ [茄子取祭] 土佐中村町の不破八幡宮
祭禮は舊八月十五日。其日は川下の一宮神が神輿に乗
つて、二里餘を舟で溯り八幡宮と結婚式を擧げる。川
下八ヶ村の若者は其神輿に従ひ不破に着くと、不破村
より茄子を送る一宮方では色々難公事を云ひ、其結果
受取るのであるが之を茄子取りと云ひ、結納の授受の
如くである。之が終ると祝言盃式があり一宮神は川を
下る(土俗と傳説一ノ三)。

ナタキリガミ [鉈切神] 安房北條町西岬村字鉈切に鉈
切船越神社がある。古此神上國から船に乗つて此海濱
に降り、鉈で岩石を切り路を開て登つたと傳ふ。社前
に什寶の刳船がある。神名も之に由て起つたのである
(安房名勝地誌)。

ナタナゲ [鉈投] 九州では舊十二月十三日、下女の暇
取の事を鉈投と云ふ(九州民俗學一ノ三)。

ナ、イロサクラ [七色櫻] 酒田市の總光寺に七色櫻の
名木がある、開山月庵和尚が鹿嶋宮から八重櫻を手折
つて持來り此地に植ゑたと云ふ(出羽國風土記卷四)。

ナ、クサカユノキゲン [七草粥の起原] 正月七日に七
草を獻すと云ふ事は故實に無く、十五日には七草の御
粥獻する事がある。大宗の家訓に七草の若菜を採り調
て、氏神並に所三寶次に父母に獻じ、後之を食へば春
の氣病夏の疫病秋の痢病冬の黃病を病まぬとある。大
宗文王の時より始る事である(塵添盞囊鈔卷一)。

【參考文獻】
七草の菜粥 (南方 熊補) 民俗學二ノ一

ナ、クサノジユモン [七草の咒文] 陸中遠野郷では正
月七日未明に起きて七草を叩く、其時の歌は『どんど
の虎と、いなかの虎と渡らぬさきに、なに草はたく、
七草はたく』と唱へる(人類學雜誌二九〇ノ一)。按に
虎とは他に聞かぬ。

ナ、クサフロ [七草風呂] 筑前姪濱町では正月七日に
七草入れた風呂に浴する。此湯に浴すと病氣せぬと(郷
土風景昭和七年三月號)。
ナ、クサモラヒ [七草貰] 會津では男女七歳になれば

其歳の正月七日に餅を搗き親族を招いで祝ふ。朝早く
七草を叩き粥に交ぜ膳部に整へ、氏神に參詣して御守
を受け、夫より七草貰と稱して親族知己の家を廻る。
廻られた家では男なれば足駄、女なれば下駄を贈る(會
津繁昌記)。

ナ、セノハラヒ [七瀬祓] 近江志賀郡の韓崎は七瀬祓
の其一所である。七瀬には小七瀬、本七瀬とありて、
此小七瀬は平安城に近き洛の七瀬の事で、本七瀬とは
難波、田饗嶋、河後(以上攝津)大嶋、橋小嶋(以上
山城)佐久那谷、幸崎(以上近江)である(近江輿地
志略卷一五)。

ナ、ツカ [七塚] 我國には七箇の塚を築いて、信仰の
對象とした習俗が各地にあつた。然るに其所傳が失は
れて、種々なる浮説が行はれてゐるが、所詮は北斗七
星の信仰と考へられる。七曜塚は言ふ迄もないが、七
騎塚、七墓、七人塚などもそれである。

【參考文獻】
七 塚 考 (柳田 國男) 郷土研究三ノ五
陸前登米郡上沼村 登米郡史卷下
下總佐倉町公津臺 新撰佐倉風土記

東京市王子稻荷社後
信州埴科郡尼殿
尾張熱田神宮寺後
播州川邊郡小濱村
播州加東郡市場村
美作英田郡土居村
筑後三潞郡木室村

武藏風土記稿一〇
つちくれ鑑
熱田神社問答雜錄
川邊郡誌
加東郡誌
東作志
筑後地鑑卷上

ナ、ツカマド 「七つ竈」 越後中魚沼郡倉殿村御龍川の
上流に七つ竈がある。昔同郡馬場村の郷士太田新右衛
門、第一の竈で魚を釣らうとして神の祟に逢ひ、今に
其子孫此處に来る時は晴天でも雷雨がある(温故ノ栞
一篇)。

ナ、ツユモジ 「七歳湯文字」 丹波多紀郡地方では、女
子が七歳になつた冬、母の實家から縮緬綾織など身分
相應の湯文字の地布を贈る習慣がある(同郡風俗調査)
按に、男子のヘコ祝と同義である。

ナ、ハカメグリ 「七墓廻り」 大阪では例年七月十五日
の夜、七墓廻りをなし鉦を叩て回向をする。斯うする
と死んで葬式の日に風雨の難がないと云ふ(播磨落穂
集卷五)。

ナ、フシギ 「七不思議」 全国に涉り文獻で寓目しただ
けでも約八十種ある。尤も多いのは越後で七不思議が
七ツあるとて、四十九不思議物語と云ふ書物さへある
之に次では東京で番町、本所、東海寺など此外にもあ
る。興味のある問題ではあるか、茲には少許の目録だ
けを載せる。

【参考文献】

七不思議の研究(中山 太郎) 太陽不思議研究號
羽後雄勝郡松岡村 雪出羽路
陸中江刺郡玉里村 岩手縣下之町村
下野安蘇郡佐野町 民俗學三ノ一一
信州諏訪郡諏訪神社 千曲之眞砂附録
大和宇陀郡室生村 同郡史料
丹波何鹿郡志賀郷村 何鹿郡案内
播磨多可郡松井庄 播磨鑑
出雲飯石郡東須佐村 飯石郡誌
阿波那賀郡下福井村 阿波名勝案内
筑前糟屋郡和白村 筑豊沿海志
ナヌカジメ 「七日注連」 美作苦南郡中山神社祭事は十
一月朔日より七日迄で俗に七日注連と云ふ。同社七日

の祈禱は、初日宮迎神呪、二日百度詣、三日神樂、四
日湯立、五日流鎗馬、六日武射的、七日神鉦祭で、皆
祝詞の秘がある(校正作陽誌)。

ナヌカシヤウクワチ 「七日正月」 南島喜界島では、七
日正月に『七日魔邪物』とて、暮六ツ時戸毎に戸板、
壁板、樽等を叩き鳴らし、家に依ては鐵砲を放つなど
全村一齊に騒擾する(趣味の喜界島史)。

ナハシロマツリ 「苗代祭」 駿州の農村では八十八夜に
苗代に種を蒔く。其後
一日を撰み農業を休み
田の神に焼米を供へ、
或は親戚近隣などに贈
つて祝事をする。之を
苗代休と云ひ又苗代祭
とも稱する(駿國雜誌
卷一五)。按に、苗代祭
は土地により日時と作
法を異にするが、今は
此一例にとゞめる。

ナハチヂザウ 「繩手地藏」

美濃の惠奈郡久保原村の繩



ナヌカシヤウクワチーナベカリ

手地藏は、昔此村の悪道路を普請せられたので此名あ
る(新撰美濃志卷二四)。

ナヘウラ 「苗占」 伊豆田中村の廣瀬神社の神木は、樹
幹六十尺の樟の大木である。毎年六月十五日に御田植
の神事があるが、其の日植ゑ残した早苗を取つて、此
神木の三十尺の所へ巧く打ち付けた人には吉事がある
と云ふ(伊豆傳説集)。

ナベカケズマツリ 「鍋不懸祭」 能登鳳至郡鶴川村瑞穂
の稻荷神社は、毎年二月初午に鍋不懸祭を行ふ。此日
は全村悉く當屋に集り、酒食して留守の者にも酒食を
運び、蓋村火を用ひぬ故に此名がある(同郡誌)。

ナベカブリマツリ 「鍋被祭」 近江坂田郡筑摩村筑摩神
社では、毎年四月八日に八人の乙女子(未通男子の女)
が各鍋を被り神前に舞をする。若し犯蟻の事が有れば
被つてゐる鍋が破れて事が露見すると云ふ(近江國輿
地志略卷七九)。按に、鍋被祭は諸國にある。即ち鍋一
枚を被るを處女とし、此者だけ神に奉仕する資格あり
とした、古き神判の行事なのである。

ナベカリ 「鍋借」 昔越後では正月遠方の親族へ年賀に
往くとき、年玉の外に泊るだけの自分の飯米鹽味噌を

持参した、之を鍋借と稱した(越後風俗志三輯)。

ナハシロモチライム 「苗代糯を忌む」 越後では苗代田の後に、餅米を作ると足洗飯になると忌む。足洗飯とは葬式の時の人夫に、焼場から歸つた後で食はせる餅の事である(越後三條南郷談)。

ナベツコ 「鍋底」 備中阿哲郡熊谷村に鍋底と云ふ家筋の者がある。一般人は其者と結婚せぬ。皆金持だが其理由は家にタヌキ(鼯より少し大きい動物で普通の小狸ではない)を飼つてゐるからだと云ふ(中國民俗研究一ノ一)。

ナベドメ 「鍋止」 肥後五嶋の村々では葬儀は組、又は講が中心となつて営む。一村鍋止と稱し一日又は数日の飲食を喪家で負擔し、葬儀の爲に身代を潰す者さへある(橋浦泰雄談)。

ナヘマツリ 「苗祭」 大和宇陀郡三本松地方では、毎年正月十四日を行ノ日と稱し、氏神社から神符を受けて來て、躑躅の花枝と共に田畔に挿し、別に焼餅と熬豆を少しづつ其根に供へる、之を苗祭と云ふ(大和習俗百話)。按に、水口祭である。

ナマコヒキ 「生鼠曳」 野州芳賀郡大内村では正月十五

日の早朝、一人が先に立つて「もぐらもちどこへいつた」と唱へると、後の一人は勝軍木の木で造つたつゝんぼ(槌)を綱で結び曳き乍ら「つゝんぼさまのお通り」と唱へつゝ宅舎の周圍を一週する。之は蚯蚓除けの呪だと云ふ(芳賀郡土俗研究会報四)。按に、東北地方では槌の代りに鮑貝を曳き、土鼠除の厭勝だと云ふ併し生鼠と土鼠と如何なる關係にあるかは判然せぬ。

ナマスライム 「鱈を忌む」 豊後戸次町川底の庄屋で、大年の夜に料理を作り、古く傳はる大切な皿に鱈を入れたが、女中が過つて其皿を破つた。庄屋の立腹に小心の女中は井戸に飛び込んで死んだ。其後年越の夜に鱈を作ると血が浸み出すとて、其家では今も鱈を作らぬ(豊後傳説集)。

ナマダコ 「生團子」 信州上田町から松本市邊の村落に散居してゐる一種の賤民である。昔死人の取扱ひを業としたといふのが眞實らしい。今でも通婚だけは嫌はれる(民族と歴史二ノ六其他)。

ナマツハカミノツカヒ 「鱈は神の使」 筑前糟屋郡西郷村大森神社の氏子である上下兩西郷、手光、津丸、久米の五ヶ村では鱈を食はぬ。これ大森神の使であると

云ふ(太宰管内志)。

ナマツボトケ 「鮫佛」 美濃多藝郡白石村養老寺の本尊不動尊は、同國生津から鮫魚に乗つて來現したので、鮫を食つた者の參詣を許さぬ(新撰美濃志卷五)。

ナマハゲ 「生剝」 羽後船川町では、青年等鎮守に籠り夜に入つて二人三人づゝ組になり、藥義藥脛布藥前垂藥杵に鬼の面をつけ、各戸を訪ひ餅酒を貰ひ社に歸り酒宴を開く、此者を生剝と呼ぶ。昔は眞山本山の鬼が斯うして麓の人家を襲つたものと云ふ(民俗藝術二ノ一)。按に、古い神の訪れの名残りである。

ナラサヌカネ 「鳴らさぬ鐘」 越後糸魚川町天津社は、昔海底より木像の神體と鐘が上つたので兩品を神と崇めた。祭禮は三月十日、此日に限り神體を神輿に乗せ三度周り、鐘も此日だけ鳴らして常は鳴らさぬ(越後國式内神社案内)。撞かぬ鐘參看。

ナラスジン 「奈羅須神」 美作吉西郡美和村の奈羅須神社。祭神は志那加津彦命で風神である(校正作陽誌)。因に、奈羅須とは聯想のよくない神名である。

ナリガマ 「鳴釜」 伊豆狩野川の殿淵から古釜が一つ浮き上つたのを里人が拾ひ上げて、近くの神社に納めた

が晝夜鳴り止まぬので、諏訪神社に納めたら鳴りが止んだ。此釜は狩野茂光の祕藏の品で、今は社寶となつてゐる(伊豆傳説集)。

ナリギリ 小正月の夜に全国的に行はれた果樹責である。寡見に入つた數十例の中から四例を擧げる。

山形市では、小正月の朝團子を茹たる汁を手桶に汲み一人之を持ち、一人は鉈を携へて庭の果樹に對して、鉈の者が大音に「ナルカ、ナラヌカ、ナラザラ鉈モチ打チ切り申スゾ」と叫び少し鉈を切るや、手桶の者聲に應じて「ナリマス〜」と答へ其汁を切口に注ぎかける(風俗畫報二二四)。

三河幡豆郡邊では、節分の朝栗柿等の果樹を小繩で縛り置き黄昏に至つて、主人此木を伐り倒すと斧鋸などを持つて罵る。側には豫て頼んだ者が居て、來年よりは必ず實を結ぶから今回だけは許せと詫びを入れるが主人は中々聞かず根の處に疵を付ける、すると仲人は種々に意氣込んで詫び、漸くにして繩を解いて貰ふのである(三河吉田領風俗答狀)。

越後古志魚沼兩郡の農家では、小正月の夜大兵の者を選んで萬力男とし、男は藍色の繪の具で、顔に隈を取

り荒繩の鉢巻をなし諸肌を脱いで掛矢の大槌を携へ果樹に向ひ『今年は澤山なるか、ならぬと己ッ』と言ひさま掛矢を振上げて、木の幹を丁々と呼けば、豫め木蔭に一人の男が居つて『なりますから御免〜』と答へる。之を聞いて『さもさうず〜、誰だと思ふ萬力様だ』と呼ぶのである(風俗叢報二二四)。

肥前佐賀郡では、小正月に子供が『ナレ〜柿ノ木、ナラズノ木ヲバ、ナレゾト云フタ、千ナレ 萬ナレ 億萬ナレ、蔓落チスルナ、空花咲クナ、人ノチギル時ハ濠ノ岸ニナレ、オドンガチギル時ハ畑ノ真中ニナレ 去年ヨリハ今年ハ世間ガヨウシテ大ウシテ、長ウシテブラ〜トナレ、十四日ノ土龍打』と歌ふて祝ふ(同郡誌)。

【参考文献】

果 樹 責 (中山 太郎) 民俗藝術二ノ一
ナリタライム (成山を忌む) 房總線湖北驛に近き慈懸山觀音寺は、平將門が宿志成就を祈つた所である。此村落では將門を調伏した成田山新勝寺へ參詣する事を忌む(房總案内)。
ナリヒラバシ (業平橋) 東京本所業平橋を、世人は在

原業平の事と思ふが、是は慶長年間力士成田平左衛門が殺されたのを時人が不憫に思ひ、苗氏と名の一字を取り成平とよび橋本の寺に埋めたに起るのである(遊歴雜記中初編)。

ナラシラサヌ (名を知らさぬ) 我國の古俗として、己れの名は容易に他人に知らさぬ。殊に女子にあつては名を知られると、其者に支配されと云ふ習俗があり、萬葉集等に証歌が多い。更に同集に『隠沼のしたよ戀ふれば術をなみ、妹が名告りつ忌むべきものを』とあるのを見ると、男も情人の名を他に知らさぬやうであつた(日本婚姻史)。

ナヲヨブクワイ (名を呼ぶ怪) 我國には怪物に名を呼ばれると死ぬと云ふ俗信があつた。吾妻鏡(卷五)文治元年十二月二十七日所司二郎頼死の條に『及ニ半更ニ叩レ戸有下喚ニ此男之名字ニ者上云々。惟レ之取ニ脂燭一見之處己入ニ死門ニ云々』とあり。更に一條兼香の日記元久二年六月一日の條に『去月世上申沙汰、夜々無ニ誰人ニ令ニ老若共呼ニ、令レ呼與其人横死又不レ知ニ行方ニ云々』とある(郷土研究一ノ三)。
【参考文献】

呼名の靈 (南方 熊楠) 郷土研究一ノ七
ナンテンノハ (南天の葉) 餓の中毒には、南天の葉を絞り汁茶碗に一つ呑み、又樟腦を湯に立て、呑むもよい(卯花園漫録三)。

二

ニギズミ (和炭) 延喜式に和炭荒炭がある。荒炭は今の堅炭で、和炭は鍛冶の用ゆ炭を云ふ。松を焼いた物で柔かである(刀劍と歴史一一二)。按に、神都の事を書いた郷談にも此事を載せ、同地では消炭をニギズミと云ふ、依つて和魂は死魂なるべしとあつたのを記憶してゐる。

ニクシンブツ (肉身佛) 越後蒲原郡津川町玉泉寺の境内に肉身佛堂あり、同寺第三世の僧涼海の遺骸である。今に至るも腐朽せず其形枯魚の如くである(新編會津風土記卷一〇一)。

ニクツキノメン (肉付の假面) 昔京都のお姫様に一人の天刑病者があつた。奈良市の北山十八間戸に入り、阿闍如來を信仰して居ると、或日都から使の者が來て

『此の面を被つてお歸り下さい』と云つて一つの面を渡した。お姫様は其面を被つて北に向ひ、奈良坂まで往つた。所が今まで醜かつた顔の肉が悉く面に付て取れてしまひ綺麗な顔になつた。其面が今の奈良坂の氏神明神の神體の翁の面である(大和の傳説)。

ニジ (虹) 但馬の方言では虹は明神である(校補但馬考附録第三)。

【参考文献】

虹 神 考 (宮良 當壯) 國學院雜誌
ニシキマツカ (錦木塚) 陸中鹿角郡古川村の錦木塚は山男の通路にあり其行路に露が無いと云ふ(邦内郷村志卷六)。按に、錦木は古い石手紙の一種である。故事は周知のこととして省略した。
ニシムキノヤシロ (西向の社) 紀州名草郡府中村の杉尾明神社。傳に安宅權頭が阿波より此處に移住し、聖武帝駐蹕の時權頭の女杉姫を召て寵せられる。後姫死し當社は此姫を祀る。姫本國を慕ひ社を西向に立てた(紀伊續風土記卷九)。
ニジユウロクヤマチ (二十六夜待) 吉備の上北上房の南端に鷄足山あり、昔は郷俗七月二十六日の夜に、月

の東より出づるを望み、三尊の彌陀を拜すと云ひ登山者群集した(有終第三〇號)。按に、二十六夜待の由來は判然せぬ。江戸では小石川傳通院の肥上人の追善だと云ふが信ぜられぬ。

ニシラキラフハカ〔西を嫌ふ墓〕 出雲飯石郡西須佐村大字大呂八幡に一墓石がある。昔須佐神社造營工事の棟梁大工某の墓で、此墓石は西の方を正面にして置く、いつか須佐神社のある東方に向ふと(鳥根縣口碑傳説集)。

ニタ 山腹の濕地に猪が自ら凹所を設け、水を湛へたる所をニタと云ふ。猪は夜々來りて此水を呑み、全身を浸して泥土を塗り、近傍の樹木に觸れて身を擦る。ニタは處によりノタとも云ふ。出雲風土記の「ニタシキ小國」とある出雲の仁多郡は不知、伊豆の仁田を始め諸國にニタと云ふ地名少からず。新田とは違ふ(後狩詞記)。

ニツクワウゼメ〔日光責〕 下野日光山内に強飯の舊儀あり、俗に日光責と云ふ。昔瀧尾へ地藏が人間に化け素麵乞ひに來たので、山伏が其地藏を責めたのに起る(日光の傳説)。

ニハタリは伊波止利の轉訛と信ずる(白河風土記五)。中山曰、東北地方に多く祀らる。庭渡の外に鶏足など書き異説が多い。

ニハトリマツリ〔鶏祭〕 美作大庭郡代金屋村の郡内八社で、例年九月に鶏祭がある。氏子ども扇を兩脇に挟み鶏の眞似するので此名がある(美作風土略)。

ニハトリマヒ〔鶏舞〕 攝州有馬郡有野村大字唐櫃の山王神社では、節分の夜鶏の冠を着た十三歳の童子二人が、拜殿の前で鶏の鳴聲を三唱し、東天紅式が行はれる(旅と郷土と一ノ四)。

ニハトリライム〔鶏を忌む〕 出雲美保關を始め鶏を忌む土地は少くない。是が昔天神に由縁を有してゐるのは、土師部族の分布に由るのである。

陸中江刺郡黒石村の黒石寺は、田村將軍が工人飛脚を招ぎ、七間四面の本堂を新造し、一夜にして成らんとし偶々鶏鳴きて遂に果さず。故に今でも一山内に鶏を飼はぬ(同郡志)。

武州大里郡大寄村高畑宮神社の氏子は、鶏を食はぬ神禁がある。禁犯神罰の例は極めて多い(同郡神社誌)伊豆の西豆村八木澤へ昔富永山隨が敵に追はれて來て

ニドグリ〔二度栗〕 昔大和添上の田原、山邊の福住の

一帯に、非常な饑饉があつた。こゝへ來た弘法大師が、之は氣の毒だ、一時の凌ぎとなるやうにと、二度なる栗を植ゑられた。今も添上郡五箇谷村菩提山一帯に二度栗が自生するのは其名残である(大和の傳説)。

ニドシヤウケワチ〔二度正月〕 秋田では、二月朔日厄年に逢ふ人の家々には、元日の如く前日より門松を立て、若水を迎へ難煮して祝ふ(秋田紀麗)。

ニナヒラケコウ〔擔桶講〕 越前大野郡坂谷五箇村某區に一杯田あり、凶年一杯の飯と交換せるより名付くと又某區にお焼田あり、焼餅一箇と交換せし由。某區に擔桶講あり、これ擔桶一荷を作らん爲の頼母子講なり昔時農民の窮乏又想ふべきである(大野郡坂谷五箇村誌)。

ニナマツリ〔蟻祭〕 筑前糟屋郡山田村の惠蘇八幡宮で十一月十五日に河貝祭とて、長淵村蟻出池より川蟻二つ取り土器に入れ神前に供ふ。蟻這ひ出て土器の端を巡る。巡りやむ時本殿に奉る(筑前續風土記卷一一)。
ニハタリシヤ〔庭渡社〕 白河の庭渡社、按に延喜式神名帳に白川郡七座の内にて伊波止利和氣神社とある。

麻畑の中に隠れた時、鶏が飛立つたので敵に探され捕へられた。畑の持主は山隨に同情し、それ以來鶏を飼はず麻も作らぬ(伊豆傳説集)。

越後東蒲原郡三川村に御前ヶ淵。文治年中平家の公達白崎村で源氏に捕はれた。公達の後を慕ひ來た奥方が、明朝鶏鳴を限りに首を打たれる事聞き、阿賀野川岸まで來た時鶏鳴を聞き此淵に投身した。其後白崎村では鶏が鳴かぬ(傳説の越後と佐渡)。

大和宇陀郡内牧村高井の椿尾垣内では、昔から鶏を飼ふと祟るとして飼はなかつた。氏神である大山祇命が鶏を嫌はれるからだ(大和の傳説)。

出雲國八東郡講武村名分の勝間神社境内に鶏塚がある。此下に神代の常世の長鳴鳥が埋められてあるとて湯戸杉廻の兩里には昔から鶏が棲まぬ(雲陽誌卷上)。

筑前戸の畑町天頼寺へ昔公西遷の時一泊した。住僧夜半に鶏の空音をつくり昔公を追ふ。此邊の民今に鶏を飼はぬ(筑鹽沿海志)。

【參考文獻】

鶏の鳴かぬ里 (折口 信夫) 郷土趣味四ノ五
ニハモノ (庭者) 豊後直入郡地方には、明治前迄は大

農家は庭者を養ひ耕作させた。最初は麥何俵かで買つて来たものらしい。或説には年限を定めて使用した者に嫁を買ひ、子が出来ると親は歸つても子は其主人の者になり、一生庭者で労働するとも云ふ。庭者は同じ仲間でなければ通婚せぬ(民俗學一ノ五)。按に、他地方の庭子と同じ農奴である。

【参考文獻】

庭子と云ふ農奴 (橋 南溪) 西遊記卷五 江戸期の農民階級 (中山 太郎) 日本民俗學論考

ニヒバシ (新箸) 上總本納町邊では六月二十七日にニヒ箸とて、薄の幹もて家人各自の箸を新に作り、其薄の殘部の葉のある方の末端を、凡一尺二三寸の長さとして十三本を一束とし軒下の柱に結び付け、神棚にも薄箸一膳と赤飯とを供ふ(南總の俚俗)。

【参考文獻】

箸の 話 (中山 太郎) 日本民俗學論考
ニへ (新嘗) 美作東伯郡地方では、早稻の熟した機會に青年團が主催となり、未婚の男女に通知しニへ(又早稻飯とも云ふ)の會食をするが、通知を受けた男女は辭することは許されぬ。家は民家の一室など借り、

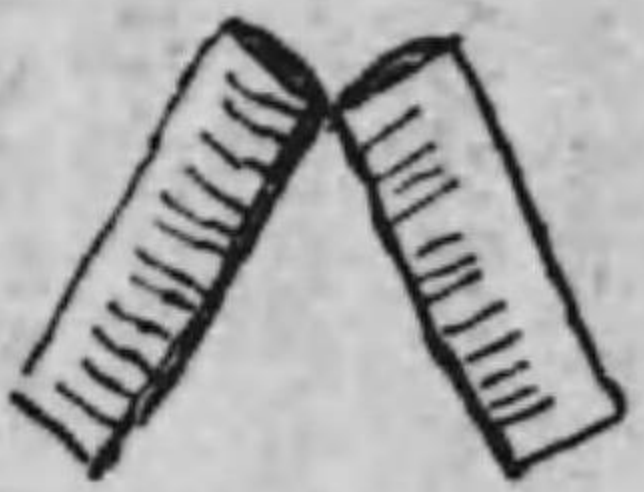
着はシイラを用ゐる(沼田頼輔談)。

ニベガミ (鰯神) 肥後八代郡宮地村鰯大明神。昔植柳村の漁師又三郎が徳淵で石頭魚を獲た。此魚の腹中に領主村上顯忠の系圖文書あり、此系圖は顯忠が先に長門沖で難風に遭ひ、海中に沈めたるものである。故に彼魚を鞍掛山に埋め社を建て鰯大明神と稱す(肥後國志卷八)。

ニヘガリノシンジ (牲狩の神事) 日向諸縣郡田之浦村山宮大明神の祭神は天智帝である。毎歲九月卯日に牲獵の神事あり、其獲たる鹿と猪を携へ社殿を三度廻るを故實とする。之を社側の安樂川の流れに浸し置き祭日神前に供ふ(三國名勝圖繪卷六〇)。

ニヘマツリ (贊祭) 大隅嚙啞郡重久村に隼人塚がある。毎年正月十四日里民初獵の獲物の肉を、三十三本の串に貫き地に挿立て、牲として隼人の靈を祭る。一説に隼人を誅せし時の故事とも云ふ(地理纂考卷一七)
ニホンダメシ (日本試) 陸前黒川郡では、二月二十五日は日本ダメシと稱して、該日の晴雨で一年の豐作の吉凶を占ふ(人類學雜誌一二三號)。
ニユウキ 豊橋市ではニン木とて、士商社寺にて薪の中

にて然るべき木を選び、長さ一尺六寸二つに割り、炭



を以て年の月の數を引き門口其他の入口へ正月十四日の夕に立て、十五日の夕に朝の小豆粥を少し塗り付け此日に取入れる。農家も之と同じくする(三河吉田領風俗答狀)。同國南設樂郡千郷村大字杉山邊では、正月十一日にスー木を長さ一尺位に切り二束作り之に簀を巻き、田草取の笠を被せた男女二體の田草取の姿をした者を作り家の西側に立て、之にニユウ木二本づゝ立てる(今泉忠義報)。鬼板參看。

ニユウクワンゴノチハウ (入棺後の寺法) 寺内の老僧申に一度棺に入たる者は生けて歸さぬ法にて、叩き殺してなり共埋めると(本朝櫻陰秘事卷七)。親父様も棺桶の試に酒桶に入つて御座つたが、揚屋で無つて寺であらば、生ながら土葬にする(傾城色三味線京の卷二)。

ニエス (二位洲) 安藝嚴嶋の二位の洲は、長州壇の浦にて二位尼、安徳帝を抱き海に投ぜしが、其尼此洲に漂ひ寄り磯を忌て其處の土を掘り棄てしと云傳ふ。尼の木像今は神泉寺にある(藝藩通志卷一六)。

ニユウゴウノシマ (女護嶋) 我國の女護嶋とは八丈嶋

ニユウクワンゴノチハウニニギヤウオクリ

であるが、所詮は想像上の文字遊戯にしか過ぎぬ。支那の女人國の影響を受けてゐる事は云ふ迄もない。

【参考文獻】

女護嶋考 (大城戸宗重) 如蘭社話卷三
女護嶋 (中山 太郎) 日本民俗學論考

ニヨニンケンセイ (女人禁制) 都藍尼は大和の人で佛法に精しく兼て軸術を學び吉野山の麓に居た。金峰山は婦人禁制だが我は凡俗の婦人でないとて、同山に登れば忽ち雷電し纒かに泉源に到り引返した(元亨釋書卷一八)。此種の傳説は各地にあるも今は一例にとゞめる。

ニワウノナイニワウモン (仁玉の無い仁玉門) 昔常陸鹿嶋神宮の仁玉尊が、日光の大谷川へ海苔を盗みに往つて、日光の仁玉尊に捕へられた。それで鹿嶋には仁玉がなく、日光には四玉あると云ふ(鹿嶋淑男談)。

ニワウノマタクマリ (仁玉の跨潜) 東京淺草寺の仁玉尊の、右方の一體を拜し、まだ瘡瘡しない小兒を此所へ連れ来て、此跨を潜らせると至つて軽いとて行ふ者がある(江戸神佛願懸重寶記)。

ニンギヤウオクリ (人形送) 陸奥東津輕郡平内郷では

六月廿四日に人形送りとして、薬にて大なる男女の像を造り(陰具を附す)之を昇ぎ出し、其他太刀振荒馬等ありて行列を作り村中を往復する。津輕内地の「ばうの神」と同じである(平内志)。

ニンコ 「人狐」 出雲石見の兩國に多い憑物である。關東の尾先狐と同じやうに、一戸に七十五疋つゝ組をなしてゐると云ふ(日本週遊奇談)。

ニンジン 「人參」 朝鮮間嶋に白鳥が棲み、食物として高貴なる野生の人參を喰ひ、其處より飛んで内地の秋田八郎湖に渡るが、江戸時代には秋田藩の鐵砲組が捕り幕府に献上する。幕府では白鳥の腹を割て人參を取り出し薬とした(無用の書)。

ニンシタグリ 「妊娠栗」 仙臺市榴ヶ岡町釋迦堂櫻の馬場に一本の栗の木あり「子を持たぬ女にくはせ陸奥のつゝじが岡の子婦生の栗」子を持たぬ女の月水ありて五六日目に、此の歌を三遍唱へ栗の實を食ひ心に立願すれば子を生むと云ふ(残月臺本荒萩卷一)。

ニンシンデンセツ 「妊娠傳説」 陸中下閉伊郡豐間根村大字豐間根にお松と呼ぶ醜婦あり、四十歳を超えて尙寡婦たりしが、傳へ云ふ一夜三ヶ月の懐中に入りしと

夢みて妊娠し男子出生せしも私生兒なればとて僧とした(岩手縣下之町村)。

ニンシンノマチナヒ 「妊娠の禁厭」 女の背中に加藤左衛門重氏と入墨すれば、子が出來ると云ふ迷信ある(福士政一談)。

ニンブトカンオウ 「妊婦と感應」 沖繩では妊婦人が寺に參り、美しい觀音を見れば美しい子を生むとの俗信がある。之をエークと云ふ。エークとは感應の義、從つて馬のエーク、牛のエーク、蛸のエーク等あり。察するにエークのエーは合、クは子にて、合の子の意ならむ(伊波普猷談)。

ニンブトサンブ 「妊婦と産婦」 陸奥西津輕郡大戸瀬村邊では、漁師は妊婦を忌まず「だいぼの旗」は妊婦に作らせる。然し出産すると産婦の使つた火を忌む(むつ第二特輯號)。

ニンブトモチツキ 「妊婦と餅搗」 武藏日野町地方では正月の餅を搗く時必ず薬で十文字の形を拵へ、其上に白を置く。搗き終ると妊婦をして之を取らせるが、其妊婦は安産すると云ふ(東亞の光一四ノ一一)。

ニンブノハラオビ 「妊婦の腹帯」 上野群馬郡の各村落

では、良人の體帯に使用したる晒木綿を、妊婦の腹帯とする習俗がある(同郡誌)。播州加西郡地方では、妊婦の腹帯は「日岡の鈴の緒」と稱し、同郡日岡神社の鈴の緒を用ひ、産後新なる物を報賽する(同郡誌)。備前西大寺の會陽は、毎年舊正月十四日夜に行はれるが、此折に男子の締めた體帯を妊婦の腹帯にすれば安産するとして、身重の妻を有てる夫は多く參加する(郷土風景昭和七年四月號)。按に、結肌(岩田なども書く)帯に就ては、種々なる故實や民俗があるも今は省略した。

又

又エ 「鶴」 怪鳥と云はれてゐるが、其正體は餘り判然しない。臺記康治三年六月十八日の條に「丑剋計開鶴聲、天明就寢(中略)、翌日召泰會占、可慎火事口舌」とあるが、此頃から一般に不吉鳥として惧れたものと見える。

【参考文獻】
鶴信仰の推移 (櫻井 秀) 郷土研究三ノ九

ヌカツカ 「糠塚」 諸國に夥しく存してゐるが、糠塚には概して長者傳説が伴ひ、米糠を捨てたのが塚となつたと云ふのが通説である、然るに二三の學者は、糠塚は禮拜塚(額突塚)であると主張してゐる。併し兩説とも定説とするには、猶幾段の考察を要する。内容は殆ど一律ゆゑ省略し、茲に地名だけを擧げる。

- 播州神前郡多馳里 (梗 岡) 播磨國風土記
- 羽後由利郡松崎村 (糠 塚) 黒甜瑣語四編
- 陸中氣仙郡高田村 (糠 森) 封内風土記卷二一
- 岩代岩瀬郡鏡石村 (糠 塚) 岩 瀬 郡 誌
- 常陸久慈郡大里村 (同 上) 新編常陸國誌卷八
- 信州佐久郡糠村 (同 上) 信濃地名考卷下
- 駿河庵原郡横砂村 (米糠山) 駿河志料卷四一
- 飛騨吉城郡糠塚村 (糠 塚) 同續風土記卷一〇
- 伊勢三重郡嶋村 (糠塚山) 三國地誌卷一五
- 攝津嶋上郡耳原村 (糠 塚) 攝陽群談卷九
- 紀州牟婁郡三輪崎村 (同 上) 同續風土記卷八一
- 土佐吾川郡長濱村 (同 上) 南 國 遺 事
- 對馬卯麥村糠浦 (糠 岳) 津嶋紀事卷七

ヌケマヘリノゲンキ〔拔參の原義〕天照太神豐受太神宮は天子の始祖である。内宮儀式帳に王臣並諸氏の幣帛を進めしめず、若し欺き事を以て幣帛を進むる人をば流罪に准じ勅勘すとある。斯くの如く天子親王の外は、大神宮へ參る事堅く禁制す。故に昔は勅使の外伊勢兩宮に參る者が無かつた(參宮圖繪卷下附録)。按に私幣禁斷の制が直ちに拔參りの原義だと云へぬかも知れぬが、兎に角に此事を一理由として數へる事が出来るのである。御陰參り參看。

ヌサウチ〔幣打〕陸中紫波郡彦部村の正月八日。幣は藥にて年繩の如く其家にある男の數に作り、之に幣紙炭等を挟み、宅地内の『あきの方』に持行き木に懸る之を幣打と云ふ(同村誌)。

ヌストイシ〔盗人石〕伯耆西伯郡大高村字岡成地方の習慣として、村内に盜難があり其犯人の目星がつくと、村民が寄合つて鎮守の境内にある大石、六七人で無ければ持てぬ程の石を、夜間に其者の家の前に置いて歸る。犯人が白狀して村中の家々へ詫び歩く迄は、誰も其石に手をかけぬ。一種の村裁きであり私刑である(民俗學四ノ五)。

ヌストマツ〔盗人松〕岡山市の石門別神社の境内に誰が植えたのか十數本の男松女松がある。然るに先年追詰められた盜賊が神のお蔭で危急を逃れたと云ふ噂が立ち、爾來盗人松と稱してゐる(岡山秘帖)。

ヌシミイシ〔盗み石〕岩代會津郡飯寺村に盜石がある。之に觸れると盜み心を起すと云ふ(新編會津風土記三四)。美作勝南郡和氣庄行延村に盜石と云ふあり。長一間半、横五尺、高一間、諺に此石に靠れば賊になると(東作誌)。肥後飽田郡大鳥居村の天滿宮境内に盜賊石がある。昔盜賊を捕へて此石の下に埋め殺せしが其靈祟り多き故に祭つた(肥後國志卷二)。

ヌシミ、ズ〔盗み水〕信濃上水内郡信濃尻村熊坂は、賊魁熊坂長範の生れた處で、此村の關川の水を飲むと盜心を生ずると云ふ(千曲之眞砂卷九)。越後頸城郡脇之町の入口に熊坂水がある。此水を屢々飲む時は、正直なる者も自ら盜心を生ずと(越後名寄卷九)。但馬養父郡大藏村堀品に長範家敷があり、大賊長範の住める所と傳ふ。此屋敷に湧く水を飲む者は必ず盜心を生じ馬牛に飼へば是又性悪くなると(但馬考)。

ヌノサラシイハ〔布晒岩〕越前吉田郡下淨法寺村の淨

法寺山に大岩あり、白き事雪の如く村人之を山姫の布晒し岩と云ふ。他村より見ると日和よき時は赤く、雨降らんとする時は白く見える(同國名蹟考卷七)。

ヌリゲタライム〔塗下駄を忌む〕羽後南秋田郡南磯村大字増川八幡宮の寶物に、黒塗丸足駄二足があり、八幡の前立の獅子此足駄の上にあるので、村民は塗下駄を穿くと怪我ありとて忌む(絹飾卷二)。

ヌルデ〔勝軍木〕ぬるでを勝軍木と書くは、聖德太子の守屋に勝し故である。武田信玄甲州軍の時、ぬるでのもで太刀を作り戦ひに勝ちしより、其後は信玄弓矢茶箱迄ぬるでの木で造つた(遠碧軒記下の二)。

ヌルテノウチキ〔勝軍木の打木〕小打木(コウチキ)と肘比(ウテコマ)は修驗誦經の時に、拍子を打つて音節を合するの器である。そして小打木(木口徑四寸、堅五寸)、肘比(長一尺二寸)とも勝軍木を以つて造るのを古傳とする(甲子夜話卷四九)。

ヌレギヌ〔濡衣〕藤原爲家の後撰集抄に、大和の天香山で虚實を正さん爲に、夏の日帷衣を濡らし神樂をして見るに、すこさぬ人の衣はやがて乾くが、すこしたる人の衣は乾かぬと云ふ(倭訓栞)。按に、我が古代の

神判法として、罪人の疑ひある者に濡れ衣を着せ、其乾き方の遲速によつて罪の有無を定めた事がある。

【參考文獻】

神の裁き(中山 太郎) 日本民俗學神事篇
ヌレギヌツカ〔濡衣塚〕筑前博多石堂橋の東傍に濡衣塚がある。傳に聖武朝に佐野近世の後妻先妻の姫を憎み、漁人を誑り姫が濡れ衣盗しとて訴へて殺す。翌年姫父の夢に入り訴へ妻の悪事を知り之を殺し、供養にとて博多の七堂を建立し其身も出家し松浦山に住み松浦上人となつた。濡衣塚は姫を葬つた所である(筑前舊志略卷上)。

ヌレチザウ〔濡地藏〕備後御調郡垣内村の自然石に、地藏を彫つてある。其像常に見え難く能く見える時は三日の内に、必ず雨降るので濡地藏と云ふ(藝瀆通志卷九九)。

ネ

ネコガミ〔猫神〕備中阿哲郡野馳村大字大野郡の古城趾に、育靈神と云ふ小祠があり、俗に猫神と云ひ、意

趣意恨の報復に人に禍を興へたい者が祈願すれば靈驗あるとて、遠方よりの參詣者も多い。參詣人は魚肉を神前に供へて夜籠りする(汎岡山郷土傳説特輯號)。猫神は他にもあるが略すとした。

ネコツカ〔猫塚〕 福井市清水門前の白山社の傍に、袋羽大権現の碑があり、銘に正保二年三月施主川澄角平興勝の妻、何時の頃よりか二人となり、動靜起居眞妖辯し難く、或夕酒宴の折に蠅の群りたるに一人の妻の耳の動きけるを見て弓にて射殺すと大猫となつた。此猫を袋羽権現と祀つたとある(越前國名蹟考卷五)。

ネコツキ〔猫憑〕 羽後雄勝郡新屋敷村邊の習ひとて三十三疋の猫を置て所々の宮に納め、或は松杉榎や神の御前塚の木などにも置き結び付けたのを見かけるが、之は猫が憑て様々に憫むのを追ひ拂ふ厭勝である(雪出羽路)。

ネコノミヤ〔猫の宮〕 因幡八頭郡尾見口村に猫の宮がある。此村の支村古鼠にも氏神の猫の宮がある。俚傳に上世悪鼠ありて人に害ありし故猫の宮を勧請して鎮守としたと(因幡誌)。

ネコマツリ〔猫祭〕 沖繩石垣嶋では舊八九月中の己亥

に相當する日に節の祭り行ふが、歳の干支に縁ある青年が假裝して猫となり「まやあ、ともまやあ」と呼びて、林投の籠を着け蒲葵笠を面深かに戴き戸毎を訪問する。明年の幸福を齎らしたる御使なりとて、芭蕉葉に包みたる餅を供へる(ひるぎの一葉)。

ネダリマツリ〔強請祭〕 駿州由比町大字町屋原の豊積神社に、十一月初酉に祭事があり、府中淺間社の神職稻川采女が此處に至る。社壇に於て豊積社の神主より饗膳を出す。然るに家來其料理拙しとて悪口に及ぶ。神主色々斷りを云へ共聞入れず、更に神主を捉へて悪口する。神主逃げ歸り首尾よく祭事終る。之をネダリ祭と云ふ(駿國雜誌其他)。能登鳳至郡鶴川村の菅原神社の秋祭には、同地の傳兵衛と鍛冶屋とが正賓となり神供の鏡餅及び供膳に就て、此兩人が批難攻撃し、之に對して當番役は種々辯解を試み、遂に神主の仲裁で事が済む。傳兵衛は神體を拾ひし者の子孫、鍛冶屋は村役人の後繼と云ふ(同郡誌)。

ネズミジマ〔鼠嶋〕 肥後と天草との間に鼠嶋とて小嶋あり鼠影しく栖む。故に此嶋に近く通る船は三味線を禁ず。若し禁を犯せば風波大に起ると(西遊記續篇)

卷三

ネズミナキ〔鼠鳴〕 今昔物語(卷二九ノ第三)の一節に「侍程なりける者の(中略)夕暮方に過ぎけるを、半部の有けるより、鼠鳴をして手を指して招ければ」云々とある(新訂國史大系本)。此頃から斯うした事が物の本に書かれる迄に、行はれたものと見える。

ネズミナキノユライ〔鼠鳴の由來〕 因幡八上郡曳田村の氏神西の日天王は、八上姫を祭つたものと傳ふ。隨て姫に關する口碑が多い。そして大己貴命と八上姫とを嫁せしは鼠ゆゑ今に戀想せし時に鼠鳴をするは此由來である(因幡誌)。

ネブタマツリ〔倭武多祭〕 青森市のネブタ祭は、奥州の一名物として年々七夕を中心として盛んに行はれ、其咒文とも云ふべき「ネブタは流れる、マメノハは止まれ」に就ても、田村磨の武勇譚まで附會されてゐるが、所詮は別項のネブタ流しの民俗祭禮化と見るべきである。



ネマセヤクシ〔寝ませ薬師〕 飛騨吉城郡小萱村安樂院の本尊寢ませ薬師。昔江馬家にて病氣重り家僕等五六輩參籠祈請せしに夢想あり、主人は今少し寢れば本復すと。故に此名がある(飛騨遺業合府)。

ネムタナガシ〔眠た流し〕 羽後河邊郡の七夕。兒童等櫓に集り七度食し七度水遊をなす(同郡誌)。岩代白河町では毎年七夕の未明に、男女とも水を首に流きて「眠つたは流れる、豆つ葉はとまれ」と唱へる。之を眠つた流しと稱す(白河風土記卷二)。宇都宮市では七夕の朝、俗に「ねむたながし」と稱し、老若の男女田川に船を浮べ、花火など弄ぶ(宇都宮繁昌記)。播州赤磐郡では七夕の日、兒童は七度食し七度水泳をする(同郡誌)。肥後の阿蘇谷では七月六日夜、阿蘇神社の前に里人群集して、田植歌唄ひながら大宮司の許に至り、又御社の前にて唄ひ納む、之を眠流しと云ふ(阿蘇郷土誌)。對馬に久根の「ネムーホ流し」と云ふ行事がある(九州民俗學一ノ四)。

【參考文獻】

ネムタ流し (柳田 國男) 郷土研究二ノ五
ネムリヂザウ〔眠地蔵〕 宇治山田古市の常明寺に眠り

地蔵がある。此地蔵は遊女の尊敬が厚い。遊女無暗に眠い場合、眠らぬやうに願掛る(讀賣新聞、昭和六、七、九)。

ネモノガタリノサト〔寝物語の里〕美濃不破郡寝物語の地は、具原篤信の岐蘇路記に、今洲と柏原との間に長久寺と云ふ小里あり、之美濃と近江の境にて、兩國より家を近く作り、其間に小溝一つ隔たて寝物語をなすと(新撰美濃志卷二)。

ネヤド〔寝宿〕青年團を若イ衆、又は若モンと呼んだ時代の合宿所で、若衆宿とも寝部屋とも云ひ、女子にも又此寝宿があつた。當時は農村に於ける青年訓練の機關として、かなり重要な意義を有してゐたのであるが、明治中期から漸次廢滅し、現今では全國でも數ふる程しか残つてゐぬ。そして是の起原、變遷、組織等は時所により一様でなく、相當に複雑してゐる。

【參考文獻】

若者と寝宿の組織 (中山 太郎) 日本若者史
ネリコ〔練子〕越前では五月朔日より五日の節句迄、諸家の手習子供大江山鬼退治、或は富士牧狩など出立して練り歩く、之を練り子と稱す。若し他の練り子と行

逢ふ時は打合ひ争ひなどする。昔の印地打の名残りかも知れぬ(同國名蹟考卷五)。

ネワカシユ〔寝若衆〕三河渥美半嶋外濱には各地に寝若衆の習俗がある、男女十三四歳になれば必ず自ら育てず、親戚知己に預くるを常とし、預る者は一村の名望家で多きを以て名譽とする。若し寝若衆を謝絶せらるゝ事あれば、一村の者之を排斥し交際せぬ。此期間は一二年ではなく嫁取る迄とし、嫁の選擇は一切假親に一任し、實親たり共干渉せず、夫婦一對となれば實親に返す、之綱元と漁夫とは主従の關係あるより起つたのである(三河風俗)。

ネンキ〔年忌〕問。人死して初七日より七々日迄の追福は内典に出たり、中陰已後一周忌、三年忌乃至三十三年忌等の事は未考是本據あるや。答。是經軌の本據にあらず、聖徳太子の禮郊本記(舊事本記五三)卷下に是等の事出でたりと他書にて見た(眞俗佛事編卷三)。
ネントウクヂラ〔年頭鯨〕出雲嶋根郡福浦村の美保兩社明神。此浦に小さき離れ嶋あり、里人之を鯨嶋と云ふ。古へ此嶋へ鯨集り同社へ年頭の禮をした(雲陽誌上)。備後御調郡大原村の小嶋にも年頭鯨の例がある。

ネンブツイウジン〔念佛優人〕筑後三潯郡江上村に歌舞を業とする優人の一黨がある。世に寺家或は寺中と稱する。其元九品念佛の餘習にして、空也上人の流れを汲む者である(校訂筑後志卷三)。按に、足利市にもジケ(今は大町と改む)があつたが、饒阿寺附屬の寺家で執務した者だと云つてゐた。

ネンブツ、カ〔念佛塚〕越後栃尾町では、昔は若者が寒三十日間を、毎夜社地墓所火葬場等を廻り念佛供養し、三年の行を終ると供養の念佛塚を築いた。奇特者は父母及び自身の爲に、合計九年の寒念佛を修め、三ツの塚を築いた(北越月令)。

ネンブツドリ〔念佛踊〕室町期の中頃には、既に民間にも相當流行したもので、佛徒に由て工夫された事は、其名から云ふも明白である。櫻井秀の考證に應仁元年の踊の事が大乘院の記録に見えてゐるさうだ(郷土研究三ノ六)。そして此踊は出雲お國によつて、歌舞伎を創始させる迄に、根強く行はれてゐた。

ノアラシ〔野荒し〕紀州海草郡では明治十三年頃まで、野荒し(西瓜盗み)を捕へると、杭に縛りつけ糞尿をかけ制裁とした(郷土研究三ノ一)。越後五泉町地方では、舊藩時代の野荒し(稻盗み)には極端な私刑を加へ、今に其者を埋めた塚が三四残つてゐる(同上三ノ一一)。

ノウカノアクジキ〔農家の悪食〕羽後仙北郡田澤、檜木内の各村では、魚類の乏しい故に、日常の膳蓋は野菜山菜の外、蝦蟇、蝗虫、蛇、蜂、蟬、蝸牛等まで食ひ、蛇の頭は酢味噌和にした(日本風俗の新研究)信州木曾地方にも是等の悪食をすると。同地方の出身者から詳細を聞いた事がある。

ノウカノキウジツ〔農家の休日〕岩代岩瀬郡では定神事と云ひ、度期を中心として毎月三回(一、十、二十)又は六回(十、五)を定日として、午後から休むを例とし田植期間は中止する。又時に『作止め』と稱し終日休業する事がある。臨時神事は固より一二にして足らぬが、其中に就き常例的のものは、(一)撒籾し(播種後)、(二)鎮守籠(挿秧開始前)、(三)早苗振(挿秧完了後)、(四)稻虫送(抽穂前)、(五)三日正月(隨時)で、

此時は青年會主動者となり、區長に對して暗示的の事をする（同郡誌）。

ノウカノシヨクジ 「農家の食事」 陸中下閉伊郡では、勞働者は一日三回の常食の外に、其季節と其業務とにより「朝ながり」、「煙草休み」、「小晝」と稱して間食する習慣がある（同郡志）。

ノウゲフシンジ 「農桑神事」 出雲三穗崎の三穗神社に種替神事がある。節分の夜大きな桶に穀種を盛て置くそれを附近の農夫が代りの穀を持參して、某々の種を賜へと請へば、神官が受取り、其桶の穀を取り、其代の穀も其桶に混入して早稻、晚稻、糯梗、麥、豆とも隨意に望みの物が生ずると（出雲國式社考上卷）。

ノウゲフソジン 「農桑祖神」 佐渡多田湊北方の二高山を男神山、女神山と云ひ、土俗稼穡の神として尊崇し口碑に此國農業の開祖（俗に土佐の三助、能登の菊女と云ふ）が使用した農具を埋めた古蹟であると云ふ（佐渡遊覽案内）。

ノウゴヨミ 「農曆」 磐城石城郡地方では、茨の花が三つ位咲いた頃に棉の種を蒔く。鶴鶴鳥を麥蒔鳥と云ふ三丁星五ッ蕎麥とて、三丁星が夜の五ッ頃に中天に來

る頃蕎麥の種を蒔くのである（高木誠一談）。因に、此種の慣行は各地にある。

農 業 曆 （中山 太郎） 日本民俗學論考

ノウサイトニヒムコ 「農祭と新婿」 遠州袋井驛東の法田山で正月七日田遊の大祭を行ふが、主は五穀の豊熟を祈願するので、其祭儀は田植稻刈り迄の作業を拜殿で行ふが、田を耕す牛には其年の新婿が黒い布を被つて扮装する（濱松新聞大正一五、一、九）。

ノウゼイニヒトジチ 「納税に人質」 武藏多摩郡成瀬村の舊家百姓七兵衛所藏の古文書の一節に、棟別錢。六月晦日限り皆濟ませる事、此日限り沙汰無い者は家内（女房）牛馬を取可き者である。永祿八年五月小代官とある（新編武藏風土記稿卷九〇）。斯うした類例は各地に涉り夥しく存するが、民俗學に縁が少いので他は略した。

ノウニンコウ 「農人講」 越後では農人講とて、農村の戸主達が相互扶助の目的で組織し、年一回總會を開き火災病氣其他の不幸で、家業の手後れた者を救済するが、總會には持寄の飲食をして快樂の一日を送る。此

の外、姉講、あほわかれ、婆を講等の組織がある（日本の農村を語る）。

ノウヒ 「農婢」 『姉と云はんせ姉さんは過る、婢（オナゴ）直しの嫁ぢやもの』（佐渡の民話）。江戸期の農婢の貞操は、殆ど其屋主の物であつた。

【參考文獻】

農婢の貞操の行衛 （中山 太郎） 犯罪公論

ノウミンノカイキフ 「農民の階級」 羽前最上郡の舊藩時代の百姓は三階級に差別され表百姓、水吞百姓、名子百姓である。表百姓は又本百姓と云ひ居宅を構へ所有の田畑を耕す者、水吞百姓は居宅はあるが田畑の幾分を小作する者、名子百姓は假普請の居宅或は借家に住居し小作日儲をして居る者である（豊里村誌）。

駿河では百姓の本家を親家と云ひ、其末家を（或は分知と云ふ）家徒と云ふ。其隠居して別家に住むを新家と云ふ。或は其従者より出て百姓となる是を譜代と云ふ。田舎には男女媒なしに持つた子を庭子と云ひ譜代とする。其抜ひ家徒と同じである。又水吞、庭子（或は寄子と云ふ）等あり、其本家たる者必ず一村草創の舊家で是を芝切と云ふ。皆相傳の田地あり水吞譜代は

此田地がない（駿國雜誌卷二〇）。

丹後中郡では、舊幕時代は自作農を平百姓、地主を長百姓、小作農を水吞と稱し、毎年庄屋の總寄合には、長百姓は三役人と共に表座敷の疊の上、平百姓は通り間邊縁の上、水吞は土間に藁又は藁を敷いて座し、聊かでも土地を有す小百姓でなければ鍋座、板の間、筵以上に昇る事を許されぬ（三重村郷土誌）。

阿波池田町の明曆棟付帳にある壹家とは、獨立の公民權を持つ戸主で、小家は壹家の支配下である。下人は賤民で主家の爲に賣買されても異義を言ひ得ぬ。然し小家天下人と戸主の同意を得れば別に壹家を立て得る。本百姓は古くは名主と云ひ、平百姓は普通の百姓で、間人と云ふは小作人である。御藏百姓は殿直領の地に住む者で、其他藩臣共の拜地内に居る者を拜知百姓と云ふた（池田町誌卷中）。

【參考文獻】

江戸期の農民階級 （中山 太郎） 日本民俗學論考
ノウヤクシヤ 「能役者」 江戸淺草新堀の内僅計りの間を、能役者大夫の觀世より常凌ひする事の由で、町民其處を觀世川と云ふ。是は役者は元エタ故に此如き稱

役を勤めるのである（甲子夜話卷一〇）。一體能役者は俳優の同僚で、長吏彈左衛門の配下に属したものである（燈前一睡夢）。

ノゴヤ（野小屋） 伊豫西部に野小屋を建築するに至つたのは、村人の經濟生活の進展を促す爲である。之は農繁期には寢食をする外に、肥料の貯蔵、生産物其他の物置にも使用される（郷土之地理一ノ四）。按に、遠い昔の田屋の復活である。

ノシ（熨斗） 甲府市では物を人に贈るに、熨斗代りに附木に鍋墨をつけて贈る。青物には熨斗代りに鳥の羽毛を用ゐる、又は田作を二尾添へる。松の葉枝を熨斗とするもある（人類學雜誌一九九號）。

ノセギヤウ（野施行） 播州飾摩郡の野施行は米麥の豐作を狐狸に依頼する爲に行ふのである（同郡風俗調査）因に、此事は關西の各地にある。

ノセメシ（載せ飯） 羽後河邊郡地方は食事は通常一日三回、飯は多く晝夕の二回炊き、午食は朝の残飯を用ゐる。残飯は都會では多く湯漬にするが、村落では「載せ飯」と唱へて、炊いた飯の上に盛り暖めて用ゐる（同郡誌）。

ノーヂ 周防南部地方ではエタと百姓の間にノーヂといふ階級がある。今でもノーヂとかカネリとか云つて卑んでゐる。カネリとは鹽様の桶の中へ魚を入れ頭へ乗せて賣り歩く女である（郷土研究一ノ一〇）。

ノポリライム（幟を忌む） 出雲大東町地方の錦織姓の家では、端午に幟を立てず粽も作らぬ。強いて作れば恐ろしい蛇となり宅内をのたくり廻ると。又大和各地の鬼筋の家でも三月節句に菱ノ餅、五月節句に粽を作らぬと云ふ（民族と歴史八ノ一）。

ノミナガシ（蚤流） 陸中江刺郡では六月一日に、蚤の船（草大黃の實）を蒔て、蚤を乗せて流す（同郡志）。仙臺邊でも「蚤の船」と云ふ草を、節分の夜に寢床の下に敷て寝れば、蚤は其葉に乗つて去ると云ふ（改造七ノ四）。因に、沖繩本嶋にも之に似た行事があると聞てゐる。

ノリハラ（乗童） 岩代猪苗代町新町の麓山神社は、祭禮の日火燭神事として生木を焚て薪とし、鹽を多くそぎ火をしめし、村民等咒文を唱へ幣帛をふり清め、祈願ある者參詣すれば火中を渡らしめる。又乗童として祈願者の吉凶を託宣する事がある。昔は童子が行つたが

今は老壯の人がする（新編會津風土記卷四九）。

ノロノサウソクハウ（祝女の相續法） 沖繩でノロの相續人を決定する法は、其女の合性を見て木、水、土の三性であれば資格があり、金火の二性は不合格であるノロになる女は前夜發熱又は惡寒の前兆がある（柳田國男談）。

ノロノマモリガミ（祝女の守神） 奄大嶋でノロの奉ずる神が二柱ある一は山幸の神でナルコ神と稱へ、一は海幸の神でテルコ神と云ふ。毎年二月初の壬日に迎へ四月壬日に送る、嶋中第一の祭祀である（奄美大嶋史）

ノロヒノキ（詛ひの木） 陸奥七戸町字作田に昔老夫婦が人を怨んで、杏の木を逆さに挿し、此木に根が生え此谷地に榮える限り、此土地に手を付る者は薬病を患へと呪つて死んだ。爾後杏の木は成長し其谷地は祟りが多く瑞龍寺に寄進した（上北郡傳説集）。相州大山神社に詛ひ杉がある。明治初年迄は丑の刻詣とて執念深い女が此神木の許に来て、其嫉む人の人形を釘で打付ける者があつた（靈岳）。讚州三豊郡池戸北山の富坂松に、妬心深き者は紙に人形を描き貼付け、急所に釘を打てば奇驗ありとて、樹幹に釘迹が多くある（讚州府

志卷四）。丑ノ刻參り參看。

ノロヒノニギヨウ（詛ひの人形） 駿州御殿場町東田中に靈驗あらたかな庚申堂がある。最近同所で一體の薬人形を逆さまにして、股の邊りに五寸釘を打つてあるのを發見して焼捨てた事がある（濱松新聞昭和六、七、二）



ノロヒバコ（詛ひ篋） 江戸神田藍染川で文化七年四月廿三日の朝、犬が一ツの箱を喰ひ破つた。中に薬人形があり蛇を纏ひ、蛇の頭から大なる釘を打付けたもので、怪しいとて公聽に訴へた（平日閑話卷一〇）。

【參考文獻】
人形 呪 咀 （櫻井 秀） 郷土研究二ノ六

ハ

バウフセキデンセツ（望夫石傳説） 松浦佐用姫の望夫石傳説は、南北朝期に言ひ出されたもので（灯下録）。其以前は寡見に入らぬ。十訓抄（卷中）にシラ、物語の「頼めつゝ來がたき人を待程に、石に我身ぞ成り果ぬ

べき」の歌を載せてあるが、化石したのか否か、判然せぬ。我國の此傳説には支那の影響が多い。

【参考文獻】

相模鎌倉町石切山(島山重保妻)新編鎌倉志四
三河赤坂町長福寺(大江定基妻)關秘錄卷六
信濃上伊那郡藤澤村(所傳不明)伊奈志略卷五
土佐長岡郡笠川の山上(同上)土州淵岳志卷五

ハガタイシ(齒形石) 豊後大分郡東植田村の國幣中社西塞田神社の拜殿の近くに、疊一枚位の苔むした大石がある。之は鬼が口に啣へて運んだとて、石面に鬼の齒形が残つてゐる(豊後傳説集)。

ハガタメ(齒固) 宮中御齒固の餅は、近江火切の里より納めるを用ゐらる古今集に「近江のや鏡の山をたてたれば、かねでぞ見ゆる君か千年は」齒固の時此歌を吟ずる。饅餅といふも此故である(夏山雜談卷一)。按に、民間では齒固に飴を食ふ習俗が各地にある。飴の古名をタガネと云ひ、タガネは鑿の固きに通ずるより斯うした習俗の起つたものと思ふ。

ハカノツチヲノム(墓の土を飲む) 若狭大飯郡加斗村東勢の百姓、毎年正月に本徳寺に集會して、開山日源

上人の墓の土を取來り、酒に和して之を飲み新正の賀宴をなす式がある(同郡誌)。

ハガミ(齒神) 岡山市三番町黃門山瑞雲寺へ慶長七年に死んだ小早川秀秋の遺骸を葬つた。然るに秀秋の墓前に供へた箸が齒痛に效があるとして、往時より參詣者の後を絶たないが、之は秀秋は性來齒質が悪く、齒痛で難儀したのでそれを封じるのだといふ(岡山秘帖)。同情悲願の一種で各地にある。

ハクサンサウジン(白山相人) 讃岐三木郡高岡郷白山に、阿部清明の後裔と云ふ者が居る。之を白山人相見と云ふ。箕作を以て業とする(讃州府志卷四)。

ハクシジンジャ(齒櫛神社) 下總銚子市川口に川口明神がある。社傳に昔四日市に長者あり女を延命姫と云ひ、阿部清明を嫁とす。清明は姫の醜婦を嫌ひ、海岸に草履をぬぎ投身したと見せて隠れた。姫跡を追ひ投死す。姫の齒と櫛とを收て祀り齒櫛明神と稱す、後に白紙と誤る。毛の赤く又縮れ毛には櫛を納めて驗ありと(利根川圖誌卷六)。

ハクシヤチンセツ(白蛇傳説) 豊後大分郡東庄内村の明神社へ、昔行商の村人が參詣して、社殿の横に白蛇

の蟠るのを見た。行商人は境内を出ると大金を拾ひ一躍大金持になつて榮えた。白蛇を見て金持にならうと村人の參詣が多いが見た者はない(豊後傳説集)。

ハクテウスウハヒ(白鳥崇拜) 陸奥東津輕郡平内村では、白鳥食禁は勿論の事、地に落ちた羽毛まで町噺に拾ひ上げて神棚に納める。異變あつて若し白鳥の斃れる事があれば、人間と同じく塚を築て厚く葬る(津輕舊事談)。

ハクマイジャウ(白米城) 伊豆笹原の蔭山勘解由の居城が敵軍に攻められ、烈風の夜に麓に火を放された時城中に水がないので一計を案じ、兵糧倉を開いて米を山上から流した。猛火の中に米は流れ出たが火防の役に立たず、遂に城は敵軍の手に落ちた。四百年後の今も城山から焦米が出る(伊豆傳説集)。按に、此傳説は少しづつ内容をかへて各地に存してゐる。神祭用の焼米から出發した傳説であらうと云はれてゐる。

【参考文獻】

白米城の話(柳田 國男) 郷土研究四ノ三
ハゲガミ(禿神) 淡路三原郡地方頭村に八幡社あり、毎年八月十二三日の兩日神祭に角力がある。此日多く

は雨が降る俗に氏神は頭髮禿ておはせば、祭日に人の詣て來るを恥て泣給ふと云ふ(淡路常磐草卷七)。

バケチザウ(化地藏) 岩代野澤町の遍照寺。境内の六地藏は形石燈籠の如く、夜中怪しき者に變じ人を誑かせしが、或時一勇漢の爲め疵を蒙り今尙竿石に太刀創がある(河沼郡案内)。

ハゴロモデンセツ(羽衣傳説) 世界的に分布してゐる傳説であるが、結論は學者によつて異説あり、現在では必ずしも一定して居らぬ。寡聞の學問では企て及ばぬので、茲には參考資料だけを挙げる。

【参考文獻】

羽衣傳説の研究(高木 敏雄) 日本神話傳説の研究
南ノ嶋の清水(柳田 國男) 國粹二ノ五所收
浦嶋と羽衣(中田 千畝) 閑話叢書本
駿河三保松原(羽衣神社) 駿府内外寺社記抄
近江伊香郡川並村(天満神社) 近江輿地志略卷九一
丹後竹野郡船木村(奈具神社) 塵添盛囊鈔卷四
播州印南郡神吉村(天ヶ原) 増補播陽里翁説
美作勝山町宇江川(高應神社) 美作國神社資料
肥後宮地町(田鶴原社) 阿蘇郡誌

ハシカヘー〔著書〕 上總長生郡二宮本郷村眞名では、十二月二十三日著替へとて、勝軍木の木の箸を新調し、歳神に十二人前獻る。閏年には十三人前とす（南總の俚俗）。

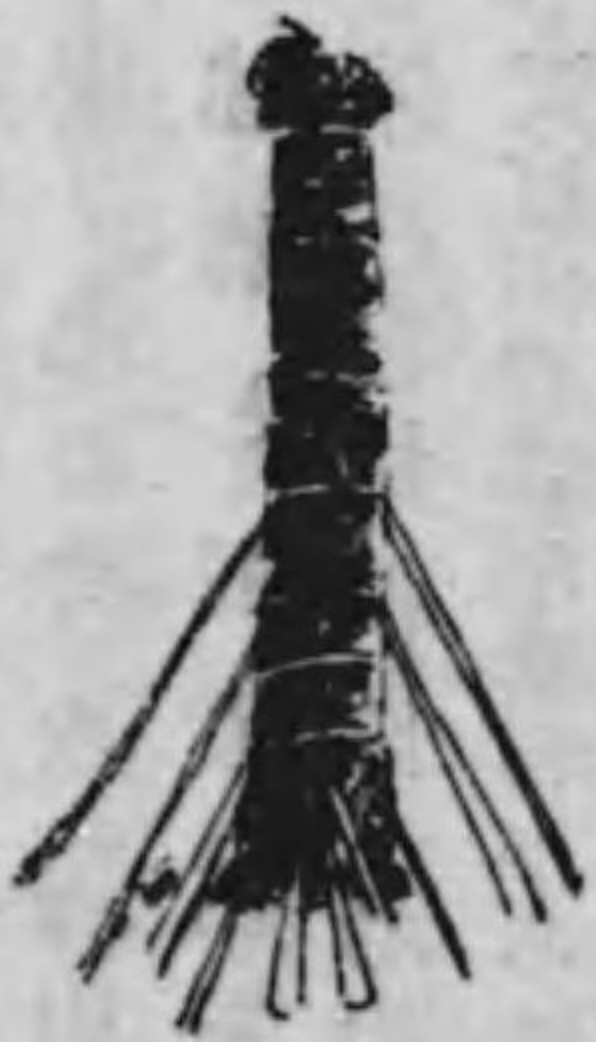
ハシタチマンセツ〔著立傳説〕 筑前宇美町の宇美八幡宮境内に逆杉がある。神功皇后が御中食の箸を逆に立てたのが成長したと傳へてゐる（飛廉起風）。大和宇陀郡内牧村高井に、幹が二十幾本に分れた老杉がある。昔弘法大師が寶生山へ登る時、此處で辨當を食べられ其時の箸を地に立て成育したのが此杉であると云ふ（大和の傳説）。此傳説も杖立傳説及び挿木傳説と同じく、各地に夥しきまで存してゐる。

ハシラカツキ〔柱擔〕 陸奥鮎ヶ澤町邊では、正月十六日の夜に漁師の子供が一尺位の木刻の船に、各持船の名を書いた簡単な帆をかけて『柱かつぎに参りました』と云ふて来て餅や菓子を買て歸る（むつ第二特輯號）。

ハシラタテ〔柱立〕 飛騨吉城郡上寶村邊では家屋を新築する時、柱礎を修する事をヘトカサと稱す。當日は知己親族の外に村内一戸一名宛助手に來り柱礎をなす就中大黒柱には神酒洗米を大なる鏡餅二個を供ふ（人類學雜誌三ノ二四）。

類學雜誌三ノ二四）。

ハシラマツ〔柱松〕 京都嵯峨清涼寺の柱松は二月十五日に行はれるが、先づ釋迦堂前へ松の枯枝を藤臺で結へた大松明を三基立てる。高さは二丈五尺位ある此三



基の松明の中兩端が早稲と中稲、一基が晚稲と定められ、其燃方によつて米作を豫想する。時刻が來ると本

堂前には嵯峨村十二區が持ち出した、一番から十二番まで番號を示した古風な高張が並ぶ。此火の燃え移つた瞬間その高張の高低によつて、十二月の米の高低を占ふ。やがて一束の枯松へ火を點じ三基の松明へ移すと凄じい音で燃上る。群集はやんやと囃す。此最中に例の釋迦念佛を唱へる。高張提灯も動く燃え盡す時間は十五分位であるが、山門伽藍は炎々たる焰と火粉に相映じて實に壯觀である（日本歳事史）。按に、柱松の行事は修驗道の作法で各地に在るが、今は此一例にとどめた。

【參考文獻】

柱松考（柳田 國男） 郷土研究三ノ一

火祭考（本山 桂川） 土ノ鈴十輯連載

ハタオリイケ〔機織池〕 信州西駒ヶ岳の山中に濃ヶ池がある。昔山麓大原の豪農に優れた美女があつたが、幾度婿を迎へても逃げ歸る。悲みの餘り或夜娘は濃ヶ池に辿りつき、月明りに我が面を映して見た。髪は逆立ち頭には角がはえて悪鬼となつてゐたので驚き池へ投身した。今も水底に娘が機を織る音が聞えると云ふ（山の傳説）。按に、機織池傳説は各地にある。或説に聽音の錯覺と云ふが信じられぬ。アイヌ語で池をハツタと云ふより起つたものではあるまいか。

【參考文獻】

機織御前（柳田 國男） 日本神話傳説集

ハタオリタイム〔機織を忌む〕 長門厚狹郡吉部村にては五月の節中は機を織らぬ。若し村中に織る者あれば片雨片旱ありとて忌む（長門國風土記卷二）。

ハダカキヤウジ〔裸行事〕 常陸土浦町在小巻の末社大波明神。六月四日の宵宮に村の娘一同赤裸々で、拜殿前の焚火を廻りながら盆踊の如き歌を唄ふ。終れば巫女が霞ヶ浦へ飛び込み、肩まで水中に没し翌曉寅刻まで水浸りとなる（人類學雜誌二九ノ三）。

ハダカマツリ〔裸祭〕 沖繩宮古島最古の村と云はれる狩俣と嶋尻には、裸體で山籠りする祭が残つて居る。最後の祭にはノロ（祝女）の司は眞裸體となりて秘儀をする。女神が白裝束をなし、頭に木の葉を冠て國創めのオモロを謳ふ。男は之を見る事を許されぬ（法律學研究八ノ四）。

ハダカマヘリ〔裸參〕 長野善光寺正月六日夜より十四日まで、三門より全堂の向拜迄男子は赤裸で腰に注連繩をはり、女子は單衣きて百回往還する。此裸參は中世の四十八度參りの餘風ならんか（芋井三寶記卷中）。

ハダカヲドリ〔裸踊〕 京都市外日野薬師阿彌陀堂へ正月十六日夜に信者が集り裸になり歌を謡ひ、二人づゝ背中を合せて縁を廻る。之を日野の裸踊といふ。元來此薬師は乳なき婦人が信仰し、佛供米を乞ひ粥として食すると必ず驗があるので、其謝恩にと里人を雇うて踊らしたのが起りである（日本歳事史）。

ハタツカ〔旗塚〕 武蔵入間郡下淺羽村に旗塚あり、昔城賣めあつた時旗を建た所であると。其旗を神に祀り幡戸明神と稱し、同村及び上淺羽村の鎮守である（新編武蔵風土記稿卷一七〇）。

ハチヤ [鱒] 鱒魚の形小さく、鱗の中に富士山の模様ある故、目出度魚と祝ふ。元は常陸の水戸に生じ、佐竹侯が秋田へ國替を仰付られて魚も秋田へ越したといふ(一話一言卷一一)。

ハチ 紀伊海草郡山東村にハチ部落がある。夙にあらざエタ非人とは無論別なもので今も染物屋、又は籠細工の業をしてゐる(南方來書卷一〇)。別項ハチヤ参照。

ハチオソヒヒラ [恥覆坂] 沖繩國頭郡にハチオソヒヒラがある。昔婦人が此坂で死し恥所を出してゐた。行人は傍らの柴を折て之を覆ひ隠して過ぎたが、今でも其習俗が残つてゐて、此處を通る者は菩提の爲めと柴を手向ける(同郡誌)。柴手向の原義か。

ハチタ、キ [鉢叩] 京都の空也堂のある所に、昔は鉢叩町とて一構の町があつたが、今はないが空也上人の遺跡である。上人は鹿を飼つて居たが獵夫に殺された上人其獵夫に乞ひ角を請て杖とし、獵夫に佛道を説いたので獵夫發心し、瓢箪を叩き上人の法語を誦して修行したので世に之を鉢叩きといふ(京雀)。元來鉢叩とは鐵鉢を叩く事の名稱で、始めは米錢を乞ふべく鉢叩きをやつたのであらう。此寺僧は半僧半俗有髮の者で

常に茶釜を造つて大晦日と元日に賣りに出る(以上。日本歳事史)。

ハチニンツカ [八人塚] 越後蒲原郡芹田村に八人塚がある。其由来は不明だが、盜賊が多數居つた地たと云ふ(新編會津風土記一〇二)。

ハチフ 俗に人を擯撥する事をハチフと云ふが公家御修法等の時は小野智徳召に應じて供奉するのが舊例である。此輩は此會に限り撥無(ハチフ)されると云はれてゐる(一話一言卷二)。按に、ハチフの語原は明白でない。佛教天部の八部と云ふ説もあるが(風俗畫報)足利市外の農村では、人間の交際を出産、婚禮、葬儀病氣、火事、旅行、建築、法要、水害、負傷の十となし、村刎ねとなれば此うち葬儀と火事との二ツだけ交際し、他の八ツをせぬのでハチフと云ふと傳へてる。

ハチメンダイワウ [八面大王] 信州有明山麓に藥草採りの男があつたが、或日山中で山賊八面大王に攫はれた。其子彌助が成長し二十一歳の時、畏に懸つた山鳥を救ひ、其後吹雪に憫む美女を助けて妻としたが、八面大王は其後も村里を襲ふて苦しめた。一夜觀世音のお告で十三節ある山鳥の尾の矢を用ふれば、之を退治

得る事を知り、妻は彌助に代つて得難い山鳥の尾を持ち歸つた。それは妻となつてゐた山鳥の報恩であつた。八面大王も念力籠る彌助の矢面に遂に滅びた(山の傳説)。

ハチヤ [鉢屋] 出雲飯石郡鉢屋は尼子氏以來由緒ある故、之を十阿彌に分ち各郡に配當す。罪人あれば鉢屋之を捕へ、又監守に當る。未決囚は鉢屋宅に拘留した(同郡誌)。又一種の賤民であつた。

ハツピヤクビクニ [八百比丘尼] 若狭小濱に生れたと云ふ一少女が、父の貰つて來た人魚の肉を窃に食した爲に八百歳の長壽を保ち、殆ど日本國中に足跡を印したと云ふ不思議の存在である。併しながら彼女は要するに巫覡の徒であつた。今に若狭の空印寺にある石像が、手に棒の枝を持つてゐるのは、八千代の棒の長命の象徴ばかりでなく、又巫覡の標とも見られるのである。詳細は參考文獻に據られたい。

【參考文獻】

八百比丘尼 (中山 太郎) 日本巫女史一節
ハツホ [初穂] 播磨明石郡林崎村の村社御崎神社は、昔此所に山王初穂船二艘ありて、同社の祭典前日には

此浦の沖に出で、東西に往き通ふ荷積船に對して初穂を乞ふた(林崎村郷土誌)。飛鉢傳説参照。

ハチイセキ [馬蹄石] 神を信ずる者は體て神を疑ふ者である。神が降臨したと云ふも何か證據が無ければ安心がならぬ。馬蹄石には斯うした心理が加つてゐる事を考慮すべきである。

【參考文獻】

馬 蹄 石(中山 太郎)旅と傳説
陸中紫波郡煙山村(源 義 家)岩手縣下之町村
岩代大沼郡萩窪村(愛 宕 神)大 沼 郡 誌
相摸足柄上郡駒形村(駒 形 神)新編相摸風土記
甲斐郡留郡金井村(傳 下 明)甲斐國志卷三六
駿河安倍郡坂本村(摺 墨)駿河志料卷三三
信州下伊那郡龍丘村(觀 世 音)傳説の下伊那
攝津河邊郡矢間村(源 滿 仲)攝津群談卷一七
越前吉田郡岡保村(朝 倉 氏)吉 田 郡 誌
出雲楯縫郡宇賀村(國 造 神)同國式社考卷下
長門美禰郡伊佐村(神 後)長門風土記卷一〇
土佐播多郡三崎村(籠 串)土佐古跡巡遊錄
肥後阿蘇郡古城村(阿 蘇 神)阿 蘇 郡 誌